14.4
739

融和事業年鑑

(昭和四年版)

融和事業年鑑

(昭和四年版)

中央融和事業協會

K4-739

融和事業年鑑（昭和四年版）

例言

一、本書掲載の記事は、昭和三年四月より同四年三月迄の融和事業全汎に渉り、政府並に各府縣の施設、融和團體の組織、並にその活動、會議、水平運動の狀況等を類輯したものである。

一、掲載事項は、各府縣廳並に各融和團體の調査報告、新聞雜誌の記事等に據つて、取捨按排せるものと、本協會が直接調査した所に據るものとから成る。

一、總目次は之を卷頭に掲げ、各編の細目は各編の扉裏面に掲げた。

一、終りに本年鑑を發行するに方り、資料蒐集其の他に關して多くの便宜を與へられ

たる各府縣廳、並に各融和團體に對して厚く謝意を表し、重ねて將來に於ける援助を切望する。

一、本書の編纂に就き河上正雄、土屋政一兩氏を煩したことを附記して其の勞を謝する。

昭和四年八月

中央融和事業協會

融和事業年鑑（昭和四年版）目次

發行所寄贈本

第一編　融和事業に關する行政……（一）

第一章　總說……（一）

第二章　政府の施設事業……（三）

第三章　各府縣の施設事業……（五）

第四章　融和行政諸會議……（一〇）

第五章　第五十六議會と融和問題……（一一）

第二編　融和團體……（一三）

第一章　融和團體要覽……（一五）

第二章　融和團體の全國的活動……（一七）

第一節　地方的協議會……（二三）

第二節　全國的協議會……（二三）

……（二四）

第三節　第一回國民融和日……（一三二）
第四節　御大禮記念全國融和團體聯合大會……（一三七）
第五節　全國融和團體聯合大會の殘務協議會……（一四四）
第三章　融和團體の組織と活動……（一四七）
第一節　全國的融和團體……（一四七）
第二節　地方的融和團體……（一六三）
參考編……（一七一）
第一　水平社運動……（一七一）
第一章　概　說……（二六五）
第二章　水平社の組織……（二六七）
第三章　水平社運動第七年……（二七一）
第二　昭和三年度全國融和日誌……（二八六）
第三　昭和三年度發行の參考資料……（二九二）
第四　融和團體職員住所錄……（二九七）
附錄　府縣及融和團體事業一覽表

第一編　融和事業に關する行政

第一編　融和事業に關する行政

第一章　總說……（一）

第二章　政府の施設事業

1　訓令及通牒……（五）
2　地區整理……（三）
3　地方改善施設費補助……（三）
4　育英奬勵……（一四）
5　融和機關奬勵……（一五）
6　地方事務職員……（一六）
7　功勞者表彰……（一六）
8　生業資金融通……（一七）

第三章　府縣の施設事業

一　東京府……（二〇）
二　京都府……（二〇）
三　大阪府……（二七）
四　神奈川縣……（二九）
五　兵庫縣……（三三）
六　埼玉縣……（三六）
七　群馬縣……（四〇）
八　千葉縣……（四二）
九　茨城縣……（四七）
一〇　栃木縣……（五〇）
一一　奈良縣……（五一）
一二　三重縣……（五四）
一三　愛知縣……（六〇）
一四　靜岡縣……（六二）
一五　山梨縣……（六五）
一六　滋賀縣……（六八）
一七　岐阜縣……（六九）
一八　長野縣……（七一）
一九　福井縣……（七二）
二〇　石川縣……（七三）
二一　富山縣……（七四）
二二　鳥取縣……（七四）
二三　島根縣……（七七）
二四　岡山縣……（七九）
二五　廣島縣……（八二）
二六　山口縣……（八八）
二七　和歌山縣……（九〇）
二八　德島縣……（九二）
二九　香川縣……（九七）
三〇　愛媛縣……（九九）
三一　高知縣……（一〇二）
三二　福岡縣……（一〇四）
三三　大分縣……（一〇六）
三四　佐賀縣……（一〇七）
三五　熊本縣……（一〇九）
三六　鹿兒島縣……（一一〇）

第四章　融和行政諮問會議

1　地方長官會議……（一一一）
2　警察部長會議……（一一二）
3　學務部長會議……（一一二）
4　全國特高課長會議……（一一三）

第五章　第五十六議會と融和問題

建議、請願……（一一三）

第一章　總說

現代我國の社會問題中、最も重大なる問題として所謂融和問題がある。此は同じ國民にして親和輯睦すべき筈の同胞が歷史的傳統に基づく差別の感情の爲に、相互間に疎隔を生じにゐるといふ悲しむ可き事實あるに對して、その疎隔の撤廢を徹底的に要求する爲めに起れる問題である。

近時本問題を解決するためには、政府を始め、公共團體の施設により、又は融和團體の活動によつて、同胞疎隔の社會罪惡を絶滅し、以て同胞無差別の實を擧ぐることに努力する樣になつたことは一面に喜ぶべきことであるが、今尙同胞疎隔の事實の存することは眞に悲むべきことゝいはざるを得ない。

政府がこの不合理なる同胞間の差別撤廢の要を認めたのは遠く明治維新の際に萌芽を發し、五箇條の御誓文の渙發となり、次いで明治四年八月二十八日の太政官布告第六十一號の發布となつて法制上の差別を撤廢したのであつた。

社會進化の趨勢は各人の感情を和らげ制度の上の平等と相俟つて從來長く疎隔したる國民相互をして必然的に親和輯睦せしめねばならぬ筈である。然るに因襲の力は意外に根强く頑固であつて、自然の推移に任せては到底融和の實を擧げることの困難なるを認め、內務省も明治四十年頃より各種の調査と改善施設とに着手するに至り、一面に於ては地方廳に通牒して實狀の調査及改善に着手すべきことを促し、或は主務大臣より地方長官に訓示し、或は官吏を派遣して視察指導を爲さしめ、或は成績顯著なる改善團體及篤志者を選奬し奬勵金助成金を交付して益々其成績を擧げることに勗め或は本事務に關係ある各地方の官吏、吏員及篤志者を主務省に集めて實況を聽き、意見を交換し、協議を遂げ、或は社會事業調査會に諮問して其答申を求め、或は關係省及各地方廳に通牒を發する等直接間接に事業促進の歩を進め、一方地方廳に於ては郡市役所、町村役場、各警察官署等を督勵して或は改善機關を設置せしめ、或は講話會を開きて郡市役所、警察署、町村役場、小學校、巡査駐在所等より交々臨席して改善指導に盡し、貯金の奬勵、就學出席の督勵、風紀の改善、職業の奬勵、衛生の普及等に力を用ひ、一面に於ては一般民衆との接觸融和の方法を講じ、尙地方によりては特にこの事業專任の職員を置きて巡回講話、事業相談、移住奬勵其他の方法によりて事業の達成を圖りつゝあつたのである。

時代は益々進展して此の事業が現代社會問題中最も解決の急を要する大問題であることを一般に認められる樣になり、部落改善費の豫算五萬圓が初めて第四十三議會を通過し、大正九年內務省に社會局が新設せられると共に此事業に一層力

を用ゆることゝなり、改善費補助として十七府縣に對して四萬三千圓を配布した。

翌十年度於ては此事業に最も關係深き二府十縣に國費によろ專務職員を置きて事に當らしめることゝなつた。

十年度に於ては豫算二十一萬圓の內國庫より關係地方に配布したる事業補助額は十四萬五千七百六十圓であつた。これに地方費（補助）並に事業經營主體の支出等を併算するときは總額六十五萬二千七百圓に上つた。

大正十一年度に於ける政府の豫算は前年度同樣二十一萬圓にして此中支出額は十九萬五千八百八十七圓であつて、これに府縣費及事業經營主體の支出額を併算するときは其額八十九萬六千三百圓であつた。

十二年度に於ては更に積極的施設を爲し事業名をも地方改善事業と改稱した。此從來部落改善事業と稱せし事業名を地方改善と改稱せし所以のものは、唯單なる名義の改稱にあらずして、事業の方針、事業の實質の上に一大進展をなした爲めである。

これまでは主として所謂部落の改善をなすことによつて目的の達成を期したのであるが、世態の推移と社會の現狀とに鑑み所謂部落の改善以外更らに所謂部落民に對する一般民の差別的偏見を芟除する方法を講ずることの必要且つ適切なるを認め、其方面の施設をも併せ講ずるに至りたるを以て、從來の部落改善の名はこれまでの施設には適當であつたのであらうが、大正十二年度以降の施設に對しては妥當を缺くを以て玆に地方改善事業と改稱した所以である。即ち地方改善とは地方に於ける傳統的偏見、不合理なる因襲に起因する同胞間の親和を妨ぐの惡風弊習を改善する一切の事業といふ意味であつて、決して部落改善の代用熟字ではなかつたのである。

大正十四年頃から此の事業に對して一般的な意味から融和事業の名稱を用ひるやうになつてゐる。その當時は政府の部落改善施設に對して一般の啓蒙の事業に名附けられたもの、如く考へられたが、政府としては部落改善の域を脫して、更に一般啓蒙にまで進み、既に地方改善事業と改稱してゐる時とて、其間何等相違するところのものはなかつた。近來では異論を挿むものもなく、概して政府、並に公共團體の施設に對しては地方改善事業と呼び、融和團體等の民間施設に對しては融和事業を以て通稱されてゐるやうである。

大正十二年度に於ては事業名の改稱に伴ふ積極的施設を爲すため國費四十九萬一千圓を計上して前年度の事業を繼續するの外更に同胞相愛觀念の普及宣傳、融和機關の設置奬勵、育英事業、地區整理事業等をも併せ行ふことゝなつた。

十三年度の國費豫算は五十二萬二千五百圓、十四年度は五十五萬四千圓、十五年度は五十八萬五千五百圓、昭和二年度は六十一萬七千圓、昭和三年度も六十一萬七千圓にして其施設は前年度の事業を繼承し、更に本年昭和四年度に於ては融和機關奬勵費を四萬四千圓增加して益々融和促進に力を致さしむる樣になつた。

第二章　政府の施設事業

昭和三年度の地方改善事業豫算は前年度と同じく六十一萬七千圓である。今其事業の概要を擧ぐれば、地區の整理に依る環境の改善をなし、或は育英を奬勵して其人物を養成し、各府縣を單位とする融和促進機關の組織を奬勵して、地方の狀況に適切なる各種施設をなさしめ以て差別觀念を除去し彼此融合の實を擧げしめ、又は授產所共同浴場、住宅の改善、衞生狀態の改善、公會堂の設置、補習教育、副業奬勵、道路橋梁の改修其他本事業に關する各府縣其他の施設を補助する等精神物質兩方面より融和促進の實を擧げむとするのである。

尙、昭和四年度に於ては融和團體に積極的活動をなさしむべく、融和機關奬勵費を四萬四千圓增額することとなり、昭和四年度の地方改善費豫算總額は六十四萬八千圓になつた。

(1)　訓令及び通牒

訓　令

一、地方改善に關する內務大臣の訓令

內務省訓令第二十二號

北海道廳府縣

國家の健全なる發達は國民をして各其志を遂げしめ國內諸方面に亘りて相互に克く協調融和の實を擧ぐるにあり予の內務の局に當る常に此の心を以て事に從ひ其の實行を期せんことを念とせり顧るに明治維新の初め先帝叡慮を以て五箇條の御誓文を發せられて舊來の陋習を破り天地の公道に基くべき旨を宣し給ひ爾て明治四年八月太政官布告を以て一部國民に對する從來の稱呼を廢し身分職業共に何等差別を設けざる旨公布せられたり爾來茲に五十有餘年此の間中央地方相共に力を合せて地方改善の事業に勉め其の成績漸次見るべきものあるを致せりと雖然も今尙國民の間には因襲的偏見を脫却する能はず依然として融和を缺くの憾なしとせず今や世界の各國は人類相愛の大義に依りて社會の平和幸福の增進に銳意其の力を致しつゝあるの秋徒らに差別的偏見に促はるゝが如きことあらむか是實に社會の圓滿なる發達を期するの途にあらず各位は地方改善の基調先づ差別的偏見を絶つるにあるを念ひ克く此の趣旨の普及徹底に勉むると共に最も懇切有效なる計畫を立て國民相愛の實績を擧ぐるに於て違算なきを期せらるべし。

大正十二年八月二十八日

內務大臣　水野錬太郎

二、融和促進に關する内務大臣の訓令

内務省訓令第六號

廳、府　縣

融和事業の基調は差別の偏見を絶つに在り其の要旨は冀に訓令を發して之を明にし各位一層の奮勵を期待する所ありたり爾來公私の施設年と共に進み實績漸く見るべきものあるを致せりと雖多年の因襲容易に除き難く不合理なる差別事象今尚其の跡を絶たざるは洵に聖代の恨事と謂はざるべからず。

今や昭和の盛世を迎へ近く即位の禮及大嘗祭を行はせられむとす是れ正に擧國一致更始一新を策すべきの秋なり乃ち維新の洪謨に遵ひ拮据盡瘁各自其の最善の力を致し以て建國の大義を恢弘する所なかるべからず地方當局者亦能く此の機運に察し國民融和の實現に一段の努力を加へ益國體の精華を發揚せむことを期すべし之が大成の方途素より多岐なりと雖左の各項の如きは特に留意を要する所なり。

一、建國の大義を闡明し一視同仁の叡旨を宣揚すること
一、國民の自覺を促し融和觀念の徹底を圖ること
一、融和の障碍たるべき事象は速に之を除去すること
一、差別の言動は嚴に之を爲さしめざるを期すること
一、社會生活に於て機會均等の實を擧ぐること

念ふに差別の事たる條理に悖り人道に反するや言をたず之を芟除して弊竇を絶つは我國民共同の責務にして又國運進展の要諦たり各位克く此の意を體し更に有效適切なる施設を講じ共存共榮の成果を收むるに於て萬遺憾なからむことを望む

昭和三年四月二十九日

内務大臣　鈴木喜三郎

一、融和促進施設に關する件依命通牒

（大正十二年五月十一日社發二部第一四一號）

地方改善上國民相互間の因襲的差別觀念を撤廢し融和親睦の實を擧ぐるは剰下最も緊切のことたるを認め中央に於ても此種施設に對し援助を與へ目的の達成を期せしむべく目下考慮中に有之候に就ては此際貴管内の融和促進施設中縣（府）を區域として活動し成績優良なるものに對しても審査の上相當助成可相成見込に有之候條左記項目に依り至急調査の上御内申相成度

追て縣（府）を區域とする本文同種のものは今後施設せらるべきものに就ても同樣助成可相成見込に付之に關しては豫め當局と打合せらるる樣致度

記（略）

二、地方改善費補助申請に關する件通牒

（大正十二年六月四日社發二部第一四九號）

地方改善に關する施設事項に就ては大正十年六月六日發社會第六三號を以て社會事業調査會に於て審議決定したる要綱に基き地方の實情に應じ施設計畫せらるる樣通牒致置候事に有之爾來有に則り夫々計畫實行相成候事と存候處此際時勢の進移に伴ひ斯業をして愈々現下の情態に適切ならしむるの要可有之と存候此邊特に御留意の上一層の實績を擧げられ候樣可然御配慮相成度

追て補助すべき事業の選定に當りては從來の經驗に鑑み時勢の進移に察し左記事項に就き相當御配慮相成候樣致度爲念申添候

記

一、差別觀念の除去方法に一層重きを置くこと
二、公會堂等を建設するに當りては單に一地方の者の專有と爲し他地方の者との共同利用を好まざるが如きあらば其之ある爲め却て一般相互の融和を妨ぐるの虞あるに付此邊十分なる考慮を以て計畫すること
三、改善の効果著しと認むる施設にして多額の經費を要し繼續的計畫に依らんとするものに對しては當局に於ても豫算の範圍内に於て數年に渉り補助するの方法を取るべきに付右御含みの上事業遂行に遺憾なからしむること
四、市町村費を以て當然支辨すべき他の一般事業を地方改善費の補助に俟つが如きことなからしむること
五、事業施設に就ては戸口の多寡に拘らず其の急を要するものに重きを置くこと
六、補助を與ふる地方改善の事業は個人又は關係部落の經營たらしめず可成市町村の經營たらしむること

三、融和促進に關する建議の件還牒

昭和三年一月九日

各地方長官宛

社會局長官

今般中央融和事業協會長平沼騏一郎より別紙の通り建議有之候處右は現下社會の情勢に鑑み洵に機宜に適したるものと思料せられ候條克く地方の實情を査察し速に適切なる施設を講ぜられ以て之が目的の達成を期する樣特に御配意相成度

建　議

國民多年の因襲に基く差別事象の今尚其の跡を絶たざるは洵に聖代の恨事なり政府は明年擧げさせらるべき御大典を期とし此の際一層有效適切なる方途を講じ特に祭祀、氏子關係、團體の組織其の他に關する社會的差別事實を根絶すべき相當の措置を執られむことを望む。

右本會評議員會の決議に依り及建議候也

昭和二年十二月八日

中央融和事業協會長　平沼騏一郎

内務大臣　鈴木喜三郎殿

理　由

明治維新の初御誓文の宣布あり次で四民平等の令を發し給ひてより星霜玆に五十有七年　今上陛下至仁至慈祖訓を紹述して以て黎民を子視し同仁同澤の憲を垂れさせ給ふ叡慮深厚洵に感激に禁へず陛下曩に寶祚を踐ませ給ひ近く明年を以て御卽位の大典を擧げさせ給はむとす國民の扑舞慶喜何物か之に若くあらむ而も此の聖世に浴し此の慶典を前にして聖旨今尚徹底せざるものあり同胞の間因襲的偏見を固持し差別の陋習未だ其の跡を絶たず動もすれば相疎んじ相隔つの事象を見るあるは國民和協の大本に悖り國運の進展を阻止するものにして叡旨に對し奉り眞に恐懼措く能はざる所なり之が匡正

に關しては當局夙に留意せられ各種の措施を講せらるゝ所ありと雖も尙此の際一層適切の方途を樹て明年秋季擧げさせらるべき御大典を期として差別觀念より生ずる不合理の事象特に祭祀、氏子關係、團體の組織其の他に關する恨事を根絶するに於て最も有效適切なる施爲を遂げ以て名實共に昭和の聖代を現出し四民諧和擧國一致の果を結び國民相率ゐて和氣藹々の裡に御大典を奉祝するに至らむことを切望に堪へず玆に本會評議員會の決議に依り政府當局に對して機宜の措置を望む所以なり。

四、融和促進に關する件依命通牒

昭和三年三月十七日　　社會局長官

各地方長官宛

融和問題に關しては政府は夙に之に留意し各般の施設を講じ國民融和の實を擧げむことに鋭意努力中に有之候處純近時代の趨勢は益々融和促進の急務なるを痛感せしむるものあり依て一層適切なる施設を講じ以て國民融和の目的達成上遺憾なきを期するの要あるを認め昭和二年六月之が方策に關し內務大臣より社會事業調査會に對し諮問相成候處同年十二月別紙の通り融和促進に關する施設要綱の答申有之候條貴官に於ても爾今該要綱に基き夫々地方の實情に應じて施爲宜しきを制し以て本事業の目的達成上遺憾なき樣特に御配意相成度。

融和促進に關する施設要綱

諮問第五號　　社會事業調査會

現下の社會事業に鑑み融和促進上最も適切と認めらるゝ施設に關し其の會の意見を求む

昭和二年六月十八日　　內務大臣　鈴木喜三郎

說明

所謂部落問題の解決に關しては政府は夙に其の必要を認め各般の施設を講じて國民融和の實を擧げんことを期し鋭意努力中にありと雖も近時代の趨勢は益々融和促進の急務なるを痛感せしむるものあるを以て今後一層適切なる施設を講じ國民融和の目的達成上遺憾なきせ期するの要ありと認む、仍て現下の社會事情に鑑み融和促進上最も適切と認めらるゝ施設に關し各位の意見を求む。

融和促進に關する施設要綱

（昭和二年十二月十六日答申）

融和問題の解決に資すべき方途固より多岐なるべしと雖要は因襲に基く差別的偏見を芟除し國民相互の覺醒を促すと共に地方の實情に應じ生活の向上安定を圖るの方策を樹て以て共存共榮の實を擧げしむるに在り而して左記各項の施設を講じ之が徹底を期するは現下の社會事情に鑑み最も緊要なりと認む。

一、融和事業に關する各般の計畫調査並に奬勵の爲め中央地方に機關を特設し融和事業の擴張充實を圖ること

イ、融和事業の現狀に鑑み主務省に一課を設くること

ロ、融和事業に從事する爲め地方廳に社會事業主事又は社會事業主事補を置かしむること

ハ、融和事業に從事する爲め主要市町村に主務職員並に委員其の他の機關の設置を促すこと

二、中央地方の行政各部局は融和事業に關し其の連絡を一層緊密ならしむること

三、融和團體の設置並に活動を促進すること

イ、中央地方に於ける融和團體相互の連絡提携を一層緊密ならしむること

ロ、主要府縣にして未だ融和團體の設置なき向に對し之が設置を勸奬し其の實現を期すること

ハ、既設團體の活動を促進し地方の實情に應じ一層適切たる施設を講ぜしむること

四、融和觀念の徹底に關し一層適切なる施設を行ふこと

イ、講習會、講演會、協議會、懇談會、活動寫眞會等の開催、印刷物の配布等に依り融和觀念を强調すること

ロ、官公署、學校、青年訓練所、軍隊、寺院、教會等に於て教育敎化等に際し融和觀念の徹底に勞めしむること

ハ、融和に關する美談、美蹟を蒐集調査し選奬其の他の方法に依り融和促進に資すること

ニ、宗教團體、敎化團體、戶主會、婦人會、男女青年團體、社會事業團體其の他各種の團體に於て協力して融和觀念を高唱せしむること

ホ、會社、工場等多數の從業員を有する向に對し融和觀念の普及を圖らしむること

五、融和の障碍となるべき事象の除去に努むること

イ、官公署、軍隊、學校、銀行、會社等の職員の採用、待遇等に關し取扱ひを異にせざるの趣旨を徹底せしむること

ロ、祭禮、婚儀、葬禮、社交又は借家、借地、小作、金融團體の組織等に於て社會生活上の機會均等を妨ぐるが如き陋風の打破に努むること

ハ、差別的言動は絶對に之を爲さゞるの風を徹底せしむること

六、各種各程度の敎育の普及向上を圖ること

イ、中等敎育、專門敎育に關する奬勵の施設を講ずること

ロ、小學校敎育、補習敎育、社會敎育、徒弟敎育等に關する普及奬勵の施設を講ずること

七、經濟並に文化の向上、環境の整理に關する施設を完備して融和の促進に資すること

イ、生業資金の貸付、職業の轉換、移住の奬勵、共同作業場授產場の設置、副業の奬勵、產業組合、漁業組合の奬勵等の施設を講ずること

ロ、隣保館、集會所、圖書館等の設置並に趣味の向上に關する施設を講ずること

ハ、地區の整理、住宅の改良、道路の改修、給水排水の設備、共同浴場、診療所の設置等の施設を講ずること

八、融和事業從業員の養成に關する施設を講ずること

以上諸施設に對し政府は其の指導奬勵に萬遺算なきを期すると共に左の各項に依り相當の經費を支出し其の實施並に助成に勞むる

の要ありと認む

一、主務省に於て職員の増置其の他融和事業の調査奨勵の爲め相當經費を支出すること

二、地方廳に於て融和事業の爲め特設する職員に關する經費を補助すること

三、融和團體奨勵に關する經費を增額すること

四、生業資金貸付に關する經費を支出すること

五、育英奨勵に關する經費を增額すること

六、主要なる地區整理に關する經費を增額すること

七、地方廳の融和事業費に對する補助を增額すること

同附帶決議

【第一】以上各項に付ては政府、公共團體、融和團體等相協力提携して夫々必要と認むる施設を講じ之が實效を擧ぐるに努むべきは勿論なるも、現下の實情に鑑み大體左に依り之を實施し以て速に融和促進の實績を收むるに努め、社會福祉の增進を圖るに於て萬遺憾なきを期せられむことを望む

(一)、主として政府、公共團體に於て施設すべき事項

イ、融和問題に關する調査研究に努むること

ロ、融和事業に關する機關の充實擴張を圖ること

ハ、融和事業に關し官公署に於て連絡上遺漏なきを期するため適當なる方法を講ずること

ニ、教育上學生生徒に對し融和觀念の普及涵養に努むると共に教科書の編纂檢定に際し一層共存共榮の德目を加へ之が徹底を期すること

ホ、官公吏、軍人等に對し融和觀念の普及徹底を圖ること

ヘ、職員の採用待遇に關し差別を設けざると共に一般に對し其の趣旨を徹底せしむること

ト、軍隊、學校、會社、工場其の他適當なる機關を通じ差別的言動は絕對に之を爲さゞるの風を徹底せしむること

チ、教育、經濟並に文化の向上に關する施設を完備すると共に融和團體其の他の斯種施設を一層奨勵助成すること

リ、地區整理其の他の環境改善に關する施設を完備すると共に一層之が奨勵助成に努むること

ヌ、宗教團體、敎化團體其の他社會事業團體をして融和觀念の普及徹底に努めしむること

ル、融和團體の運動を促進する爲め適當なる奨勵助成の方法を講ずること

(二)、主として融和團體に於て施設すべき事項

イ、一般民衆に對する融和觀念の普及徹底に努むると共に特に婦人の自覺を進せしむる施設を講ずること

ロ、宗教家、教育家、敎化事業關係者の理解を進めて融和促進に關し一層協力を求むること

ハ、融和問題に關する調査研究を爲すこと

ニ、融和事業從事者の養成に關する施設を講ずること

ホ、差別事件の調停斡旋に盡力すること

ヘ、祭祀、氏子關係、團體の組織其の他社會的差別事象の芟除に努むること

ト、教育、文化並に經濟的向上に關する施設を講ずること

チ、融和團體相互の連絡を緊密にし其の協力活動を促進すること

【第二】内鮮融和問題に關しても國民融和の精神に則り相當調査攻究を遂げ之が解決に關し適切なる施設を講ぜられむことを望む

五、融和促進に關する件通牒

昭和三年五月二日　　社會局長官

各省次官
宮内次官　宛

融和問題に關しては政府は夙に之に留意し各般の施設を講じて國民融和の實績を擧げむことを期し鋭意努力中に有之候處現下の情勢は益々融和促進を圖るの急務なるを痛感せしむるものあり仍ち之が方策に關し昭和二年六月内務大臣より社會事業調査會に對し諮問相成候處同年十二月別紙の通り融和促進に關する施設要綱の答申有之候條貴省關係事項に付ては貴省内及貴省關係の向に對し該趣旨徹底方御取計の上本事業目的達成に關し特に御配意相成度。

(別紙前出同)

六、融和問題に關する件依命通牒

昭和四年二月二十八日　　社會局長官

各地方長官宛

昨年十二月十五日、十六日の二日間京都市に於て開催せられたる御大禮記念全國融和團體聯合大會に對し内務大臣より「現下の社會事情に鑑み融和問題解決上融和團體の執るべき最も適切なる方策」に關し諮問相成候處別紙寫の通り答申有之右は現下の情勢に鑑み融和團體の執るべき方策として適切なる事項と認められ候條各位は地方の實情に應じ管下融和團體を督勵して夫々剴切有效なる方途を講ぜしめ以て本答申の趣旨徹底候樣御配意相成度此段依命及通牒候也。

答　申

融和問題の解決は其の方途固より多岐なりと雖も左の事項は現下の社會事情に鑑み融和團體として執るべき最も適切なる方策なりと認む。

一、差別事相の絕滅を期すること

二、一般民衆をして融和問題の重大性を自覺せしむる爲融和宣傳期間の實施其の他民衆啓發に資すべき施設を講ずること

三、融和觀念の普及徹底を期する爲特に兒童、婦人男女青年等に對し適切なる施設を講ずること

四、府縣融和團體以外に更に市町村融和團體を設置し是等團體相互間の聯絡提携を密にし國民運動としての效績を顯著ならしむること

五、差別事件未發生の地方に對して、凡ゆる積極的施設を講じ絕えず融和觀念の涵養に努むると共に豫め差別事件の防止に努むること

六、融和の完成を計る爲一層内部の自覺を期すること

(2) 地區整理

要改善地區は從來限定せる地區内に年々增加せる人口を包容せるため、設備不完全なる陋屋に密集し、道路狹隘上下水の設置なきものが多い。斯る地區に對しては、先づ其の地區の整理改善を行ひ「居は氣を移す」の趣旨により、先づ其の環境を整備することは急務なのである。

然るに從來斯る地域に對しての、單に府縣費のみによる施設にては充分なる効果を收め難きを以て、政府は大正十二年以來、その中施設の最も急を要すると認められ、且つ相當多額の經費を要するもの二十府縣二十ケ所を選び、之に國費を交付し、十ケ年計劃を以て之が整理改善を期し、左表に基き實施中に屬し其の成績見るべきものがある。（地區整理費一一二、〇〇〇圓）

地區整理十ケ年計畫一覽

府縣名	主たる事業	事業繼續期間
東京	道路擴張、排水工事	自大正十二年度至昭和七年度 十ケ年
大阪	宅地擴張、家屋新築移轉	自大正十二年度至昭和七年度 十ケ年
神奈川	宅地擴張、建物移轉	自大正十二年度至昭和二年度 五ケ年
兵庫	道路新設、宅地擴張慕地移轉、家屋移轉	自大正十二年度至昭和七年度 十ケ年
埼玉	家屋移轉、道路改修	自大正十二年度至同十三年度 二ケ年
群馬	道路延長、家屋移轉	自大正十二年度至昭和二年度 五ケ年
奈良	宅地擴張、家屋移轉	自大正十二年度至同十三年度 二ケ年
三重	水路幹線工事、道路下水工事	自大正十二年度至昭和七年度 十ケ年
靜岡	道路新設、家屋移轉上水道設置	自大正十二年度至昭和二年度 五ケ年
滋賀	道路改修、簡易水道改修、下水改良	自大正十二年度至昭和五年度 八ケ年
鳥取	道路延長、下水道延長	自大正十二年度至昭和五年度 八ケ年
岡山	道路排水路新設、擴張、地域ノ擴張、家屋移轉	自大正十二年度至昭和五年度 八ケ年
廣島	地域擴張、道路新設改修、上下水道改修	自大正十二年度至昭和五年度 八ケ年
和歌山	道路擴張及改修、下水設置、家屋移轉	自大正十二年度至昭和七年度 十ケ年
德島	道路新設及改修家屋移轉	自大正十二年度至昭和三年度 六ケ年
香川	道路擴張及新設、下水道新設	自大正十二年度至昭和三年度 六ケ年
愛媛	道路擴張、新設溝渠改修	自大正十二年度至昭和三年度 六ケ年
高知	防波堤新設、道路改修、墓地移轉	自大正十二年度至昭和三年度 六ケ年
福岡	道路改修、排水工事家屋移轉	自大正十二年度至昭和七年度 十ケ年
熊本	道路延長、數地買收下水延長、家屋移轉	自大正十三年度至同五年度 三ケ年

(3) 地方改善施設費補助

政府は、大正九年度以降に於て、府縣の地方改善費に對し之と同額迄の國庫補助金を交付し、融和促進に關する講演、講習、小地區整理、融和事業委員會、共同浴場、住宅改善、公會堂隣保館託兒所の建設並經營、授産事業、生業資金貸付等精神物質兩方面に亘りて、中央地方相策應して融和の實を擧ぐるの方針を採り之を實施しつゝある。而して大正九年度より昭和三年度迄に交付したる國庫補助金は百六拾三萬餘圓に達す。此の補助金は府縣の支出額と合して三百二拾六萬餘圓となり、之等の經費は更に當該市町村、其他支出する經費と合して六百五十二萬以上の事業費となる。尚大正九年度以降地方改善施設費國費交付額調は次の通り。

昭和三年度地方改善施設費補助國庫交付額

府縣名	交付額	府縣名	交付額
京都	一四、〇七九円	富山	四、六三六円
大阪	二六、七〇〇	鳥取	一、〇〇〇
神奈川	二、五〇〇	島根	一、五二二
兵庫	二七、五〇〇	岡山	七、七三五
埼玉	五、四七〇	廣島	一一、三四〇
群馬	四、二五〇	山口	一、七五〇
千葉	五〇〇	和歌山	八、六四〇
茨城	一、一九二	徳島	一、三〇〇
栃木	五〇〇	香川	三、九七〇
奈良	一六、三〇一	愛媛	三、一五〇
三重	一三、四八〇	高知	三、〇一八
愛知	五、〇〇〇	福岡	五、八五二
静岡	一〇、〇二五	大分	一、〇〇〇
滋賀	一二、四八五	佐賀	五五〇
岐阜	四、四五四	熊本	一、八九一
長野	二、〇〇〇	鹿兒島	二、三七五
福井	七五〇		
合計	二府三十二縣（金額二〇六、九一五圓）		

(4) 育英奬勵

教育を奬勵して人物を養成することは斯業促進上極めて有效である。從來改善せられたる地方の實情を見るに、孰れも其の部落を双肩に負ふ人物の活動によりて好成績を擧げたるものが少くない。殊に部落中に人物を養成することは獨り其の部落の中心となり之が改善を期する上に有效である計りでなく、一般民衆の間に自然に差別的觀念を除去せしむる所以ともなるものである。政府に於ては十二年以降學業成績優良にして修學の資力乏しきものに對しては國庫より學資を給與して中學校以上に修學せしむるの方途を講じてゐる。

而して大正十二年六萬三千圓、大正十三年度九萬四千五百圓、大正十四年度十二萬六千圓、大正十五年度十五萬七千五百圓、昭和二年度十八萬九千圓、昭和三年度十八萬九千圓を支出して居る。

昭和三年度の概況は左表の通り。

昭和三年度新規育英奬勵狀況調（昭和三年十一月現在）

配付額	專門		中等		計	
	人員	金額	人員	金額	人員	金額
東京	一人	一、二〇〇円	七人	一、二七〇円	七人	一、二七〇円
大阪	五	一、一一〇	二	一〇〇	二	一、二一〇
神奈川	一	二八〇	一八	一、一五〇	一九	二、二五〇
兵庫	七	二、三五〇	一六	一、六五〇	二三	四、〇〇〇
長崎						
新潟						
埼玉	二	九六〇	一五	一、三〇〇	一七	二、二六〇
群馬	一	三三〇	一二	一、〇八〇	一三	一、四一〇
千葉						
茨城						
栃木	一	六〇〇	一一	一、〇〇〇	一二	一、六〇〇
奈良	三	一、二〇〇	八	一、〇六八	一一	二、二六八
三重	三	一、二〇〇	八	一、〇六八	一一	二、二六八
愛知	二	八〇〇	一一	一、〇〇〇	一三	一、八〇〇
静岡	一	三七〇	二	二〇〇	三	五七〇
山梨	一	一二〇	二	二〇〇	三	三二〇
滋賀	四	一、四七一	七	八七四	一一	二、三四五
岐阜	二	九七	一	一〇〇	三	一九七
長野	二	九七	一	一〇〇	三	一九七
福井						
石川						
富山	一	三〇〇	二	二〇〇	三	五〇〇
鳥取	一	三〇〇	二	二〇〇	三	五〇〇
島根	一	九〇	一	一〇〇	二	一九〇
岡山	二	五〇〇	一	一〇〇	三	六〇〇
廣島	二	五〇〇	一	一〇〇	三	六〇〇
山口	二	五〇〇	一	一〇〇	三	六〇〇
和歌山	一	三〇〇			一	三〇〇
京都	三	九〇	一六	一、九二〇	一九	二、二一〇
大阪	五	一、一一〇	一四	一、七二〇	一九	二、八三〇
神奈川	一	二八〇	一五	一、八〇〇	一六	二、〇八〇
兵庫	七	二、三五〇	一五	一、八〇〇	二二	四、一五〇
長崎						
新潟						
埼玉	二	九六〇	一七	一、九〇〇	一九	二、八六〇
群馬	一	三三〇	一三	一、四三〇	一四	一、七六〇
千葉						
茨城						
栃木	一	六〇〇	一二	一、四〇〇	一三	二、〇〇〇
奈良	三	一、二〇〇	八	一、〇六八	一一	二、二六八
三重	三	一、二〇〇	九	一、一七八	一二	二、三七八
愛知	二	八〇〇	一一	一、〇〇〇	一三	一、八〇〇
静岡	一	三七〇	二	二〇〇	三	五七〇
山梨	一	一二〇	二	二〇〇	三	三二〇
滋賀	四	一、四七一	七	八七四	一一	二、三四五
岐阜	二	九七	一	一〇〇	三	一九七
長野	二	九七	一	一〇〇	三	一九七
福井						
石川						
富山	一	三〇〇	二	二〇〇	三	五〇〇
鳥取	一	三〇〇	二	二〇〇	三	五〇〇
島根	一	九〇	一	一〇〇	二	一九〇
岡山	二	五〇〇	一	一〇〇	三	六〇〇
廣島	二	五〇〇	一	一〇〇	三	六〇〇
山口	二	五〇〇	一	一〇〇	三	六〇〇
和歌山	一	三〇〇			一	三〇〇
德島						
香川						
愛媛	三	九〇	一五	一、三五〇	一八	一、四四〇
高知						
福岡	三	一、二一〇	一六	一、四一六	一九	二、六二六
大分			三	三〇〇	三	三〇〇
佐賀			二	二〇〇	二	二〇〇
熊本			二	二〇〇	二	二〇〇
鹿兒島			二	二〇〇	二	二〇〇
計	七七	二六、八四八	二〇六	二五、〇九八	二五三	四二、三〇六

(5) 融和機關奬勵

因襲的差別觀念を芟除し、相互の偕和協調を圖り融和を實現せとむするには融和團體を組織し、以て同胞相愛觀念の宣傳及實行、教育教化の振興、生活條件の改善、産業の奬勵差別に基因する諸問題の解決等の施設をなさしむることは最も適切なる方法と認め政府は大正十二年度より國費を以て相當之が援助を爲し、以て其の活動を促進して居るが、而して之が奬勵に關する國費豫算は大正十二、十三、十四、十五、昭和二、三の各年度十萬四千圓にして、昭和四年度に於ては更に十五萬圓に增額された。

尙昭和三年度に於て奬勵したる融和團體は左の通り。

昭和三年度に於て奬勵したる融和團體

東京	中央融和事業協會	山口	山口縣一心會
同	社團法人聖訓奉旨會	奈良	大和同志會
京都	京都府親和會	愛知	愛知縣社會事業協會融和部
同	本派本願寺（西）一如會	愛媛	愛媛縣善鄰會
同	大谷派本願寺（東）眞身會	香川	讃岐昭和會
大阪	大阪府公道會	和歌山	和歌山縣同和會
兵庫	兵庫縣清和會	德島	德島縣融和團體聯合會
神奈川	神奈川縣青和會	佐賀	佐賀縣社會事業協會融和部
埼玉	埼玉縣社會事業協會融和部	大分	大分縣親和會
鳥取	鳥取縣一心會	熊本	熊本縣昭和會

群馬　群馬縣融和會　島根　島根縣和敬會　計　三十三團體
栃木　下野昭和會　岡山　岡山縣協和會
高知　高知縣公道會　廣島　廣島縣共鳴會
高知同　北代實
福岡同　眞鍋博愛

(6)　地方專務職員

政府は、大正十年以降、融和事業の指導奬勵の實を擧ぐる爲め、京都府外十一府縣に專務職員を設置し、之が經費は地方改善費以外社會事業調査奬勵諸費中から支出して居る。

而して昭和四年度に於ては之が待遇改善をなすべく右專務職員を待遇官吏となす計劃である。

尙、昭和三年三月現在の地方專務職員は左の通りである。

府縣名	職名	氏名
京都	社會事業主事	森　梁香
大阪同		前田宇夫郎
兵庫同		小田直藏
奈良嘱託		高田寅造
三重同		松野鈇夫郎
滋賀同		海野幸德
岡山同		岡崎規矩吾
廣島同		木村徹英
愛媛同		菅誠齋

(7)　功勞者表彰

政府は從來屢々融和事業盡力者を表彰してきたが昭和三年度に於ては御大禮に際し百五十二名の社會、移民事業功勞者に對し、十一月十七日內務大臣の名を以て表彰狀に銀牌一個（藤井浩祐氏作）を添へて表彰をなしたが、其の中融和事業の功勞者は左の十九名であつた。

融和事業功勞者

△京都府　藤岡圓次郎
△大阪府　森　寬
△神奈川縣　長島重三郎
△兵庫縣　古倉仙之助
△奈良縣　今出茂吉
　東川清吉郎
　吉井次五郎
△滋賀縣　松本庄平
△岐阜縣　種藏十郎
△福井縣　德本達雄
△鳥取縣　福井眞太郎
△岡山縣　岡崎熊吉
△廣島縣　河野龜市
△山口縣　河野諦圓
△愛媛縣　德平憲彰
△福岡縣　百武吉兵衞
△大分縣　園田鎭平
△佐賀縣　諸岡豐治

(8)　融和促進に關する生業資金融通

發社第一九號
昭和四年三月二十八日

地方長官殿

社會局社會部長

融和促進に關する生業資金融通の件

要改善地區居住者にして融和促進の爲め標記資金の貸付を必要とする場合は當該市町村に對し社會事業資金中より所要資金融通可相成見込に付本年二月二十二日付社發第六號社會部長通牒並客年十一月七日付藏預第一八六號預金部長社會部長通牒預金部資金貸付規程（昭和三年十一月九日官報登載）に依り融通方申込相成候樣致度

追而本年度資金に限り五月末日迄に御申込相成度申添候

發社第一九號ノ二
昭和四年三月二十八日

社會局社會部長

地方長官殿

融和促進に關する生業資金融通の件

標記の件に關し三月二十八日發社第一九號を以て別途及通牒置候右は大體左記に依り御取扱相成候樣致度

追而別紙生業資金貸付規程例（附生業資金貸借契約書、同申込書樣式參考の爲め添付致置候）

記

一、貸付金の限度は一人に付最高二百圓一世帶に付最高三百圓を超えざること尙最低額に付ては地方の實情に依り一定し難きも要は貸付の效果を擧げ得ざるが如き少額資金は之を融通せざる樣留意せられ度きこと

二、貸付の利率は年四分八厘を超えざること

三、貸付期限は据置期間を合して可成最長期十ヶ年を超えざること

四、貸付決定に關し市町村に審査委員會等を設くる場合は要改善地區內外及市町村名譽職たる者等各方面より夫々適當なる

第二章　政府の施設事業

委員を選出すること

五、貸付金の償還を容易ならしむる爲め可成月掛又は月掛貯金等の施設を併せ行ふこと

何々市、町、村、生業資金貸付規程例

第一條　本市、町、村住民中要改善地區ニ居住スル者ニシテ融和促進ノ爲メ生業資金ノ供給ヲ必要トスル者ニ對シテハ毎年度豫算ノ範圍内ニ於テ本規程ニ依リ資金ヲ貸付ス

第二條　生業資金ハ左ノ各號ニ該當スル者ニ對シ貸付スルモノトス

一、身心共ニ健全ニシテ業務ニ服スル意志及能力ヲ有スルニモ拘ラズ現ニ生活ノ不安ヲ感シ自己ノ爲メニ本資金ヲ使用シテ新ニ業務ヲ開始シ若ハ其ノ改善ヲナサムトスル者

二、本市、町、村内ニ二年以上居住シ年齢二十五歳ヲ超ユル者ニシテ將來永住ノ見込確實ナル者

三、確實ナル擔保ヲ提供シ又ハ本市、町、村内ニ二名以上確實ナル保證人アル者

第三條　本資金ヲ借入レムトスル者ハ第二號樣式ニ依ル資金借入申込書ヲ提出スヘシ

第四條　生業資金ノ貸付及返濟ノ方法ハ左ノ各號ニ依ル

一、生業資金ノ貸付ハ市、町、村長審査委員會ノ議決ヲ經テ貸付ス

一號樣式ニ依ル借用證書ヲ徵シ現金ヲ交付ス

二、貸付金額ハ一人ニ付最高二百圓一世帶ニ付最高三百圓ヲ超ユルコトヲ得ス

三、貸付金ノ利率ハ年四分八厘トス

四、貸付金ノ据置期間ヲ一年トシ最長期十ケ年間ニ於テ元利金半ケ年賦均等償還ノ貸借契約ニ於テ定ムル方法ニ依リ之ヲ返還スルモノトス

第五條　本資金ヲ借入レタル後ニ於テ使途若ハ返還ノ方法ヲ變更セムトスルモノハ豫メ市、町、村長ニ申請シテ其ノ承諾ヲ受クルコトヲ要ス

（前項ノ申請アリタルトキハ市、町、村長ハ審査委員會ニ諮問シ其ノ許否ヲ決定ス）

第六條　本規程又ハ貸借契約ノ條項ニ違背シ若ハ不都合ナル行爲アリト認ムルトキハ市、町、村長ハ何時ニテモ貸付金ノ全部又ハ一部ノ返還ヲ命スルコトヲ得

附　則

本規程ハ昭和　年　月　日ヨリ施行ス

第一號樣式

印紙貼用

生業資金貸借契約書例

一、金　　圓也　但利息年四分八厘ノコト

右金額生業資金トシテ借用仕候事確實ナリ就テハ貸付規則ヲ遵守スルハ勿論左記各項ヲ嚴守可仕「保證人ト連帶シ」「別紙目錄ノ通リ擔保ヲ提供シ」本債務ノ履行ヲ確保致候

第一條　借用金ハ必ス生業資金トシテ運用シ目的以外ニ使用セサルコト

第二條　資金運用ニ關シテハ何時ニテモ御調査ニ應スルコト

第三條　本債務ノ辨濟期ハ　年　月　日限トシ　拂トス

但利息ハ毎月　日限リ其ノ月分ヲ六月　十二月末日限リ各前六ケ月ニ屬スル分ヲ持參納付ノコト

第四條　左ノ場合ニ於テハ當然期限ノ利益ヲ失ヒ債務全部ヲ一時ニ完濟スルコト

一、利息ハ期日迄ニ納付セサルトキ

二、他ノ債務ニ因リ假差押假處分若ハ强制執行ヲ受ケタルトキ

三、資金ノ目的以外ニ使用シタルトキ

四、其ノ他市町村長ニ於テ不適當ト認メタルトキ

前記各條ヲ約諾シ其ノ確證トシテ本證書差入候也

昭和　年　月　日

住所
借主

住所　（擔保提供ノ場合ハ記入ヲ要セス）
保證人

住所
保證人

市町村長殿

第二號樣式

生業資金借入申込書例

私儀今回貴市町村貸出ニ係ル生業資金借用仕リ候ニ付御承認相成度生業資金貸付規程第　條ニ依リ此段及申請候也

昭和　年　月　日

市町村長殿

本籍			職業	氏名		
現住所						
借入希望額	金　　圓		家族數	年　月　日生（歲）		
用途				名	十五歲以下	男　名 女　名
擔保物件ノ表示					六十歲以上	男　名 女　名
保證人	本籍	現住所	氏名	年齡	借主トノ關係	
辨濟期及其方法						

注意　一、擔保物件ノ表示欄ニハ擔保ノ方法、擔保物ノ種類員數、所在見積、時價等ヲ記載スヘシ

一、借入申込者ハ各事項ヲ記載シ年月日下ニ記名捺印スヘシ

物件目錄

府縣　區
　　郡市町村　　番地所在
一、木造　　葺　　家建　　壹棟
　　此建坪　　坪　合　勺
一、土地（宅地、田、畑、山林）坪
　見積價格　　圓也
　右ノ通ニ候也
　　昭和　年　月　日
　　住所
　　氏名

第三章　府縣の施設事業

（一）東京府

關東融和事業協議會の開催

東京府主催にて昭和三年七月二十六日、東京府商工奬勵館に開催す。東京、神奈川、埼玉、千葉、茨城、群馬、靜岡、長野、山梨、栃木の一府九縣及中央融和事業協會、聖訓奉旨會の二團體參加せり。

（二）京都府

【規定調達】

規　定――地方改善奬勵規程

第一條　地方ノ改善發達ヲ目的トスル事業ニ對シ知事ニ於テ必要ト認ムルトキハ每年度豫算ノ範圍内ニ於テ奬勵金ヲ交付ス

第二條　前條ニ依リ奬勵金ヲ交付スヘキ事業ノ種類左ノ如シ

一　住宅ノ改良又ハ居住地域ノ擴張整理道路ノ改良其ノ他地區ノ整備ヲ目的トスル事業

二　託兒所及慰安、娯樂機關ノ設置就學奬勵人材ノ養成貯金組合ノ設置其ノ他風紀ノ改善、生活狀態ノ改善及敎化ノ普及ヲ目的トスル事業

三　實業敎育ノ奬勵產業組合公設質屋及授產場ノ設置小作農及自作農ノ保護奬勵其ノ他產業狀態ノ改善ヲ目的トスル事業

四　飮料水及下水設備ノ改良共同浴場診療所ノ設置助產事業其ノ他衞生施設ノ完備ヲ目的トスル事業

五　出稼及移住ノ奬勵ヲ目的トスル事業

六　其ノ他必要ト認ムル事業

第三條　本規程ニ依リ奬勵金ヲ受ケムトスル者ハ事業ノ施設ヲ要スル事由ヲ詳記シタル願書ニ左ノ書類ヲ添付シ所轄市町村長及郡長經由ノ上前年五月十五日迄ニ知事ニ提出スヘシ

一　詳細ナル事業計畫書

但シ事業カ工事ノ施行ヲ要スルモノナルトキハ設計又ハ仕樣書並圖面工事着手及其ノ竣工豫定期日ヲ記載シタル書類ヲ添付スヘシ

二　收支豫算書

第四條　前條ノ書類ノ經由ニ當レル行政廳ニ於テハ該事業ノ適否並豫算金額ノ當否等ニ付意見及參考トナルヘキ事項ヲ具シ速ニ進達スヘシ

第五條　工事ノ施行ヲ要スル事業ニシテ奬勵金交付ノ指令ヲ受ケタルモノハ其事業ニ着手シ又ハ完成シタルトキハ直ニ其ノ旨知事ニ屆出ツヘシ

第六條　奬勵金ハ特別ナル場合ヲ除クノ外工事ヲ要スルモノニ在リテハ其工事終了ノ後其ノ他ノモノニ在リテハ適當ト認ムルトキニ交付ス

第七條　交付スヘキ奬勵金ノ歩合ハ當該事業豫算額ニ對スル百分ノ五十以内トス但シ特別ノ事由アルトキハ其歩合ヲ增加スルコトアルヘシ

第八條　奬勵金交付ノ指令ヲ受ケタルモノハ事業完了後遲滯ナク事業成績及精算書ヲ知事ニ提出スヘシ

第九條　奬勵金ヲ受ケ若ハ奬勵金交付ノ指令ヲ受ケタル事業ニシテ其計畫ヲ變更シ建物其ノ他ヲ讓渡シ若ハ債務ノ擔保ニ供セムトスル場合ニハ豫メ知事ノ認可ヲ受クヘシ

第十條　知事ハ奬勵金ヲ交付シタルモノニ實地調査ヲ爲サシメ又ハ必要ナル命令ヲ發スルコトアルヘシ

第十一條　左ノ事項ノ一ニ該當スルトキハ奬勵金ノ全部又ハ一部ノ返還ヲ命シ若ハ交付ノ指令ヲ取消シ又ハ奬勵金ヲ減額スルコトアルヘシ

一、本規程ニ違背シタルトキ

二、事業ニ付違法又ハ不正ノ行爲アリト認メタルトキ

三、事業ヲ廢棄シ又ハ中止シタルトキ

四、當初ノ豫算額ニ比シ結算額ノ減少セルトキ

第十三條　本規程ニ依リ知事ニ提出スル書類ハ所轄市町村長及郡長ヲ經由スヘシ

附　則

第十四條　大正十三年度ニ於ケル奬勵金ニ限リ第三條ノ規程ニ依ル願書提出期限ヲ大正十二年八月末日トス

第十五條　大正十年京都府令第百號京都府郡落改善奬勵規程ハ本規程施行ノ日ヨリ之ヲ廢止ス

本規程施行前部落改善奬勵規程ニ依リ提出シタル書類及之ニ關スル事項ニシテ未完了ノモノハ本規程ニ依リタルモノト看做シ之ヲ處理ス

告　諭

京都府告諭第一號

恭しく惟ふに明治天皇登極の初四民平等の制を布き一視同仁の聖旨を宣はせ給ひ更に明治四年太政官布告を以て賤稱を廢せらる今上陛下亦祖訓を紹述して以て黎民を子視し給ひ同仁の惠澤を垂れさせ給ふ叡慮深遠感激に堪へす、陛下襲に寶祚を踐ませ給ひ今年秋冬の交を以て卽位の禮及大嘗祭を行はせられむとす國民の非舞何ものか之に若かん而も此の聖世に浴し此の大典を前にして獨り差別の陋習其の跡を存し動もすれは國民諧和の實を擧げ得ざるの憾あるは實に人道上看過すべからざる所たるのみならず上仁惡なる叡旨に對し洵に恐懼に堪へさる所なり。

本府は夙に聖旨を奉體して融和輯睦の實を擧げることを期し各

般の施設に意を注ぎ其の成績漸次見るべきものあるに到れるも此の際更に國民融和の實現に努め益々國體の精華を發揮せざる可らず。

府民は宜しく人道の情誼と社會的自覺の下に速に誤れる觀念を撤し苟も偏狹侮蔑の擧措なきは勿論居常互に相誡めて其の言行を愼み進んで協和輯睦の實を擧ぐべく一部府民亦自覺自勵其の操守を愆るなく謙讓の德を損ふなく銳意以て人格の陶冶と地位の向上とを圖るべく相率ゐて以て社會の福祉を增進し國家の隆昌に寄與せざる可らず若し夫れ尙差別觀念より生ずる不合理なる事象存せむか虛心坦懷互に赤心を披瀝して之が諒解に努め交讓妥協事を談笑裡に解決し名實共に昭和の聖代を現出し益々諧調融和して和氣藹々裡に御大典に奉祝するに至らむことを望む

昭和三年五月十一日

京都府知事　大海原重義

昭和三年五月十一日

學務部長
融和團體長宛

學務部長
內務部長

市町村長宛

學務部長
警察部長

警察署長宛

融和促進に關し四月二十九日天長の佳辰に方り內務大臣より左の通り訓令相成尙本日知事より告諭を發せられ候處本件に關しては彌來各位の熱誠なる指導と不斷の努力とに依り漸次實績の見るべきものありと雖而も差別の陋習其の跡を絕たざるは洵に遺憾とする所に有之候之か解決の方途固より多岐なるべしと雖要は積年の弊習を打破して國民各自の覺醒を促し以て融和諧調の途を講ずるに在りと被存候殊に本府は千載一遇の御大禮擧行地たるの光榮を有し候條各位は特に意を玆に用ひ深く其の實務の重大なるに顧み國民親和の實績を擧ぐるに遺憾なきを期せられ度尙之が方策に關しては左記內務大臣よりの諮問に對する社會事業調査會の融和促進に關する施設要綱の答申に基き夫々地方の實情に應じて施爲宜しきを制し以て本事業の目的達成候樣特に御配意相成度依命此段及通牒候也

府公報登載

（調令
融和促進に關する施設要綱）全文登載

【豫算】 昭和四年度融和事業に關する豫算

總額——三八・一六〇圓

（內譯）改善事業施設費補助三三・一六〇圓
融和團體補助　五・〇〇〇圓

【事業計畫】 昭和四年度

（市　部）

所在	事業種別	事業費	經營主體	備考
京都市下京區東三條	夜學校 青年部事業 授產部事業 衞生部事業 幼年部事業 婦人部事業 貯金部事業 其他	三、三二六	同盟一心會	
京都市上京區田中町	石油乳劑撒布 補習教育 不就學兒童教育 日曜學校 青年部修養 同體育 授產講習會	二、三三四	大正會	
京都市下京區東七條町	補習夜學校 巡回文庫 青年體育獎勵 調練 水道共用公栓新設 下水修理 道路修理 共同洗場 敬老會	四、五五〇	崇仁青年團	
京都市下京區下水修繕	石油乳劑撒布	九五〇	濟美青年團	

所在	事業種別	事業費	經營主體	備考
西三條町	敬老會 演講會 講習會 遠足見學費 其他			
京都市上京區 鷹野北町	補習夜學校 處女部修養 貧困兒童學用品給與	九二〇	榮貝會	
京都市下京區東七條町	英語書籍 事業圖書購入 パンフレット刊行 日曜學校 青年會 代書 讀書 衞生設備	一、〇五五	ルンビニ學園	
（計　一三、一〇五）				

（郡　部）

所在	事業種別	事業費	經營主體	備考
何鹿郡西八田村	道路橋梁改修	二、三七〇	村營	
天田郡福知山町	集會場建設	二、一三〇	町營	
船井郡園部町	道路並惡水路改修	四、三八五	同	
天田郡庵我村	道路改修	二、八五〇	村營	
紀伊郡竹田村	託兒所維持	四、〇二六	共立自治會	
同　右	被縫敎習所	六八一		
船井郡世木村	道路改修	一、四〇〇	村營	
綴喜郡井手町	同	五、七二一	町營	

【施行事業】（昭和三年度）

補助事業

施行事業	施行町村	事業費	補助費	備考
延道長一路三改六間修	相業郡笠置村	七、八四〇円	三、九二七円	昭和三年三月二十日竣成
延道長一路一改五間修	綴喜郡井手町	三、六二一	一、七〇	昭和四年三月十三日竣成
飲料水池改修	相業郡中和束村村	一、二八〇	五九〇	昭和三年四月三十日竣成
延道長一路二改八間修	久世郡上神村	三、七四五	一、六〇三	昭和四年三月三十一日竣成
總授産場建設	天田郡上川口村	三、六二二	一、六二	昭和三年四月二十八日竣成
延道長一路八間改六分修	久世郡宇治町	二、〇〇〇	一、〇〇〇	昭和三年四月三十日竣成
鐵管敷設延長六六〇尺	與謝郡岩滝町	一、四五〇	一、三七	昭和三年四月三十日竣成
延道長三路六間改八分修	綴喜郡三山木村	一、五〇〇	一、五〇	昭和三年五月二十日竣成
延道長一路一改〇間修	天田郡川合村	一、六三〇	一、三	昭和三年四月一日竣成

施行事業	施行町村	事業費	補助費	備考
授産場建設	天田郡荒塩村	六、八九一	四、二九七	昭和三年度
共同製糸場建設	船井郡上和知村	二、七五〇	一、八〇〇	同村分
同上	相業郡木津町	二、二三三	一、四九	同町分
洗場建設	相業郡中和束村	四、二九七	二、八六四	同村分
同上	加佐郡倉�altered内村	一、八〇〇	一、二〇	同村分
延道長一路一改五間修	船井郡園部町	四、六八七	二、三五九	同村分
延道長一路二改六間修	相業郡笠置村	三、〇三〇	二、〇二〇	同村分
延道長一路一改五間修	相業郡中和束村	五四、六一九	三六、七二四	同村分
總計		六七、七二四		

施行事業	施行町村	事業費	補助費	備考
延道長一路二改六間修	船井郡園部町	四、六八七	二、三五九	同村分
延道長一路二改三間修	船井郡園部町	三、〇三〇	二、〇二〇	同村分
延道長一路二改七間修	船井郡園部町	五四、六一九	三六、七二四	同村分
總計		六七、七二四		

施行事業	施行町村	事業費	補助費	備考
延道長一路二改六間修	相業郡笠置村	七、八四〇円	三、九二七円	昭和三年三月二十日竣成
延道長一路一改五間修	綴喜郡井手町	三、六二一	一、七〇	昭和四年三月十三日竣成
飲料水池改修	相業郡中和束村村	一、二八〇	五九〇	昭和三年四月三十日竣成
延道長一路二改八間修	久世郡上神村	三、七四五	一、六〇三	昭和四年三月三十一日竣成
總授産場建設	天田郡上川口村	三、六二二	一、六二	昭和三年四月二十八日竣成
延道長一路八間改六分修	久世郡宇治町	二、〇〇〇	一、〇〇〇	昭和三年四月三十日竣成
鐵管敷設延長六六〇尺	與謝郡岩滝町	一、四五〇	一、三七	昭和三年四月三十日竣成
延道長三路六間改八分修	綴喜郡三山木村	一、五〇〇	一、五〇	昭和三年五月二十日竣成
延道長一路一改〇間修	天田郡川合村	一、六三〇	一、三	昭和三年四月一日竣成

施行事業	施行町村	事業費	補助費	備考
延道長一路二改六間修	船井郡園部町	四、六八七	二、三五九	同村分
延道長一路二改三間修	船井郡園部町	三、〇三〇	二、〇二〇	同村分
延道長一路二改七間修	船井郡園部町	五四、六一九	三六、七二四	同村分
總計		六七、七二四		

施行事業	施行町村	事業費	補助費	備考
延道長一路二改六間修	船井郡園部町	四、六八七	二、三五九	同村分
延道長一路二改三間修	船井郡園部町	三、〇三〇	二、〇二〇	同村分
延道長一路二改七間修	船井郡園部町	五四、六一九	三六、七二四	同村分
總計		六七、七二四		

施行事業	施行町村	事業費	補助費	備考
延道長一路二改六間修	相業郡笠置村	七、八四〇円	三、九二七円	昭和三年三月二十日竣成
延道長一路一改五間修	綴喜郡井手町	三、六二一	一、七〇	昭和四年三月十三日竣成
飲料水池改修	相業郡中和束村村	一、二八〇	五九〇	昭和三年四月三十日竣成
延道長一路二改八間修	久世郡上神村	三、七四五	一、六〇三	昭和四年三月三十一日竣成
總授産場建設	天田郡上川口村	三、六二二	一、六二	昭和三年四月二十八日竣成
延道長一路八間改六分修	久世郡宇治町	二、〇〇〇	一、〇〇〇	昭和三年四月三十日竣成
鐵管敷設延長六六〇尺	與謝郡岩滝町	一、四五〇	一、三七	昭和三年四月三十日竣成
延道長三路六間改八分修	綴喜郡三山木村	一、五〇〇	一、五〇	昭和三年五月二十日竣成
延道長一路一改〇間修	天田郡川合村	一、六三〇	一、三	昭和三年四月一日竣成

施行事業	施行町村	事業費	補助費	備考
延道長一路二改六間修	船井郡園部町	四、六八七	二、三五九	同村分
延道長一路二改三間修	船井郡園部町	三、〇三〇	二、〇二〇	同村分
延道長一路二改七間修	船井郡園部町	五四、六一九	三六、七二四	同村分
總計		六七、七二四		

施行事業	施行町村	事業費	補助費	備考
延道長一路二改六間修	相業郡笠置村	七、八四〇円	三、九二七円	昭和三年三月二十日竣成
延道長一路一改五間修	綴喜郡井手町	三、六二一	一、七〇	昭和四年三月十三日竣成
飲料水池改修	相業郡中和束村村	一、二八〇	五九〇	昭和三年四月三十日竣成
延道長一路二改八間修	久世郡上神村	三、七四五	一、六〇三	昭和四年三月三十一日竣成
總授産場建設	天田郡上川口村	三、六二二	一、六二	昭和三年四月二十八日竣成
延道長一路八間改六分修	久世郡宇治町	二、〇〇〇	一、〇〇〇	昭和三年四月三十日竣成
鐵管敷設延長六六〇尺	與謝郡岩滝町	一、四五〇	一、三七	昭和三年四月三十日竣成
延道長三路六間改八分修	綴喜郡三山木村	一、五〇〇	一、五〇	昭和三年五月二十日竣成
延道長一路一改〇間修	天田郡川合村	一、六三〇	一、三	昭和三年四月一日竣成

施行事業	施行町村	事業費	補助費	備考
延道長一路二改六間修	船井郡園部町	四、六八七	二、三五九	同村分
延道長一路二改三間修	船井郡園部町	三、〇三〇	二、〇二〇	同村分
延道長一路二改七間修	船井郡園部町	五四、六一九	三六、七二四	同村分
總計		六七、七二四		

| | | |

は國民的自覺に基く官民協同の眞摯なる運動によらねばならぬのであります。

兼に本同組解決の機關として設立を見ました大阪府公道會の趣旨目的も亦玆に存するのであります。

今や昭和の維新に際し、民風を作興し、國本を培養する、一層緊切なるを覺ゆるの秋に方りまして、今秋は、民くも今上陛下御即位の大典を行はせられ給ひ、國を擧げて慶き來るべき、實に千載一遇の目出度き年であり、更に明治大帝が維新の大業を創め給ひてより、玆に六十一年、戊辰辛酉の年に相當する誠に由緒深き年柄であります。此の意義深い年を記念する爲めに吾等は過ぎ來つて同胞融和の實を擧げ業務を發展に導き、伏しては歷代の聖旨を仰ぎ奉つて深く思を馳せては、建國の大精神に遡り、伏しては歷代の聖旨を仰ぎ合昭和の大御代をして千載の下、光輝赫々たらしめたいと切望して已まない次第であります。

昭和四年度補助事業費及事業費一覽表

事業主體	事業種類	事業費	國庫補助	府縣費補助（內）	補助合計	率	順位
大阪府直營	住宅經營	二九、〇〇〇〇圓	九、五〇〇〇圓	九、五〇〇〇圓	一九、〇〇〇〇圓	五〇%	1
豐能郡豐野村	道路改修	一〇、六五五五	二、六五〇〇	二、六五〇〇	五、三一〇〇	〃	2
南河內郡新堂村	簡易上水道施設	一四、五〇〇〇	三、六二五〇	三、六二五〇	七、二五〇〇	〃	3
堺市	道路改修	一三、〇〇〇〇	三、〇〇〇〇	三、〇〇〇〇	六、〇〇〇〇	〃	4
豐能郡豐中町	道路改修	七、五〇〇〇	一、八七五〇	一、八七五〇	三、七五〇〇	〃	5
泉北郡南王子町	託下兒水路改修	七、五〇〇〇	一、八七五〇	一、八七五〇	三、七五〇〇	〃	6
泉南郡淡輪村	副業施設事業	一、三〇〇〇	三二五〇	三二五〇	六五〇〇	〃	7
三島郡岸部村	青年會場建設	七、八六〇三	二、〇〇〇〇	二、〇〇〇〇	四、〇〇〇〇	〃	8
泉南郡北中通村	青年會場改修	五、八〇〇〇	一、四五〇〇	一、四五〇〇	二、九〇〇〇	〃	9
豐能郡東鄕村	簡易上水道改修	六〇〇	一五〇	一五〇	三〇〇	〃	10
府直營事業	敎化促進改善	一一、三〇〇〇	三、八〇〇〇	七、八〇〇〇	一一、三〇〇〇	〃	
計		九、二一〇圓	三〇、〇〇〇圓	三〇、〇〇〇圓	六〇、〇〇〇圓		

【施行事業】（昭和三年度）

補助事業

經營主體	事業種別	事業費	補助額（府費）	備考
堺市	道路改修事業	七、五〇〇〇圓	三、八〇〇圓	
豐能郡豐津村	共同浴場建設	八、二三九〇	三、〇〇〇〇	
中河內郡長瀨村	同	一一、九四〇〇	五、五〇〇〇	
豐能郡豐中町	同	一一、八〇〇〇	五、五〇〇〇	
中河內郡意岐部村	同	六、〇〇〇〇	八、一〇〇〇	
泉南郡多奈川村	道路改修事業	三、六七一〇〇	一、二九〇〇	
三島郡大冠村	道路下水改修事業	四、三五六三	一、四八〇〇	
大阪市	隧道保存事業令施設	六、〇〇〇〇	二、七〇〇〇	
中河內郡矢田村	共同浴場建設	三、六四七	五、五〇〇	

【規程調査】

地方改良奬勵規程ノ通牒

地方改良奬勵規程

縣令——地方改良奬勵規程（大正十一年第四五月十二七三號）

（四）神奈川縣

事業主體	事業種類	事業費	補助額（府費）	備考
三島郡岸部村	共同浴場敷地買收	一、三〇〇〇	六〇〇	
豐能郡東鄕村	下水路改修	一、三〇〇〇	六〇〇	
大阪府公道會	融和事業全般	三、八一〇〇	六、三〇〇〇	
府直營事業	融和事業	三、三〇〇	三、三〇〇	
大阪市	地區整理事業	三、三〇〇〇	三、三〇〇〇	
計		一一、八〇〇〇	一〇、〇〇〇〇	

第三章　府縣の施設事業

第一條　地方ノ改善發達ヲ目的トスル事業ニ對シ知事ニ於テ必要ト認ムルトキハ毎年度豫算ノ範圍内ニ於テ奬勵金ヲ交付スヘキ事業ノ種類左ノ如シ

第二條　前條ニ依リ奬勵金ヲ交付スヘキ事業ノ種類左ノ如シ

一、産業ノ改良發達ヲ目的トスル事業

二、敎育上ノ特別施設ヲ目的トスル事業

三、衞生上ノ改善ヲ目的トスル事業

四、家屋、宅地、道路ノ整備ヲ目的トスル事業

五、精神ノ向上及風俗ノ改良ヲ目的トスル事業

六、其他ノ改善上有效ト認ムル事業

第三條　奬勵金交付ノ歩合ハ事業豫算額ニ對スル百分ノ五十以内トス但シ特別ノ事由アルトキハ其ノ歩合ヲ增加スルコトアルヘシ

第四條　奬勵金ノ交付ヲ受ケントスル市町村ハ事業ノ必要ナル事由ヲ詳記シタル願書ニ左ノ書類ヲ添付シ前年度二月末日迄ニ知事ニ提出スヘシ

一、事業計畫書

二、事業ニシテ工事ヲ要スルモノハ設計書並圖面、工事ノ着手及竣成ノ豫定期日ヲ記載シタル書類

三、收支豫算書

第五條　郡市長前條ノ書類ヲ受ケタルトキハ直ニ該事業ノ性質及豫算金額ノ當否ニ對スル意見ヲ副申スヘシ

第六條　奬勵金ヲ受ケ若ハ奬勵金交付ノ指令ヲ受ケタルモノ其ノ計畫ヲ變更シ又ハ工事ヲ延期セントスルトキハ其ノ事由ヲ具シ知事ノ許可ヲ受クヘシ

第七條　奬勵金ヲ受ケ若ハ奬勵金交付ノ指令ヲ受ケタルモノ其ノ事業ニ着手シ並之ヲ完成シタルトキハ其ノ旨直ニ知事ニ報告スヘシ但シ完成シタル場合ノ報告ニハ精算書ヲ添付スヘシ

第八條　奬勵金ヲ受ケタル事業ハ之ヲ變更改廢若ハ處分スルコトヲ得シ但シ十ケ年ヲ經過シ又ハ豫メ知事ノ認可ヲ受ケタルモノハ此ノ限ニ在ラス

第九條　奬勵金ハ其ノ事業カ工事ヲ要セサルモノナルトキハ適當ノ時期ニ又工事ヲ要スルモノナルトキハ其ノ完成後ニ之ヲ交付ス但シ工事ヲ要スルモノト雖特別ノ事情アルモノニ對シテハ着手後其ノ一部ヲ交付スルコトアルヘシ

第十條　左ノ事項ノ一ニ該當スルトキハ奬勵金ノ全部又ハ一部ノ返還ヲ命シ若ハ許可ヲ取消シ或ハ減額スルコトアルヘシ

一、本規程ニ違背シタルトキ

二、事業ニ違法又ハ不正ノ行爲アリト認メタルトキ

三、事業遂行ノ見込ナキトキ

四、其ノ他知事ノ命令ニ從ハサルトキ

附　則

第四條ノ出願期間ハ大正十一年度ニ限リ七月末日トス

指示――融和促進に關する件

（大正十四年七月二日於郡市長會議）

融和事業に關しては各位の努力に依り相當效果を收めつゝありと雖尙之が促進に就ては幾多の方法を要すべく就中一部同胞の經濟力の充實を計るは最も適當なる方策なるべきを以て職業の改良副業の奬勵等に意を注ぎ以て經濟上に餘力あらしめ一面貯蓄を奬勵して經濟上に於て多數同胞に遜色なからしむると共に大正十二年度夏繰倉に於て催したる社會敎化講習會に端を發したる融和機關神奈川縣青和會並四般青年團等の團體を利用又は指導して成る可く兩者の接觸の機會を多からしめ以て相互の理解を計る樣留意せられたく尙部落の解散並通婚は融和促進上效果ある一方法なるべきも何れも言ひ易くして行ひ難き事なるを以て徐々に之が實現を見るの外なかるべく前者は移住奬勵に依り後者は地方改善委員其他有志者の活動に依り之が實現を計る樣努力せられむことを望む。

訓示――融和事業に關する件

（大正十五年五月十七日於郡市長會議）

公衆の自覺と各位の努力とに依り本縣の融和事業は逐年進境を示し殊に神奈川縣青和會の設立により從來の地方改善事業が經濟的施設及物的環境の改善を主としたるの短を補ひ專ら精神的融和の爲多大の效果を收めつゝありと雖も國民多年の因襲は牢として之を絕滅するは容易の業にあらず各位に於ては一層從來の各種改善施設の助成等に力を致すと共に一般差別觀念の撤廢に努め以て斯業の實效を擧ぐるに一段の努力を致されむことを望む。

指示――昭和三年五月二十七日より四日間管下小學校長會議に於て

融和促進に關する件

融和事業に關しては各位の努力に依り相當效果を收めつゝありと雖も未だ一般に之に對する理解淺く斯業の目的が差別者側の心に潛在する賤視觀念の艾除根絕を期することを覺らず單に被差別者側の改善のみを云々するが知き謬見に陷し居るもの多き實狀に鑑み兒童訓育の傍他面社會敎化の任に在る各位に於ては尙ほ將來に於ても夫々地方の事情に適應せる方策を講じ以て國民協調融和の實現を計る樣努力せられむことを望む。

第三章　府縣の施設事業

【豫算及豫定事業】（昭和四年度）

一、直接事業費及其の事業種別

施行地	事業種別	經費	負擔 國庫奬勵金	負擔 縣負擔金	負擔 內譯 計	備考
久良岐郡六浦莊村	地方改善委員	一七四〇〇	八七〇〇	八七〇〇	一七四〇〇	
橘樹郡宮前村	同	八七〇〇	四三五〇	四三五〇	八七〇〇	
中郡秦野町	同	三〇二〇〇	一五一〇〇	一五一〇〇	三〇二〇〇	
中郡高部屋村	同	一三〇〇〇	六五〇〇	六五〇〇	一三〇〇〇	

第三章　府縣の施設事業

中郡比々多村	地方改善委員	一、〇〇〇	六〇〇	六〇〇	一、〇〇〇
愛甲郡小鮎村	同	一、一〇〇	一〇〇	一〇〇	一、一〇〇
足柄下郡小田原町	職和事業講習會	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
計		一、一六〇	六四〇	六四〇	一、一六〇

二、昭和四年度地方改善施設補助費及其の事業種別

施行地	事業種別	經費	國庫負擔金	縣負擔金內譯	計	備考
久良岐郡六浦莊村	水面埋立	一、〇〇〇	五〇〇	五〇〇	一、〇〇〇	
中郡茱野町	共同浴場	一、一〇〇	五五〇	五五〇	一、一〇〇	
中郡茱野町	入浴器械	一〇〇	五〇	五〇	一〇〇	
中郡比々多村	住宅改良	一、〇〇〇	五〇〇	五〇〇	一、〇〇〇	
中郡高部屋村	便所改築	一、〇〇〇	五〇〇	五〇〇	一、〇〇〇	
足柄下郡酒匂村	道路改修	一、一〇〇	五六〇	五六〇	一、一二〇	
計		一〇、一一〇	四、一一〇	四、一一〇	八、二二〇	

三、昭和四年度補助一千六百圓

【施行事業】（昭和三年度）

一、直轄事業

施行事業	市町村	事業費	國庫補助金	縣負擔金	計	備考
同地方改善	久良岐郡六浦莊村	一、〇〇〇	六〇〇	六〇〇	一、〇〇〇	
同	宮崎村	六〇〇	四五〇	四五〇	六〇〇	
茱中野町郡村	前掛	二、〇〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	二、〇〇〇	

二、補助事業

施行事業	市町村	事業費	國庫負擔金	縣負擔金內譯	計	備考
水面埋立	久良岐郡六浦莊村	二、〇〇〇・〇〇	五〇〇・〇〇	五〇〇・〇〇	一、〇〇〇・〇〇	
共同浴場	茱中野町郡	二、二〇〇・〇〇	五五〇・〇〇	五五〇・〇〇	一、一〇〇・〇〇	
入浴器械	茱中野町郡	一〇〇・〇〇	五〇・〇〇	五〇・〇〇	一〇〇・〇〇	
住宅改良	中郡比々多村	二、〇〇〇・〇〇	五〇〇・〇〇	五〇〇・〇〇	一、〇〇〇・〇〇	
便所改築	中郡高部屋村	一、〇〇〇・〇〇	五〇〇・〇〇	五〇〇・〇〇	一、〇〇〇・〇〇	
道路改修	足柄下郡酒匂村	二、二〇〇・〇〇	五六〇・〇〇	五六〇・〇〇	一、一二〇・〇〇	
計		一〇、二二〇・〇〇	四、一一〇・〇〇	四、一一〇・〇〇	八、二二〇・〇〇	

三、講習會

講習會名	開催月日	開催地	講習會	狀況
(1) 講習會	昭和四年九月二十一日	神奈川縣	會員打合會	地方改善施設事業に關する打合をなすと共に各委員の産業組合、信用組合、購買販賣組合、産業組合中央會、農會、農業倉庫、養蠶組合、青年團、婦人會、處女會、各種團體、學校、小學校兒童、青年團員、在鄉軍人、各種團體幹部等の會合を利用して地方改善に關する講演會を開き、又は各戸を訪問して地方改善の趣旨を徹底せしめ、本問題に對する理解を得るに努めたり
(2) 講習會	昭和四年九月二十日	神奈川縣	地方改善委員の改善事務に關する打合會	地方改善施設事業に關する打合をなすと共に各委員の産業組合、信用組合、購買販賣組合、産業組合中央會、農會、農業倉庫、養蠶組合、青年團、婦人會、處女會、各種團體幹部等の會合を利用して地方改善に關する講演會を開き、又は各戸を訪問して地方改善の趣旨を徹底せしめ、本問題に對する理解を得るに努めたり
(3) 宣傳	昭和四年利用隨時	神奈川縣	（文書、ポスター、新聞、映畫等に依る各種宣傳をなすと共に講習會の開催並に意見發表等をなす。）	文書、ポスター、新聞、映畫等に依る各種宣傳をなすと共に講習會の開催並に意見發表等をなす。

【規程調査】

調査一（大正十二年七月二十七日於地方改善協議會）

今回地方改善に關する協議會を開催するに當りまして各郡市長を通じて出席者の推薦方を依囑致しましたる處皆さんには夫々公私

（五）兵庫縣

施行事業	市町村	事業費	國庫負擔金	縣負擔金內譯	計	備考
道路改修	武庫郡西宮町	一、〇〇〇・〇〇	五〇〇・〇〇	五〇〇・〇〇	一、〇〇〇・〇〇	
同	同	一、〇〇〇・〇〇	五〇〇・〇〇	五〇〇・〇〇	一、〇〇〇・〇〇	
同	同	一、〇〇〇・〇〇	五〇〇・〇〇	五〇〇・〇〇	一、〇〇〇・〇〇	
同	同	一、〇〇〇・〇〇	五〇〇・〇〇	五〇〇・〇〇	一、〇〇〇・〇〇	
同	同	一、〇〇〇・〇〇	五〇〇・〇〇	五〇〇・〇〇	一、〇〇〇・〇〇	
同	同	一、〇〇〇・〇〇	五〇〇・〇〇	五〇〇・〇〇	一、〇〇〇・〇〇	
同	同	一、〇〇〇・〇〇	五〇〇・〇〇	五〇〇・〇〇	一、〇〇〇・〇〇	
同	同	一、〇〇〇・〇〇	五〇〇・〇〇	五〇〇・〇〇	一、〇〇〇・〇〇	
同	同	一、〇〇〇・〇〇	五〇〇・〇〇	五〇〇・〇〇	一、〇〇〇・〇〇	
同	同	一、〇〇〇・〇〇	五〇〇・〇〇	五〇〇・〇〇	一、〇〇〇・〇〇	
計		一〇、〇〇〇・〇〇	五、〇〇〇・〇〇	五、〇〇〇・〇〇	一〇、〇〇〇・〇〇	

の職務に御多忙の折柄殊に疲勞の際にも拘らず斯く多數御出席下さいましたことは洵に欣幸の至に存ずる次第であります。

地方改善の事に關しては政府を始め本縣に於ても從來各種の施設を講じ直接其の事務又は事業に御關係になつて居らるゝ皆さん方の御盡力と相俟つて今日まで相當の成果を收めて來たのでありまするが社會一般の人々には未だ此の問題に就て正當なる理解が出來て居らぬ樣な傾きのあるのは甚だ遺憾の事と存じます。

抑も地方改善事業終局の目的は舊來の因襲的偏見を除去し擧國融和の實を擧ぐるに在るので各種の改善施設の如きも要するに此の域に達せしむるの手段方法と申しても差支なからうと思ひます

卽ち融和親善を促進せしむるには一面各種の改善施設を講ずるは素より必要なことであるけれども之と同時に社會一般の人々の此の問題に對する正當なる理解を喚起することが更に緊切で寧ろ此の理解あつて始めて改善施設の效果も擧るべきものだと思ひます。

今日御出席になつた皆さんは此の問題に就て充分理解の有せらるゝ方々でありますから別に詳細なる說明を申上ぐるまでもないことゝ存じますが先般各郡市長警察官署長及甲等學校長等に對し融和促進に關する通牒を出したことであり此の際其の趣旨を一層徹底せしむる必要を認めたので直接此の問題に關係深き皆さんを一堂に會し各地方の實況並に之に對する御意見等を承り將來最も適切なる方法に依り同胞融和の機運を促進せしむることに一段の努力を致したいと存じます。

尙協議事項等に關しては主務課長より申述べる筈であります炎暑の折柄甚だ御苦勞の事と存じますが此の二日間を最も有效に利用し御互に隔意なき協議を遂げられむことを希望の至に堪へません。

規程——社會改良事業奬勵規程（大正十年九月五日縣令五十八號）

社會改善事業奬勵規程

第一條　市町村又ハ市町村ノ一部ニ對シ社會改良ノ目的ヲ以テ左ノ事業ヲ施設スル者ニハ每年度豫算ノ範圍內ニ於テ其ノ經費ノ二分ノ一以下ノ補助金ヲ交付ス但シ知事ニ於テ特ニ必要ト認ムルトキハ二分ノ一以上ノ補助金ヲ交付スルコトアルヘシ

一、敎育ニ關スル特別ノ施設

二、兒童保護ニ關スル施設

三、生業ノ改良及副業奬勵ニ關スル施設

四、購買組合、販賣組合及小資本融通ニ關スル施設

五、住宅ノ共同改修

六、道路、橋梁、溝渠ノ新設又ハ改修

七、共同浴場ノ新設增築又ハ改築

八、衞生上ノ改良ニ關スル施設

九、貧困者救護ニ關スル施設

十、其ノ他知事ニ於テ社會改良上必要ト認ムル施設

第二條　補助金ノ交付ヲ受ケントスル者ハ施設ヲ要スル事由ヲ詳記シタル願書ニ左ノ書類ヲ添付シ每年四月三十日迄ニ知事ニ出願シ許可ヲ受クヘシ

一、事業計畫及其ノ實行方法ヲ詳記シタル事業計畫書

二、施設ノ事業カ工事ノ施行ニ關スルモノナルトキハ(イ)設計書(ロ)圖面(ハ)工事ノ着手及成功豫定期並ニ其ノ見積計算書

三、敎支豫算書

第三條　補助ヲ受ケタル者其ノ事業ニ着手シタルトキハ着手後一週間內ニ其旨知事ニ申出ツヘシ

第四條　左ノ場合ニ於テハ事由ヲ具シ知事ノ許可ヲ受クヘシ

一、工事ノ着手及成功期限ノ延期ヲ要スルトキ

二、事業ノ計畫設計ニ大ナル變更ヲ要スルトキ

三、事業ノ全部又ハ一部ヲ廢止スルトキ

第五條　補助ヲ受ケタル事業完成シタルトキハ其ノ成績及經費ノ精算書ヲ添ヘ速ニ知事ニ屆出ツヘシ

第六條　補助金ハ精算終了ノ後之レヲ交付ス但シ特別ノ事情アルモノニ對シテハ精算終了前之レカ交付ヲ爲スコトアルヘシ

第七條　施設事業ノ成績豫定ノ效果ヲ擧クルコト能ハサルカ又ハ工事ノ出來形設計ニ違ヒ若ハ不完全ナリト認ムルトキハ事業ノ再施行ヲ命シ又ハ工作物ノ全部又ハ一部ノ改修ヲ命スルコトアルヘシ

第八條　補助ヲ受ケテ購入シタル土地建物又ハ新設增築若クハ改修ヲ加ヘタル工作物ノ使用ヲ廢止シ又ハ處分セントスルトキハ事由ヲ具シテ知事ノ許可ヲ受クヘシ但シ事業ノ開始又ハ工事ノ完成後五ケ年ヲ經過シタルモノハ此ノ限ニアラス

第九條　精算不當ナリト認ムルトキ又ハ豫定ノ事業ヲ遂行セサルトキハ補助ノ指令ヲ取消シ又ハ變更シ若クハ既ニ交付シタル補助金ノ全部又ハ一部ヲ返還セシムルコトアルヘシ

補助金交付ノ指令ヲ受ケタル者本規程ニ依ル知事ノ命令ニ從ハサルトキ亦前項ニ同シ

第十條　本規程ニ依リ知事ニ差出ス願書及屆書ハ所轄郡市役所及町村役場ヲ經由スヘシ

郡市長ハ第二條ノ補助願書及第五條ノ事業成績屆書若クハ第四條第八條ノ許可申請書ヲ受理シタルトキハ事業ノ適否又ハ效果若クハ事由ヲ調査シ意見ヲ附シテ之レヲ進達スヘシ

【豫算】（昭和四年度）

總額——七〇、〇〇〇圓

（內譯）社會改良事業補助　五五、〇〇〇圓

職業講習會補助　一〇、〇〇〇圓

淸和會補助　五、〇〇〇圓

昭和四年度社會改良補助事業種別

（一）道路新設（五）　（二）道路改修（二五）

（三）橋梁架設改修（三）　（四）井戶改修（二）

（五）水道布設（一）　（六）共同浴場改築（七）

（七）住宅共同改修（一七）　（八）臺所改善（一）

昭和三年度社會改良事業補助一覽表

事業種別	摘要	補助要求額	補助額	補助歩合	事業施行地	出願者
土木施設				割歩		
同道路新設	五〇	一、六〇〇	一、六〇〇	三三	多紀郡多紀村	村長
同道路改修	七一〇一	三、〇六三	二、三五〇	三三	保郡南河内村	村長
同同	五、三二	一、五〇〇	一、五〇〇	三三	父郡大旭陽村	村長
同同	四、一〇〇	二、〇八〇	一、〇〇〇	三三	多紀郡日置大藏村	村長
同同	六、六六	二、〇〇〇	一、〇〇〇	三三	氷上郡國領村野々上	村長
同同	二、六二一	一、六六六	八〇〇	三三	多可郡西脇町國領組	町長
同同	一、六二七	一、六六六	五〇〇	三三	多可郡比延庄村森の本野	村長
同同	七、四九五	五、二四六	二、四〇〇	三三	神崎郡豐富村津積組	村長
同同	二、二四〇	一、〇〇〇	五〇〇	三三	神崎郡豐富村野間谷	村長
同同	五、一六二	二、六二一	一、六〇〇	三三	揖保郡太子町山津屋	町長
同同	六、三六	二、〇〇〇	八〇〇	三三	揖保郡太子町上太田	町長
同同	四九	三〇〇	一五〇	三三	佐用郡本庄村中野間	村長
同同	四九	三〇〇	一五〇	三三	佐用郡本庄村大畑	村長
同同	四九	三〇〇	一五〇	三三	佐用郡本庄村中

教育施設		六、五二三	三、三五六	一、八〇〇
公會堂建設		一、六九七	八〇〇	五〇〇
同		六、三六四	一、八〇〇	一、五〇〇
倶樂部建設		四〇三	二〇一	一〇〇
青年會場建設		五、七九二	二、〇〇〇	一、三〇〇
其の他施設				（計 四、八〇〇）
神社改築				

（六）埼玉縣

【規程訓達】

改善事業奬勵規程（埼玉縣告示第二百八十號）
（大正十年八月十二日）

第一條　地方改善事業奬勵ノ爲本規程ニ依リ毎年度豫算ノ範圍内ニ於テ補助金ヲ交付ス

第二條　補助金ハ改善事業ニ要スル費用ニ對シ事業經營主體ニ之ヲ交付ス

補助金ノ額ハ前項費用ノ五割以内トス但シ知事ニ於テ特ニ緊切ナリト認メタル場合ニハ此ノ制限ニ依ラサルコトアルヘシ

第三條　前條ノ補助金ハ左ノ各號ニ該當スル事業ノ中ニ就キテ其ノ緩急適否ヲ査定シ之ヲ交付ス

一、住宅ノ修理改善
二、屋外室ノ廢止ニ伴フ仕事場ノ設備
三、井戸下水及便所ノ改良
四、共同浴場ノ設備
五、生産用器具ノ購入
六、トラホーム無料治療施設
七、其他知事ニ於テ緊急改善ヲ要スルト認ムル事業

第四條　補助金ノ交付ヲ受ケントスル者ハ申請書ニ左ノ事項ヲ具シ前年度七月末日限リ提出スヘシ

一、經營豫算書
二、事業計畫書

事業經營主體カ公共團體ニアラサル團體又ハ組合ナル場合ニ於テハ其ノ代表者タルコトヲ證明スル書類ヲ添付スルコトヲ要ス

第五條　補助金ノ交付ヲ受ケントスル者又ハ交付ヲ受ケタル者前條添付書類ノ記載事項ニ變更アリタル時ハ遲滯ナク其ノ旨報告スヘシ

二六	加東郡河合村新部	代表者	泰井常太郎
二元	赤穗郡若狹村上松	代表者	前坂千藏
二六	佐用郡西庄村早瀨	代表者	谷本嶺藏
二五	赤穗郡坂越村濱市	代表者	北道源太郎
三	多可郡中町高岸	代表者	山本要

第六條　補助金ノ交付ヲ受ケタル者ハ經費決算並ニ其ノ事業ノ成績ヲ翌年五月末日迄ニ報告スヘシ

第七條　左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ニハ補助ノ指令ヲ取消シ又既ニ交付シタル補助金ノ一部若ハ全部ノ還付ヲ命スルコトアルヘシ

一、事業ノ施行ヲ怠リ若ハ方法適當ナラサルノトキ
二、第六條ノ經費決算額カ補助金交付當時ノ豫算額ニ達セサルトキ
三、本規程ニ依ル報告ヲ怠リタルトキ

附　則

本規程ハ發布ノ日ヨリ施行ス

調　令

融和促進に關する事業に付て本縣は夙に留意し各般の施設を講じ縣民融和の實を擧げんことに努力し來れるも未た其の目的を達成するに充分ならず轉近時代の趨勢は益々融和促進の緊急なるを認む。

今や昭和の盛世を迎へ近く卽位の禮及大嘗禁を行はせられむとす是れ正に擧國一致更始一新の秋なり乃ち明治維新の洪謨に遡ひ不合理なる差別事相を根絶し同仁同澤の惠に浴し以て國民諧和擧國一致の果を結ばざるべからず、公職にあるものは殊に能く此の機運を察し國民融和の實現に一段の努力を加へ以て國運の進展を期すべし、之が大成の方途素より多岐なりと雖も左記各項の如きは特に留意を要する所なり。

一、一視同仁の叡旨を宣揚し以て融和觀念の徹底を期すること
一、融和の障碍たるべき事象は速に之を除去すること
一、差別の言動は嚴に之を爲さしめざるを期すること
一、社會生活に於て機會均等の實を擧ぐること

念ふに國民多年の因襲に基く差別事象は條理に悖り人道に反する聖代の恨事なり之を根絶し以て其の弊實を除くは國民共同の責任にして又國運進展の要諦たり各位克く此の意を體し更に有效適切なる施設を講じ共存共榮の成果を收むることに萬遺憾なからんことを望む。

昭和三年五月二十五日　　埼玉縣知事　宮脇梅吉

【豫算】（昭和四年度）

總額——一三、九四一圓

（內譯）一、諸給一、九八〇圓　二、改善施設費補助
修養施設費補助九〇〇圓　改善事業費補助
八、〇六一圓　三、融和團體補助三、〇〇〇圓

【施行事業】（昭和三年度）

一、直營事業

講演會を昭和四年二月十日より三月三日迄の土曜、日曜に縣下八ヶ所に開催來聽者總數二、八五〇名

二、補助事業

施行事業	施行市町村	事業費	補助費	備考
講習會	大里郡本郷村	一、	三	

第六條　補助金ハ前條ニ於テ定メタル限度ニ於テ實際ニ要シタル經費ノ二分ノ一以内ヲ交付ス

五、井戸及上水道及下水道又ハ便所ノ新設改良

六、共同浴場ノ新設又ハ改良

ニ＝テ設計＝基キ工事ヲ施行スルモノニ限ル

八、「トラホーム」其ノ他ノ傳染病ニ關スル豫防

九、居住地域ノ整理

一〇、道路ノ改良

一一、住宅ノ新築又ハ改築

一二、其他都府改善上必要ト認ムル施設

第二條　補助ヲ受ケムトスルモノハ事由ヲ詳記シタル申請書ニ左ノ書類ヲ添付シ前年六月三十日迄ニ知事ニ差出スベシ

一、事業計畫及其實行方法ヲ詳記シタル調書

二、事業ノ執行ニ關スル重要ナル書類

三、特殊不當ナル事業ヲ爲サントキ

第十條　郡市長ニ於テ第二條ノ補助申請書及第五條ノ事業成績報告ニ付、工事ノ執行ニ關スル重要ナル設計書圖面工事ノ著手及其竣工ノ期

三、飲食獎勵又ハ飲食ノ改良ニ關スル事業ノ著手及其竣工ハ事業ノ結了ニ付、左ノ場合ニ於テ第三條ノ補助ヲ受ケタルモノニ對シ補助金ノ全部又ハ一部ヲ返納セシムルコトアルベシ

四、其ノ旨知事ニ屆出ヅベシ

第四條　左ノ場合ニ於テハ事業ノ著手及完了後三日以内ニ其ノ旨知事ニ屆出ヅベシ

一、事業計畫及其實行方法又ハ事業ノ設計ヲ變更セントキ

二、事業ノ廢止ヲ要スルトキ

第五條　補助ノ指令ヲ受ケタル事業ノ成績ハ完了後一月以内ニ左ノ事項ヲ記載シタル報告書ヲ提出スベシ

一日限リ第二條ノ申請ヲ爲スベシ

附則——乙第二六八號

知事　部長　課長　掛

係

第三章　府縣の施設事業

（七）群馬縣

【規定調達】

規程——庶務改善補助規程

（大正十一年三月十四日群馬縣令第十七號）

群馬縣令第十七號

庶務改善補助規程左ノ通定ム

大正十一年三月十四日　　群馬縣知事　大　久　保　喜

第一條　庶務ノ改善發達ヲ圖ルノ目的ヲ以テ左ノ事業ヲ施設ヒタル公共團體又ハ町村ニ對シ其ノ費用ノ一部ヲ補助ス

一、教育ニ對スル特別施設

二、講習講話會ノ施設

三、生業ノ奬勵及其ノ改良ニ關スル施設

同　道路修繕　北甘樂郡妙義村　一、一七〇
同　道路修繕　南甘樂郡下仁田町　一、二〇〇
同　道路修繕　北甘樂郡下仁田町　一、一〇〇
同　道路修繕　北甘樂郡下仁田町　一、一〇〇
同　道路修繕　北甘樂郡下仁田町　一、一

警察分署
市役所
町村役場

今や世界平和の思想旺盛にして世界的同胞觀念の漸く向上せむとするの時に當り一部の同胞と一般同胞との間往々情意の疎隔を來し融和の實を缺くが如きものあるは實に明治の初年明に差別撤廢を宣せられたる　聖旨に悖るのみならず時代錯誤も亦甚しく累を地方自治の振興に及ぼし國勢の進展も爲に阻害せらるるに至つては洵に國家の深憂と云はざる可からず是固より一部同胞中姑息因循に慣れ向上發展の氣慨に乏しき者あるに因るべしと雖も亦一般民に往時の固陋なる差別的感情の尚ほ未だ除去せられざるに因る故に改善の實績を擧げむとせば前者に對して特に其の自覺を促して向上發展を策せしめ其の弊害の存するところを改善せしむると共に後者に對しては人道の示す所に從ひ因襲的偏狹なる思想の打破を熱望せざるを得ず近時此種の事業は大に世人の注目する處となり漸次改善の歩を進めつゝありと雖も未だ以て遺憾とすべきもの尠しとせず市町村自治の當局者は勿論一般の指導に任ず可き者宜しく思を玆に致し協心戮力大體左の方針に則り愈改善の實績を擧げむことを期すべし。

大正十一年三月二十九日　群馬縣知事　大芝惣吉

部落改善上緊切なりと認むる施設の概要

一、代表者懇談會
部落中の有志家其の他篤志家を一堂に會せしめ懇談を爲し意志の疎通を圖り改善方策に資せむとす。

二、部落表彰
部落中改善の成績顯著なるもの及功勞者を表彰す。

三、縣外視察
部内の中堅人物中より希望者を募り旅費を補助して視察をなさしめ其の自覺々醒を促す。

四、講話會開催
部落改善講話會を開催す。

五、部落改善補助規程實施
改善事業の補助、衞生其他部落改善上適切なりと認むる事業に對し補助をなし其向上を期せしむ。

六、講習會の開催
部落改善の爲め教育産業衞生裁縫其の他各般の事項に付短期講習會を開催す。

七、指導員等を設置し改善を圖らんとす。
部落改善要項

一、普通民の覺醒
イ、市町村吏員其の他公職にあるものは努めて部落民に接近し公會其の他の席上無差別の待遇をなし卒先人格尊重の模範を示すこと。
ロ、宗教家教育家等講演說教をなす場合に同胞觀念を懇切に說示すること。
ハ、小學校にありては一般兒童との融和を圖り遊戲の際は勿論其の他凡ての機會に於て兩者の親善接近に留意すること。
ニ、入退營者に對しては一般と待遇に差別なからしめ陸軍演習等の際に於て其の宿舍割當に關し特に部落を除外するが如きことなからしむること。
ホ、軍人會青年會處女會等の諸會合に於て差別的取扱をなさゝる樣留意すること。
ヘ、住居又は職業に付一般と疎隔の風習を除き各其の志望を遂げ生活の向上に協力すべき樣留意すること。
ト、僕婢採用につきても差別的取扱をなさゞる樣留意すること
チ、諸種の敎化的又は經濟的の目的を有する團體を組織し彼此共勵共濟の實を擧げ既存の諸團體は特に此點に於て其の活動を旺にすること。
リ、神社寺院を中心とし敬神崇祖の念を高め又一般敎化事業を旺にすること。
ヌ、祭典等の場合一般の氏子と差別ある取扱をなさゞること。

二、部落民の改善
(一)敎化的方面
イ、義務敎育の普及
部落兒童の就學出席未だ一般に比し良好ならず學業上に於ても不良なり故に學齡兒童保護會の活動を促し又學校職員村當局者駐在巡査等互に協力して其の就學出席を督勵すること。
敎員自ら部落内に居住し改善指導の衝に當り或は家庭訪問をなし又特に父兄母姉會等を利用し家庭と學校と連絡して改良を圖ること。
訓練上につきては部落民の特殊心理たる僻み根性猜疑心無分別復讐心等を除去し信義を守り公德を念とする等專ら諸德性を涵致し禮儀作法に注意し又淸潔の習慣を養ひ品性の向上に留意すること。
ロ、補習敎育
高等小學校入學者を多からしめ特に女子の入學を奬勵すること及夜間若間補習敎育を施し殊に精神敎育に力を盡し又女子の裁縫敎育等に特に留意すること。
ハ、高等敎育
中等敎育より進んでは益々高等敎育の修業に志さしめ代表的人物指導的人物の養成に努むること。
ニ、諸種の社會的會合
戶主會主婦會軍人會青年會處女會の活動を盛にし自治自發社會奉仕の精神を熾烈ならしめ改善上の研究施設を健全にすること。
ホ、敎化事業
宗敎家敎育家其の他一般有志の修養講話會の開催を繁くし協同心公共心を開發し又有益なる娛樂に親ましめ高尙なる趣味を養成し犯罪の防遏賭博の惡風飮酒浪費の惡癖卑猥の風俗等の除去を圖ること。
(二)經濟的方面

イ、自由に産業を選擇し勤勉力行して生計及品性の向上を圖り又職業に關する智識を增進し副業の收利を增進せしむ
ロ、移住出稼等なり

訓令——同胞融和親善に關する件（訓令乙第六九三號）

曩に大正十一年三月訓令乙第二六八號を以て同胞融和に關し訓示し更に本年七月融和團體設立の準則を內示する所あり爾來各位の熱誠なる指導と不斷の努力とにより漸次實績を見るべきものありと雖然も今尙因襲的偏見を蝉脫する能はず爲めに融和を缺くの憾みなしとせず、內務大臣深く此の點を憂慮し別記訓令を發せられたり其局に當るものは宜しく其の趣旨を體し人類相愛は人の本性に基くものなることを會得し差別的偏見を有することは人間の本性に悖るものなることを念ひ克く此の趣旨の普及徹底に勉むると共に眞に融和親善の實を擧ぐるに於て遺算なきを期せらるべし

大正十二年十一月九日　群馬縣知事　山岡國利

【歲入】（昭和四年度）

總額——八、〇〇〇圓

（內譯）一、〇〇〇圓——直營事業（講演會、講話會、協議會、職業補導）
七、〇〇〇圓——地方改善事業補助

【施行事業】（昭和三年度）

一、直營事業

(1) 講習會

會名	開催月日	開催地	狀況
木工傳習會	自十月廿一日 至同三十日	吾妻郡原町	男子一般 一五名
同	自十二月一日 至同七日	碓氷郡松井田町	同 一〇名
眞綿傳習會	自十月十二日 至同十八日	勢多郡宮城村	處女 五〇名
同	自二月七日 至同十三日	群馬郡佐野村	同 三七名
同	自二月八日 至同十四日	勢多郡北橋村	主婦 一五名
同	自二月十三日 至同十九日	北甘樂郡一ノ宮村	處女 三四名
眞綿傳習會	自三月七日 至同十三日	勢多郡橫野村	處女 主婦 二三名
同	自三月十六日 至同廿二日	群馬郡箕輪町	處女 三五名
竹細工傳習會	自三月一日 至同十日	北甘樂郡小野村	男子一般 二四名
同	自三月五日 至同十一日	吾妻郡原町	同 一二名
同	自三月七日 至同十三日	群馬郡上郊村	同 六三名
同	自三月二十日 至同廿九日	群馬郡相馬村	同 四五名
下駄表傳習會	自三月廿二日 至三月廿八日	高崎市	男女一般 一二〇名
同	自三月一日 至同七日	群馬縣倉賀野町	同 一〇〇名
同	自三月八日 至同十四日	多賀郡八幡村	同 一三〇名
計	一五ヶ所		

(2) 展覽會

會名	開催月日	開催地	出品點數
下駄表展覽會	自三月廿八日 至同廿九日	高崎市	三〇八點優良一八一等より六等に區分し夫々賞品を授與す

(3) 協議懇談會

會名	開催月日	開催地	各郡有志及關係者
縣下部落有志懇談會	十月二十六日	前橋市	二十三名

二、補助事業

施行事業	施行市町村	事業費	補助費	備考
道路橋梁改修	桐生市	一五、一三一、八〇円	三、〇二一円	
同右	群馬郡濱川町	一、七三三、〇九	五七五	
道路改修	邑樂郡土川村	一、六一〇、〇〇	五七三	
集會所新設	新田郡笠懸村	一、七九六、〇三	六四〇	
共同浴場新設	多野郡平井村	一、一六三、九五	五七五	

道路橋梁改修	勢多郡宮城村	二、〇九八、三七	六三三	
道路橋梁新設	前橋市	五、二七〇、〇〇	一、七九九	
計	七ヶ所	二八、七七七、六一	七、七三三	

(八) 千葉縣

【規程訓達】

規定——社會事業助成奬勵規程

（縣令第八七號大正十年四月一日）

第一條　公共團體、其ノ他ノ法人、組合若ハ個人ニシテ公益ノ爲左ノ各號ノ一ニ該當スル事業ヲ經營シ之カ助成奬勵ヲ必要トスルトキハ本令ノ定ムル所ニ依リ每年度豫算ノ範圍內ニ於テ助成金若ハ奬勵金ヲ交付ス

一、部落改善
一、免囚保護
一、感化教育
一、盲啞教育
一、窮民救助
一、徒弟教育
一、市場
一、職業紹介
一、授產
一、託兒所
一、幼兒保育
一、孤貧兒養育又ハ教育
一、施藥救療
一、質屋
一、簡易食堂
一、共同浴場
一、共同娛樂場
一、簡易文庫
一、前各號ノ外知事ニ於テ必要ト認ムルモノ

前項ノ外市町村ニ於テ社會事業資金ヲ蓄積シ又ハ社會事業ノ

助成奬勵ヲ爲ストキ亦同シ

第二條　助成金若ハ奬勵金ハ事業費、創業費、又ハ資金蓄積額若ハ助成奬勵費ノ十分ノ五以内トス但シ市町村ニ在リテハ第一條ノ經費又ハ資金蓄積額ニシテ從前ノ資金及其ノ利子ヨリ支出スルモノアルトキハ之ヲ控除シタル殘額ニ付査定ス

第三條　助成金若ハ奬勵金ノ交付ヲ受ケタル者本令若ハ本令ニ基キテ發スル命令ニ違背シ又ハ事業ノ成績不良ナルトキ其ノ他必要ト認ムルトキハ助成金若ハ奬勵金ノ一部又ハ全部ヲ返還セシムコトアルヘシ

第四條　助成金若ハ奬勵金ヲ交付スル場合ニ於テハ條件ヲ附スルコトアルヘシ

第五條　助成金若ハ奬勵金ノ交付ヲ受ケタル者ハ毎六箇月毎ニ事業成績及收支精算ノ爭領ヲ知事ニ報告スヘシ

第六條　第三條各號ニ異動ヲ生シタルトキハ設立者又ハ其ノ代表者ハ事由ヲ具シ直ニ知事ニ届出ツヘシ

第七條　助成金若ハ奬勵金ノ交付ヲ受ケタル市町村社會事業資金ノ管理ニ付テハ市町村罹災救助基金補助方法施行細則第二條乃至第四條又第六條ヲ準用ス

第八條　知事ニ於テ必要アル場合ハ事業ニ關シ報告ヲ爲サシメ書類帳簿ヲ徵シ及實地ニ就キ事業ヲ視察シ又出納ヲ檢閲スルコトアルヘシ

第九條　助成金若ハ奬勵金ノ交付ヲ受ケタル者本令若ハ本令ニ基キテ發スル命令ニ違背シ又ハ事業ノ成績不良ナルトキ其ノ他必要ト認ムルトキハ助成金若ハ奬勵金ノ一部又ハ全部ヲ返還セシムコトアルヘシ

第十條　本令ニ依リ知事ニ提出スヘキ文書ハ市ニ在リテハ市長其ノ他ニ在リテハ町村長及郡長ヲ經由スヘシ前項ノ文書ヲ收受シタルトキハ意見ヲ附シ之ヲ進達スヘシ

附　則

第十一條　本令ハ大正七年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

第十二條　大正六年二月千葉縣令第七號ハ之ヲ廢ス

第十三條　大正十年度ニ限リ第三條ノ申請期間ヲ大正十年五月三十一日トス

訓示――融和促進に關する訓示

（大正十三年九月二日於郡市長會議）

『（前略）顧て我が國内の現情を見るに今尚國民の間に因襲的偏見を脫却すること能はず依然として少數同胞との融和を缺くものあるは洵に遺憾とする所なり惟ふに吾人は夙しく帝國臣民の一員として其の間何等差別を付すべきにあらざるは敢て言を俟たざる所なり然も世人往々不謹愼なる言辭を弄し事態を惹起するが如きは未だ同胞相愛の眞義一般に徹底せざるに因らずむばあらず、予の見るところを以てすれば少數同胞の唱ふる差別撤廢の主張は固より當然にして思ふに何人も異議なきところなるべし彼の官公吏の任命敎職員の採用等決して同胞間に差別あるべきにあらざるが故に其の適材は之を適所に用ひ以て益々自重自慢の精神を作興せしめむことを期す然れども彼の不用意なる失言を捉へて事毎に糺彈を叫び多數の勢力を利用して威力を逞ふするが如きは決して自覺したる自尊心ある同胞の行爲にあらざるべきを信ず蓋し此の如きは徒らに鬪爭を挑みて吾人同胞の間に溝壑を築き却つて其の主義主張と全く相乖離するの結果を生ずるのみならず實に共存共榮の社會生活を破壞するものにして吾人は國家社會を擁護せむがため飽く迄之に反對せざるを得ず予は實に同胞の協同諧和を主張す、骨肉反噬は決して與するところにあらざるなり各位に於ては克く人類相愛の眞意義を一般に鼓吹し今後益々本縣社會事業協會の活動を扶くる等適當の方法を講じ一層融和促進のために努力を致されむことを望む。』

【豫算】（昭和四年度）

一〇〇〇圓　地方改善施設補貼

（作業場改新等、井戸及下水設置廢物捨場新設總額）

【施行事業】（昭和三年度）

直營事業

一、講演會　昭和四年三月三十日、印旛郡酒々井小學校に於て融和促進講演會を開催す。

二、調　査　縣下融和事情實況調査を爲す。

（九）茨城縣

【規定訓達】

規定――（1）部落改善事業助成規程（茨城縣令第十六號）

第一條　部落ノ改善發達ヲ圖ルノ目的ヲ以テ施設スル事業ニ對シ縣ハ每年度豫算ノ範圍内ニ於テ助成金ヲ交付ス

第二條　助成金ハ事業終了後其ノ精算額ニ對シ之ヲ交付スルモノトス

第三條　助成金ハ其ノ精算額ニ對スル百分ノ五十以内トス但シ特別ノ事由アル場合ハ此ノ限ニ在ラス

第四條　助成金ヲ受ケムトスル者ハ施設ヲ要スル事由ヲ詳記シタル願書ニ左ノ書類ヲ添付シ每年二月末日迄ニ知事ニ差出シ豫メ其ノ承認ヲ受クヘシ但シ特別ノ事由アルモノハ本條ノ期日以後ニ於テ其ノ申請ヲ爲スコトヲ得

一、事業ノ種類及其ノ實　方法ヲ詳記シタル計畫書

一、施設ノ事業カ工事ノ施行ヲ要スルモノナルトキハ設計書圖面及工事ノ着手並竣工豫定期日

一、收支豫算書

第五條　助成金ヲ受クル事業ニ着手シタルトキ又ハ事業終了シタ

第三章　府縣の施設事業

ルトキハ直ニ其ノ旨知事ニ届出ツヘシ

第六條　助成金ノ交付ヲ受ケムトスル者ハ其ノ事業ノ屬スル年度末日迄ニ精算書ヲ添付シ請求書ヲ差出スヘシ

第七條　助成金交付ノ承認ヲ受ケタル事業ノ施設ヲ變更セムトスル場合ハ其ノ事由ヲ詳記シ豫メ知事ノ承認ヲ受クヘシ

第八條　知事ハ隨時吏員ヲシテ助成金交付ノ承認ヲ與ヘタルモノニ付實地調査ヲ爲サシメ其ノ他必要ナル命令ヲ發スルコトアルヘシ

第九條　本規程ニ依リ知事ニ差出ス書類ハ所轄町村長及郡長ヲ經由スヘシ

町村長、郡長前項ノ書類ヲ受理シタルトキハ意見ヲ附シテ進達スヘシ

附　則

第十條　本規程ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

第十一條　助成金交付出願ノ期日ハ大正十年度ニ限第四條ノ規程ニ依ラサルコトヲ得

――(2)芙蓉縣社會事業委員設置規程

第一條　社會事業ニ關スル調査並改善指導ノ事務ニ從事セシムル爲社會事業委員ヲ置ク

第二條　社會事業委員ハ社會事業ニ智識經驗ヲ有シ其ノ地方ニ於ケル調査並改善指導上適當ト認ムル者ノ中ヨリ知事之ヲ嘱託ス

第三條　社會事業委員ハ名譽職トス

第四條　社會事業委員ノ擔當スヘキ區域並事務ニ付テハ委員ノ嘱託ノトキ之ヲ定ム

――(3)部落改善ノ事務ニ從事スル社會事業委員執務心得

第一條　社會事業委員ハ常ニ擔當部落内ニ於ケル狀況ヲ調査研究シ住宅ノ改良敎育産業衞生並ニ矯風等ノ社會事業ノ指導ニ當ルモノトス

第二條　社會事業委員ハ知事ノ臨時委嘱スル事項ニ付實施ノ衝ニ當リ又ハ調査報告ヲ爲スモノトス

第三條　社會事業委員ハ部落改善上施設ノ必要アリト認メタル事項ニシテ重要ナルモノニ付テハ知事ニ開申シ指揮ヲ受クルモノトス

第四條　社會事業委員ハ町村長、學校長、警察官、篤志家等ト常ニ聯絡ヲ保チ一般社會ト部落民トノ融和親善ヲ圖ルモノトス

第五條　社會事業委員ハ事務執行ニ關シ取扱ヒタル書類ヲ編纂保存スルモノトス

第六條　社會事業委員ヨリ知事ニ提出スル文書ハ總テ町村長及ヒ郡長ヲ經由スルモノトス

――(4)生活狀態調査ノ事務ニ從事スル社會事業委員執務心得

第一條　社會事業委員ハ知事ノ委嘱ニヨリ都會農村並漁業地ニ於ケル細民及農村ニ於ケル小作農ノ生活狀態ノ調査ニ當ルモノトス

第二條　社會事業委員ハ其ノ分擔區域内ニ於ケル家計調査掛ノ諸帳簿ヲ檢閲シ指導ニ當ルモノトス

第三條　社會事業委員ハ生活狀態改善上ニ付知事ニ對シテ意見ヲ述フルコトヲ得

第四條　社會事業委員ハ事務執行ニ關シ取扱ヒタル書類ヲ編纂保存スルモノトス

【豫算】（昭和四年度）

總額――三、三九〇圓

（内譯）講習會費五九〇圓、委員諸費五〇圓、改善施設費補助二、七五〇圓

【事業計畫】（昭和四年度）

一、直營事業

一、社會事業委員運用

要改善地區民の指導開發及融和親善の事務に專ら從事しつゝある社會事業委員五十名に年度内委員の使用したる通信費其他本事業に要したる實費を給與す。

二、講　習　會

融和事務當局者及要改善地區所在地の内部及一般青年幹部を講習員として八月中に下舘町に開催の豫定

二、補助事業

要改善地區に於ける作業場新設、作業場改築及古井戸改修等合計二十三件に對し事業費の百分の五十を補助す。

【施行事業】（昭和三年度）

補助事業

第三章　府縣の施設事業

施行事業	施行市町村	事業費	補助費	備　考
作業場を主としたる住宅新築	結城郡山川村大字新宿	五〇円	二五	補助費は事業費の百分の五十（以上同上）
同	作業場新設	同	二六〇	一三〇	
同	井戸新設	筑波郡眞瀬村字高須賀花輪	八〇	四〇	
同	作業場新設	猿島郡五霞村大字小手指	三〇〇	一五〇	
同	同	同	同	同	
同	作業場新設	猿島郡五霞村大字小手指	三〇〇	一五〇	
同	同	同	同	同	
同	作業場新設	猿島郡幸島村諸川	三〇〇	一五〇	
同	同	同	同	同	
同	同	猿島郡岡郷村	同	同	
同	同	同	同	同	
同	同	同	同	同	
同	作業場新設	猿島郡新郷村大字中田	二〇〇	一〇〇	
同	同	同	同	同	
同	同	結城郡三妻村白山	同	同	
同	同	同	同	同	
同	同	同	同	同	
同	作業場改造	眞壁郡竹島村市野邊	二六〇	一三〇	

同　　同　　一八　九　五、五〇〇　二、七五〇
合計二十一件

（一〇）栃木縣

【規定訓達】

指示――（昭和三年一月縣下小學校長會議）
明治四年八月太政官布告第六十一號を以て四民平等の令を發し給ひしより五十有八年を經たるも未だ一部國民に對し賤視的偏見を固守する者ありて往々差別事象を聞知するは洵に遺憾とする所なり。
各位は一層同胞の融和促進に關し留意せられんことを望む。

指示――（昭和三年三月二十六日地方改善懇談會）
一、改善實行團設置奬勵の件
融和促進の實績を擧ぐるには地方に改善實行團體を組織し是が活動を促進するを以て捷徑なりとす各位は宜しく未設町村に在りては此か設置を俾し既設町村に在りては之を援助し其の創立の趣旨に副す樣努力せられんことを望む。
二、青年奬勵に關する件

補助事業豫定（昭和四年度）

改善地區名	事業種類	經費	負擔金	國庫奬勵金	縣負擔金	額計	備考
（一）安蘇郡旗川村大字免鳥	便所家屋室井戸の改善	一、三七五、五〇〇円	円	一七五円	三五〇円	円	經費主體貴生同志會補助率二割六分强
（二）下都賀郡中村	井戸及便所改善	一、〇〇七、五〇〇		一七五	三五〇		經費主體昭和親睦會補助率三割四分强
（三）下都賀郡栃木町東町	住宅改善	一、〇二一、五〇〇		一七五	二七〇		經費主體東町睦會補助率二割六分强
（四）安蘇郡旗川村大字並木	井戸新設	九六〇、〇〇〇		一五〇	三〇		經費主體向上會補助率三割一分强
計		三、四三二、八一〇		三〇〇	一、〇〇〇		

【施行事業】（昭和三年度）

補助事業

施行事業	施行市町村	事業費	補助費	備考
住宅改善	安蘇郡佐野町	二〇〇円		
同	下都賀郡中村	三五〇		
同	安蘇郡旗川村	一五〇		昭和四年度に於て繼續補助の見込
公會堂建設	下都賀郡野木村	三〇〇		
	合計	一、〇〇〇		

（一一）奈良縣

【規定訓達】

告諭――奈良縣告諭第一號（大正十二年三月二十四日）
謹て惟みるに萬世一系の皇室を戴き一視同仁の惠澤に浴し億兆一心盡忠報效の至誠を捧げ擧國一致君民同和世々其美を濟せるは是我國體の精華にして宇內萬邦に卓立する所以亦實に此に存す
長くも明治四年仰出されたる四民平等の制は　先帝陛下が我等黎民を子視し給ふの大御心に基くところにして當時下し賜りたる五箇條の御誓文と共に盛德炳として日星の如し加之

內務省に於て人格成績優秀なるに拘らず貧困の爲中等學校程度以上の學校に入學し得ざる者に對し學資を給與し成業せしむるの途を講じつゝあり各位は右該當者を調査探究し以て本事業の目的達成に助力せられんことを望む。
三、講演會並講習會開催の件
融和促進の思想を徹底せしむる爲講演會並講習會を開催することは洵に適切なる施設なりとす各位は適宜各種の會合を開催せられ本事業の促進に努力せられんことを望む。
四、融和促進資料調査の件
歷史的文獻に據り事實の眞相を究明することは相互の理解を早め融和に貢獻すること尠からず各位に於て鄕土に關する口碑、傳說、記錄等信憑するに足るものあらば調査の上報告せられむことを望む。

【豫算】（昭和四年度）
總額――一、五〇〇圓
（內譯）地方改善施設費補助五〇〇圓、融和團體補助一〇〇〇圓

じて輕進妄作を避け虚心坦懐互に赤心を披瀝して極力之が諒解に努め交讓妥協事を談笑の間に決して益々諸和融合の實を擧げ以て聖恩に副ひ奉らむことを期せざるべからず縣民宜しく日夕此に三思し其の歸趨を誤ることなく着々地方改善の實を擧げ其の效果を收むるに於て毫も遺憾なからむことを望む

依命通牒

社會第七一八號

昭和三年四月十三日　　學務部長

各市町村長宛

融和促進に關する件依命通牒

融和問題に關しては本縣夙に是に留意し告諭並訓令又は通牒を發すると共に各般の施設を講じ融和ノ實現に鋭意努力致居り候處漸來縣民多數の理解と一部住民の自覺向上とに依り漸次融和の曙光を見るに至りたるは誠に喜ばしき現象に有之候然れ共因襲の弊尚未だ全く脱せず同胞猶に相鬩ぐが如き事象なきにあらざるは昭和聖代の一大恨事にして洵に遺憾に堪へざる次第に有之候惟ふに曩近時代の趨勢に件ひ益々融和促進の急なるものあるは言を俟たざる次第に有之候處這般社會事業調査會に於て内務大臣の諮問に對し別紙の通融和促進に關する施設要綱答申の趣其の筋より通牒の次第も有之候條禰今該要項を參酌し以て地方の實狀に應じ適切なる施設をなし本事業の目的完成上萬遺憾なきを期せられ度

別紙（融和促進ニ關する施設要綱）全部轉載

（昭和三年四月二十九日發社第五九號社會局長官より本縣知事宛融和促進に關する件依命通牒）

（内務省訓令第六號内務大臣より廳、府、縣宛）

奈良縣訓令甲第二十二號

警察署
市役所
町村役場
公私立學校
官國幣社以下神社

昭和三年四月二十九日内務省訓令第六號を以て内務大臣より融和促物に關し左記の通り訓令を發せられたるに付宜しく其の趣旨を體し今後一層奮勵努力以て諧和共榮の實を擧げん事を期すべし

昭和三年六月六日　　奈良縣知事

（内務大臣訓令照寫）

社會第一二〇三號

昭和三年六月六日

學務部長

市町村長宛

融和促進に關する件依命通牒

標記の件に關し本日奈良縣訓令甲第二十二號を以て訓令相成候處右は現下社會の情勢に鑑み益々融和促進の要緊急なるを認め發せられたるものに有之之が施設に關しては本年四月十三日社會第七一六號學務部長より依命通牒の次第も有之候條右參酌の上夫々地方の實狀に應じて一層有效適切なる方途を講じ以て本訓令の趣旨徹底上遺憾なき樣特に御留意相成度

【豫算】（昭和四年度）

總額——二七、一八三圓

（内譯）直營事業費一〇、一九三圓、改善事業補助一四、四九三圓、融和團體補助二、五〇〇圓

【事業計畫】（昭和四年度）

一、直營事業

社會事業講習會（二）　中堅青年男女講習會（五）
講演會（三〇）　婦人講話會（一〇）
座談會（一〇）　表彰
二、補助事業
副業調査奬勵　託兒所設置奬勵　救療施設奬勵
トラホーム治療　移住奬勵　改善施設事業奬勵

【施行事業】（昭和三年度）

一、直營事業

(1) 講習會

會名	開催月日	開催地	狀況
修養講習會	九月二日	北葛城郡陵西村市場寺院	講師廣田社會事業主事及高田驅託講習員七十二名
同	九月八日	生駒郡片桐村小學校	講師一如會驅託太田醍子氏講習員八六名
同	九月九日	宇陀郡西戸村彌榮寺院	講師同上講習員四二名
婦人社會事業講習會	自三月十六日至同十八日	奈良市奈良縣公會堂	講師中央融和事業協會及其他より數名講習員九五名

(2) 講演會

會名	開催月日	開催地	狀況
修養講演會	九月十一日	生駒郡安堵村東安堵寺院	講師越智敏雄氏參集人員八五名
同	十二日	添上郡大安寺村西八條寺院	講師同上參集人員八十名
同	十二日	生駒郡南生駒村小平尾寺院	講師廣岡智教氏參集人員七〇名
同	十三日	吉野郡大濱町比曾寺院	講師同上參集會員一〇〇名
同	十四日	山邊郡二階堂村嘉幡寺院	講師高田驅託參集會員二〇〇名
同	十四日	宇智郡野原町牧寺院	講師廣岡智教氏參集會員七〇名
同	十五日	磯城郡川東村金澤寺院	講師布施弘賓氏參集會員三五名
同	十六日	南高城郡秋津村室寺院	講師同上參集會員五六名
同	五月十六日	磯城郡初瀬町驅向寺院	講師同上參集會員五〇名
同	四月二〇日	磯城郡初瀬町驅向寺院	講師岡田師參集會員九二名
同	五月十九日	北高城郡上牧村北牧寺院	講師布施弘宣氏參集會員一二〇名
同	九月十九日	磯城郡初瀬町驅向寺院	講師岡田師氏參集會員九〇名

同	十月二十日	北高城郡上牧村北牧寺院	講師參集會員	布施弘憲氏一〇〇名	
同	十月廿一日	南高城郡秋津村室寺院	講師參集會員	同上五〇名	
同	十一月十日	磯城郡初瀬町驢向寺院	講師參集會員	岡田師氏九五名	
同	十二月二十日	北高城郡上牧村北牧寺院	講師參集會員	布施弘憲氏同上	
同	二月十六日	南高城郡秋津村室寺院	講師參集會員	同上六〇名	
同	三月二十日	北高城郡上牧村北牧寺院	講師參集會員	同上一二〇名	

(3)　會議

會名	開催月日	開催地	狀況
融和問題懇談會	二月二十五日	高市郡畝傍町縣立農事試驗所	目的差別事象の調査並除去の方法研究、出席者二六名本縣より社會課長其の他關係者數名出席
縣下小學校會	三月九日	高市郡縣立畝傍中學校	目的、地方改善事業中青年處女修養に關する件出席小學校七六名

(4)　宣傳

(一)　本縣知事の作歌にかゝる融和促進歌を印刷（リーフレット式）し各種會合に配布なしつつあり

(二)　右融和促進歌を當奈良市住、中岡旭野氏が琵琶に作曲し各種會合を機とし出演宣傳なしつゝあり

二、補助事業

施行事業	施行市町村	事業費	補助費	備考
共同浴場改築	北葛城郡河合村	六、四四四円	三、一六八円	經營主體市町村補助事業費の二分の一成績良好以下同斷
同上	南葛城郡大正村	九、一五二	四、四一三	
同上	同郡城村	五、三〇〇	二、四〇〇	
溝渠改修	北葛城郡上牧村	一、五一五	七五六	
同上	宇智郡五條町	二、四一七	一、二〇八	
共同浴場改築	生駒郡片桐村	二、八九	一、〇三四	
同上	同郡平群村	二、〇〇〇	一、〇〇〇	
共同浴場修繕	宇智郡五條町	六二三	三〇六	
溝渠改修	添上郡東市村	一、三四六	五一〇	
同上	山邊郡丹波市町	一、〇〇〇	四〇〇	
同上	北葛城郡上牧村	一、四〇〇	七〇〇	
同上	北葛城郡高田町	三〇七	一五三	
同上	南葛城郡大正村	三六三	一八一	
同上	高市郡鴨公村	二、九〇〇	一、四五〇	
橋梁架換	磯城郡川西村	五、八九九	一、三九一	
託兒所設置	奈良市	六、三三七	二、四〇〇	
（合計）十六件		四七、四〇〇	二一、七一八	

（一一）三重縣

【規定訓達】

規程—社會事業費補助規程（大正九年十二月三日縣令第七十號）

第一條　社會事業ノ改善ニ資スルノ目的ヲ以テ施行スル事業ニ對シ縣ハ每年度豫算ノ範圍內ニ於テ補助金ヲ交付ス

第二條　補助ヲ受ケムトスルモノハ施設ヲ要スル事由ヲ詳記シタル願書ニ左ノ書類ヲ添付シ每年二月末日迄ニ差出シ豫メ補助ノ認可ヲ受クヘシ

一、事業經營ノ狀況

二、施設ノ事業カ工事ノ施行ニ屬スルモノナルトキハ設計又ハ仕樣書圖面及工事ノ着手並其ノ竣工豫定期限

三、收支豫算書及前年度決算書但シ豫算ノ設ケナキモノハ收支見積計算書

第三條　補助ヲ受ケタル事業ハ其施設ヲ變更シ又ハ之ヲ讓渡シ若クハ債務ノ擔保ニ供スルコトヲ得ス但シ豫メ知事ノ認可ヲ受ケタルモノハ此ノ限ニ在ラス

第四條　知事ハ隨時吏員ヲシテ補助ノ認可ヲ爲シタルモノニ就キ實地調査ヲ爲サシメ其他必要ナル命令ヲ發スルコトアルヘシ

第五條　左ノ各號ノ一ニ該當スルモノニ對シテハ其ノ既ニ受ケタル補助金ノ全部又ハ一部ノ返還ヲ命スルコトアルヘシ

一、詐欺ノ所爲ヲ以テ補助金ヲ受ケタルモノ

二、第三條ノ規定ニ違反シタルモノ

三、第四條ノ臨檢ヲ拒ミ又ハ同條ニ依リ發シタル命令ニ從ハサルモノ

第六條　本規程ニ依リ知事ニ差出ス願書又ハ届書ハ所轄町村役場及郡市役所ヲ經由スヘシ

郡市長ハ第二條ノ補助願書ヲ受理シタルトキハ事業ノ適否及效果ヲ調査シ意見ヲ附シテ之ヲ進達スヘシ

附　則

本規程ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

大正八年四月三重縣令第三十八號部落改善費補助規程ハ之ヲ廢止ス

規程—職業改善徒弟養成規程（大正十三年七月十八日告示第三百五十二號）

第一章　徒弟

第一條　徒弟ハ左ノ各號ニ該當スル者ノ中ニ就キ郡市長ノ推薦ニ依リ知事之ヲ決定ス

一、職業改善ノ必要アリト認ムル地方ノ者

二、身體强健ニシテ品行方正ナル者

三、年齡十六歲未滿ニシテ義務教育ヲ終了シタル者

郡市町ハ徒弟推薦書ニ知事ノ指定シタル醫師ノ身體檢査書（第一號樣式）ヲ添付スヘシ

第二條　徒弟タルコトノ決定ヲ受ケタル者ハ誓約書（第二號樣式）ヲ提出スヘシ

第三條　徒弟ノ修得スヘキ技藝ノ種類ハ本人希望ヲ參酌シテ知事之ヲ定ム

第四條　徒弟ハ知事ノ選定シタル師匠ト同居シ其ノ指揮ニ從ヒ滿五年間技藝ヲ修得スヘシ但シ獨立シテ職業ニ就キ難キ場合ニ在リテハ其ノ期間ヲ延長スルコトアルヘシ

徒弟ハ修得期間中故ナクシテ師匠ヲ變更シ若ハ徒弟ヲ辭スルコトヲ得ス

第三章　府縣の施設事業

第五條　徒弟ニハ初年度ノ被服費ノ一部及自宅ヨリ師匠ノ住宅ニ至ル迄ノ旅費ヲ支給ス

第六條　徒弟左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ徒弟ヲ取消シ前條支給額ノ一部又ハ全部ノ返還ヲ命スルコトアルヘシ

一、成業ノ見込ナキモノ

二、知事又ハ師匠ノ指示ニ反スルトキ

三、不正ノ行爲アリタルトキ

四、正當ノ事由ナクシテ徒弟ヲ辭シタルトキ

第七條　技藝ヲ修得シタル徒弟ニシテ成績優良ナル者ニハ執業手當若ハ就業ニ必要ナル器具ヲ支給スルコトアルヘシ

第二章　師匠

第八條　師匠ハ知事之ヲ選定ス

第九條　師匠ニハ徒弟養成費トシテ初年度及次年度ニ限リ手當ヲ支給ス

第十條　師匠ハ徒弟ニ對シ被服食料其ノ他必要ナル金品ハ勿論其ノ技藝習熟ノ程度ニ應シ相當ノ給與ヲ爲スヘシ

第十一條　師匠ハ徒弟ニシテ左ノ各號ノ一ニ該當スル事項アルトキハ津市ニ在リテハ知事其ノ他ニ在リテハ當該郡市徒弟監護ニ報告スヘシ

一、疾病其ノ他ノ事故ニ依リ休業シタルトキハ其ノ日數

二、家庭ニ歸還セシメタルトキハ其ノ用件並日數

三、素行修ラス若ハ不正行爲アリタルトキハ其ノ事由

四、其ノ他養成上必要ト認ムル事項

第十二條　師匠ハ徒弟ノ成績ノ概要並給與シタル金品ノ數量ヲ具シ毎年十二月三十一日限リ知事ニ報告スヘシ

第三章　徒弟監護

第十三條　郡市（津市ヲ除ク）ニ徒弟監護ヲ置キ郡市ノ官吏吏員中ヨリ知事之ヲ囑託ス

徒弟監護ニハ手當ヲ支給ス

第十四條　徒弟監護ハ知事又ハ郡市長ノ指示ヲ受ケ徒弟及師匠ノ保護監視ニ從事シ隨時其ノ狀況ヲ報告スヘシ

附　則

本規程ハ公布ノ日ヨリ施行ス

調令——（大正八年四月二十九日調令甲第十二號）

郡市長
町村長

今や戰後の世局は益々多端にして時運の進展は愈々急激を加へ列國相競ひて、戰時の創痍を露し進で宇内文化の一新を圖らむとするに汲々たらざるなし此の秋に方り國運の發展を期し帝國の地歩をして更に其重きを爲さしめむとせば須く國民一致融合最善の努力を致し益々國體の精華を發揚せざるべからず惟ふに近時泰西の思想急漸し蕩洒雜俎或は取捨に惑ひ物價の昂騰平を失し生活の壓迫時に常軌を逸せしむ殊に細民部落中には往々思慮堅實を缺き情の激する所理非を辨ぜずして輕擧に出づる者あり宜しく指導誘掖以て其の理性を啓發し其の德操を涵養すると共に自ら進んで其の境遇を改善するの意思を鞏固にし一面一般社會に在りても勤もすれば之を侮蔑し或は切に矜域を設けて之を擯斥するが如き從來の弊風を改め誠意以て之に接し同情以て之を扶け彼此調和共濟の實を擧げ一層報國盡忠の至誠を輸すに非ずむば帝國の前途夫れ或は寒心すべきものなきを保せざるなり局に當る者深く此の趣旨を體し適切なる畫策を立て不斷の努力を加へ徒に功を急がず以て其の目的を貫徹し時代の要求に副はむことを望む

調示——（大正十五年三月十五日於融和委員會）

本日玆に第一回融和委員會を開催致しました所御多忙中にも拘らず斯く多數諸君の御參集を得まして一場の御挨拶を申述べますることは深く欣びとする所でありまするし厚く御禮を申上げる次第であります、本融和部は御承知の通り大正十一年より本縣社會事業協會に設置せられたものでありまして其の目的は申す迄もなく所謂差別の撤廢融和の促進にあるのであります、設置以來屢々講習會又は講演會等を開催致して居りまするのみでなく三重縣斯民會の發行に係る三重斯民を其の機關雜誌として毎月本部の事業遂行に關する記事を掲げ以て其の目的の達成に資しつゝあるのでありますが、未だ十分なる成績を擧ぐる迄に至つて居りませぬのは甚だ遺憾に禁へない次第であります。申すも畏き事柄でありますが先帝陛下におかせられましては吾々日本國の蒼生は皆等しく赤子であり其の間に何等差別の存すべき筈は無いとの實に有難い御思召から明治四年に四民平等を宣せられ給ひ爾來六十年に近い星霜を閲して居るのであります。人類平等の聲は古くは多く宗教家の口から聞く所でありましたが、先帝陛下が我が建國の大精神に御基き遊ばされ玆に舊來の陋習を打破し一視同仁の大御心を如實にし給ひましたことは數限りもありませぬ試に一二の實例を擧げて見まするとと義務教育制度の實施は國民教育の普遍平等を期するものであり國民皆兵の制度は日本男子が皆等しく國家を擁護し相共に國威を發揚する所以の實を明にせられたものであります其他現に行はるゝ自治の制度と云ひ近く行はるべき普通選擧と申し皆叙上の聖旨を實現しないものはありませぬ。

然るに不幸にして我が國民の間には不當非理なる因襲的觀念が今尚殘つて居りまして之が爲差別的取扱を爲し往々種々の社會問題を惹起することがあります此の問題は吾々の共同生活上に於ける根本的の眞劍なる問題であると同時に情操の上に根ざして居る爲非常に深刻でありまして動もすれば國民の一致諧和を缺き實に昭代の一大恨事であると申さねばならないのでありまず殊に我が國の現狀は各方面共に行詰つて居るのでありまして物質精神の兩方共に根本的の改善を加へ全國一致協力和衷共同して目下の難局を打開し進んで國運の隆昌を圖ることが急中の急であります。

此の秋に當りまして若も兄弟牆に鬩いで外その侮を禦ぐことが出來ないやうでありましては實に由々しき大事で上は聖旨に對へ奉るの道を缺き下は日本民族の繁榮を呪ふことに相成るのでありますそこで之が解決の方法と致しまして從來一部同胞の自發的改良運動となり或は爲政者に依りて行はるゝ改善運動となり或は一般の融和促進運動となり或は一部人士の水平運動となつて夙に社會に强調せられ宣傳せられ實現せられつゝあるのでありまして其

の間幾多努力の跡を認むるには相違ありませぬけれども尚進で其の實績を擧ぐるやうにすると云ふことは國民全體の義務であると固く信ずるのであります。

近時融和促進の爲に中央融和事業協會が出來又別に全國融和聯盟も組織せられ相俟つて其の目的を達成し以て社會の淨化と福祉とを圖るに努めつゝあるのであります吾々も亦極力此の運動をして奏效せしめようと思ひ本融和部に委員を設け諸君を煩して其の第一線に立ち國家社會の爲格別の御盡瘁を願ふやうになつた次第でありますることを御諒知願ひたいと存じます。

尙此の御集りの機會に於て御協議を願ひたいことは豫め御考慮を煩して置きましたる通り

融和運動の趣旨普及及徹底を圖るべき方法

差別事件に對し本會融和部の取るべき態度

の二問題でありまして從來誰しも苦心焦慮しつゝある所でありますが未だ良法名案が見付からないと申して宜しい有樣でありますどうか此の席に於て御腹藏なき御說を拜聽し且御互に意見を交換せられますと云ふことは本事業將來の爲に利する所非常に多大なるものがあり深厚なるものがあると云ふことを確信するのでありますす開會に當りまして所懷の一端を披瀝し御挨拶に代へた次第であります。

【豫算】（昭和四年度）

總額——一九、八八八圓

（內譯）直營事業費二〇〇圓、補助事業費一九、三八八圓、融和團體補助三〇〇圓

【事業計畫】（昭和四年度）

一、直營事業——徒弟養成

二、補助事業

住宅改善	一五	生產事業	一〇	道路改修	七
公會堂	三	婦人講演會	三	共同浴場	二
消防設備	二	計	四二		

【施行事業】（昭和三年度）

一、直營事業

徒弟養成——十七歲未滿の徒弟を募集し職業を習熟せしむ。

成業者　三名、現在養成者　四名。

二、補助事業

施行事業	施行市町村	事業費	補助費
住宅改善	員辨郡梅戶井村北條	一、八七一	三五〇
道路改修	同	五一〇	一五〇
講演會	員辨郡丹生川村南垣內	二〇二	六〇
警備事業	同	一、〇八一	三一〇
道路改修	三重郡神前村寺方	九三八	二六〇
同	安濃郡雲林院村南山	七六八	二二〇
引水路新設	同	五〇八	一四〇
同	同村北垣內	一、二六〇	二四〇
住宅改善	一志郡中川村見永黑田	一、二六〇	二四〇
住宅改善	一志郡豐田村新尾庄	二、九五三	四一〇
同	一志郡東村洗ヶ瀨	一一、七一二	一、八五〇
同	同	、九〇一	、二六〇
道路新設	一志郡川合村八太	五、九六六	、八七〇
住宅改善	同	三、一三八	、四七〇
同	同中原村田村	、九四〇	、二七〇
同	同雲出村鳥貫	三、七八二	、五九〇
溜池設置	同倭村梶ヶ廣	、四四〇	、一二〇
住宅改善	同波瀨村垣內	二、四七〇	、三三〇
同	飯南郡松尾村下出	二、八二六	、四六〇
同	同村德田	一、四九五	、二四〇
住宅改善	飯南郡花岡村粥田	二、九八四	、四八〇
同	同村貝鍋	三、〇二〇	、四七〇
道路及下水	同伊勢表加工販賣組合	六、四七〇	一、六八〇
引水路	飯南郡松坂町日野町二丁目	三五、〇五二	二九〇
誠心會	同	一二、六五〇	、二九〇
屬物修繕組合	同	、九九〇	、一四〇
職業輔導會	同	二、八七八	七〇
疊床生產販賣組合	同町東岸江	三〇、六二五	、四六〇
洋傘木柄生產販賣組合	同	一六、〇九五	、二九〇
道路改修	同	一一、〇〇〇	三、一七〇
電燈架設	度會郡一ノ瀨村川上	、二五六	七二
墓地擴張	度會郡城田村上地	、九九〇	、二五〇
集會所兼託兒所設備	阿山郡中瀨村寺田	、九四〇	、二七〇
住宅改善	阿山郡城南村上野區	六、四五〇	一、〇二〇
大葬場	名賀郡知村北出小場	一、四五〇	、四一〇
ポンプ用ホース	名賀郡瀧川村一ノ井	七六	二〇
公會堂增築	志摩郡磯部村迫間	五、六九〇	一、六四〇
道路改修	北牟婁郡尾鷲町南浦	一、二六八	、三七〇
墓地擴張	同郡赤羽村池尻	、四六八	、一三〇
道路改修	同郡同村子奧	、六九一	、一六〇
少年團及婦人講習	津市相生町愛若	八九〇	二九〇
引水路	安濃郡雲林院村北垣內	五九五	一七〇
共同浴場	多氣郡佐奈村平谷	三九五	一一六
職業改善	縣下一般	一〇七	一〇七
合計　四二件		一八四、八五〇	一九、六九一

（一三）愛知縣

【規定訓達】

規程——地方改善事業奬勵規程

第一條　地方改善ヲ目的トスル事業ニシテ知事ニ於テ必要ト認ムルトキハ毎年度豫算ノ範圍内ニ於テ奬勵金ヲ交付ス

前項ノ奬勵金ハ其ノ事業豫算額ノ二分ノ一以内トス但シ特別ノ事由アル場合ハ此ノ限ニ在ラス

第二條　前條ニ依リ奬勵金ヲ交付スヘキ事業ノ種類左ノ如シ

一、住宅ノ改良又ハ居住地域ノ擴張、整理、道路ノ改良等地區ノ整備ヲ目的トスル事業

二、託兒所及慰安、娯樂、敎護機關ノ設置、就學奬勵、人材ノ養成、貯金組合ノ設置、講習、講話會ノ開設、篤行者ノ表彰、其ノ他風紀ノ改善、生活ノ改善及敎化ヲ目的トスル事業

三、實業敎育ノ奬勵、産業組合、公設質屋及授生場ノ設置等産業ノ改善ヲ目的トスル事業

四、飲料水、下水及消防設備ノ改良、共同浴場、診療所ノ設置等衞生施設ノ完備ヲ目的トスル事業

五、出稼及移住ノ奬勵ヲ目的トスル事業

六、其ノ他必要ト認ムル事業

第三條　本規程ニ依リ奬勵金ヲ受ケムトスルモノハ事業ノ施設ヲ要スル事由ヲ詳記シタル申請書ニ左ノ書類ヲ添付シ所轄郡、

市町村長ヲ經テ毎年六月末日迄ニ知事ニ提出スヘシ

一、詳細ナル事業計畫書但シ事業カ工事ノ施行ヲ要スルモノナルトキハ設計書又ハ仕樣書、圖面並工事ノ着手及其ノ竣工豫定期日ヲ記載シタル書類ヲ添付スヘシ

二、事業敎支豫算書

三、事業主體ノ現狀ヲ知ルニ足ルヘキ書類

第四條　郡、市、町、村長前條ノ申請書ヲ受ケタルトキハ該事業ノ適否、豫算金額ノ當否、其ノ他參考トナルヘキ事項ヲ調査シ之ニ副申スヘシ

第五條　工事ノ施行ヲ要スル事業ニシテ奬勵金交付ノ指令ヲ受ケタルモノハ其ノ工事ニ着手シタルトキ及之ヲ完成シタルトキハ直ニ其ノ旨届出ツヘシ

第六條　奬勵金ハ工事ヲ要スルモノニ在リテハ特別ナル場合ヲ除ク外工事完了後、其ノ他ノモノニ在リテハ適當ト認ムルトキ之ヲ交付ス

第七條　奬勵金下付ノ指令ヲ受ケタル事業ニシテ其ノ計畫ヲ變更シ或ハ建物其ノ他ヲ讓渡シ若クハ債務ノ擔保ニ供セムトスル場合ニハ知事ノ認可ヲ受クヘシ

第八條　知事ハ奬勵金ヲ交付シタルモノニ就キ實地調査ヲ爲サシメ又ハ必要ナル命令ヲ發スルコトアルヘシ

第九條　左ノ事項ノ一ニ該當スルトキハ奬勵金ノ全部又ハ一部ノ返還ヲ命スルコトアルヘシ

一、本規程ニ違背シタルトキ

二、事業ニ付違法又ハ不正ノ行爲アリト認メタルトキ

三、事業ヲ廢止シ又ハ停止シタルトキ

四、事業ヲ變更シ當初ノ豫算金額ニ達セサルトキ

告諭——第一號

明治維新の初に當り明治大帝畏くも五箇條の御誓文を宣布し給ひ「舊來の陋習を破り天地の公道に基くべし」と仰せらるる禦來玆に六十年政府は屢其の要旨を訓示して公私機關の奮勵努力を促し陋習打破の爲に大に盡瘁する所ありたり是を以て諸般の改善年ヲ逐ふて進展するに至りたるも就中最も重要視すべき少數同胞に對する差別の偏見の如きは因襲久しきに亘りて浸潤甚だ深きが故に容易に其の舊套を彈脫するを得ず之が爲往々にして國民相互の間に於て融和親睦を缺き實績の擧らざるもの亦鮮しとせず

抑も親善諧和は社會人類生活の本義にして權義の機會均等は正人義道の要求する所なり、然るに今日尙此の本義に悖り人道に反し延て國力の充實國威の發揚を蝕害せむとするものあるに至りては洵て遺憾の極と謂はざるべからず

今や昭和の聖世を迎へ近く新帝卽位の大典を行はせられむとするに際會す寔に是れ擧國一體更新を策すべきの秋なり

是時に當り國民たるもの大に反省自覺し一視同仁の聖慮を奉戴し融和觀念の普及徹底を圖り差別の偏見を絶ち融和の障碍たるべき事象は速に之を除去し差別に關するを言動の如きは嚴に之が防遏を期し社會生活に於ては機會均等の實を擧げ以て新聖代の恩光に浴し共存共榮の美果を收めむことに努むべきなり

【豫算】（昭和四年度）

總額——二〇、〇〇〇圓（內一〇、〇〇〇圓國庫補助）各種地方改善事業費補助

【事業計畫】（昭和四年度）

一、直營事業　ナシ

二、補助事業

隣保事業三	公會堂建築一	地區整理事業三	
消防器具購入一	授產所建設一		

【施行事業】（昭和三年度）

補助事業

施行事業	施行市町村	事業費	補助費
隣保事業	名古屋市西區平野町	四、九三二・〇〇円	二、〇〇〇・〇〇円
同	海部郡津島町	六、〇四五・〇〇	二、〇〇〇・〇〇
同	宇初日町	二、七二六・五九	一、五〇〇・〇〇
公會堂建築	南設樂郡千郷村	二、一二七・三〇	一、〇〇〇・〇〇
隣保事業	碧海郡知立町	二、五〇〇・〇〇	五〇〇・〇〇
消防器具購入	同	三、八四六・七二	一、五〇〇・〇〇
地區整理事業	海部郡津島町		

授產所建設	同	一、三七・〇〇	五〇〇・〇〇
地區整理事業	八名郡三上村	一、九五二・〇〇	五〇〇・〇〇
同	南設樂郡千郷村	一、五二四・〇〇	七〇〇・〇〇
合計　九		三六、〇三三・六一	九、〇〇〇・〇〇

（一四）靜岡縣

【規定訓達】

訓示——（昭和二年一月二十七日—三十一日於第二回融和事業中堅青年修養講習會）

本日玆に本縣及縣社會事業協會融和部聯合主催の許に第二回融和事業中堅青年修養講習會を開催するに方り一言することを得るは余の欣幸とする所であります。

抑も國家の健全なる發達と社會生活の和平とは國民の協調諧和に依り各々其の志を遂げしむるを以て之が根幹となすものと信ずる次第でありますが此を以て明治の初年明治大帝は長く四民平等の制を布かせ給ふたものであることは諸子の知らるゝことゝ存じます、關來五十有餘年世態は進み百事面目を改むと雖も而も未だ一部國民に對する差別の弊習全く其の跡を絕たず國民隣保の間尙不合理なる差別の事相を見るは唯だ國內の憂患たるのみならず列國の間に伍して能く國運の伸張を圖り文化の發達に資する所以にあらずして乃ち同胞相愛を高調して國民親和の實を擧ぐるは現下の緊切の要務であらねばならぬものであります。

國民間の差別の撤廢は必ずや全國民の覺醒に由り始めて能く其の效果を收むべきものにして單に一部同胞の努力にのみ依りて其の完成を期すべきものではないのであります況んや我が國は先づ東洋の秩序を確保し進みて世界の平和に貢獻すべき使命を負へるが故に國內平和の根本たる同胞相互の親善を急務とするものであります此の意味に於て本講習會を開催するに當つて中堅たる諸子の多數出席せらるゝを得たるは私の滿足とする所であります。

青年諸子は其の使命の重、且つ大なるを思ひ審に國民融和の方途を究め其の修得せる所は之を實際に活用し至誠事に當り依て以て國運の伸展に寄與せられむことを切望する次第であります。

訓令——甲第十五號

警察署
縣立學校
市役所
町村役場
小學校
各種學校

融和事業に關しては縣は夙に留意し各般の施設を講じ以て國民融和の實を擧ぐるに銳意努力中にあり而も晩近時代の趨勢は益々融和促進の急務なるを痛感せしむる玆に本年四月二十九日天長節の佳辰に方り內務大臣より更に內務省訓令第六號を以て訓令せらるゝ所ありたり抑も融和問題の解決に資すべき方途固より多岐なるへしと雖も要は因襲に基く差別的偏見を芟除し國民相互の覺醒を促すと共に地方の實情に應じ生活の向上安定を圖るの方策を樹て以て共存共榮の實を擧げしむるに在り之が大成を期するに左の各項は特に留意し夫々適當に施設を講じ之が徹底を期するは現下の社會事情に鑑み最も緊急なるを以て其の施爲宜しきを制し以て本事業の目的達成上萬遺憾なからむことを期すへし

記

一、地方各官公署及各學校は融和事業に關し其の連絡を一層緊密ならしむること

二、融和團體の設置並に活動を促進すること

イ、郡市町村に於ては官民合同の融和團體を設置し相互の連絡提携を一層緊密ならしむること

ロ、特に關係ある市町村にして融和團體の設置なき向にありては之れが實現を期すること

ハ、既設團體はその活動を促進し一層適切なる施設を講ずること

三、融和觀念の徹底に關し一層適切なる施設を行ふこと

イ、講習會、講演會、懇談會、活動寫眞會等の開催、印刷物の配布等に依り融和觀念を高調すること

ロ、官公署、學校青年訓練所、寺院敎會に於ける敎育敎化に際し融和觀念の徹底に努むること

ハ、宗敎團體、敎化團體、戶主會、婦人會男女青年團體社會事業團體其の他各種團體に於て協力して融和觀念を高唱せしむること

ニ、會社工場等多數の從業員を有する向に對し融和觀念の普及を圖ること

四、融和の障碍となるべき事象の除去に努むること

イ、祭祀、婚儀、葬禮、社交又は團體の組織等に於て社會生活上の機會均等を妨ぐるが如き弊風の打破に努むること

ロ、差別的言動は絕對に之が爲さゞるの風を徹底すること

五、經濟並に文化の向上環境の整理に關する施設を完備して融和の促進に資すること

イ、共同作業場の設置、副業の奬勵、產業組合、漁業組合の奬勵等の施設を講ずること

ロ、隣保館、集會所圖書館等の設置並に趣味の向上に關する施設を講ずること

ハ、地區の整理、住宅の改良、道路の改修給水排水の設備共同浴場診斷所の設置等の施設を講ずること

昭和三年六月十二日　　靜岡縣知事　長谷川久一

社第四四二號

六月十二日

學務部長
內務部長
警察部長

各警察署長殿
縣立學校長殿
市町村長殿

各小學校長殿
各種學校長殿

融和促進に關する件依命通牒

融和促進の件に關し本日知事より訓令相成候處右は現下の社會の狀勢に鑑み益々融和促進の要緊切なるを認めて發せられたるものに有之具體的の計畫は夫々地方の實情に應じて一層有效適切なる方途を講じ以て本訓令の趣旨徹底上萬遺憾なき樣特に御留意相成度

【豫算】（昭和四年度）

總額——二二、〇〇〇圓

（內譯）一、直營事業費一、八〇〇圓　二、改善事業補助費　一八、七〇〇圓　三、融和團體助成費一、五〇〇圓

【豫定事業】（昭和四年度）

一、直營事業

講習會。講演會。協議會。懇談會。視察。パンフレツト、ポスター印刷。

二、補助事業

融和團體。道路改築。共同浴場改築。裁縫講習。無料診療等に對する奬勵金交付。

【施行事業】（昭和三年度）

一、直營事業

講習會、講演會諸會合の宣傳は本縣社會事業協會融和部と合同實施したるものにして大體融和部の報告と同一なり

二、補助事業

施行事業	施行市町村	事業費	補助費	備考
道路改良	志太郡島田町	四、二四四	二、〇〇二	
兒童遊園地	同	六六七	三二九	
女子裁縫講習	志太郡藤枝町	一、八六九	八九〇	
排水路新設	小笠郡千濱村	二、四〇八	一、一四六	
同	磐田郡梅原村	四二四	二〇一	
共同飮料水揚水	同	一、八〇六	八五八	
道路新築	濱名郡可美村	一、一四四	五四五	
女子裁縫講習	同 吉野村	六七〇	三二〇	
無料診療所	同	一、三〇〇	六一八	三ケ年繼續補助
地區整理	濱松市	三三、一一九	三、八五三	
圖書館建設	磐田郡梅原村	一、四〇三	六六八	
日曜學校	同	六五五	三一八	
諸切芋共同事業	小笠郡三濱村	三、〇三〇	一、四四〇	
共同浴場	濱松市	二、四〇〇	一、一四三	
女子裁縫講習	清水市	一、〇〇四	五〇三	
融和團體	濱松市	四四二	二〇	實際の活動狀況に依り交付金を決定
同	志田郡藤枝町	四四〇	八〇	
同	磐田郡中泉町	二〇五	一五	
同	榛原町川崎町	一〇〇	一五	
同	榛原町	四二〇	一〇〇	
合計		四七、七一〇	二五、〇五二	

（一五）山梨縣

【訓令】

山梨縣訓令甲第二十三號

市役所
町村役場
警察署
縣立中等學校
市町村立小學校
實業補習學校
青年訓練所

人格尊重同胞相愛は世界人道上の一大原理たり畏くも　明治聖帝維新の大政を布き給ふや夙に此の原理に基き舊來の陋習を革め四民平等の高義を宣顯し給へり爾來春秋既に半世紀世相亦概ね昔日の態を留めずと雖も多年の因襲容易に除き難く不合理なる差別事象今尙其の跡を絕たざるは洵に聖代の恨事と謂はざるべからず（以下內務省訓令第六號と同文に就き之を略す）

【豫算】（昭和四年度）

豫算　一〇〇圓（山梨縣共愛會へ補助）

【施行事業】（昭和三年度）

一、直營事業

昭和三年八月二十六日解放令發布記念日に縣下各新聞に融和宣傳記事を一齊に揭載す。

（一六）滋賀縣

【規定訓達】

地方改善事業費補助並奬勵內規

一、地方改善に資する目的を以て施設する事業に對しては每年度豫算の範圍內に於て補助金若は奬勵金を交付す。

二、前條に依り補助金又は奬勵金を交付すへき事業の種類左の如し。

一、隣保事業
二、地域整理事業
三、住宅改善事業
四、授產事業
五、共同浴場事業
六、上下水道事業
七、道路橋梁事業
八、副業奬勵事業
九、矯風敎化事業
十、其の他地方改善上特に必要と認むる事業

三、市町村に於て第一項の交付金を受けむとするときは其の事由を詳記したる願書に左の書類を添付し前年度二月末日迄に提出すへし。

一、事業の種類及其の實施方法を詳記したる願書

二。其他なし。

二、事業にして工事を要する場合は右の外設計書及仕樣書圖面但し圖面は共同浴場其の他の家屋建物工事に在りては平面圖、正面圖及側面圖道路橋梁上下水道工事に在りては該地に對する之か布置圖。

三、共同浴場授産場の建設又は産業的施設にして收入の伴ふ計畫に在りては右の外設備完成後の經營方法一箇年間收支見積及損益並此の場合に於ける措置機械器具等を貸付する場合に在りては其の條件を記したる書類。

四、其の他の場合に在りては之が計畫の内容及内譯書。

五、事業にして急施を要する場合は其の理由書。

六、事業着手並完了豫定期日

七、收支豫算書

四、事業經營は市町村を主體とす、但し事情止を得ざる場合に限り市町村以外の團體に於て地方改善事業を經營することを得此の場合は前條の書類を市町村長に提出すべし市町村長に於て該書類を受理したるときは施設事業の過否豫算金額の當否等に付意見を附し二月末日迄に進達すべし。

五、前三、四項の事業完成したるときは事業成績並施設概要支出精算書（經費支出金額說明書添付）其年三月末日限り報告すること。

六、補助金又は奬勵金を受けたる事業は之か施設を變更し又は讓渡し若くは債務の擔保に供することを得す但し其の承認を受けたる場合は此の限に在らず。

七、本内規に違反し若くは命令の條項に違ひ又は不正行爲ありと認めたるときは補助金若くは一部又は全部を返還せしむることあるべし。　以　上

【豫算】（昭和四年度）

總額——二五、一七八圓

内譯

一、直營事業費　一、八五〇圓

二、改善事業補助費　一七、八九〇圓

三、融和團體補助費　五〇〇圓

四、融和事業專務職員費　九三八圓

【事業計畫】（昭和四年度）

一、直營事業

(1) 市町村又は市町村融和團體事業助成

(2) トラホーム治療施設及奬勵事業助成

(3) 視察旅行　(4) 婦人指導者講習會

(5) 活動寫眞宣傳　(6) 地方改善講習會

(7) パンフレット等印刷物刊行

二、地方改善事業（事業費總額五三、六九〇圓）

(1) 善隣館新築　一ヶ所　(2) 善隣館敷地擴張　二ヶ所

(3) 道路橋梁新設　三ヶ所　(4) 會館集會所新設　二ヶ所

(5) 地區整理　一ヶ所　(6) 貯水池新設　一ヶ所

(7) 共同浴場修繕　一ヶ所　(8) 井戸堀鑿　五ヶ所

(9) 下水溝新設修繕　七ヶ所　(10) 道路及橋梁改修　一一ヶ所

(11) 副業奬勵　三ヶ所　(12) 裁縫教授

【施行事業】（昭和三年度）

一、直營事業

(1) 講習會

會名	開催月日	開催地	狀況
婦人講習會	自一月十六日至同十七日	高島郡川上小學校	受講者延二五〇
同	自一月二十日至同廿一日	滋賀郡膳所小學校	各一般婦女子延三〇〇
同	自一月廿二日至同廿三日	栗太郡治田小學校	同延三五六
同	自一月廿四日至同廿五日	甲賀郡三雲小學校	同延三二〇
同	自一月廿七日至同廿八日	蒲生郡武佐小學校	同延四六〇
同	自一月廿九日至同三十日	愛知郡八木莊小學校	同延五二〇
同	自二月三日至同四日	犬上郡河瀨小學校	同延四〇〇
同	自二月五日至同六日	阪田郡米原小學校	同延五八〇
同	自二月七日至同八日	東淺井郡虎姬小學校	同延四六〇
同	自二月十日至同十一日	伊香郡	同延三九〇

施行事業	施行市町村	事業費	補助費
青年學習會講演、講習、懇談會旅行其の他	大津市	五四〇	一〇〇
青少年修養、裁縫講習、圖書文庫設置、其他	東甲良村	八四七	一〇〇
講習懇談會産業、青英奬勵旅行其の他	河瀨村	七二〇	一〇〇
同	野洲郡野洲町	住宅改善	四、一一八円
同	甲賀郡三雲村	道路新設	一〇、一〇〇
同	同上	下水道新設	八九七
同	同上	井戸新設	六四七
同	蒲生郡北比都佐村	授産作業場新設	四〇〇
同	同上	指導者設置	二、五〇〇
同	同上	道路改修及修繕	一二〇
同	同上	共同浴場修繕	六〇〇
同	同上	共同井戸新設	二〇〇
同	犬上郡西甲良村	公會堂建設	八〇〇
同	蒲生郡相原村	共同作業場建設	二、九四九
同	高島郡安曇村	住宅地擴張	二、一一二
同	同村	道路新設	二、二六七
同	犬上郡西甲良村	地域整理	二、四四七
同	滋賀郡伊香立村	貯水池修繕	四、一一二
同	蒲生郡櫻川村	善隣館建設	三、一〇〇
同	坂田郡醒ヶ井村	井戸新設	三、八七一
同	犬上郡河瀨村	共同浴場改築	八〇〇
同	愛知郡日枝村	道路改修	六、五二一
			五、六六三
			一、一九四円
			二、九二八
			二六〇
			一八八
			一一六
			七二六
			三四
			一七四
			五八
			二三二
			八五四
			六一六
			九四六
			七〇八
			一、一九二
			八九八
			一、一一四
			二三四
			一、六五〇
			一、五八四

二、補助事業

同	上	排水溝渠新設	一九二	五四
同	上	村道修繕	八四八	二三六
同	上	溝渠修繕	六二	一六
同	上	井戸堰繫	二四〇	六八
阪田郡鳥居本肘		同	二〇〇	五六
犬上郡西甲良村		道路修繕	六四四	一六二
蒲生郡相原村		道路橋梁修繕	二〇〇	五四
甲賀郡寺庄村		道路改修	三五〇	九六
犬上郡豐郷村		共同浴場改修	九四〇	二五四
同	上	道路新設	二、〇一五	五四四
同	上	同	四八七	一三二
栗太郡太實村		道路橋梁改修	七〇九	一九二
計			六二、一二一	一七、五七〇
縣直接事業		民風改善	六、〇八〇	
		從事者奬勵	一、三二〇	
計			七、四〇〇	
總計			七〇、五二一	

（一七）岐阜縣

【規定訓達】

告諭——（岐阜縣告諭第三號昭和二年十二月一日）

國家の健全なる發達は國民各々其の志を樂み所能を發揮し四海同胞の精神を以て相助け協同融和克く共存共榮の實を擧ぐるに在り顧るに明治維新の際　明治天皇畏くも五箇條の御誓文を煥發あらせられ舊來の陋習を破り天地の公道に基くべき旨を宣し給ひ爾

明治四年八月太政官の布告あり封建時代に於ける同胞間の區別は一切之を廢除し身分職業共に何等の差別なく國民平等の制となれり爾來六十年其の實績漸次見るべきものありと雖も然も今尙一部に在りては因襲的偏見を脫却すること能はず動もすれば協調融和を闕き相疎隔するの憾なしとせず畏くも今上陛下朝見の御式に當り勅語を下し給ひ宜く眼を國家の大局に著け擧國一體共存共榮を之れ圖り國體を不拔に培ひ民族を無疆に蕃くへし以て維新の宏謨を顯揚せむことを宣へ給ひ又汎く一視同仁の化を宣へ永く四海同胞の誼を敦くせむことを宣示し給ふ聖旨深遠洵に恐懼感激に勝へず今や聖旨を奉戴して拳々服膺人類相愛共存共榮の大義に則り社會の平和幸福の增進に力を致ざるべからざるの秋徒に差別的偏見に捉はるゝが如きことあらむか是れ實に國家社會の圓滿なる發達を期するの所以に非ず本縣に於ても比年力を地方改善の事に致し益々融和の促進に努むることを念とす縣民一般亦深く思を此に致し相互に親善融和の實を擧ぐるに至らむこと切望に堪えざるなり布告諭す

昭和二年十二月一日　　岐阜縣知事　大野綠一郎

【豫算】（昭和四年度）

總額——一七、六四六圓

內譯

一、直營事業費	五、八七九圓
二、地方改善補助費	九、二六七圓
三、融和團體助成費	二、五〇〇圓

【豫定事業】

一、直營事業

(1) 奉仕委員十二名增設。　(2) 講習會。

(3) 講演會。　(4) 宣傳其他。

二、補助事業

住宅改良。浴場設置。地區整理。井戸開鑿。

【施行事業】（昭和三年度）

一、直營事業

奉仕委員運用（經費六五〇圓）

二、補助事業

施行事業　　補助費

地區整理	八六八
移住奬勵	一、五〇〇
住宅改良	二、五〇〇
自治會補助	八〇〇
計（四）	五、六六八

（一八）長野縣

【規定訓達】

規定——長野縣社會事業補助奬勵規程（大正十二年九月十四日）

第一條　公共團體、共ノ他ノ團體又ハ個人ニシテ公益ノ爲左ノ各號ニ該當スル事業ヲ經營スル者ニ對シ之カ補助奬勵ヲ必要ト認メタルトキハ本規程ノ定ムルニ依リ每年度豫算ノ範圍內ニ於テ補助金又ハ奬勵金ヲ交付ス

一、施藥救療
二、窮民救助
三、兒童保護
四、地方改善
五、釋放者保護
七、矯風敎化
八、社會敎育
九、其ノ他社會改善上必要ト認ムル事項

前項ノ補助金額又ハ奬勵金額ハ事業費ノ三分ノ一以內ニ於テ之ヲ定ム

第二條　補助金又ハ奬勵金ヲ受ケムトスル者ハ左ノ事項ヲ具シ每年六月三十日迄ニ知事ニ申請スヘシ

一、事業ノ名稱
二、位置
三、事業計畫及事業概要
四、經費豫算、前年度決算及資金
五、事業ノ維持方法
六、款節、寄附行爲又ハ規則及事業施行ニ關スル規定
七、事業カ工事ノ施行ニ關スルトキハ設計書、圖面丸起工及竣工年月日

第三條　補助金又ハ奬勵金ヲ受ケタル事業ヲ廢止又ハ變更セムト

スルトキハ其ノ事由ヲ知事ニ届出ツヘシ

第四條　知事ニ於テ必要ト認メタルトキハ補助金又ハ奬勵金ヲ受ケタル者ニ對シテ檢査ヲ行ヒ又ハ必要ナル命令ヲ發スルコトアルヘシ

第五條　左ノ各號ノ一ニ該當スル者ニ對シテハ補助金若ハ奬勵金ノ交付ヲ取消シ又ハ既ニ交付シタル補助金若ハ奬勵金ノ全部又ハ一部ヲ返還セシムルコトアルヘシ

一、不正ノ手段ヲ以テ補助金又ハ奬勵金ヲ受ケタル者

二、第五條ノ檢査ヲ拒ミ又ハ同條ニ基キ發シタル命令ニ從ハサル者

三、事業費ノ決算額カ補助金額又ハ奬勵金額ノ二倍以内ナルトキ

第六條　補助金又ハ奬勵金ノ交付ヲ受ケタル者ハ其ノ年度終了後直ニ其ノ事業成績及決算ヲ知事ニ報告スヘシ

第七條　本規程ニ依リ提出スル書類ハ總テ所轄郡市町村ヲ經由スヘシ郡市長ニ於テ前項ノ書類ヲ受理シタルトキハ事業ノ適否及其ノ實況ヲ調査シ意見ヲ附シテ之ヲ進達スヘシ

追　記

1　融和促進に關する件依命通牒

昭和三年五月十日　　學務部長名

各市町村長殿

各中等並小學校長殿

信濃同仁會理事長殿

上水内郡融和理事長殿

今般標記の件に關し内務大臣より別紙の通訓令相成候處右現下社會の狀勢に鑑み益々融和促進の要緊切なるを認めて發せられたるものに有之候條夫々地方の實情に應じて一層有效適切なる方途を講じ各種團體とも協力の上本訓令の趣旨徹底に付萬遺憾なき樣特に御配慮相煩度此段依命通牒候也

(2)　縣下方面委員總會に於ける指示

昭和三年十月二十七日

差別撤廢に關する件

御大典に際し不合理なる差別事象の徹底的廢除を期せんとして今や全縣各地に於ける融和諸團體の活動は實に目醒ましきものありと雖も久しき因襲の結果は正に癌的症狀を呈し如何ともなし難き地方も尠なからざる狀態にある依て方面委員に於ても此等の點に留意し融和團體と提携し或は別途の方法に於て國民親和の實を擧むる樣努められたし

(3)　融和日實施に關する通牒

昭和三年十一月三日

學務部長名

イ、各市町村長殿

來る十一月三日明治節を期し中央融和事業協會の提唱に基き全國一齊に融和日を設定し國民親和の實を擧ぐる事に相成居候處右は近く御大典を擧げさせらるゝ秋に際し特に適切なる企と被存候條常々御配意の事と存候へ共特に此の段及通牒候也

ロ、各學校長殿

學務部長

來る十一月三日明治節を期し中央融和事業協會の提唱に基き全國一齊に融和日を設定し國民親和の實を擧げさせらるゝ秋に際し特に適切なる企と被存候條當日擧式に際し生徒兒童等に融和の趣旨を含む訓話等を行ひ效果を收むる樣御配慮相成度依命此の段及通牒候也

【豫算】（昭和四年度）

總額——五、〇〇〇圓

內譯

一、地方改善事業補助費　四、〇〇〇圓

二、融和團體補助費　一、〇〇〇圓

【施行事業】（昭和三年度）

一、直營事業

(1)　講習會

會名	開催月日	開催地	狀況
融和事業講習會	自八月一日 至同五日	上田高等女學校內	○中央融和事業協會長野縣信濃同仁會の三團體聯合主催 受講者は縣下市町村吏員社會事業家、學校敎職員其の他約六十餘名 ○講師は宇野、宮地、松本、河上、下村の諸氏
社會事業講習會	自八月十六日 至同十九日	木曾福島町小學校	○受講者百五十餘名 ○講師瀧本豐之輔氏

(2)　會議

會名	開催月日	開催地	狀況
長野縣社會事業大會	十月廿七日	長野市城山館	長野縣社會事業協會主催 ○決議事項融和事業に就て「民間團體の强力な運動に依り不合理なる賤視觀念を除去し親和を圖る事を決議す

二、補助事業

施行事業	施行市町村	事業費	補助費
住宅新築三戸	小縣郡浦里村字浦野	二、九三二	七三八
住宅建築四戸	小縣郡西坂田村字前山	三、一六二	九五八
道路改修住宅買入	更納郡川柳村字石川	二、六〇〇	八五〇
公會堂新設	北佐久郡北大井村字加增	四、八〇〇	一、四五四
合計		一三、四九四	四、〇〇〇

【豫算】（昭和四年度）

地方改善事業施設費

事業費總額	三、六五五圓
縣支出補助額	一、八〇〇圓

事業種別

(一) 托兒事業　二。

(二) 道路改修區劃整理事業　一。

(三) 火防貯水池竝及水路整理事業　一。

【施行事業】（昭和三年度）

施行事業	施行市町村	事業費	補助費
托兒事業	敦賀郡敦賀町	六五〇	四〇〇
同	三方郡耳村	一、〇〇〇	四五〇
火防貯水池新設	大飯郡青郷村	一、〇五〇	六五〇
合計三件		二、七〇〇	一、五〇〇

（二一〇）石川縣

【豫算】（昭和四年度）

地方改善事業費

事業總額	一〇、〇〇〇圓
縣支出補助	三、〇〇〇圓
國庫補助費	四、〇〇〇圓

事業

金澤市梅澤町、淺野新町に於て會館を建設す。

（二一一）富山縣

【訓令諭達】

富山縣訓令甲第十一號

知事官房	內務部
學務部	警察部
警察署	公立學校

實業補習學校教員養成所、國幣社以下神社神職

伏木測候所	農事試驗場
工業試驗場	水產講習所
染織講習所	蠶業取締所
種畜所	樹殖學園
清水病院	公立圖書館
市役所	町村役場

國家の健全なる發達は國民をして各其の志を遂げしめ相互に克く協調諧和の實を擧ぐるに在り顧るに明治大帝御登極の初に當り畏くも五箇條の御誓文を宣布し給ひ專ら明治四年八月太政官布告を以て一部國民に對する從來の稱呼を廢し以て建國の大義を闡明し國民和協の大本を垂示し給ひてより星霜玆に五十有八年叡旨眞に深遠恐懼措く能はざる所なり、禰來此間公私の施設年と共に進み實績漸く見るべきものあるを致せりと雖も多年の因襲容易に除き難く不合理なる差別事象今尙其の跡を絶たざるは洵に聖代の恨事と謂はざるべからず蓋し融和問題解決の基礎は專ら差別の偏見を絶ち國民相愛の本義に覺醒するに在り今や昭和の盛世を迎へ近く卽位の禮及大嘗祭を行はれむとす是れ正に擧國一致更始一新を策すべきの秋なり乃ち維新の洪謨に遵ひ拮据盡瘁各自其の最善の力を致し建國の大義を恢弘し國民融和の實現に一段の努力を加へ益國體の精華を發揚せむことを期せられべし之が大成の方途固より多岐なりと雖左の各項の如きは特に留意を要する所なり。

一、建國の大義を闡明し一視同仁の叡慮を宣揚すること

一、國民の自覺を促し融和觀念の徹底を圖ること

一、融和の障害たるべき事象は速に之を除去すること

一、差別の言動は嚴に之を爲さしめざるを期すること

一、社會生活に於て機會均等の實を擧ぐること

念ふに差別の事たる條理に悖り人道に反するや言を俟たず之を芟除して其の弊瘼を絶つは國民共同の責務にして又國運進展の要諦たり晩近時代の趨勢は益融和促進の要緊切なるを痛感せしむるものあり各位克く此の意を體し相協力提携して施爲宜しきを制し共存共榮の實績を擧ぐるに於て萬遺憾なからむことを望む。

昭和三年五月二十八日

富山縣知事　白根竹介

【豫算】（昭和四年度）

總額——九、六三〇圓

第三章　府縣の施設事業

（內譯）一、地方改善事業補助費　九、一三〇圓

二、融和團體補助費　五〇〇圓

【事業計畫】（昭和四年度）

地方改善補助事業

施行事業	施行市町村	事業費	補助金額
道路改修	中新川郡滑川町	一、二〇〇	六〇〇
同	宮川町	五三五	二六七
同	下段村	一九〇	九五
同	寺田村	一、六〇〇	八〇〇
同	下新川郡石田村	二、三五二	一、一七六
同	婦負郡保內村	一、三〇〇	六五〇
同	杉原村	五二六	二六三
同	東礪波郡井波町	七七八	三八九
同	富山市	一二、〇〇〇	四、八九〇
（合計）九		二〇、四八一	九、一三〇

【施行事業】（昭和三年度）

補助事業

施行事業	施行市町村	事業費	補助費
排水工事	上新川郡新庄町	一、〇〇〇	四〇八
道路改修	中新川郡下段村	六一四	二五〇
同	同　宮川村	八〇〇	三二六
同	氷見郡氷見町	一、〇四四	四二五
同	東礪波郡野尻村	二、四九二	一、〇一六
同	西礪波郡戶出町	五〇〇	二〇四
同	高岡市	四、三〇四	一、七五四
（合計）七		一〇、七五四	四、三八三

（二一）鳥取縣

【規定調達】

訓示——地方改善要項（大正十二年九月一日）
（郡長、警察署長、分署長、市町村長、市町村立學校長
市町村學校組合立學校長、町村學校組合立學校長）

地方改善に就ては大正六年九月鳥取縣訓令第三十三號を以て其の方針を指示したる以來漸次其の成果を得るものありと雖時勢の進運に伴ひ其の方針を補正するの要を認め玆に地方改善要項を定め銳意其の實績を擧げんとす宜しく協心戮力以て其の趣旨の普及實現を期せらるべし。

地方改善要項

一、自治會戶主會青年團婦人會其ノ他各種ノ團體ノ會合ニ於テ差別的偏見ヲ撤シ思想感情ヲ疏通シ改善的活動ヲ盛ナラシムルコト

二、市町村吏員警察官吏學校職員等一致協同シテ地方ノ實情ニ適スル施設ヲ講究實行スルコト

三、神事佛事ニ關シテハ待遇ヲ平等ニシ神佛尊崇ノ念ヲ厚カラシムルコト

四、小學教育ハ地方改善上最モ必要ナルニ依リ教職ニ在ル者ト然ラサル者トニ拘ラス細心留意シ獻身ノ覺悟ヲ以テ之ニ當ルコト

五、學校ニ於テハ努メテ生徒間ノ感情ノ融和ヲ圖リ人類相愛ノ精神ヲ徹底セシムルコト

六、各家庭及各種團體ハ相提携シテ就學及出席歩合ノ向上ニ努ムルコト

七、子女ノ服裝ヲ質素淸潔ナラシムルコト

八、兒童ノ能率增進ヲ圖ラムカ爲學用品ノ貸給與其ノ他適當ノ方法ヲ講スルコト

九、中等以上ノ敎育ヲ受クルコトヲ奬勵シ補助ノ方法ヲ講スルコト

十、補習敎育ヲ盛ナラシメ一般知識ノ向上ヲ圖ルト共ニ公民的訓練ト職業的修練ニ努メシムルコト

十一、衞生思想ノ普及ヲ圖ル爲メ衞生會通俗講演會等ヲ開催スルコト

十二、「トラホーム」其ノ他地方特有ノ疾患アル者ニ對シテハ特ニ其ノ原因ヲ探究シ有效ナル治療方法ヲ講スルコト

十三、淸潔法ヲ勵行シ溝渠井戶便所ヲ改修シ其ノ他共同浴場ヲ新設シテ傳染病ノ廣ヲ去リ且淸潔ノ美風ヲ養成スルコト

十四、地區ヲ整備シ交通ノ利便ヲ確立スルコト

十五、各種組合ノ新設、改善、自作農ノ奬勵、副業ノ開發ヲ圖リ勤勉着實ノ氣風ヲ作興シ經濟生活ノ基礎ヲ確立スルコト

十六、共同貯金ヲ奬勵シ貯蓄思想ノ涵養ヲ圖リ生産資本ノ增殖ヲ期スルコト

十七、地方中心人物ヲ擧ケテ諸會ノ委員トナシ成ルヘク市町村ノ公職ニ參與セシメ自治思想ノ普及徹底ヲ圖ルコト

十八、納稅ノ義務ノ觀念ヲ養成スル爲適切ナル方法ヲ講究シ共同連帶ノ精神ヲ發揮セシムルコト

十九、講演會修養會等ヲ催シテ人格ノ向上ヲ圖リ世界ノ大勢ヲ知ラシメテ自覺發奮ヲ促スコト

二十、結婚其ノ他交際上ノ融和ヲ圖リ移住ノ奬勵ヲナスコト

二十一、改善ニ盡瘁シタル者ハ之ヲ表彰シ益々發奮向上ノ意氣ヲ振興スルコト

二十二、各種團體ヲシテ風俗ノ改善、犯罪ノ防止其ノ他社會的道德ノ觀念ヲ盛ナラシムルコト

規定——社會事業補助奬勵規程（大正十二年二月縣令第八號）

第一條　公共團體其ノ他法人組合若クハ個人ニシテ公共ノ爲左記各號ノ一ニ該當スル事業ヲ經營シ之カ補助奬勵ヲ必要トスルモノニハ本規程ニ依リ每年度豫算ノ範圍內ニ於テ補助金又ハ奬勵金ヲ交付ス

一、部落改善
二、感化敎育
三、盲啞敎育
四、兒童保護
五、免囚保護
六、失業保護
七、窮民救濟
八、託兒所
九、公設質屋

第三章　府縣の施設事業

十、公設市場
十一、其ノ他社會事業トシテ適切ナルモノ

第二條　補助金又ハ奬勵金ハ事業費ノ十分ノ五以內トス

第三條　補助金又ハ奬勵金ノ交付ヲ受ケムトスル者ハ左記事項ヲ具シ每年四月三十日限リ知事ニ申請スヘシ

一、設立者住所氏名又ハ名稱及事務所々在
二、事業概要及事業區域
三、當該年度經費收支豫算
四、事業ノ經營及維持方法
五、事業ノ施行ニ關スル規定又ハ定款寄附行爲若ハ組合規約書
六、資產
七、事業カ工事ニ關スルトキハ設計書圖面及起竣工年月日

第四條　補助金又ハ奬勵金ノ交付ヲ受ケタル後事業ヲ廢止若ハ中止セムトスルトキ又ハ前條第二號第四號ノ事項ヲ變更セムトスルトキ又知事ノ認可ヲ受クヘシ

前條第一號第三號第五號乃至第七號ノ事項ヲ變更シタルトキハ其ノ都度知事ニ屆出ツヘシ

第五條　補助金又ハ奬勵金ノ交付ヲ受ケタル者ハ其ノ年度終了後直ニ事業成績及決算ヲ知事ニ報告スヘシ

第六條　知事ニ於テ必要ト認ムル場合ハ事業ニ關シ報告ヲナサシメ書類、帳簿ノ檢查ヲ行ヒ又ハ必要ナル命令ヲ發スルコトアルヘシ

第七條　左記各號ノ一ニ該當スルトキハ、補助金又ハ奬勵金ノ全

部若ハ一部ヲ返還セシムルコトアルヘシ

一、本規程又ハ本規程ニ基キテ發スル命令ニ違背シタルトキ

二、支出決算額カ補助金、奬勵金交付當時ノ豫算額ヨリ減シタルトキ

三、事業ヲ廢止若ハ中止シ又ハ事業ノ成績擧カラサルトキ

第八條　本規程ニ依リ提出スヘキ文書ハ郡市役所町村役場ヲ經由スヘシ

郡市町村長前項ノ文書ヲ受理シタルトキハ事業ノ適否及其ノ實況ヲ調査シ意見ヲ附シ進達スヘシ

附　則

本規程ハ大正十二年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

大正七年六月鳥取縣令第三十四號部落改善縣費補助規則ハ本規程施行ノ日ヨリ之ヲ廢ス

鳥取縣訓令第十六號

警察署長
市町村長
市町村學校組合管理者
公立私立學校長
實業補習學校教員養成所長

融和事業の基調は差別の偏見を絶つに在り其の要旨は曩に訓令を發して地方改善要項を示し且地方改善委員會を組織して一層の奮勵を期待する所ありたり爾來公私の施設年と共に進み實績漸く見るべきものあるを致せりと雖多年の因襲容易に除き難く不合理なる差別事象今尚其の跡を絶たさるは洵に聖代の恨事と謂はざるべからす。

（以下内務省訓令第六號と同文に就き之を略す）

【豫算】（昭和四年度）

總額——七二、〇〇〇圓

（内譯）一、地方改善事業補助費　六、七〇〇圓

内　縣支出　三、三五〇圓

國庫補助　三、三五〇圓

二、融和團體補助費　五〇〇圓

補助事業種別

道路改修。橋梁架設。飲料水の改善。裁縫作法講習會等。

【施行事業】（昭和三年度）

一、直營事業

昭和三年十一月三日融和日當日本縣知事及學務部長意見を各新聞紙に寄稿す

二、補助事業

施行事業	施行市町村	事業費	補助率	備考
裁縫作法講習會	鳥取市	三〇円	三〇円	
同	米子市	三〇	三〇	
同	岩美郡倉田村大字國安馬場	二〇	二〇	
同	同村通寺	二〇	二〇	
同	同郡本庄村	二〇	二〇	
同	八頭郡佐治村	二〇	二〇	
同	同郡智頭町	二〇	二〇	
同	同郡若櫻町	二〇	二〇	
同	同郡八上村	二〇	二〇	
同	同郡丹比村	二〇	二〇	
同	氣高郡東郷村	二〇	二〇	
同	同郡美穗村	二〇	二〇	
同	同郡大正村	二〇	二〇	
同	同郡實木村	二〇	二〇	
同	東伯郡高城村	二〇	二〇	
同	同郡榮村	二〇	二〇	
同	同郡東郷村	二〇	二〇	
同	同郡小鴨村	二〇	二〇	
同	西伯郡縣村	二〇	二〇	
同	同郡所子村	二〇	二〇	
同	同郡庄内村	二〇	二〇	
同	同郡平間村	二〇	二〇	
同	日野郡二部村	二〇	二〇	
同	同郡日野村	二〇	二〇	
同	同郡日野上村	二〇	二〇	
橋梁架設				
道路改修	同郡日野村	三、九二一	一、三七二	
飲料簡易布設	同郡二部村	五〇〇	一七五	
道路改修	西伯郡庄内村	二、〇二一	七〇七	
飲料水井戸新設	岩美郡美保村	二六〇	九一	
同	同郡本庄村	二四四	八六	
（合計）	三〇	七、四六六	二、九五一	

（一一三）島根縣

【規定訓達】

改善事業費補助規程

（島根縣令第三十五號　大正十年八月九日）

第一條　部落改善ヲ圖ル爲本規程ノ定ムル所ニ依リ毎年度豫算ノ範圍内ニ於テ其ノ事業費ニ對シ補助金ヲ交付ス

第二條　補助金ハ部落ノ改善ニ關シ左ノ各號ノ一ニ該當スル施設ヲ行フモノニ交付シ其ノ額ハ事業費豫算額ノ二分ノ一以内ニ於テ之ヲ定ム

一、住宅ノ改良又ハ居住地域ノ擴張整理、道路ノ改良等地區ノ整備ヲ目的トスル事業

二、託兒所及慰安娯樂機關ノ設置就學ノ奬勵人材ノ養成貯金組合ノ設置其ノ他風紀ノ改善、生活ノ改善及敎化ノ普及ヲ目的トスル各種ノ事業

三、實業敎育奬勵産業組合、公設質屋及授産場ノ設置等産業ノ改善ヲ目的トスル事業

四、飲料水及下水設備ノ改良、共同浴場、診療所ノ設置等衞生的施設ノ完備ヲ目的トスル事業

五、出稼及移住ノ奬勵ヲ目的トスル事業

六、其ノ他適當ノ事業

第三條　補助金ノ交付ヲ受ケムトスルモノハ申請書ニ左ノ書類ヲ

添付シ前年度六月末日迄ニ知事ニ提出スヘシ

一、別記樣式ニ依ル事業豫定書

二、計畫及其ノ實行方法ヲ知ルニ足ルヘキ書類圖表類

三、其ノ他參考トナルヘキ書類

第四條　補助金交付ノ指令ヲ受ケタル後前條ノ添付書類ニ記載シタル事項ヲ變更セムトスルトキハ事由ヲ具シ知事ノ認可ヲ受クヘシ

第五條　補助金交付ノ指令ヲ受ケタルモノハ事業ニ着手シタルトキ及事業完了シタルトキハ直ニ之ヲ知事ニ届出ツヘシ但シ事業完了届出ノ場合ニハ事業ノ經過並成績狀況書及支出精算書ヲ添フルヲ要ス

第六條　知事ハ隨時官吏吏員ヲシテ實地調査ヲ爲サシメ其ノ他必要ナル命令ヲ發スルコトアルヘシ

第七條　補助金ヲ受クルモノ本規程ニ違背シ及事業費豫算額ニ比シ精算額ノ著シク減額シ又ハ事業ノ遂行若ハ成績良好ナラスト認メタルトキハ補助金交付ノ指令ヲ取消シ又ハ其金額ヲ減少シ既ニ交付シタル補助金ハ之ヲ返還セシムルコトアルヘシ

第八條　本規程ニ依リ提出スル書類ハ總テ島司郡市町村長ヲ經由スヘシ

島司郡市長ハ第三條ニ依ル申請書及第五條ニ依ル事業完了届書ヲ受理シタルトキハ事業ノ適否及成績等ニ關シ意見ヲ附シテ之ヲ進達スヘシ

附　則

第九條　大正十一年度施行ノ事業ニ關スルモノニ限リ第三條規定ノ期日ヲ大正十年八月二十日トス

（別記樣式）

昭和何年何郡市町村何々部落改善事業豫定書（部落毎ニ記載ヲ要ス）

一、當年度ノ計畫

事業ノ種類	所要經費	縣費補助以外經費負擔方法	事業經營主體
イ 住宅改良			
ロ 何々			
ハ 何々			

二、右事業計畫ノ說明（左ノ例ニ依リ記載）

イ　住宅改良本部落ノ戸數ハ……戸、概ネ茅葺屋根ニシテ廢朽ニ瀕セルモノ多ク衞生上何々ノ爲自昭和……年度至昭和……年度何年間ニ之カ改良ヲ計リ改築ヲ成サムトス要改築戸數……戸、一戸改築平均……圓、此經費……圓ヲ要スルヲ以テ大正……年度ニ於テ……戸ノ改築ヲ爲シ此經費……圓ノ約……割ノ補助ヲ受ケムトス着手期豫定大正　年　月　日、完了期豫定大正　年　月　日

ロ　何々……

ハ　何々……

（事業ノ種類ニヨリテハ將來ノ維持方法ニ付テモ記載スルヲ要ス）

【豫算】（昭和四年度）

總額——三、〇〇〇圓

（內譯）一、地方改善事業補助費　二、〇〇〇圓

二、融和團體補助費　一、〇〇〇圓

地方改善補助事業種別

道路改修。家屋改築。墓地改良。消防器修繕。

【施行事業】（昭和三年度）

補助事業

施行事業	施行市町村	事業費	補助費
道路改修	邑知郡川本村	二、六二二、〇六円	一、三〇〇、〇〇〇円
同	安濃郡大田町	二九一、七五	一四〇、〇〇〇
家屋移轉改築	簸川郡今市町	三、一一二、三八	五六〇、〇〇〇
（合計）三		六、〇二六、一九	二、〇〇〇、〇〇〇

（二四）岡山縣

【訓達】

岡山縣訓令第三十三號

阿哲支廳長
警察署長
市町村長
中等學校長
實業補習學校長

小學校長
青年訓練所主事

融和事業の基調は差別の偏見を絶つに在り　明治維新の初　明治天皇叡くも五箇條の御誓文を發せられ舊來の陋習を破り天地の公道に基くべき旨を宣し給ひ尋で明治四年八月太政官布告を以て一部國民に對する差別を撤廢すべき旨公布せられ爾來公私の施設年と共に進み實績漸く見るべきものありと雖多年の因襲容易に除き難く不合理なる差別事象今尙其の跡を絶たざるは洵に聖代の恨事と謂はざるべからず。

今や昭和の盛世を迎へ近く卽位の禮及大嘗祭を行はせられむとす　是れ正に擧國一致更始一新を策すべきの秋なり乃ち維新の洪謨に遵ひ拮据惓瘁各自其の最善の力を致し以て建國の大義を恢弘する所なかるべからず、當局者亦能く此機運に鑑み國民融和の實現に一段の努力を加へ益國體の精華を發揚せむことを期すべし之か大成の方途素より多岐なりと雖左の各項の如きは特に留意を要する所なり

一、建國の大義を闡明し一視同仁の叡旨を宣揚すること

一、縣民の自覺を促し融和觀念の徹底を圖ること

一、融和の障碍たるべき事象は速に之を除去すること

一、差別の言動は嚴に之を爲さしめざるを期すること

一、社會生活に於て機會均等の實を擧ぐること

念ふに差別の事たる條理に悖り人道に反するや言を須たず之を芟除して其の弊瘼を絕つは國民共同の責務にして又國運進展の要

諭たり各位克く此の意を體し更に有效適切なる施設を講じ共存共榮の成果を擧むるに於て萬遺憾なからむことを望む

昭和三年八月二十八日　岡山縣知事　三邊長治

【豫算】（昭和四年度）

總額——一七、六〇〇圓

（內譯）一、直營事業費　二、六〇〇圓

二、改善施設補助費　一四、〇〇〇圓

三、融和團體補助費　一、〇〇〇圓

【事業計畫】（昭和四年度）

直營事業

徒弟敎育。中堅女子、青年養成講習會　二回。參考資料印刷

育英奬勵者召集。視察旅行。

【施行事業】（昭和三年度）

一、直營事業

(1)講習會

會名	開催月日	開催地	狀況
國費支辨育英奬勵者會	昭和三年八月	岡山市後樂園鶴鳴館	育英奬勵者の督勵並に親睦を計るため召集　講師　原保雄
第四回女子青年講習會	昭和三年九月自九月廿七日至十月一日	岡山市小橋町國清寺	參召者青年奬勵者三十名　講師、推尾辨匡、山本瀧之助、三好伊平次、正田隆

會名	開催月日	開催地	狀況
第八回中堅青年講習會	昭和三年十月自十月十八日至同廿二日五日間	岡山市小橋町國清寺	原保雄、秋山照禪　受講者地方青年幹部六十二名　講師、守屋榮夫、瀧本豐之輔、千輪清海、梅崎英雄
隣保事業講習會	昭和四年自三月八日至三月九日二日間	岡山市岡山縣敎育會館	受講者地方青年幹部六十二名　講師、長谷川良信、海野幸德、海野鏡圓　受講者、町村長、濟世顧問同委員要改善地區有志者等百五十六名

(2)講演會

會名	開催月日	開催地	狀況
社會問題講演會	昭和四年自三月八日	岡山市公會堂	講師、九州帝國大學敎授文學博士高田保馬　聽集者七〇〇名

(3)其他

昭和三年自十二月十日至十二月十六日の六日間本件事業を緊急必要とする關係市町村長、濟世顧問、同委員、社會事業家其の他より六名の適格者を選定し兵庫、大阪、奈良、京都の各府縣下に於ける融和事業施設を視察せしむ。

二、補助事業

事業種別	施行市町村	經費額	補助額	備考
地區整理に關する前後措置	和氣郡藤野村字坂本	四、六七、四三二円	二、三〇〇、〇〇円	
產業奬勵	和氣郡藤野村坂本	一、五五〇、〇〇	六九〇、〇〇	
同上	赤磐郡豐田村大字國光寺	二、七三、〇〇	一、〇八〇、〇〇	
公會堂建設	英田郡林野町大字三倉田	三、三〇〇、〇〇	一、一五〇、〇〇	
公會堂兼共同販賣所建設	後月郡荏原村大字神代	四、九八三、〇〇	一、七四〇、〇〇	
住宅改良（盈所改善）	赤磐郡周匝村大字中村	三、八五六、二五	一、一五六、〇〇	
共同井戶堰繫	御津郡橫井村大字富原	二、三〇〇、〇〇	八〇〇、〇〇	
墓地整理	都窪郡菅生村大字子位庄	七、三〇、〇六	二、五三、〇〇	
道路改修	川上郡成羽町大字成羽	二、六三三、三六	九三〇、〇〇	
同上	上道郡財田村大字神六	一、九九〇、〇〇	六九六、〇〇	
公會堂建設	小田郡矢掛町字野呂	七二六、八七	二五〇、〇〇	
道路改修	英田郡見江村大字川北	三、二八、〇〇	六八八、〇〇	
融和事業	岡山縣協和會	一〇、三五、〇〇	五〇〇、〇〇	
計十一ケ町村一團體		四九、六〇九、九一	一四、五〇〇、〇〇	

（二五）廣島縣

【規定訓達】

融和事業委員會規則（昭和二年二月九日廣島縣告示第六十六號）

第一條　融和事業ニ關スル事項ヲ調査審議シ並其ノ實行ニ關スル事項ヲ掌ル爲融和事業委員會ヲ設置ス委員會ハ知事之ヲ監督ス

第二條　委員會ハ會長一人委員若干人ヲ以テ之ヲ組織ス

第三條　會長ハ學務部長ヲ以テ之ニ充テ委員ハ縣委員會委員及地方分會委員トシ關係官吏吏員及融和事業特志者中ヨリ知事之ヲ任命又ハ委囑ス

第四條　會長ハ會務ヲ總理ス

會長事故アルトキハ知事ノ指定スル委員其ノ職務ヲ代理ス

第五條　委員會ニ常務處理ノ爲幹事若干人ヲ置ク

幹事ハ知事之ヲ任命ス

第六條　委員會ハ縣委員會並地方分會トシ必要ニ應シ會長之ヲ招集ス

第七條　會務ニ從事スル者ニハ旅費及手當ヲ支給スルコトヲ得ヘシ其ノ他ノ縣委員會委員ハ縣會議員相當ノ額、地方分會委員ハ五級俸以上ヲ受クル判任官相當ノ額トシ其ノ支給ニ關シテハ縣費支辨ノ規定ヲ準用ス

附則

大正十一年廣島縣諮告示第百九十二號ハ之ヲ廢止ス

知事論告

論告——廣島縣諮告第一號（大正十一年八月十二日）

廣島縣知事　依田銓次郎

明治四年　畏くも四民平等の詔勅を下し給ひし以來五十餘年を

經過せる今日尙從來の因襲に泥み市町村民の一部に社交上其の他差別的待遇の存在するは甚だ遺憾とする所なり殊に現下我國一般思想界の傾向に鑑み憂慮措く能はず宜しく協心戮力速に從來の陋習を打破するは勿論社寺、學校、青年團、婦女會、其の他之に類する組織若くは集會等に於て差別的待遇を爲し又は特別の賤稱を用ふるが如き特に戒愼を要す依て其の局に在る者と否とを問はず深く玆に留意し一般社會の融和親善を圖り倶に與に共同和諧公共的精神の發揮に努むべし

內訓——（內訓社第一號）

內　務　部
警　察　部
郡　市　役　所
警　察　官　署
指　導　委　員

惟ふに本縣に於ては市町村其の他の團體と協力して各種の社會事業を計畫實施し着々其の效果を收めつゝありと雖未だ社會の實際狀態を精密に調査し其の不備を發見し周到なる指導開發の實を擧ぐるに於て遺憾の點なしとせず。

玆に於てか更に本縣の社會的施設を充實發展せしめむが爲め理解と同情とに富める篤志家の協力に依賴し實際に適應したる徹底的指導を爲さしむるの必要を感ず之新に指導委員を設置する所以なり。

指導委員の職責は當該地域に於ける一般社會及個人生活の實相を調査し其の缺陷を知悉すると共に指導開發を要すべき點を明にし、或は既存社會事業の適否を精査して其の活用を全からしめ或は新設を要すべき社會的施設を攻究實施し以て當該地方の向上開發を圖るに在り。

凡そ事業の盛衰は一に其の局に當る人の如何により て岐るゝ所なれば此の事業に關與する者は與く社會事業の精神を了解し人道の精神を體現し誠心誠意公共の利福を顧慮し社會及個人の開發保護に全幅の熱心と滿腔の同情とを捧げ以て其の實績を擧ぐる樣努めざるべからず。

指導委員の設置に付ては必要の地域に其の人を得るに從つて之を委任し漸次其の完成を期せむとす。

以上は指導委員設置に對する趣旨の大要なり爾余の細項に至りては時に觸れ機に應じて更に訓示する所あるべし。

局に當るものは宜しく本制度設置の趣旨を體し以て所期の效果を擧ぐる樣最善の努力を盡されむことを望む。

右內訓す

大正十四年一月三十日

廣島縣知事　山縣治郎

告諭——廣島縣諭告第一號

融和事業の基調は差別的偏見を根絶するに在り維新の初　明治大帝叡くも五箇條の御誓文を發せられ舊來の陋習を破り天地の公道に基くへき旨を宣し給ひ導て明治四年八月太政官布告を以て一部國民に對する差別を撤廢すへき旨公布せられたり爾來五十有七年公私の施設に於て其の實績漸く見るべきものありと雖因襲の久しき往々依然として不合理なる舊慣に執着し之を改めざるものあるが如きは洵に聖代の恨事として遺憾に禁へざる所なり

今や昭和の盛世に遭ひ近く御卽位の大典を行はせられむとす是れ廳に舊套を脫却して更始一新を策すべきの秋なり夫れ宜しく維新の洪謨を遵奉して彼の偏固なる觀念を刷洗し共存共榮の大義に則り協戮して益々融和の實現に勗め縣民一致和氣藹然の裡に御大典を壽き以て永く聖旨に副ひ奉ると共に涓埃の微衷を効さむことを期すへし。

昭和三年六月廿六日

廣島縣知事　岸本正雄

昭和三年六月二十六日

廣島縣　內務部長
廣島縣　警察部長
廣島縣　學務部長

神石支廳長
各市町村長
各　長
各小學校長（神戸郡各市を除く）

融和促進に關する件依命通牒

融和促進に關し本日知事より諭告相成候處右は現下の實情に鑑み最緊要なるを認めて發せられたるものに有之之が具體的施設に付ては尙數回通牒の次第も有之候右參酌の上夫々地方の情況に應じて一層有效適切なる方途を講ぜられ度殊に今秋行はせらるゝ御大典を期し少くとも左記各項に關する顯現的差別は必ず之を芟除し以て諭告の趣旨徹底上萬遺憾なき樣特に御配慮相成度

記

一、差別的言辭を弄し其の動作を爲すことを根絶すること
二、神社、寺院等に關係せる差別を撤廢せしむること
三、青年團、處女會等其の他各種團體に於て差別的取扱を爲さしめざること
四、講中入（組入）問題を解決すること

【豫算】（昭和四年度）

總額——二六、七六二圓

（內譯）一、直營事業費　九、二六二圓
二、地方改善事業補助費　一五、三〇〇圓
三、融和團體助成費　二、二〇〇圓

【事業計畫】（昭和四年度）

直營事業

(1) 講演及講習會　一回　(2) 育英奬勵者宿舍補助
(2) 縣融和事業委員會　(4) 市町村融和事業委員會補助

【施行事業】（昭和三年度）

一、直營事業

(1) 講習會

會名	開催月日	開催地	狀況
融和問題講習會	自六月廿一日至同廿二日	廣島市寺町廣島別院	講師　中村良三、山本正男 講習員　眞宗僧侶三〇〇名
社會問題講習會	自八月廿六日至同廿九日	同	講師　新見吉治 講習員　三〇〇名
同	自九月廿九日至同三十日	安佐郡可部町元郡役所	講師　十時彌、御影池辰雄、木村徹英、山本正男 講習員　市町村長、小學校長等二〇〇名
同	自二月十六日至同十七日	佐伯郡大柿町	講師　十時彌、御影池辰雄、木村徹英、山本正男 講習員　市町村長、小學校長等三〇〇名
同	自三月二日至同三日	吳市	講師　清水精一、木村徹英、山本正男 講習員　社會事業關係者二〇〇名
同	右三月十五日	同	講師　清水精一、山本正男 講習員　三〇〇名
同	右三月十六日	同	講師　清水精一、山本正男 講習員　一五〇名

(2)講演會

會名	開催月日	開催地	狀況
融和問題講演會	四月六日	豐田郡竹仁村	講師　木村徹英、山本正男
同	五月廿一日	安佐郡狩小川村	各地とも夜間開催、活動寫眞を利用する場合多く婦人聽衆比較的に多し、各地とも三〇〇名乃至五〇〇名の聽衆あり、映畫は主として東亞キネマ製作、吹雪、全五卷映寫、其間に於て四十分乃至二時間に亘り國民融和の必要を說き固陋なる因襲の打破を宣傳す
同	七月十六日	双三郡作木村	
同	七月十七日	同	
同	七月十八日	高田郡川根村	
同	七月十九日	同郡船佐村	
同	八月七日	豐田郡高坂村	講師　木村徹英、山本正男
同	八月九日	豐田郡梨村	
同	八月廿三日	佐伯郡鹿川村	
同	九月二十日	安佐郡鈴張村	
同	十月四日	芦品郡府中町	
同	十月五日	同郡新市町	
同	十月六日	同郡驛家村	
同	十月十六日	佐伯郡觀音村	
同	十月十八日	佐伯郡砂谷村	
同	十月廿一日	比婆郡西城村	
同	十一月十九日	安藝郡江田島村	
同	十二月四日	同郡坂村	
同	十二月五日	同郡渡子島村	
同	十二月六日	同郡倉橋島村	
同	十二月七日	同郡三高村	
同	十二月廿二日	豐田郡茗荷村	
同	十二月廿五日	比婆郡上高野山村	
同	十二月廿六日	同郡比和村	
同	十二月廿七日	同郡小奴可村	

(3)諸會議

會名	開催月日	開催地	狀況
融和事業委員會	五月廿四日	廣島縣應	出席委員十八名、協議題、顯現的差別事象撤廢の實際案
同	八月六日	同	出席者　二〇名 縣下差別事象調査に關し協議
同	八月十三日	同	出席委員（縣下各警察署長）差別事象撤廢に關する警察系統の活動に關し協議
融和事業委員會地方分會	九月四日	比婆郡庄原町	出席委員十三名。各地の顯現的差別事象撤廢に關し逐一協議
同	九月六日	神石郡油木町	出席委員十九名。各地の顯現的差別事象撤廢に關し逐一協議
同	一月十九日	廣島市尾長町	
同	一月廿一日	世羅郡神田村	
同	一月廿二日	同郡甲山町	
同	一月廿三日	同郡大見村	
同	一月廿四日	甲奴郡甲奴村	
同	一月廿五日	同郡田總村	
同	一月十七日	佐伯郡大柿町	
同	二月二十日	福山市	
同	自三月十四日至同十六日	高田郡粟屋村	
	計	三十四ヶ所	

同	九月八日	福山市	出席委員十四名。各地の顯現的差別事象撤廢に關し逐一協議
同	九月廿二日	御調郡三原町	出席委員十名。各地の顯現的差別事象撤廢に關し逐一協議
同	九月廿四日	安佐郡可部町	出席委員十二名。各地の顯現的差別事象撤廢に關し逐一協議
同	九月廿六日	廣島市	出席委員十七名。各地の顯現的差別事象撤廢に關し逐一協議
同	九月廿七日	同	出席委員十一名。各地の顯現的差別事象撤廢に關し逐一協議

(4) 宣傳　該當のものなし

(5) 其他

市町村融和事業委員會

設置月日	市町村名	補助金額	成績
六月二十日	廣島市	一七五、五〇円	精神的融和の促進に努力し效果を收む
七月廿五日	吳市	七四、三五	社交上の差別撤廢をなす
七月十二日	安藝郡江田島村	五六、〇〇	團體行事に於ける差別撤廢をなす
六月二日	同郡渡子島村	三三、三四	精神的融和の促進に努力
六月二十日	佐伯郡大柿村	一七、五〇	精神的融和の促進に努む
六月十日	同郡觀音村	五〇、〇〇	右同
五月廿一日	同郡鹿川村	五〇、〇八	神社並行政補助區劃問題等を解決し差別を撤廢す
七月十五日	同郡三高村	五五、〇〇	一般差別觀念を除去することに努む
五月廿三日	同郡八幡村	四七、二五	行政補助區劃改善部落字名を廢止
七月廿六日	安佐郡戸山村	一五、四五	講中入に付盡力中
五月廿八日	同郡伴村	一六、〇〇	講中入　神社問題解決
六月三十日	同郡鈴張村	五五、〇〇	同　葬儀問題解決
六月廿九日	同郡落合村	五九、九七	同　解決
六月廿五日	同郡川內村	三三、一二	差別觀念除去に盡力す
六月三十日	同郡深川村	二一、四八	講中入解決
六月廿五日	高田郡船佐村	五〇、〇〇	講中入一件
六月廿八日	同郡粟屋村	五〇、〇〇	差別觀念除去に努力
七月十日	同郡吉田町	一六、三二	同
七月七日	賀茂郡川尻町	四六、二五	同
七月二十日	同郡仁方町	三〇、七五	同
八月六日	御調郡河內村	三三、〇〇	同
六月廿二日	豐田郡北生口村	五〇、〇〇	同
五月廿八日	同郡高坂村	三四、四五	同
五月十七日	同郡豐濱村	二四、〇〇	行政補助區劃改正、神社問題解決に努力
六月三十日	同郡本鄕町	五二、〇〇	講中問題解決努力
五日一日	同郡長谷村	二九、〇〇	同
六月廿二日	同郡名荷村	四八、四六	差別觀念の除去に努む
六月十八日	山縣郡大朝町	八七、一〇	講中入問題解決
七月十三日	深安郡御野村	二六、八五	差別觀念の除去に努む
六月十五日	同郡下加茂法成寺組合村	四〇、〇〇	右同
六月廿五日	同郡中條村	五五、〇〇	右同
十月四日	世羅郡大見村	五一、一一	講中入、神社、火葬場問題を解決
八月一日	芦品郡府中町	二九、三七	差別觀念の除去に努む
七月廿五日	同郡新市町	一〇一、八二	同
六月三十日	同郡近田村	三〇、四五	同
七月廿八日	同郡岩谷村	一〇、五〇	同
七月廿六日	神石郡來見村	三〇、〇〇	同
八月一日	同郡牧村外三ケ村組合	三〇、〇〇	講中問題を議し本人の希望に基き直ちに解決すべく決定
五月十日	甲奴郡田總村	六七、五〇	差別觀念の除去に努む
六月廿八日	双三郡作木村	一七、七五	同
六月十一日	同郡十日市町	一四、二〇	同
七月十四日	同郡三次町	四七、二七	差別事件解決
六月三十日	比婆郡東城町	五〇、〇〇	同
十月十五日	安佐郡安佐村	三七、〇〇	近所入(日常社交)並講中入問題解決
七月四日	佐伯郡友和村	四六、三二	講中行政、補助區劃に存する差別の撤廢を實行
計	四五市町村	一、九九六、五三	

二、補助事業

施行事業	施行市町村	事業費	補助費	備考
授産事業	廣島市尾長町	八〇〇、〇〇	四〇〇、〇〇	團體經營
教育講座	同	五五〇、〇〇	二〇〇、〇〇	同
配給事務所設置	同	六二四、〇〇	三一二、〇〇	同
女子授産事業	廣島市福島町	六二〇、〇〇	三一〇、〇〇	同
道路改修	福山市三吉町	九二〇、〇〇	四五六、〇〇	市經營

防波堤修築	安藝郡	八、三八九、五〇	三、〇〇〇	村經營
道路改修	倉橋島村	一、三三〇、〇〇	六〇〇、〇〇	同
同	佐伯郡八幡村	五一〇、〇〇	二五五、〇〇	同
養豚所建設	安佐郡安村	五〇〇、〇〇	二五〇、〇〇	團體經營
副業奬勵	安佐郡三川村	二、一四五、〇〇	七二五、〇〇	村經營
道路改修	高田郡川根村	二、四一〇、〇〇	一、〇〇〇、〇〇	町經營
井戸新設	賀茂郡川尻村	七〇五、〇〇	三五〇、〇〇	同
共同作業所 養蠶室建設 裁縫講習	賀茂郡廣村	一、〇五七、〇〇	五二五、〇〇	村經營
道路改修	同	六〇、〇〇	三〇、〇〇	同
同	御調郡美濃村	五八〇、〇〇	二五九、〇〇	同
會館建設	同郡上川邊村	四九四、〇〇	二四七、〇〇	同
副業改良	同郡向島西村	七五〇、〇〇	三七五、〇〇	同
道路改修	沼隈郡今津町	一、〇〇〇、〇〇	五〇〇、〇〇	團體經營
橋梁改築	深安郡下加茂組合村	六五八、〇〇	三二九、〇〇	村經營
家事講習	深安郡御野村	七七五、二九	二〇〇、〇〇	同
住宅改修	芦品郡府中町岩谷村	三〇、〇〇	六〇、〇〇	團體經營
下水溝敷設	同郡服部村	二、〇九五、〇〇	四〇〇、〇〇	村經營
會館建設	双三郡十日市町	二、一〇三、〇〇	八五八、〇〇	町經營
計　二四	同郡三次町	一、一五〇、〇〇 三〇、〇四六、二九	五七五、〇〇 三、二〇〇、〇〇	同

（二一六）山口縣

【規定調達】

告諭——（山口縣告諭第一號大正十二年五月十一日）

恭しく顧ふに　先帝陛下登極の初四民平等の制を布き一視同仁の聖旨を宣させ給ひ更に明治四年太政官布告を以て賤稱廢止を令せらる。

叡慮深遠感激の外あるなし。

衡來舊態著しく改まれりと雖今尚同胞の間或は長きに亘るの因襲に囚はれて世相の推移と人心の趨向とに理解を缺き動もすれば差別的態度に出づるあり或は偏僻の見解と陰忍の苦痛より時に常軌を逸し却つて感情上の疎隔を深からしむるものあるは共に甚だ遺憾に堪へざる所なり殊に我國思想界の現狀に鑑みて一層愛護措く能はざるものあり。

玆に縣民は宜しく人道の情誼と社會的自覺の下に遠に誤れる觀念を撤廢し苟も偏狹侮蔑の擧措なきは勿論特に賤稱を口にするを愼み進んで提携戮力眞に和親の誠を具現すべく一部縣民亦彌々自重自奮自己の向上を企圖すると共に內に省みて宿年の弊竇と認むべきは之が芟除と革正と全幅の力を盡し相率ゐて諧和協調に努め均等の幸福と機會とを招致し以て共存共榮の實を擧げむことを切望す。

訓示——大正十四年六月於郡市長集會

地方改善融和促進に關しては各位の努力に依り漸次相當の效果を收めつゝあるを認むるも多年の因襲と傳統の觀念とは一朝にして改め難く今尚往々にして忌むべき問題の惹起するを見るは寔に遺憾とする所なり各位は時代の趨向と現下の情勢とに鑑み一層の努力を以て差別觀念の撤去と差別事象の根絕とを期し此の問題の

解決に努められたし。

【豫算】（昭和四年度）

總額——一二、〇四九圓

（內譯）一、改善施設補助費　一二、〇四九圓

（縣支出補助費　三、一五〇圓）

二、融和團體補助費　一、〇〇〇圓

【事業計畫】（昭和四年度）

直營事業

師範學校。警察署等に於て融和促進講演會を開催す。

二、地方改善補助事業

住宅改善。道路改修等。

【施行事業】（昭和三年度）

一、直營事業

(1) 講習會　なし

(2) 講演會

會名	開催月日	開催地	狀況	
融和問題講話	昭和四年一月十日	山口縣巡査敎習所	出席者	六一名
同	同十五日	宇部警察署		七〇名
同	同十六日	山口警察署		三〇名
同	同十八日	下關警察署		八〇名
同	同二十四日	高森警察署		一四名
同	同二十六日	三田尻警察署		二〇名
同	同	船本警察署		二〇名
同	同二月二日	大田警察署		一五名
同	同	伊佐警察署		一五名
同	二月四日	平生警察署		二四名
同	同十三日	小郡警察署		一五名
同	同十五日	室積警察署		一五名
同	同十六日	柳井警察署		二〇名
同	同	德山警察署		三〇名
同	同	堀警察署		一〇名
同	同	山口縣女子師範學校		一五〇名
同	同廿二日	下松警察署		三〇名
同	三月十八日	山口縣師範學校		二〇〇名

(3) 諸會議

融和事業懇談會	昭和三年十一月五日	山口縣總	十五ヶ町村長小學校長有志者等五〇名

(4) 宣傳

厚狹郡、厚東村、出合村、吉部村に於ける縣設青年團處女修養會等の機會を利用し融和問題に關する講演を爲したり。

(5) 其之他

美禰郡大嶺村及び佐波郡右田村に講師を派遣せり。

二、補助業事

施行事業	施行市町村	事業費	補助費	備考
製叭製繩機購入	玖珂郡高森町	一、一〇九円	三六九円	經營主體は高森町西連繩副業組合とす
同	同	一、六六六	五五五	同

道路改修　熊毛郡三丘村　二、五二三　四四
計　三件　　五、三〇七　一、三六八

（二七）和歌山縣

【規定訓達】

規程——社會事業補助規程

第一條　社會改善ニ資スル目的ヲ以テ左ノ事業ヲ施設經營スル團體又ハ個人ニ對シテ縣ハ每年度豫算ノ範圍内ニ於テ補助金ヲ交付ス

一、救貧事業
二、防貧事業
三、兒童保護事業
四、社會敎化事業
五、其他適當ト認ムル事業

第二條　補助ヲ受ケムトスル者ハ補助申請書ニ左ノ事項ヲ具シテ事業施設ノ前年度六月末日迄ニ知事ニ提出スヘシ

一、事業計畫書
二、事業ノ收支概算書
三、定款規約會則等ノ寫
四、事業ノ施行スル規則又ハ事業ノ施行方法書
五、施行事業ニシテ工事ヲ要スルモノナルトキハ之カ設計書仕樣書圖面各二通
六、資產及設備ノ調書
七、施設ヲ要スル事由

申請書提出後第一項各號ニ揭クル事項ニ變更アリタルトキハ申請者ヨリ直ニ其旨報告スヘシ但シ補助指令ヲ受ケタル後ニ存リテハ變更前豫メ其事由ヲ具シ知事ノ承認ヲ受クルヲ要ス

第二條ノ一　知事ハ前條ノ申請ニ對シ概定補助率ヲ通知ス

第二條ノ二　補助申請ヲ爲シタルモノ前條ノ通知ヲ受ケタルトキハ之ニ基キ豫算ヲ調製シ左ノ事項ヲ具シテ三月十日迄ニ知事ニ提出スヘシ

一、事業ノ收支豫算但シ市町村其ノ他團體ニ在リテハ事業施行年度ノ一般豫算添付ヲ要ス
二、議決書及會議錄謄本但シ個人ノ事業ニ在リテハ此限ニ在ラス
三、第一條第一項各號ニ揭ケタル事項ニ變更アリタルトキハ其變更書第三條本規程ニ依ル補助ノ步合ハ事業費ニ對スル百分ノ五十以内トス但シ特別ノ事由アルトキハ步合ヲ增加スルコトアルヘシ

第四條　補助指令ヲ受ケタル者事業ニ著手シタルトキハ其旨報告ヲ爲シ事業完成シタルトキハ事業成績及收支結算書ヲ提出スヘシ

第五條　結算ノ結果事業費減額シタルトキハ補助金ヲ減ス其ノ增額アリタルトキハ其額ニ對シテハ補助セス

第五條ノ一　事業ハ必ス年度内ニ完成スヘシ若シ已ムヲ得サル事由ニヨリ次年度ニ繰越サムトスルトキハ關係市町村會其ノ他ノ議決ヲ經テ三月二十日迄ニ届出ツヘシ但シ次年度ニ繰越シタル事業ハ再度繰越ヲ許サス

第六條　知事ニ於テ必要アリト認ムルトキハ補助ヲ受ケタルモノニ對シ隨時官吏吏員ヲシテ實地調查ヲ爲サシメ其ノ他必要ナル命令ヲ發スルコトアルヘシ

第七條　補助ヲ受ケタル者ニシテ左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ補助ノ指令ヲ取消シ又ハ旣ニ交付セル補助金ノ返還ヲ命シ若ハ工事ノ補修改造ヲ命スルコトアルヘシ

一、事業ノ經營若ハ施行ノ方法不適當ト認メタルトキ
二、施行後緩慢ニシテ完成シ難シト認メタルトキ
三、不正ノ手數ヲ以テ補助ヲ受ケタルトキ
四、前各號ノ外本規定ニ違反シタルトキ

第八條　本規定ニ依リ知事ニ提出スヘキ文書ハ總テ市町村及警察官署ヲ經由スルヲ要ス

市町村長支廳長及警察官署長前項ノ文書ヲ受理シタルトキハ事業ノ適否及效果ヲ調查シ意見ヲ附シテ進達スヘシ

第九條　本規程ハ發布ノ日ヨリ之ヲ施行ス但シ部落改善事業ニ關スル施行期日ハ大正十一年四月一日トス

第十條　大正九年八月縣令第五六號部落改善費縣補給規程ハ大正十一年三月三十一日限リ之ヲ廢止ス

第三章　府縣の施設事業

第十一條　大正十六年度ニ屬スル補助申請ニ限リ第二條ノ期限ヲ十月末日トス

社會事業補助申請書

本市町村（何々團體、私儀）ハ何々ノ事業實施致度候ニ付縣費ヨリ相當御補助相成度別紙關係書類相添へ此段申請候也

年　月　日

市町村長　氏　名㊞
（何々會代表者若ハ個人　氏　名㊞）

知事宛

備考

一、規程第二條第一項各號ノ書類ニシテ該當ノモノナキトキハ其旨附記スルコト
一、收支豫算書ニハ計算ノ基ク所ヲ詳記スルコト
一、資產ノ內不動產ニ在リテハ其ノ現在高以外時價ヲモ附記スルコト
一、施行ヲ要スル事由ハ詳細ニ記載スヘキハ勿論補助ヲ受クルノ必要アル事情其ノ他參考トナルヘキ事項ヲ詳記スルコト

通牒——融和促進ニ關スル件

社第九〇號
昭和三年七月十三日

學務部長

内務部長
警察部長

東牟婁支廳長殿
市町村長殿
警察署長殿
學校長殿
青年訓練所主事殿

融和促進に關する件依命通牒

同胞の間に忌むべき阻隔的感情の介在することの人道の大義に背反し其の不合理なるは更めて喋々を要せざる自明の理にして此點に立脚せる過去に於ける各般施設と之れに對應せらるゝ各位の不斷の御盡力により漸進的に其の效果を擧げつゝあるを信ずるものに有之候處多年の因襲は今尙不幸なる現象を根絶するに至らず同胞をして不遜の罪を敢てせしむるが如き悲しむべき事實を現出する等其事相寔に憂懼に堪へざるもの有之候　政府は此現狀に鑑み一層の自覺を促し國民傳和の實を擧ぐべく去る四月天長の佳節を卜して內務大臣より特に訓令を發せられ候（別紙添付）右は誠に國民として猛省せざるべからざる所なると共に局に其職に在る者として充分其の趣旨の存する所を體し一路實績を擧ぐるに努めざるべからざる義と存候付ては將來特に力を效すを要すと認めらるゝ要綱大要別紙の通りと被存候條充分御檢討の上夫々地方の實情に適せる施設を徹底し一日も早く社會的疾患を除去候樣御盡瘁相成度候

融和促進に關する施設要綱

一、各官署自治機關は融和事業に關し一層其の連絡を緊密にすること

（例示）

イ、融和團體（本縣同和會及其支會等）に於て參與其の他の役員を一層充實し時々會議を開き以て如上の趣旨に副ふべく努むること

ロ、市町村に於ては融和促進上常時其自治體各官署の連絡協力に關し留意すること

二、融和團體の活動を一層內外に向つて促進すること

（例示）

イ、融和團體（本縣同和會）は主要各官署員市町村吏員中の適任者に對し其事務を囑託し一層其の活動を充實すること

ロ、融和團體（本縣同和會）は主要なる市町村に同和委員會設置を奬勵し融和促進上愈々其の機關を充實すること

ハ、各官署市町村は融和團體（本縣同和會及其支會）の活動に關し一層緊密助長せられたきこと

三、融和觀念の徹底に關し其地方の實情に從ひ一層適切なる施設を行ふこと

イ、各官署は益々融和思想の徹底を圖り差別問題等の取扱上遺憾なきを期すること

ロ、縣市町村に於ては其各種團體の幹部の聯合議會の機會を作り其所屬方面に對し一層融和觀念の徹底を圖ること

ハ、兒童生徒青年訓練所生徒等學校敎育上及び一般社會敎育上融和觀念の普及涵養に資する爲一層社會共存共榮の德目を强調し之れが徹底を期し融和思想に關する圖書閱讀の方法をも講ずること

二、敎化團體又は敎化事業に關係ある團體に於ては特に其の活動の上に融和思想を强調し其の徹底に努むること

四、融和の障害となるべき事象除去に關し一層調査努力すること

（例示）

イ、市町村に於ては其戶籍事務取扱上又は議員委員の配置吏員の採用待遇其他融和上遺憾なきを期すること

ロ、敎育上に關しては兒童間又は敎員と兒童生徒間敎職員の採用待遇は勿論敎職員と父兄又は父兄間等の上に融和觀念の徹底を期し差別的言動の絶滅を期すること

ハ、寺院敎會其他宗敎團體等に關しては布敎上融和觀念を强調するは勿論寺院組合寺院檀徒信徒間の墓地火葬場等の差別的事象ありと認むべきものは之れを除去し一層融和提携を圖ること

ニ、敬神に關しては一層敬神施設を奬勵し氏子加入祭祀上其の融和を完うすること

ホ、一般社交上及び經濟上（借地借家小作取引金融其他各種組合團體の組織等）の機會均等を妨ぐるが如き弊風を一層芟除すること

五、敎育經濟文化の進步及び環境の整理に關する施設を一層完うすること

學務部長
警察部長

縣下各工場長殿

融和促進に關する件依命通牒

多數の事務員勞働者を雇傭せらるゝ會社工場に於ける同胞間の差別觀念除去に關しては從來數次各位の御盡力を煩し候次第に有之候處多年の因襲は今尙同胞の間に不合理なる阻隔的感情現存し幾多の差別事象を根絶するに至らず遂には一部同胞をして不遜の罪を敢てせしむるが如き寔に憂懼すべき現狀に有之候政府は此の情勢に鑑み去る四月天長の佳節を卜して內務大臣より特に訓令を發し本問題の如何に人道の大義に背反し國家的には建國の精神

社親第九〇號
昭和三年七月十三日

に悖る重大なる社會的罪惡たるの所以を明かにして國民一般の猛省を促すと共に融和促進を計るべき指針を示され候

本縣としては本問題に關し公私團體を通じて各般施設を爲すこと相當年あり逐年漸進的には其の效果を擧げつゝあるを信するも のなるも尙一般と其の情勢を同くし前途尙格段の力を效さざるべからざる現狀に有之候を以て右大臣の訓令に基き擧縣一致本問題の解決に邁進すべく本日市町村、學校其他に對し特に通牒を發して其の嚮ふべきの途を提示致置候貴社に於ては斯る問題は單なる杞憂に過ざるを冀ふ次第に有之候へ共使用人の異動頻繁なるに於ては不斷細心の注意の下に其の憂を除去するの切要なるもの有之候こと丶存候條此際一層問題の解決に關し御奮勵相成度尙本件に關し責任として其の採るへき方策多々可有之と存候へ共左記各項の如きは特に注意を煩し度と存候條充分御檢討の上適當なる方法を講ぜられ度候

記

一、雇人就業上の機會均等を計ること
二、特遇上の機會均等を計ること
三、工場內一般の差別事象の絕滅を期すること
四、工場寄宿舍內の差別的事象を除去すること
五、融和思想の普及に關する講演講話會の開設其他工場內に融和を目的とする施設を充實すること

【豫算】（昭和四年度）

總額——二三、八〇〇圓

（內譯）一、直營事業費　八八七圓
二、地方改善施設補助費　一八、〇〇〇圓
三、融和團體助成費　五、〇〇〇圓

（昭和三年度）

【施行事業】

一、補助事業

施行事業	施行市町村	事業費	補助費	備考
住宅改良	海草郡大崎村南口住宅改築保健組合	一、〇九七圓	一三五圓	
塵埃燒却場設置	同郡安原村	三六六	一一〇	
道路新設	同郡山口村	一、六一八	二一〇	
同	那賀郡池田村	八、三九五	二、五〇五	
同	同郡田中村	五、五四七	一、六六五	
同	伊都郡笠田町	一、七三三	五二〇	
家事講習所	伊都郡端場村婦人會	四五〇	一一〇	
公設產婆	同	二五〇	六五	
住宅改良	伊都郡端場村住宅改良組合	二、七〇六	三五〇	
同	伊都郡岸上村	四、〇八五	三五〇	
住宅改良組合				
公設產婆	同郡岸上村	三五〇	八五	
共同火葬場新設	有田郡御靈村	九四七	二三五	
青年會場建設	同郡御靈村字庄青年會	二、七三	五四〇	
共同浴場建設	同郡湯淺町	七、三二四	一、三〇五	
道路改修	湯淺共同浴場組合			
	日高郡御坊町	七六三	二三五	

共同作業場建設　同郡御坊町大字薗字東薗　三、七五〇　一、一〇〇
住宅改良　同所東薗住宅改良組合　七四四　九五
道路改修　同郡湯川村　二、八一九　八四五
青年會場建設　同郡西內原村大字高家青友團　七六三　二五〇
道路改修　同郡由良村　四、六三三　一、四〇五
同　同郡稻原村　二、七〇〇　八一〇
住宅改良　同郡南部町芝崎住宅改良組合　六八五　九〇
共同浴場建設　西牟婁郡田邊町大字元町天神原　四、六九八　九四〇
住宅改良　同郡朝來村大谷住宅改善組合　九九一　二三〇
少年團事業　同村大谷義勇少年團　二三　三五
住宅改良　西牟婁郡東富田村平潤住宅改築組合　一、四〇〇　一八〇
同　同郡和深村鵜塚住宅改善組合　一、三三〇　一五〇
青年會館建設　東牟婁郡新宮町字永山青年會　一、一二五　三三五
住宅改良　同郡宅屋共同修繕組合　一、四五九　一九〇
消防器具購入　同那智村大字天端字須崎消防組　一、〇〇三　一八五
合計（三〇件）　六九、七五五　一五、四五〇

【規定訓達】

規程——（大正十年二月二十七日德島縣令第十四號）（大正十二年八月三日縣令第三十九號ニ依リ改正）

第一條　地方改善ノ目的ヲ以テ市町村又ハ地方改善團體ニ於テ左ノ事業ヲ爲ストキハ每年度豫算ノ範圍內ニ於テ補助金ヲ交付ス

一、居住地區ノ整理、住宅ノ改善、道路ノ改良
二、飮料水又下水ノ改良、託兒所、授產所、共同浴場、診療所公會堂設置
三、青年夜學、補習敎育、年長兒童及子守敎育又ハ裁縫講習所體育場ノ設置
四、農事、蠶業、其ノ他產業上ニ關スル講習
五、簡易食堂、共同作業場、共同市場ノ設置
六、墓地、火葬場、塵芥燒却場ノ設置
七、移住又ハ海外出稼
八、其ノ他地方改善上必要ト認ムル事業

第二條　助成金又ハ補助金歩合ハ事業精算額ニ對スル百分ノ五十以內トス但シ特別ノ事情アルトキハ其ノ歩合ヲ增加スルコトアルヘシ

第三條　補助ヲ受ケムトスル市町村又ハ地方改善團體ノ代表者ハ施設ヲ要スル事由ヲ詳記シタル願書ニ左ノ書類ヲ添附シ每年三月二十日迄ニ知事ニ差出スヘシ

一、事業ノ計畫又ハ實行方法ヲ詳記シタル計畫書

（二八）德島縣

第三章　府縣の施設事業

第三章　府縣の施設事業

二、施設事業カ工事ノ施行ヲ要スルモノナルトキハ設計書、圖面又ハ工事ノ着手並竣工豫定期日

三、敎支豫算又ハ敎支見積計算書

郡長ニ於テ前項ノ願書ヲ受理シタルトキハ警察署長ト合議ノ上事業ノ適否其ノ他調査上ノ意見ヲ附シ知事ニ進達スヘシ

第四條　補助ノ指令ヲ受ケタル者事業ニ着手シタルトキ又ハ事業完成シタルトキハ直ニ其ノ旨知事ニ届出ツヘシ但シ完成届出ノ場合ニハ精算書ノ添附ヲ要ス

第五條　補助ヲ受ケタル事業ハ其ノ施設ヲ變更シ又ハ之ヲ讓渡シ若ハ債務ノ擔保ニ供スルコトヲ得ス但シ豫メ知事ノ認可ヲ受ケタルモノハ此ノ限ニ在ラス

第六條　知事ハ隨時官吏、吏員、囑託ヲシテ補助金ヲ交付シタル者ニ就キ實地調査ヲ爲サシメ其ノ他必要ナル命令ヲ發スルコトアルヘシ

第七條　完成シタル事業ニシテ補助ノ條件ニ違ヒ又ハ不完全ナルトキハ知事ニ於テ之カ改造若ハ補修ヲ命シ又ハ補助額ヲ減シ若ハ其ノ指令ヲ取消スコトアルヘシ

第八條　本規程ニ違反シ或ハ命令ノ條項ニ違ヒ又ハ不都合ノ行爲アリタルトキハ補助金ノ一部又ハ全部ヲ返還セシムルコトアルヘシ

第九條　本規程ニ依リ知事ニ差出ス願届ハ所轄町村長及郡長ヲ經由スヘシ

第十條　本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

【豫算】（昭和四年度）

總額——二、三〇〇圓（内一、五〇〇圓縣費　八〇〇圓國庫）

（内譯）一、直營事業費　五〇〇圓

二、地方改善事業補助費　一、一〇〇圓

三、融和團體補助費　七〇〇圓

【事業計畫】（昭和四年度）

一、直營事業

(1) 講習會　一。(2) 講演會　五。(3) 懇談會　五。

二、補助事業

(一) 共同浴場　(二) 融和會館

【施行事業】（昭和三年度）

一、直營事業

施行事業	施行地	經費	備考
講習會(三)	名東郡新居村外二ケ所	三七八円	講習生三二一名
懇談會(八)	縣下八ケ所	四二二	
講演會(七)	縣下七ケ所	四〇〇	
縣下視察員派遣	阪神地方の融和事業成績優良地視察の爲	二〇〇	
十名派遣			

四、産業組合、公設質屋、授産場ノ設置、産業ノ改良、副業ノ奬勵等産業狀態ノ改善ヲ目的トスル事業

五、飲料水及下水設備ノ改良、共同浴場、診療所ノ設置等衞生的施設ノ完備ヲ目的トスル事業

六、出稼及移住ノ奬勵ヲ目的トスル事業

七、融和促進ヲ目的トスル事業

八、前各號ノ外地方改善上適切ナリト認ムル事業

第二條　補助ヲ受ケムトスルモノハ前年度十二月末日迄ニ各事業毎ニ左記書類ヲ添ヘ知事ニ届出ツヘシ但シ事業カ工事ノ施行ニ屬スルモノニアリテハ設計ノ概要並ニ圖面（建築工事ニ在リテハ平面圖其ノ他土木工事ニアリテハ施設地區ニ於ケル設置圖）各二通ヲ添附スルコトヲ要ス

一、施設ヲ要スル理由

二、事業計劃書

三、事業費收支ノ見積計算書

事業ヲ變更シ又ハ前項ノ事項ヲ變更セムトスルトキハ豫メ其ノ理由ヲ具シ前項ノ例ニ依リ知事ニ願出ツヘシ

事業ヲ廢止シ又ハ中止シタルトキハ直ニ其ノ理由ヲ具シテ知事ニ届出ツヘシ

第三條　必要アリト認ムルトキハ隨時官吏吏員ヲ派遣シ事業ノ調査又ハ出納ノ檢査ヲ爲サシメ其ノ他必要ナル命令ヲ發スルコトアルヘシ

第四條　事業完了又ハ竣功シタルトキハ其ノ成績及精算書ヲ添ヘ

（二九）香川縣

【規定訓達】

規程——地方改善補助規程

（大正十四年十月十日香川縣令第四七號發布）

第一條　地方改善ノ目的ヲ以テ左ノ事業ヲ施設經營スル市町村其ノ他ノ團體ニ對シ必要アリト認ムルトキハ毎年度豫算ノ範圍内ニ於テ本規程ノ定ムル所ニ依リ補助金ヲ交付ス

一、住宅ノ改良、居住地域ノ擴張整理、道路ノ改良等地區ノ整備ヲ目的トスル事業

二、託兒所、慰安及娯樂機關、貯金組合ノ設置、風紀ノ改善等生活狀態ノ改善ヲ目的トスル事業

三、敎育ノ奬勵、人材ノ養成、講習講話會ノ開設等敎化ノ普及ヲ目的トスル事業

第三章　府縣の施設事業

パンフレット　融和促進パンフレット　發行　九九五

合計（二〇）　一、四九九、五

二、補助事業

施行事業	施行市町村	事業費	補助費
道路改修	板野郡應神村	二、八一〇	八〇〇
共同浴場	同　榮　村	八七四	二三〇
裁縫講習	勝浦郡小松島町	二〇〇	七〇
合計　四		三、八八四	一、一〇〇

直ニ届出ツヘシ

第五條　左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ補助金ノ全部又ハ一部ノ返還ヲ命スルコトアルヘシ

一、本規程ニ違背シ又ハ第二條ノ調査又ハ檢査ヲ拒ミ若クハ同條ニ基キテ發スル命令ニ從ハサルトキ

二、事業ノ廢止又ハ事業完成ノ見込ナシト認メタルトキ

三、事業精算額カ見積額ニ比シ減額シタルトキ

四、違法又ハ不正ノ行爲アリト認メタルトキ

五、其ノ他ノ事業ノ施設經營補助ノ趣旨ニ副ハスト認メタルトキ

第六條　本規程ニ基ク願届書ハ總テ所轄町村役場及郡市役所ヲ經由スヘシ

郡市長前項ノ願届書ヲ受理シタルトキハ事業ノ適否及效果等ヲ調査シ意見ヲ附シ進達スヘシ

附　則

本規程ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

規程——社會事業調査規程

第一條　社會事業調査會ハ知事ノ諮問ニ應シ社會事業ニ關スル事項ヲ調査審議シ意見ヲ開申ス

第二條　社會事業調査會ハ會長一名副會長一名及委員若干名ヲ以テ之ヲ組織ス

第三條　會長ハ知事副會長ハ學務部長ヲ以テ之ニ充ツ

會長ハ會務ヲ總理シ會長事故アルトキハ副會長其ノ職ヲ代理ス

第四條　委員ハ官吏吏員又ハ學識經驗アル者ヨリ知事之ヲ任命又ハ囑託ス

第五條　調査會ニ幹事若干名ヲ置キ委員ノ中ヨリ知事之ヲ命ス幹事ハ會長ノ指揮ヲ承ケ庶務ヲ處理ス

第六條　調査會ニ書記若干名ヲ置ク書記ハ會長及幹事ノ指揮ヲ受ケ庶務ニ從事ス

訓令——香川縣訓令第十號（昭和三年五月二十九日）

警察署　市役所　町村役場　公私立中等學校　小學校　青年訓練所

融和促進ニ關スル件

（本文ハ内務省訓令第六號ト同文ナル故之ヲ略ス）

【豫算】（昭和四年度）

總額——一〇、〇〇〇圓

（内譯）一、改善事業施設補助費　九、〇〇〇圓

二、融和團體助成費　一、〇〇〇圓

【施行事業】（昭和三年度）

補助事業

施行事業	施行市町村	事業費	補助費
住宅改良	大川郡相生村宮脇	一、六五〇	七五〇
共同井戸新設	同	一五〇	七〇
公會堂補助工事	同郡勝間村	九四	四五
火葬場新設	同郡比地二村柳添	六五四	三〇〇
合計（二五）		二一、〇一二	七、九四〇

公會堂修繕	同郡譽水村	一一二	五五
公會堂改築	同郡長尾町	八〇〇	三〇〇
葉煙草乾燥室一棟新築	同郡鴨部村	二七一	一三五
道路改修	木田郡下高岡村新開	一、六七七	三五〇
修養講話會	同郡井戸村	六四	三〇
新聞縱覽所	同郡西植田村	六四	二五
便所改築	同	二〇〇	一〇〇
簡易水道敷設	小豆郡淵崎村	四、七九五	一、五〇〇
共同井戸改築	同	一〇〇	五〇
公會堂修善	香川郡鷲田村	八〇	四〇
道路改修	同	一、二〇八	三九〇
便所改築	同	二〇〇	一〇〇
敎育奬勵	香川郡由佐村	三〇〇	一〇〇
火葬場墓地新設	同	一、二〇〇	六〇〇
女子修養講習	綾歌郡西庄村	一二四	五〇
公會堂控室增築	同	六〇四	二五〇
共同井戸新設	同郡宇多津町	一二〇	五〇
住宅移轉	同郡金山村	一、四八八	七〇〇
山林開墾	同郡長炭村大原	一、九四三	五〇〇
墓地修理	仲多度郡本島村	三一八	一五〇
住宅改築	三豐郡仁尾町	一、六〇〇	八〇〇
公會堂補助工事	同郡勝間村	九四	四五
火葬場新設	同郡比地二村柳添	六五四	三〇〇
合計（二五）		二一、〇一二	七、九四〇

【規定訓達】

訓示——地方改善に關する件（大正十年一月郡市長會）

部落改善の施設計畫等に關しては頗る多岐に渉ると雖も漸次其の歩を進めて其の目的を達することに努めざるべからず今縣下の部落に就き特に注意を要すべきものを例示すれば左の如し。

一、敬神思想を涵養して國家的觀念を鞏固ならしむること

一、敎育を奬勵して部落開發の根柢を培養すること

一、各部落に修養機關を設けて品性の向上に努むること

一、産業を奬勵し勤儉貯蓄の美風を馴致すること

一、衞生思想の普及を計り其の設備を改善せしむること

各位は能く以上の諸點に留意し之の改善指導に就き一層の效績を擧げられむことを望む。

指示——地方改善に關する指示

（大正十一年八月郡市長會）

地方改善事業は諸君の熱誠指導の結果漸次地方民の自覺を喚起し頗る順調に進展し其の成績亦見るべきものあるも近時縣外に於ては往々名を改善事業に藉り矯激なる思想を宣傳し又は部民互に相結んで融和を阻害するの擧に出づるものなきにあらずと聞く諸君は能く是等の事情に稽へ適切なる方法を講じて指導啓發に努め一層改善の實を擧ぐるに努められんことを望む。

指示——地方改善に關する指示

（大正十二年七月郡市長會議）

地方改善事業の趣旨が漸く社會に認められるゝに至り其の施設計

盡も亦益々進展の好況を呈するに至りしは洵に欣快とする所なり本事業は今や形式的方面より更に精神的方面の改善に移りつゝあり所謂部落民の自覺向上は一般民の情弊一掃と相俟ちて差別觀念の除去に努め相互の壁壘を撤廢して融和親善の實を講ぜざるべからず。

近時各地方に於て動もすれば感情の極く所爭鬪を激成し却て如上の目的を阻害する傾向なしとせず各位は現下の情態に鑑み各々適當なる方法を講じて之が誘致啓導に努めて協和輯睦の實を擧げらるべし。

通牒

昭和三年十月三十日　　學務部長

支廳長

市町村長

融和促進事業に關する件

現時社會情態の變遷に伴ひて融和促進事業の益々緊要なるを感ずるに至り是を以て内務大臣は曩に訓令を發して之が大成の方途を示されたり今や昭和の盛世を迎へて近く卽位の大禮を行はせられんとするの秋に當り全國融和團體聯合會は此の大典奉祝記念事業の一として十一月三日明治節の佳辰をトして國民融和日として各種の施設を講じて融和促進を强調せんとす洵に時宜に適したることゝ認めらる依て此の際一層努力をなし殊に顯現的の差別事象ありとせば速に之が芟除の方途を講じ縣民一致以て曠古の大典を奉祝せられたく此の段及通牒候也

【豫算】（昭和四年度）

總額一、一〇、四〇〇圓

（内譯）一、直營事業費　二、七〇〇圓

二、改善施設補助費　六、七〇〇圓

三、融和團體助成費　一、〇〇〇圓

【事業計畫】（昭和四年度）

一、直營事業

(1) 婦女教育指導。(2) 協議懇談會

(3) 社會敎化講演會及講習會

二、補助事業

(1) 住宅改善　三。(2) 水洗場及洗場改修　一。

(3) 水溜タンク　一。(4) 青年會堂　一。(5) 公會堂一。

(6) 道路橋梁改修八。(7) 融和促進事業　九。

(8) 井戸堀鑿　四。(9) 非常用水池　一。

(10) 墓地移轉　一。(11) 家庭婦女講習　二。

【施行事業】（昭和三年度）

一、直營事業

(1) 講習會

會名	開催月日	開催地	聽講者數
中堅青年指導講習會	自七月二十日至同二十二日	新居郡氷見町	四三
婦人幹部講習會	自七月二十四日至同二十六日	同郡西條町	四五
同	自七月二十六日至同二十八日	喜多郡大洲村	四三
同	自七月二十八日至同三十日	西宇和郡川之石村	五七
同	自九月十七日至同十九日	同郡伊方村	五〇
同	自九月二十一日至同二十三日	越智郡波止濱村	四〇
成人敎育講習會	八月三十日	宇摩郡川之石村	一、二〇〇
同	九月一日	同郡金生村	八五〇
同	九月二日	新居郡飯岡村	二五〇
同	九月四日	同郡西條町	一八〇
同	九月五日	越智郡宮浦村	三五〇
同	同	周桑郡田野村	二八〇
同	同	同郡多賀村	三六〇
同	九月六日	同郡小松町	一八〇
同	同	同郡三芳村	四〇〇
婦人幹部講習會	自九月十七日至同十九日	西宇和郡伊方村	七一
同	至九月二十一日至同二十三日	越智郡波止濱村	三四
思想善導講習會	自三月二十四日至同二十六日	松山市	五二
合計（一七）			四、四八五名

(2) 講話會

會名	開催月日	開催地	聽講者數
婦人修養講話會	七月二十九日	西宇和郡川之石町	一二〇
融和事業講話會	八月二十八日	越智郡乃万村	一五〇
合計（二）			二七〇

(3) 諸會議

會名	開催月日	開催地	參會者數
融和事業協議會	昭和三年七月十一日	新居郡氷見町	（中堅青年）五〇
同	同十月二十五日	周桑郡小松町	同　五〇
同	昭和四年二月十五日	松山市一萬町	（郡市の代表）四〇
合計（三）			一四〇

二、補助事業

施行事業　施行市町村　事業費　補助費

副業奬勵	新居郡大島村宮ノ谷	一、四四〇	二三〇
道路改修	新居郡泉川村昭和會	二九九	一〇〇
汲水及洗場	同	一〇〇	四〇
警鐘臺設置	同	四五〇	四〇
道路改修	周桑郡田野村三谷	五〇一、七〇	一一〇
同	越智郡菊間町北桑山	五〇〇、四〇	一五〇
共同井戸掘鑿	同	一〇〇	四〇
融和促進事業	越智郡蕎水村和敎同行會	五三三、八六	一三五
道路改修	越智郡下朝倉村	一、三三〇	二一〇

青年會堂	同郡櫻井町	六五〇	一六〇
青年會	沖浦支部	八七七、一八	一八〇
住宅改善	同郡宮窪村瀨元	三二九	五〇
融和事業諸施設	溫泉郡小野村	一、二六〇	二〇〇
同	同郡中豫善隣會	一八五	五〇
共同井戸掘鑿	喜多郡菅田村	八七三、二〇	一八〇
同	同	二六〇	五〇
道路改修	同郡大洲村	一、一六一	二三〇
地方改善施設	東宇和郡多田村	二一二、二二	八五
道路改修	同郡下宇和村	八〇	四〇
飲料水彙用設備	西宇和郡磯津村磯崎	三〇〇	一〇〇
地方改善施設	同郡八幡濱町	二二〇	七〇
水道設置	北宇和郡三島村轟	六〇〇	二〇〇
共同井戸掘鑿	同　同畦	三三〇	四〇〇
公會堂設置	西宇和郡竪石町	一七、七七七、四三、二〇〇	
公會堂建設	同郡明治村豐岡		
合計　二十四件			

（三一）高知縣

【規定訓達】

規程——部落改善事業補助規程

（大正十年七月二日告示第三三五號）

第一條　部落ノ改善發達ヲ圖ルノ目的ヲ以テ市町村其ノ他ノ團體ノ事業トシテ左記施設ヲ爲シタル場合ハ毎年度豫算ノ範圍內ニ於テ補助金ヲ交付ス

一、就學出席ノ奬勵ニ關スル施設
二、婦人ノ開發ニ關スル施設
三、勤儉貯蓄ニ關スル施設
四、地區ノ整理又ハ道路改修ニ關スル施設
五、其ノ他部落ノ改善上必要ト認ムル施設

第二條　補助金ハ左ノ標準ニ依リ事業ノ成績ヲ斟酌シテ之ヲ定ム

一、市町村ノ施設ニ對シテハ其ノ經費ノ百分ノ五十以內
一、前號以外ノ團體ノ施設ニ對シテハ其經費ノ百分ノ四十以內

第三條　補助ヲ受ケントスル者ハ願書ニ左ノ書類ヲ添付シ每年三月十日迄ニ知事ニ差出スヘシ

一、別紙第一號樣式ノ事業豫定書但シ繼續事業ニ就テハ第二號樣式ノ事業豫定書
二、施設ノ事業カ工事ノ施行ヲ要スルモノナルトキハ設計書、圖面及工事ノ着手並終了年月日ヲ記載セル書面
三、收支計算書又ハ收支見積計算書

第四條　郡市長ニ於テ前條ノ書類ヲ受理シタルトキハ施設事業ノ適否豫算金額ノ當否等ニ就キ意見ヲ付シ本文期日迄ニ進達スヘシ

第五條　第三條ノ事業計畫ヲ變更スルノ必要ヲ生シタルトキハ其ノ事由ヲ具シ豫メ知事ノ承認ヲ受クヘシ

第六條　補助ノ指令ヲ受ケタル者ハ事業計劃書ニ事業着手期日ノ定メアル場合ノ外速ニ事業ニ從事スヘシ

事業ノ着手又ハ完成ノ際ハ直ニ其ノ旨知事ニ屆出ツヘシ但シ完

成屆出ノ場合ハ別紙第三號樣式ノ精算書及證憑書類添付ヲ要ス

第七條　補助金ハ工事ヲ要スル事業ニ在リテハ第六條第二項ノ完成屆出後其ノ他ノ者ニアリテハ適當ト認ムル時ニ之ヲ交付ス

第八條　補助ヲ受ケタル事業ハ其ノ施設ヲ變更シ又ハ之ヲ讓渡シ若ハ債務ノ擔保ニ供スルコトヲ得ス但シ豫メ知事ノ認可ヲ受ケタルモノハ此ノ限ニアラス

第九條　知事ハ臨時官吏吏員ヲシテ補助金ヲ交付シタルモノニ就キ實地調査ヲ爲サシメ其ノ他必要ナル命令ヲ發スルコトアルヘシ

第十條　左記各號ノ一ニ該當スル者アルトキハ補助指令ヲ取消シ若ハ變更シ其ノ既ニ交付シタル補助金ノ全部若ハ一部ヲ返還セシムルコトアルヘシ

一、事業ノ廢止若ハ變更ニ依リ豫定計畫ヲ遂行セサルトキ
一、事業ノ成績不良ト認メタルトキ
一、前各號ノ外本規定ニ違反シ若ハ不都合ノ行爲アリト認メタルトキ

第十一條　本則ニ依リ知事ニ差出ス書類ハ所轄町村長及郡長ヲ經由スヘシ

附　則

第十二條　本則ハ發布ノ日ヨリ施行ス

第十三條　大正十年度ニ限リ第三條ノ願書ハ大正十年七月末日迄ニ差出スヘシ

通牒——昭和三年十月二十日付社第三五三號

第三章　府縣の施設事業

融和促進に關して本縣に於ては夙に之に留意し各般の施設を講じ國民融和の實を擧ぐることに鋭意努力中に有之候處政府に於ても晩近時代の趨勢は益々融和促進の急務なるに鑑み更に適切なる施設を講ぜんが爲之が方策に關し社會事業調査會に諮問して其の答申を得之を施設の參考として府縣に示され又本年四月二十九日天長の佳辰に方りては內務大臣より本件に關し特に訓令を發せられたる次第も有之本縣は右の趣旨を體し最も本縣の實情に卽したりと認むる左記事項を撰定致候今秋は畏くも御卽位の大典を行はせられ國を擧げて率親すべき日も最早目睫の間に迫り候事に候へば社會生活に於ても亦劃期的に記念するの心を以て右實行事項を實施し或は之が施行を援助し以て一層同胞間の親睦を敦ふし偕和共榮の實を擧ぐることに御努力相成度

追て學校長等に於ては生徒に對し本事業の趣旨を講演し其他適當の方法を講ぜられ度

融和親善に關する實行事項

一、特に青年團處女團婦人會等に對し一層融和親睦の普及に努力せしむること
二、市町村に於ても地區整理其の他の環境改善に關する施設を完備する樣一層之が奬勵助成に努むること
三、師範學校生徒、教員養成所生徒、巡査教習所教習生等に對し融和問題に關する講話を爲すこと
四、隣保施設の奬勵をなすこと

第三章　府縣の施設事業

五、總べて集會の場合等に於ては機會ある毎に融和觀念の扶植に努むること

六、未設置市町村に融和團體を設置し各團體に對し相當の施設を奬勵すること

七、融和觀念普及に關する印刷物を作製し之を配付すること

八、融和に關する美談實績を蒐集し之を刊行すること

九、講習會講演會等には可成多數側の出席を多からしむること

一〇、軍隊、學校、會社、工場等に於ては其の敎員に對し常に融和に關する觀念の鼓吹に努めしむることを要求すること

十一、方面委員宗敎團體敎化團體社會事業團體等互に相提携して融和促進に關し一層の協力を求むること

【豫算】（昭和四年度）

總額——一二、三二一圓

（內譯）一、直營事業費　一、三〇〇圓

二、改善事業補助費　五、〇〇〇圓

三、融和團體助成費　六、〇二一圓

【事業計畫】（昭和四年度）

一、直營事業

(1) 融和實行委員奬勵　(2) 縣外視察

(3) 講習會

二、補助事業

公會堂、共同浴場等の設置、共同井戶其他の改善事業。

【施行事業】（昭和三年度）

一、直營事業

(1) 融和實行委員の設置——一一五名。（經費五六九圓）

(2) 北海道移住地視察——視察員一名。（經費四四〇圓）

(3) 融和事業協議會——昭和三年五月十九日縣廳內に開催（出席者五八名）

(4) 融和事業協議會——昭和四年二月八日縣會議事堂に開催（出席者四十餘名）

二、補助事業

施行事業	施行町村	事業費	補助費
共同井戶設置	安藝郡和倉村	一九五	八七
道路改築	吾川郡長濱町	四、二五〇	一、五八六
同	幡多郡平田村	一、三四七	五六九
同	香美郡赤岡町北町通	一、〇二七	三〇六
同	安藝郡室戶町大谷	一、八二六	五七八
同	香美郡前濱村苅谷	二、九〇四	七四四
共同浴場設置	長岡郡長岡村野中	三、五二五	一、一三〇
合計（七）		一五、〇七四	五、〇〇〇

（三二）福岡縣

【規定訓達】

規程——地方改善奬勵費規程

（大正十二年八月二十三日告示第六百七十號）

第一條　地方ノ改善發達ヲ圖ルタメ其費用ヲ支出スル市町村ニ對シ每年度豫算ノ範圍內ニ於テ補助金ヲ交付ス

第二條　補助金ハ市町村費支出豫算額ノ二分ノ一以內トス但シ特別ノ事情アリト認ムルトキハ其歩合ニ依ラサルコトアルヘシ

結算ノ結果其金額ニ超過スルコトアルモ補助金ハ增額セス

第三條　補助金ヲ以テ奬勵スヘキ事業ノ種類左ノ如シ

一、居住地域ノ整理　道路ノ改良

二、託兒所授產所共同浴場診療所公會堂ノ設置飮料水及下水ノ改良

三、出稼及移住ノ奬勵ヲ目的トスル事業

四、敎師ヲ常住セシメテ補習敎育裁縫敎授等ヲナサシムル場合ノ敎師手當並ニ敎授用備品又ハ貧困兒學用品給與等敎育奬勵ニ關スル事業

五、其他地方改善上特ニ必要ナル事業

第四條　補助ヲ受ケントスル市町村ハ其事業ニ關スル議決書ニ左記事項ヲ具シ前年度六月末日迄ニ知事ニ申請スヘシ

一、事業ノ種類計畫（工事ヲ要スルモノハ設計ノ大要並ニ其位置圖面等）

二、經費概算書

三、事業ノ着手及豫定時期

前項申請ヲ爲シタル市町村ニシテ豫算議決ヲ經タル場合ハ直チニ其關係部分ヲ抄記報告スヘシ

第五條　補助申請後ニ於テ事業ノ種類計畫豫算等ヲ變更セムトスル時ハ更ニ事由ヲ具シ知事ノ認可ヲ受クヘシ

第六條　事業終了シタルトキハ其成績（工事概況、起工竣工、年月日共）及結算書ヲ添ヘ補助金ノ交付ヲ知事ニ請求スヘシ

第七條　事業ノ成績不良ナルトキ若クハ補助ノ目的ニ合ハサルトキハ補助ヲ取消シ又ハ旣ニ交付シタル補助ノ一部若クハ全部ヲ還納セシムルコトアルヘシ

訓令——（第二十一號）昭和三年六月五日

市役所
町村役場

明治維新の初御誓文の宣布あり次で四民平等の令を發し給ひてより星霜玆に五十有七年今尙國民間に不合理なる差別事象其の跡を絕つに至らざるは洵に聖代の恨事と謂はざる可らず。

今や昭和の盛世を迎へ近く卽位の大典を行はせられむとす是れ正に擧國一致更正を策すべき秋なり乃ち職に自治の任に在るもの此際國民融和の實現に一段の努力を加へ益々縣治の實を擧げむことを期すべし之が大成の方途素より多岐なりと雖左の各項の如きは特に留意を要する所たり。

一、建國の大義を闡明し一視同仁の叡旨を宣揚すること

一、國民の自覺を促し融和觀念の徹底を圖ること

一、融和の障害たるべき事象は速に之を除去すること

一、差別の言動は嚴に之を愼しめざるを期すること

一、社會生活に於て機會均等の實を擧ぐること

念ふに差別の事たる條理に悖り人道に反す速に之が芟除に努め

國運の進展を圖ることは我國民共同の責務たり各位は克く此意を體し更に有效適切なる施設を講じ共存共榮の成果を收むるに於て萬遺憾なからむことを望む

昭和三年六月十日

福岡縣知事　齋藤守圖

【豫算】（昭和四年度）

總額——一三、三二〇圓

（內譯）一、直營事業費　一、一二〇圓
二、地方改善補助費　八、七〇〇圓
三、融和團體補助費　三、五〇〇圓

【事業計畫】（昭和四年度）

一、直營事業

(1) 地方改善授產講習會
(2) 地方改善裁縫講習會

二、補助事業

(1) 地方改善施設事業
(2) 管外優良地方視察

【施行事業】（昭和三年度）

一、直營事業

(1)講習會——巡査練習所にて融和親善に關する科外講義をなす
(2)懇談會——六月十八日福岡市に於て開催。此の懇談會の結果、福岡縣親善會を創立することとなりたり。
(3)授產講習會——九月十七日より一週間糸島郡長糸村に於て機械叺織講習會を、十月八日より八日間朝倉郡金川村に於て竇座機械織講習會を開催せり。
(4)裁縫講習會——縣下十ヶ所に於て各十五日間乃至三十九日間に亘り裁縫講習會を開催す。講習員總數二百五十四名
(5)管外優良地視察——二十一名の視察員に、兵庫、京都、奈良、靜岡等の各府縣を視察せしむ。

二、補助事業

施行事業	施行市町村	事業費	補助費
公會堂建築	田川郡上野村	二、七〇四	一、三四二
道路改良	同	二、五九一	一、二九四
下水路改修	福岡市	二、九七四	一、四八二
公會堂兼託兒所建築	鞍手郡中村	一、八二〇	九一〇
道路新設	遠賀郡香月村	三、三九九	一、六九八
教師手當	同芦屋村	三六〇	一八〇
授產講習會	福岡縣	八九一	七六四
裁縫講習會	同	三六〇	三六〇
優良地視察	同	一、五三〇	一、五三〇
合計		一六、六二九	九、五六六

（三三）大分縣

【訓達】

社第一四三〇號

昭和三年五月十九日　大分縣學務部長

市町村長殿

融和促進に關する件依命通牒

本年四月二十九日天長節の佳辰に當り發せられたる左記內務省訓令第六號及社會局長官依命通牒に見るが如く現下社會の情勢は益々融和促進の要緊切なるもの有之次第に付地方の實情に應じて夫々有效適切なる方途を講じ以て該趣旨の徹底上萬遺憾なきを期し千載一遇の盛事たる御大典を機として全く其の弊害を絕ち共存共榮の成果を收むるに於て一段の御盡瘁相願度此段及依命通牒候也

（左記は之を略す）

【豫算】（昭和四年度）

總額——一、七四四圓

（內譯）一、地方改善補助費　一、二九四圓（隣保館設置一、共同井戸新設四）
二、融和團體補助費　四五〇圓

【施行事業】（融和三年度）

一、直營事業

講習會——七月二十四日より二十八日迄、中央融和事業協會と共同にて別府市に於て開催す。

二、補助事業

施行事業	施行市町村	事業費	補助費
道路新設	東國東郡武藏町	二、一〇八	八〇〇
集會所新設	玖珠郡森町	一、四〇〇	八〇〇
共同浴場新設	宇佐郡安心院村	六一五	四〇〇
合計		四、一二三	二、〇〇〇

（三四）佐賀縣

【規定訓達】

規程——社會事業助成規程（大正十年九月十日）

第一條　公共團體、其他ノ法人、組合若ハ個人ニシテ公益ノ爲左ノ各號ノ一ニ該當スル事業ヲ經營シ之カ助成ヲ必要トスルモノニハ本規程ニ依リ每年度豫算ノ範圍內ニ於テ助成金ヲ交付ス

一、感化敎育
一、地方進善
一、免囚保護
一、育唵敎育
一、幼兒保護
一、託兒所
一、徒弟敎育
一、孤貧兒養育又ハ敎育
一、窮民救助
一、施藥救療
一、授產
一、市場
一、質屋
一、職業紹介
一、共同娛樂場
一、簡易食堂
一、前各號ノ外必要ト認ムルモノ
一、簡易文庫

第二條　助成金ハ事業費、創業費ノ十分ノ五以内トス但シ從前ノ資金及其利子ヨリ支出スルモノアルトキハ之ヲ控除シタル殘額ニ付査定ス

必要ト認ムルトキハ事業ヲ指定シ前項ノ制限ヲ越過スルコトヲ得

第三條　助成金ノ交付ヲ受ケムトスル者ハ毎年五月三十一日限リ左ノ事項ヲ具シ申請スヘシ

一、設立者氏名又ハ名稱及事務所所在地
一、事業概要及事業區域
一、當該年度經費收支豫算（內譯共）及前年度決算
一、事業經營維持方法
一、事業施行ニ關スル規則又ハ定款寄附行爲若ハ組合規約書
一、資產及設備調書

助成金ノ交付ヲ必要ト認ムルトキハ申請ヲ俟タスシテ交付スルコトアルヘシ

第四條　助成金ヲ交付スル場合ニ於テハ條件ヲ附スルコトアルヘシ

第五條　第三條第一項各號ニ異動ヲ生シタルトキハ事由ヲ具シ直ニ之ヲ届出ツヘシ

第六條　助成金ノ交付ヲ受ケタル者ハ該年度終了後直ニ事業成績及決算ヲ報告スヘシ

第七條　必要ト認ムル場合ハ事業ニ關シ報告ヲ爲シタル書類、帳簿ヲ徵シ又ハ實地ニ就キ事業ヲ調査シ若ハ出納ヲ檢査スルコトアルヘシ

第八條　左記各號ノ一ニ該當スルトキハ助成金ノ一部又ハ全部ヲ返還セシムルコトアルヘシ

一、本規程又ハ本規程ニ基キ發スル命令ニ違背シタルトキ
二、事業ノ成績不良ナルトキ
三、支出決算額カ助成金交付當時ノ決算額ヨリ減シタルトキ
四、前各號ノ外返還ヲ必要ト認メタルトキ

第九條　本規程ニ依リ提出スヘキ文書ハ郡市役所、町村役場ヲ經由スヘシ郡市町村長ハ前項ノ文書ヲ受理シタルトキハ意見ヲ附シ之ヲ進達スヘシ

附　則

第十條　本規程ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

第十一條　大正十年度ニ限リ第三條ノ申請期限ヲ大正十年九月三十日トス

【豫算】（昭和四年度）

一、〇〇〇圓——地方改善施設補助（墓地復舊工事一、住宅改善二）

（昭和三年度）

【施行事業】

補助事業

施行事業	施行市町村	事業費	補助費
地區整理並道路改修	佐賀市	二、五九八・九〇	一、〇〇〇
共同井戸設置	巨勢村	三三〇	一〇〇
計		二、九二八・九〇	一、一〇〇

（三五）熊本縣

【規定訓達】

訓令——熊本縣訓令（第六十五號）

大正十二年十一月十六日　熊本縣知事　田中千里

訓令——熊本縣訓令第三十八號

國家の健全なる發達は國民をして各其の志を遂げしめ國內諸方面に亘りて相互に克く協調諧和の實を擧ぐるに在り顧るに明治維新の初　先帝畏くも五箇條の御誓文を發せられて舊來の陋習を破り天地の公道に基くべき旨を宣し給ひ尋て明治四年八月太政官布告を以て一部國民に對する從來の稱呼を廢し身分職業共に何等差別を設けざる旨公布せられたり爾來玆に五十有餘年此の間中央地方相共に力を勠せて地方改善の事業に努め共の成績漸次見るべきものあるを致せりと雖然かも今尙國民間には因襲的偏見を脫却する能はず依然として融和を缺くの憾なしとせず、今や世界の各國は人類愛の大義に依りて社會の平和幸福の增進に銳意其力を致しつゝあるの秋徒らに差別的偏見に捉はるゝが如きことあらむか是實に社會の圓滿なる發達を期するの途にあらず各位は地方改善の基調先づ差別的偏見を絶つにあるを念ひ克く此の趣旨の普及徹底に勉むると共に最も剴切有效なる計畫を立て國民相愛の實績を擧ぐるに於て遺算なきを期せらるべし。

支　廳　支
警　察　署　警
市　役　所　市
町　村　役　場　町
公　私　立　學　校　公

（本文は內務省訓令第六號と同文に就き之を略す）

昭和三年五月二十六日　熊本縣知事　齋藤宗宣

【豫算】（昭和四年度）

總額——二、七三六圓

（內譯）一、直營事業費　一、〇五六圓
二、地方改善事業補助費　九三〇圓
三、融和團體助成費　七五〇圓

【事業計畫】（昭和四年度）

一、直營事業

(1) 講習會　(2) 講演會　(3) パンフレット印刷配布
(4) 講習員及視察員縣外派遣

二、補助事業

(1) 地區整理事業　(2) 經濟及衞生施設

【施行事業】（昭和三年度）

一、補助事業

(1)講習會――社會事業習習會と關聯して開催せり。
(2)講演會――縣下二十ヶ所に開催す。聽講者總數四千五百名
(3)諸會議――懇談會を縣廳に於て開催し融和團體設立に就き協議し、次で融和會設立委員會を三回開催す。
(4)宣　傳――內務大臣訓令に基き或は通牒を各方面に發し或は新聞紙、ラヂオ、パンフレット等により宣傳す。

二、補助事業

施行事業	施行市町村	事業費	補助額
地區整理	八代郡宮地村字小寺	五八二・〇〇	二九一
共同作業場	鹿本郡來民町字古閑	一、六一五・〇〇	五〇〇
井戸設置	菊池郡隈川村字杉水源	一七四・二〇	八二
民風作興	下益城郡豐野村字上巢		三〇
同	同郡隈庄町壹ノ本第一自治會		二五
同	同郡第二自治會		二五
同	上益城郡白旗村中早川		二五
同	菊池郡西合志村立割		二五
同	鹿本郡來民町南古閑		二五
同	下益城郡豐野村上巢		二〇
同	同郡隈庄町壹ノ木		二〇
同	同郡第二主鄕會		二〇
同	鹿本郡來民町南古閑主鄕會		二〇
同	同郡八幡村石東		二〇
副業奬勵	下益城郡豐野村上巢		二〇
同	同郡濱町中尾		二〇
同	同郡白旗村中早川		二〇
同	同郡隈庄町壹ノ木トラホーム治療會		四〇
	下益城郡隈庄町壹ノ木合計		一〇〇
			一、三二八

(三六)　鹿兒島縣

【豫算】（昭和四年度）

七、七一〇圓　地方改善施設費補助
（道路改修五。家屋改築二。地區整理一。共同井戸一等の事業に補助す）

【施行事業】（昭和三年度）

補助事業

施行事業	施行市町村	事業費	補助費
道路家屋改修工事	伊佐郡羽月村	二、五三六	二、四三六
地區整理及道路改修	日置郡西市來村	六、六五五	四、六五五
道路改修橋梁架設	薩摩郡隈之城村	五、一五〇	二、九八一
道路改修工事	囎唹郡財部村	四、五〇〇	五〇〇
道路及家屋改修工事合計	出水郡西長島村	四、七二〇	一、二六九
		二三、五六一	一一、八四一

第四章　融和行政諸會議

(1)　地方長官會議

六月十四日より一週間開催された地方長官會議に於て望月內相より左記融和事業に關する訓示があつたが、會議中、百濟奈良縣知事は

政府は融和事業の解決に努力してゐる模樣であるが之れ等單に精神的方面のみならず職業の轉換副業の奬勵衞生設備の改善等が必要で現に農林省の行つてゐる副業奬勵に止らず社會局に於ても何等か施設する必要があると思ふ、

との意見の開陳あり、之に對して長岡社會局長官、富田福利課長より

融和事業に關しては現在中央融和事業協會で仕事をしてゐるが尙ほ當局でも考慮する。

との答辯があつた。

內務大臣訓示

融和事業の如きは最近社會狀態に徵し、之が促進の要愈々緊切なるものがあります、而も多年の因襲に基づく差別觀念は今尙除き難きを以て、曩に天長節の佳辰をトし之に關する訓令を發したのであります。

(2)　警察部長會議

六月二十五日より內務省に於て開催された全國警察部長會議に於て內務大臣は融和事業に關して左の訓示を爲した。

融和問題に關しては曩に地方長官會議に於て遂ぶる所ありたるが如く最近の社會狀態に徵するも融和促進の要益々緊切なるに鑑み且今秋を以て卽位の禮及大嘗祭を行はせられむとするに當り本事業に付ても更始一新を策すべきを念ひ國民融和の實現に一段の努力を致すは勿論民間團體に於ても協力事に當りて其目的を達成せむとす各位は非違の取締を爲すに際しても融和の方策助長に留意し適宜の措置を採る爲め周到なる注意を致されむことを望む。

(3)　學務部長會議

七月四日より內務省に於て開催された全國學務部長會議に於て融和問題に關する協議があつた。同會議に於ける訓示、指示事項、注意事項中本問題關係は左の通りである。

內務大臣訓示要旨

因襲的偏見に基く差別的觀念を打破して同胞融和の實を擧げますことは社會の平和人類の福祉を增進する所以でありまして融和促進の要益々緊切なるを覺ゆるのであります。之に就きましては曩に之に關する訓令を發して一般の注意を促しましたが各位に於て

は更に劃切有效なる施設の實現を策し民間諸團體とも協力して同胞融和の成果を收むるに一段の努力を致されむことを待望致します。

指示事項

融和團體の大禮記念施設に關する件

融和團體は今秋御擧行あらせらるる大禮を迎ふるに當り中央地方特に聯繫を擧うし全國的協力の下に最も有效適切なる施設を講じ國民倩和の實現を圖らむとしつゝあるを以て各位に於ても此の情勢に鑑み地方の實狀に應じて施爲宜しきを制すると共に一層意を團體の指導督勵に致し其の活動に對しては可及的援助を與へ以て所期の效果を收むるに遺憾なからしむる樣勉められたし。

(4) 全國特高課長會議

全國特高課長會議の最終日たる八月十日は、社會部關係の諸問事項たる「融和問題に關する各地の情勢に鑑み特に留意すべき事項並に將來施設を要すると認められた事項」を議題として、熊本、愛媛、大坂、佐賀の各府縣課長より管下の一般的實情並に水平社團體と融和運動との關係等につき報告があつた。

尙出席者には本協會發行のパンフレット第一輯、第三輯、第六輯、第八輯、並に本會要覽の五部を配付した。

第五章　第五十六議會と融和問題

一、建　議

衆議院に於て議員星島二郎氏より左記「融和事業の徹底に關する建議案」が昭和四年二月十五日に提出され、三月二十三日の本會議に上程、直に委員附託となり、同二十四日の委員會に於て可決、同二十五日の本會議に於て可決された。

融和事業の徹底に關する建議

政府は融和事業の徹底を期する爲其の豫算を增額し一層積極的施設を講ぜられむことを望む。

右建議す

融和事業の徹底に關する建議理由書

曩に本院は第五十二回議會に於て所謂部落問題が我が國現在社會問題中深刻重大にして其の解決の急を要するものなることを認め全院一致の可決に依り政府に對し之が解決の爲確乎たる國策を樹て積極的施設を講ずべき旨建議せし所なるが近時社會情勢に鑑み之が解決の急を感ずること切なるものあり而も顧みて政府の本事業に對する施設を觀るとき更に大に其の豫算を增額し益積極的施設を講ぜざるべからざるものあるを認む之れ本案を提出する所以なり。

二、請　願

三月八日社會局小會議室に開會した「御大禮記念全國融和團體聯合大會殘務協議會」に於て貴衆兩院に左記請願書を提出することを議決し、出席者一同署名して、貴族院は清岡長言氏、衆議院は椎尾辨匡氏の紹介のもとに三月十五日兩院に提出され、貴族院は會期切迫の爲め審議未了に終つたが、衆議院は三月二十五日の本會議に於て採擇された。

融和事業の積極的施設に關する請願書

請願要項

一、左記事業に對し大に其の豫算を增額せられたきこと

一、各種融和事業施設に對する補助々成

二、各融和團體に對する補助

二、學校教育に於て人格尊重の基礎的信念の涵養を徹底せしむること

三、因襲的偏見に依り人を侮辱し又は文學、言語、動作等により差別意識を助長する行爲に對し處罰方法を講ぜられたきこと

四、官公吏の任用に關し差別を設けざること

五、官公職を帶ぶる者をして深く本事業の精神を理解せしむること

六、前各項の外昭和二年政府が社會事業調査會に諮問したる答申事項の實現を期すること

我國に於ける現代社會問題中極めて深刻重大なる融和問題の解決に關しては政府當局に於ても夙に考慮を拂はれつゝあることを認めざるにあらざるも而も其の現實の政策を觀るとき尙隔靴搔痒の憾なきこと能はず是を以て全國の融和團體は曩きに第五十議會に對し融和事業の徹底に關する請願書を提出し爾來同一目的の請願を繼續し以て今日に至り更らに他の一面に於て政府當局に對しても之れが實現に關し同樣の要求を爲し來りしにも拘らず未だ積極的施設の實現を見るを得ざるは我等の最も遺憾とする所なり惟ふに斯かる恨事の存する所以のものは國家が問題の重大性に對する認識の乏しきものあるが爲めかと被存候若し斯の如くにして積極的施設の講ぜらるゝことなく荏苒年を重ぬるが如きことあらんか國家將來の爲め洵に憂慮に禁へざるものあるを顧念するものに候是を以て此際政府に於て本問題の根本的解決の爲め前記各項の實現を期せしめられ度玆に本請願を提出する所以に候間願意採擇相成度候也

第二編　融和團體

第二編　融和團體

第一章　融和團體要覽

1　概說……（一二七）
2　全國的融和團體一覽表……（一二七）
3　地方的融和團體一覽表……（一二八）
4　機關紙一覽表……（一二九）
5　新設郡市町村融和團體一覽（一二九）

第二章　融和團體の全國的活動

第一節　地方的協議會……（一三一）
1　近畿府縣融和團體協議會（一三一）
2　關東地方融和事業協議會（一三一）
3　近畿府縣融和事業協議會（一三二）
4　四國四縣融和事業協議會（一三二）

第二節　全國的協議會……（一三四）
1　全國融和事業協議會……（一三四）
2　御大禮記念事業に關する融和團體代表者會議…（一三七）
3　御大禮記念事業第一回聯絡委員會……（一三九）
4　同　第二回聯絡委員會…（一三二）
5　同　第三回聯絡委員會…（一三二）

第三節　第一回國民融和日……（一三三）

第四節　御大禮記念全國融和團體聯合大會……（一三七）

1　概要……（一三七）
2　大會第一日……（一三八）
3　大會第二日……（一四〇）
4　懇談會、追悼會、其他……（一四一）

第五節　全國融和團體聯合大會の殘務協議會……（一四四）

第三章　融和團體の組織と活動

第一節　全國的融和團體……（一四七）
一　中央融和事業協會……（一四七）
二　社團法人聖訓奉旨會……（一五二）
三　本派本願寺一如會……（一五八）
四　大谷派本願寺眞宗會……（一六〇）

第二節　地方的融和團體……（一六二）
一　京都府親和會……（一六二）
二　大阪府公道會……（一六六）
三　神奈川縣青和會……（一七〇）
四　兵庫縣濟和會……（一七四）
五　埼玉縣社會事業部……（一七六）
六　群馬縣融和會……（一八二）
七　下野昭和會……（一八五）
八　大和同志會……（一八八）
九　三重縣社會事業協會（一九二）
一〇　愛知縣社會事業協會融和部……（一九五）
一一　靜岡縣社會事業協會融和部……（一九八）
一二　山梨縣共愛會……（二〇二）
一三　滋賀縣昭和會……（二〇五）
一四　岐阜縣社會事業協會……（二〇七）
一五　信濃同仁會……（二一〇）
一六　富山縣融和會……（二一三）
一七　鳥取縣一心會……（二一六）
一八　島根縣和敬會……（二一九）
一九　岡山縣協和會……（二二二）
二〇　廣島縣共鳴會……（二二五）
二一　山口縣一心會……（二二七）
二二　和歌山縣同和會……（二三〇）
二三　德島縣融和團體聯合會…（二三七）
二四　讃岐昭和會……（二四〇）
二五　愛媛縣善鄰會……（二四四）
二六　高知縣公道會……（二四七）
二七　福岡縣親善會……（二五〇）
二八　大分縣親和會……（二五二）
二九　佐賀縣社會事業協會融和部…（二五四）
三〇　熊本縣昭和會……（二五七）
三一　鹿兒島縣社會事業協會融和部……（二六〇）

第一章　融和團體要覽

(1)　概說

近來融和思想の發達に伴ひ、融和事業機關の變遷は特に著しいものがある。先づ中央機關としては、大正十一、二年頃までには帝國公道會及同愛會の二團體があつたが、十二年八月には財團法人中央社會事業協會に地方改善部が設けられて中央、地方の聯絡を密にし、全國的活動を爲すに至つた。これと前後して地方にも亦同年發布の內務大臣の訓令に基き設立せられた團體が多かつた。そして十四年二月にこれ等各地方の團體を横斷的に結びつけた全國融和聯盟が設立せられ、又同年九月中央社會事業協會の地方改善部は廢止せられて新たに內務省社會局構內に中央融和事業協會が設立せられ、各融和團體と相聯絡して中央は元より廣く全國に亘つて融和促進に關するあらゆる施設を講ずることゝなつた。茲に於て中央には同協會と全國融和聯盟並に帝國公道會、同愛會が相並立するの形となつた。

然るに中央に於て同一の目的を標榜して立つ融和團體が一二にして止まらざることは動もすれば地方團體との聯絡上支障ともなり延いては全國的活動の統一をも傷くる虞なきにあらざるを認めてにや融和問題研究會（十五年五月貴衆兩院議員二百六十五名を以て組織せられた）其他關係方面の唱道奬旋に依り同十四年七月を以て中央融和團體の合同統一を見るに至つた。卽ち過去に於て幾多の歷史を有する帝國公道會と同愛會とが中央融和事業協會に合同し、同時に全國融和聯盟も亦解散して茲に中央融和事業協會が名實共に中央機關としての統制を完備し爾來その活動を繼續するに至つたのである

地方的團體としては比較的古くから共の活動を續けて來たものは大和同志會、岡山縣協和會、高知縣公道會、信濃同仁會、廣島縣共鳴會等の民間的色彩を有する四五の團體があつたが、大正十二年頃から所謂官民合同の融和團體が相踵いで設立せらるゝに至り、尙昨年の御大典を機として設立せられた德島縣融和團體聯合會、福岡縣親善會、熊本縣昭和會の三團體、滋賀縣自治協會より獨立した滋賀縣昭和會並に本年四月設立せられたる鹿兒島縣社會事業協會融和部を加へて實に三十一の府縣單位の融和團體を有するに至つた。

(2)　全國的融和團體一覽表

團體名	代者者	當務者	設立年月日	所在地
中央融和事業協會	平沼騏一郎	赤堀郁太郎	大正一四・九・三	東京市麹町區大手町一ノ七
社團法人聖訓奉旨會	清岡長吉	伊藤末尾	大正三・三	東京市牛込區田町三ノ二
本派本願寺一如會	松原深諦	藤音得忍	大正三・一〇	京都市堀川七條

大谷派本願寺同身會　武內了溫　武內了溫　大正五・三・五　京都市烏丸七條

(3) 地方的融和團體一覽表

團體名	代表者	主務者	設立年月日	所在地
京都府融和會	知事	森　梁香	大正三・八・二八	京都府廳內
大阪府公道會	知事	上妻宗廉	昭和三・二・二九	大阪府廳內
神奈川縣青和會	學務部長	中村無外	大正一三・八・二四	神奈川縣廳內
兵庫縣清和會	知事	內海正名	大正三・一〇	兵庫縣廳內
埼玉縣社會事業協會	知事	三浦精翁	大正一三・三・一八	埼玉縣廳內
群馬縣融和會	知事	高井潤一郎	大正一五・二・三	群馬縣廳內
下野昭和會	知事	福富善壽	昭和二・三・二一	栃木縣廳內
大和同志會	淺田好太郎	吉川吉次郎	大正一・八	奈良縣廳內
三重縣社會事業協會融和部	知事	山下嘉三郎	大正一三・四	三重縣廳內
愛知縣社會事業協會融和部	知事	豐島貞樹	大正一五・七・一	愛知縣廳內
靜岡縣社會事業協會融和部	知事	鈴木正吉	大正九・三・一	靜岡縣廳內
山梨縣共愛會	知事	山田榮吉	大正一五・二・一〇	山梨縣廳內
滋賀縣昭和會	知事	平井豐重	昭和三・九・四	滋賀縣廳內
岐阜縣社會事業協會融和部	知事	國枝利一	昭和二・二	岐阜縣廳內
信濃同仁會	成澤伍一郎	成澤英雄	大正九・一〇・一七	上田市役所內
富山縣融和會	知事	安藤專哲	大正一五・四・二〇	富山縣廳內
鳥取縣一心會	知事	內山賢治	大正三・二三	鳥取縣廳內
島根縣和敬會	恒松於蒐二	生松詮一	大正一四・三・二五	島根縣廳內
岡山縣協和會	大原孫三郎	岡崎巍矩吾	大正九・九・九	岡山縣廳內
廣島縣共鳴會	河野龜市	遠里榮一郎	大正一〇・三	廣島市西中島新町
山口縣一心會	知事	島田敦一	大正三・二	山口縣廳內
和歌山縣同和會	知事	藤範晃誠	大正一三・三	和歌山縣廳內
德島縣融和團體聯合會	知事	大畑忠一	大正一五・六・八	德島縣廳內
香川縣昭和會	知事	加藤　仁	昭和二・一〇・一	香川縣廳內
愛媛縣融和會	知事	菅誠壽	大正一三・三	愛媛縣廳內
高知縣公道會	知事	中村　惠	大正八・一〇	高知縣廳內
福岡縣協和會	林田春次郎	安藤謙治	昭和三・六・二八	福岡縣廳內
大分縣融和會	知事	小野由之助	大正一三・二・三	大分縣廳內
佐賀縣社會事業協會融和部	知事	江口清彥	大正一五・四	佐賀縣廳內
熊本縣昭和會	知事	北原規矩雄	昭和三・八・二八	熊本縣廳內
鹿兒島縣社會事業協會融和部	知事	青木秀夫	昭和四・四・一	鹿兒島縣廳內

(4) 機關紙一覽表

團體名	紙名	發行回數	定價
中央融和事業協會	融和時報	每月一回一日發行	三
同	融和事業研究	隔月一回十五日發行	三〇
埼玉縣社會事業協會	聖訓奉旨會報	每月一回三日發行	一〇〇
群馬縣融和會	奉光	每月一回發行	五
神奈川縣青和會	青和	每月一回十五日發行	一〇
信濃同仁會	同仁	每月一回一日發行	三
靜岡縣社會事業協會融和部	會報	隨時發行	
愛知縣社會事業協會融和部	共存	每月一回一日發行	二〇
滋賀縣昭和會	共濟	每月一回發行	一〇
兵庫縣清和會	清和	每月一回五日發行	五
大和同志會	融和之友	年四回發行	
和歌山縣同和會	同和	每月一回十日發行	五
島根縣和敬會	和敬	年二回發行	
岡山縣協和會	協和	隨時發行	一〇
廣島縣共鳴會	共鳴	每月一回一日發行	
山口縣一心會	心光	年四回發行	五
愛媛縣善鄰會	善鄰	每月一回十五日發行	五
高知縣公道會	公道	隨時發行	
富山縣融和會	融和時報	隨時發行	

(5) 新設郡市町村融和團體一覽

融和事業機關の細胞組織に關する輿論は昭和三年度に入つて特に著しい傾向を示して來た。その結果全國各府縣融和團體に於ても之が設置奬勵に就ては相當の努力を拂ひ昭和三年度に左記九縣下五十六團體の設立を見るに至つた。

奈良縣

（團體名）	（代表者）	（創立年月日）	（所在地）
大和同志會川西村支部	福井　駒藏	昭和三・四・一	磯城郡川西村

三重縣

郡名	町村名	代表者	創立年月日	所在地
桑名郡	深谷村融和委員會	西塚善次郎	昭和三・一〇	桑名郡深谷村

靜岡縣

郡名	町村名	代表者	創立年月日	所在地
榛原郡	融和會	大石　廉一	昭和三・三・三一	榛原郡團體事務所內
濱松	融和協會	中村　陸平	同三・一二・一	濱松市役所
藤枝	同和會	杉本　唯吉	同三・七・二五	藤枝町役場
中泉	町融和會	長沼　保平	同三・一二・二	磐田郡中泉町役場
川崎	町融和會	中島　茂光	同三・一一・三	榛原郡川崎町役場
可美村	融和會	高橋平次郎	同三・一二・五	可美村役場

川上村醇風會	村長	昭和三・四・一	高島郡川上村		
中里村公道協會	同	同三・六・二九	野洲郡中里村		
北比都佐村融和會	同	三・七・二	蒲生郡北比都佐村		
武佐村親愛會	同	同	同郡武佐村		
玉津村融和會	同	同	野洲郡玉津村		
野洲町明治會	同	同	同郡野洲町		
三雲村協和會	同	同四・三・一六	甲賀郡三雲村		
昭和會息郷村分會	同	同四・三・二五	坂田郡息郷村		

鳥取縣

鳥取縣一心會日野郡日野上村支會同和倶樂部	村長	昭和三・一一・三	日野郡日野上村

德島縣

一條町親和會	三井貞七	昭和三・五・二九	板野郡一條町
新居郡愛和會	山有儀三郎	同三・六・一	名東郡新居村
應神村昭和會	岡島忠義	同三・五・二五	板野郡應神村
八万村親睦會	椎野耕二	同三・六・八	名東郡八万村
上八万村親和會	松野淺太郎	同三・六・一二	同郡上八万村
鷲敷町融和會	村井宗次郎	同三・九・一	伊賀郡鷲敷町
中野島村融和會	富尾馨	同三・七・二八	同郡中野島村
石井町融和會	田村龜三郎	同三・七・二八	名西郡石井町
榮村親和會	天享太郎	同三・七・三一	板野郡榮村
大山村親交會	松岡良一	同三・六・三	同郡大山村
板野郡融和會	若槻精一	同三・八・一六	那賀郡板野村
北井上村親交會	月岡茂三郎	同三・八・二八	名東郡北井上村
高小原村融和會	高橋米三郎	同三・六・一二	名西郡高小原村

川西村曉生會	谷平郁郎	同四・二・一三	海部郡川西村
新野郡清和會	長尾虎古	同四・三・二四	那賀郡新野町

香川縣

草壁町協和會	千葉勝吉	同四・二・一一	小豆郡草壁町

愛媛縣

鴨部村善鄰會	鴨部村長	昭和三・八・二八	越智郡鴨部村
万野村善鄰會	長橋長四郎	同三・八・二八	同郡八万村
清水村善鄰會	檜垣愛次郎	同三・九・二六	同郡清水村
九和村善鄰會	山本巖	同三・一・三	同郡九和村
瀨戸崎村善鄰會	國分泰造	同四・三・一三	同瀨戸崎村
新谷村善鄰會	村長	同三・七・一九	喜多郡新谷村
下宇和村善鄰會	村長	同三・三・二五	東宇和郡下宇和村
多田村善鄰成德會	兵頭丸由	同三・九・九	同郡多田村
三机宇善鄰會	伊達彙松	同三・四・一	西宇和郡三机村
町見村善鄰會	村長	同四・三・一二	同町見村

高知縣

赤良川村融和會	昭和三・一二・二五	安藝郡吉良川村	
吉川町親善會	同四・三・二〇	香美郡吉川村	
赤岡町融和會	同四・一・二八	同郡赤岡町	
平田村融和會	同三・一一・二五	幡多郡平田村	
羽根村融和會	同四・二・二八	安藝郡羽根村	
和食村融和會	同四・二・一九	同郡和食村	
山田町親和會	同四・二・二四	香美郡山田町	
本山町親和會		長岡郡本山町	
朝倉村親和會		土佐郡朝倉村	

第二章　融和團體の全國的活動

第一節　地方的協議會

(1)　近畿府縣融和團體協議會

近畿融和團體協議會は其の第六回目の協議會を四月十三日當番縣たる三重縣津市赤十字社支部に於て開催した。

午前七時尾池學務部長知事代理として開會の挨拶を述べ次で同氏を座長に推し別項の協議事項に就き熱心協議する所あり午後五時散會した。

當日の參加者は三重和歌山奈良京都兵庫大阪滋賀の府縣及融和團體代表者並に三重縣融和委員にして全員四十二名、中央融和事業協會よりは瀧本理事が出席した。

協議事項

一、婦人に對する啓蒙運動の方法如何

一、議會及び政府へ融和事業助成に關する運動に付き中央融和事業協會へ建議の件（以上三重縣提出）

一、御大典を機として全國的に融和デーを實行する樣中央融和事業協會へ建議の件（以上融和委員提出）

一、形式的差別事象撤廢に關する件

一、御大典記念として皇室より各融和團體に御下賜金を懇請するの件

一、融和促進上緊急を要すべき適切なる方法如何（以上大和同志會提出）

一、內部の團結を强固ならしむることの可否

一、內部の團結を强固ならしむる方法如何（以上眞身會提出）

一、御大典記念事業として形式的差別事相根絶方法に關する件

一、地方改善事業に付特に留意すべき點如何（以上兵庫縣提出）

一、少數部落に於ける經濟並に文化の向上を圖るに最も適切なる方法如何（奈良縣提出）

(2)　關東地方融和事業協議會

七月二十六日午前十時より東京府主催の下に、東京府商工獎勵館に於て、關東地方融和事業協議會が開催された。出席者は神奈川、埼玉、千葉、茨城、栃木、靜岡、山梨、長野、群馬等の諸縣並に中央融和事業協會、內務省社會局、聖訓奉旨會、東京府、東京府社會事業協會等二十八名であつた。先づ東京府學務部長挨拶を述べ、次いで同學務部長議長となり千葉縣、栃木縣、靜岡縣、神奈川縣等の左記の提案を協議し、後懇談會

にうつり、午後三時半盛會裡に閉會した。

協　議　題

一、一般民の間に差別觀念存在するも表面上差別事象顯著ならざる地方に於て融和促進上採るべき具體的方法如何（千葉縣提出）

一、融和促進に就ては地方自治體の機關たる各町村役場當局より部落民を懇切に指導引立をすること

一、各種の學校に於て教師に差別の言辭を言はしめず且つ差別的觀念を絶對に除去すること

一、農林省令に依る現行自作農奬勵法低利資金貸下の問題を尚之を特殊の方法に依り特別貸下をなして部落民を眞面目な職業に就かしめ經濟の内容充實を計らしむること

一、部落内の道路の開拓をすること（栃木縣提出）

一、地方改善事業に關する施設主體に對し政府の低利資金を貸付し事業經營を容易ならしむる樣適當なる方法を講じては如何（靜岡縣提出）

一、從來融和事業施設を見るに其の第一期に於ては一部地方民の改善を、第二期に於ては他の一般民の反省を對象とせしも將來に於ては彼此相打つて一丸とせる總國民運動に依り隣人愛の大精神を作興するに勤むること（栃木縣提出）

一、關東融和事業協議會開催に關する件

イ、主催者

ロ、回數並に時期

ハ、日數

ニ、參會者資格

ホ、經費

ヘ、協議題（神奈川縣提出）

(3)　近畿府縣融和事業協議會

九月二十一日、滋賀縣會議事堂に於て開催し堀田長官の挨拶ありて協議に移り、下村學務部長議長となりて左記事項に就きて熱心に協議し、終了後大津公會堂で一同晩餐を共にし和氣靄々裡に散會した。

協　議　事　項

一、婦人間の融和方法は如何にせば其目的を達し得るか（三重縣社會事業協會提出）

一、差別撤廢上最も障碍と認むべき事項に付御意見承りたし（大阪府公道會提出）

一、善隣運動と宗教運動に關する件（大谷派本願寺眞身會提出）

一、問題を惹起せざる地方の融和運動に關する件（同會提出）

一、融和の障碍となるべき事象の徹底的改善方策如何（兵庫縣融和會提出）

一、產業奬勵補助に關する件（同會提出）

一、本協議會を有效適切ならしむる方策如何（京都府親和會提出）

一、融和事業從事者養成長期講習會開催方を中央融和事業協會へ建議の件（同會提出）

一、地方改善施設支給規定變更方並に國費增額方政府に對し請願書提出に關する件（大和同志會提出）

一、部落の現狀に鑑み適切なる副業如何（同會提出）

一、融和思想を教育界に振作せしむる具體的方法如何（滋賀縣昭和會提出）

一、中央融和事業協會支部を關西に設置するの件（同會提出）

尚本協議會に於て議決したる

一、融和事業從事者養成長期講習會を開催せられむことを望む

二、中央融和事業協會支部を關西に設置せられむことを望む。

の二件に關し十一月京都府親和會外八團體の名を以て左の理由を附し中央融和事業協會長宛意見書を提出した。

理　由

一、融和事業の完成を期せむとせば、先事業從事者の本事業に就て十分なる理解と確信とを有せざるべからず、然るに現今地方に於ける融和事業從事者は本問題に對する十分の理解と確信とを有せざるもの尠なからずして組織的事業の完成を期する能はざる憾なしとせず、故に之が對策として三ケ月程度の長期講習會を開催し以て堅實なる從事者を養成し斯業の基礎を確立せられむことを望む。

二、近畿地方は融和事業の中心とも謂ふべく、重要なる位置を占むるものたるを以て貴協會支部を設置せられ以て事務の簡捷と一面事業の進展を期せられむことを望む。

(4)　四國四縣融和事業協議會

香川縣が其の番に當つて同年二月十七日午前十時より同縣觀音寺町役場の二階を會場として第二回の四國四縣融和事業協議會が開催せられた。出席者は

東京の瀧本、松本、愛媛の中村、菅、岡平、高知の水野、北代、永吉、德島の梅崎、大畑、長谷部、香川の松永、金子、加藤、神保、廣直の諸氏

午前十時より開會、松永學務部長を座長に推し、協議に入り左の九件の議題を順次附議したが打合事項の主なるものは

一、國民融和日を四國聯盟共同主催のもとに開催、期日を八月二十八日を中心として前後三日間とし中央融和事業協會より講師八名（一縣二名づゝ）の派遣を申請すること

二、次回に於て四國四縣融和團體聯盟を結成すること

五、次回協議會の當番を德島縣とすること

協　議　題

一、中央融和事業協會と地方融和團體との聯絡に就いて（愛媛縣提出）

二、融和運動を全國民的運動に擴充すべく新に採るべき具體的方法如何

三、從來の補助事業中擴張を要すべきもの如何
四、府縣融和團體と町村融和團體との連絡統制並町村融和團體相互の連絡方法如何（以上高知縣提出）
五、一層内部の自覺向上を期する爲には如何なる方策を執るべきか
六、融和日、融和宣傳週間等に於ける適切なる實施事項如何（以上德島縣提出）
七、差別事象撤廢對策如何
八、地方改善に關し職業指導及資金供給の方策如何
九、行政官廳として融和運動に對する對策に就て（香川縣提出）

第二節　全國的協議會

(1)　全國融和事業協議會

中央融和事業協會主催による融和事業協議會は四月三十日社會局大會議室に於て開催された。當日の出席者は三府三十一縣の主務職員、融和團體の代表者四十七名に、内務省、文部省、陸軍教育總監部、憲兵隊司令部の來賓、並に平沼中央融和事業協會々長、理事、監事等十數名を加へ、融和事業會議としては名實相副ふ國民代表者會議たるべく會つて見さるの充實さを示した。

午前十時、開會を宣せらるゝや先づ平沼會長開會の挨拶として

……本年は御大典の御興行と申す國民擧げて慶賀すべき芽出度き年であります。殊に此の御大典を期として國民一般が彌々融和の實を擧げることは、それが何よりの慶賀の表徴であり、好き記念となることかと考ふるのであります。故に本會に於きましても此の御大典を奉祝記念する事業を計畫することが、極めて有意義なりとの考へに基き曩に評議員會の承認を得本年度豫算に於て之れが經費を計上した所以であります。恐らくは各地方に於ても御同樣の事かとも察せられます。而して今回協議會を開きたる理由の中には實に此の御大典記念に關し如何に計畫を適切ならしむべきかにつき御腹藏なき御意見を承りたきことが含まれて居るので御座います。

と協議會を開催せる理由に就いて述べ、終つて座長席に着き左記協議事項を提出して協議に移つた。

協議題

一、融和促進施設に關する件

右に對し提案の理由として瀧本常務理事は、概略の說明をなすと共に、差別事象の調査、差別撤廢施設の具體的方法等に就いて、各地の狀況及び本會の計畫たる記念出版、講演會講習會等に就いて意見を徵するところあり、小濱參事更に内務大臣の訓令に就いて說明を補足するところがあつた。

協議の結果、記念事業に關する具體的施設、基礎調査等に就いての主張は大體に於て各府縣共歩調を揃へてゐたが、末節に至つては多少意見の相違もあつた樣である。當日の協議中比較的衆目を惹いたものは

神奈川縣青和會　某小學校に勤務せる訓導が、歷史の教授に當つて德川末期の一部同胞の制度につき說明をなすと共に、これを謄寫版に刷つて全級生に配布したるため部落側兒童の罷休となりたる事件の顚末、並に此の問題調停の衝に當りたる方法等につき縷述し、學校内に於ける驚くべき差別事實に就いて開陳。次に

埼玉縣　差別的言辭を弄せる者に對し處罰すべく法の制裁の必要なるべきを痛論し、現行法は運用上の意義不充分なるを以つて新に特別の法律を制定すべしと述べ、これが一部同胞をしてその堵に安んぜしむるの方法なりと結ぶ。

信濃同仁會　大正十二年頃から差別事象の有無に就き調査しこれが結果に對し融和主任をして解決の衝に當らしめたるも、尙徹底を期せざるの憾あるを以つて近來は數名の幹部が團體そのものの威力を以つて問題地に出張し、飽くまで解決を見るべく全力を注ぎつゝあるにも拘らず、縣下全體に涉り尙未解決の問題百二三十件ありとて、最近取扱つた目星しい問題三四件に就いて附加へるところがあつた。

以上にて午前の協議を閉ち、休憩の後更に引續き午後の協議會に移り長岡理事、平沼會長に代つて座長席に着き開會を宣す。

兵庫縣清和會　從來の調査に徵するも一般側は差別事象につき否認する傾向あるも、部落側の意見としては多數の差別事實あるものゝやうである。かゝる場合は體驗者の言を信ずるが當然であつて差別あるものと信じて輿論を喚起するの要がある。中にも被差別者にして自覺なきため差別されてゐる事を氣付かざる者がある、これに對してはその事實を教へて自覺を策勵するの要があるかくて差別の現存せることを前提として記念事業を實施すべきだと述べ、尙いで

三重縣　今回發表された内務大臣訓令の事實上普及し難き實情に就いて述べ、今後は内務文部兩大臣の連署か若しくば文部大臣の訓令も出されたいと希望するとともに曩に近畿協議會に於ける決議に基き全國一齊の融和日を開催すべき事、並に新聞記者に對して理解を促進せしむる方法等に就き本會議にはかるところがあつた。

眞身會の記念事業を麗々しく看板を揭げることの可否に關する異見出で、これが主題となつて三四問答が往復された。

次に京都府親和會以下數縣から記念事業としての計畫並に施行しつゝある事業等に就いて別項の通り報告があつた。

東都府親和會　目下執りつゝある記念事業としての計畫、左の五項に就いて報告した。

一、功勞者に對し感謝狀を出すこと
二、小册子を發行すること（書目は建國の精神と融和事業）

三、親和會支會の設置を奬勵すること
四、講習會を開催すること
五、形式的差別事象の撤廢を期すること

信濃同仁會　御大典を期して撤廢したいといふ形式的差別は神社、寺院、青年團、鄕人會、區長選擧等であつて此際殊に駐在巡査なり自治體の中心人物が主體となつて、その關係方面に働きかけさすべきだとの抱負を述べ。

廣島縣共鳴會　共鳴會總會の決議として記念事業には形式的差別事象の撤廢と、融和觀念の徹底とを期することとし、先づ形式的差別の撤廢に就いては、その調査に當り既に調査カード二十枚を印刷し、五十名の地方幹部が夫々調査中であつて此の調査は四月中に完了の豫定であると報告し次に融和觀念の徹底に關しては

一、講演資料を編纂すること
一、講師を養成すること
一、リーフレットを刊行すること
一、各種團體に通牒を發すること
一、講演會を開催すること

等を列擧した。

廣島縣共鳴會より今後の活動に力を添へる意味に於て何にか申合せては如何との動機出でこれに對し京都府、愛媛縣等の贊成あり、座長滿場に計つて一決更に座長指名のもとに森氏外八氏を申合事項作成委員に擧げたので、右委員は別室に退き文案を作成して左の通り報告し異議なく可決した。

申合

我等は御大典を迎ふるに當り因襲による不當なる差別を撤廢するため融和運動をして愈々積極的ならしめ以て國民偕和の完成を期す

昭和三年四月三十日　　全國融和事業協議會

打合せ事項

一、中央融和事業協會に關する事項

右に對し長岡座長よりも瀧本、小濱兩協會員の說明を補足し實狀調査に就ては調査そのことが問題であつて現に一部には反對意見もあることなれば、主としてその可否如何に就いて意見を述べられたいとの希望ありて協議に入る。

三重縣　差別事象のないところを調査することは不可なるも差別の現存する以上は大いにやるべしであつて、これをして有害といへば現在政府て行はれてゐる改善助成事業も有害であるとて調査を半ば肯定し更に部落の沿革調査に就いては反對した。

高知縣公道會　沿革調査に就いては大體の歷史を知る程度に止め、それ以上は有害であると論じ、更に人口調査を好まぬらしき口吻を漏したに對して和歌山縣岡和會は科學的調査の必要を高調し之を駁した。

岡山縣　調査も啻に事實を知るのみならば、それだけの意味はあらう、が差別事象を撤廢する手段としてはその效果は乏しいと

て眞向から反對し寧ろ差別事象の有無よりも何故に差別を受けてゐるかの原因を思想的に考究されたいとの希望を述べた。

次に埼玉縣社會事業協會の意見だが之は愛知縣、廣島縣、群馬縣等から出た意見と大體同意見のやうであつたから一括して述べると餘り歷史的調査は必要でない、現況調査に至つては差別事象の調査は最も必要である。尤も調査に就いては地方に一任されたいといふ意向らしかつた

以上が大體の意見であるが長岡座長は左の如くその要項を取纏めて發表した。

長岡座長　調査の意見は區々であるが大多數は之を必要と認めてゐる樣である併し調査要項に就いては色々意見があつて部落の沿革は或程度に止められたいといふやうな意見が多かつた。それから方法に就いては既に調査濟みの府縣は重ねて調査せざることその調査要項は協會に於て限局せざることといふ事に一定してゐたやうであつた。

かくて協議を終り午後四時半座長は閉會を宣した。

懇談會

同日午後六時より丸ノ內中央亭に於て懇談會を開き平沼會長を始め本協會理事等出席し、協議會席上の申合せをして益々意義あらしむべく默契のうちに懇談は重ねられ、午後八時盛會裡に散會した。

(2)　御大禮記念事業に關する融和團體代表者會議

四月三十日開催の全國融和事業協議會に於て決議された申合せを具體化すべく翌五月一日午前十時より社會局小會議室に於て融和團體代表者の協議會が開かれた。

出席者は前日の協議會に出席した融和團體の代表者中

森業香（京都府親和會）　上妻宗藏（大阪府公道會）　內海正名（兵庫縣濟和會）　松島熊太郎（埼玉縣社會事業協會）　今井雅一郎（群馬縣融和會）　萩原新（下野昭和會）　松野鈍次郎（三重縣社會事業協會）　鈴木正吉（靜岡縣社會事業協會）　平井豐重（滋賀縣自治協會）　成澤英華（信濃同仁會）　安藤專哲（富山縣融和會）　岡崎規矩吾（岡山縣協和會）　山本正男（廣島縣共鳴會）　藤範晃誠（和歌山縣同和會）　菅誠壽（愛媛縣善鄰會）　淺田松之助（高知縣公道會）　江口清彥（佐賀縣社會事業協會）　伊藤末廣（聖訓奉旨會）　原田慶範（本派本願寺一如會）の諸氏。

先づ山本氏より開會の趣旨につき說明あり森氏を座長に推して議事に入る。

協議事項

一、御大典記念事業として
　全國的になし得る施設如何

山本氏より提案理由の說明あり、松野、伊藤、山本、鈴木、成澤、上妻、平井、藤範、內海、森氏より種々の意見が出たが結局數は十一名（中央二名地方九名）として、委員の選定は中央融和事業協會に一任し、委員會の費用は選出された團體のみにて分擔することに決定した。

三、御大典記念事業に對する經費の捻出方法如何

山本氏より前記御大典記念事業費の捻出方法と一般融和事業費增額運動に關する件とに就いて說明をなし、諸氏より種々の議が出たが結局、聯絡委員會に一任することに決した。

四、中央融和事業協會の施設に對する希望事項

出席各氏より、中央融和事業協會主催の講習會の內容及施行方法、表彰に關する件、融和時報に關する件共他に就いて種々希望意見の開陳あり、最後に中央融和事業協會より融和事業實情調査に關して協議を求めて、午後四時散會した。

尙右議決の中本會に依頼する件に就いては、五月二日山本內海、松野の三氏は正式代表として本會に瀧本常務理事、小濱參事等を訪問して種々意見を開陳するところがあつた。

記念事業聯絡委員の詮衡を依頼されたる中央融和事業協會は五月二十一日左記十一名を委員に委囑した。

京都府親和會　森　梁　香
大阪府公道會　上妻宗廉
神奈川縣青和會　中村無外
兵庫縣濟和會　內海正名
大和同志會　吉川吉治郎
信濃同仁會　成澤伍一郎
群馬縣融和會　高井潤一郎
廣島縣共鳴會　山本正男
愛媛縣善鄰會　菅誠壽
中央融和事業協會　松本幸

(3)　御大禮記念事業

第一回聯絡委員會

六月十一、十二の兩日第一回聯絡委員會を社會局小會議室に於て開會した。

愛媛縣の菅氏を除く外委員全部出席、午前十時定刻開會、先づ山本氏より開會の趣旨につき說明あり、瀧本々協會理事の本協會に依囑せられたる事項に就き報告ありたる後、森氏を座長に推して、前回協定の全國融和事業大會並に全國的融和日の開催等に關し種々協議の結果、意見百出したが結局左記の通り決定して、第一日の協議を終つた。

決議事項

一、融和事業大會に關する件

一　主催　全國融和團體聯合主催のこと
二　名稱　全國融和團體聯合大會
三　期日　十二月中旬に於て二日間
四　開催地　京都市（會場は未定）
五　大會行事豫定
第一日（晝）宣言、決議、內務大臣諮問事項及各府縣各團體提出議案の協議
（夜）懇談會
第二日（晝）協議、意見發表、文書宣傳
（夜）宣傳講演會
六　參加者の資格及員數
府縣及融和團體より推薦したる者員數割當は中央融和事業協會に一任すること
七　事務所　當分、中央融和事業協會內に置き適當の時期に京都府に移す

二、國民融和日に關する件

一　標語作製の件
中央融和事業協會に於て、懸賞募集により作製し之を印刷して各團體に配布すること
二　新聞紙に宣傳記事揭載の件
各地方にて任意交涉すること
三　ラヂオ宣傳の件
期日、十一月三日は放送局にて差支へのため八月二十八日とす原文作製は中央融和事業協會に一任す、放送者は東京は社會局長官、地方は放送局所在地の地方長官に依頼す。

四　リーフレット發行は各團體にて自由にすること。
五　講演資料の編輯發行は中央融和事業協會に一任すること。

三、融和團體未設地方に速かに設立する樣勸誘する件

一　中央融和事業協會、全國融和團體協議會の連名にて勸誘狀を發送すること。
二　文書作製及發送は中央融和事業協會に一任すること。

四、御大禮記念事業に對する經費捻出方法の件

七萬圓の奬勵金下附方を政府に請願することに決し、請願案を作製して六月十二日內務大臣兩大臣及社會局長官を訪問して別項の通り陳情した。

第二日も午前九時より社會局小會議室に開會して、記念事業費補助として金七萬圓を政府より下附されたしとの左記請願等を可決し、十委員に協會の三好、河上の二氏を加へて實行委員として、直に實行運動に移つた。

先づ同日正午、融和問題研究會の常任幹事有馬賴寧氏を訪問して、御大禮記念事業計畫を說明して融和問題研究會の活動と聲援を促がした。

次で同午後二時半、一同は有馬研究會幹事と共に內相官邸に望月內務大臣を訪問した、有馬氏は一同を紹介して來意を告げ、各委員より內相に委曲陳情した。

次で大藏大臣官邸に三土藏相及山口參與官を訪問した。山口參與官は一同を藏相に紹介して來意を傳へ、成澤山本兩委員より請願の趣旨を說明した。

最後に一同は社會局に大野社會部長及富田福利課長を訪問して請願の趣旨を詳細に述べた。大野部長も富田課長も大に努力すると答へた。かくて一同は意義ある實行運動を了へ後事を本協會に託して薄暮解散した。

請願文(省略)請願書の說明書は左の通りである。

御大典記念事業計畫說明書

今秋　御大典を迎ふるに際し、全國融和團體は相聯繫し全國的協力の下に御大禮記念事業として顯現的差別を撤廢し國民融和の促進に努め尙將來の融和事業の進捗を圖らんが爲左記の事業を行はんとす。

一、顯現的差別撤廢運動

因襲の久しき未だ一部國民に對する差別觀念除去せられず、殊に神社、靑年團、婦人會、消防組其他の所謂顯現的差別にして撤廢せられざるもの尠からざるは最も遺憾とするところなり。右は融和促進上の一大支障たるに鑑み、御大典記念事業として特に之が徹底的解決を期すべく調査員を設け全國的に右差別事項を調査し之が解決の方策を定め關係官廳並諸團體相協力し以て所期の目的を達せんとす。

右經費內譯別紙豫算の通り。

二、全國的融和宣傳

御大典を迎ふるに際し國民諧和の觀念の普及徹底を期することは最も適當の方策たるに鑑み本年十一月三日の明治節を卜し全國一齊に講演會、新聞宣傳、ラヂオ放送、ポスター、標語の配布等諸種の方法を講じ以て所期の目的を達てんとす尙本事業の準備行爲として各府縣に於て講師養成講習會を開催す。

右經費內譯別紙豫算書の通り。

三、全國融和事業大會

御大典記念事業の意義を全ふし且つ將來融和事業の進捗を圖らんが爲本年十二月中旬京都市に於て全國融和團體合同主催の下に二日間に亘り全國融和事業大會を開催し、融和事業に關する重要事項を協議すると共に其の間講演會、懇談會並印刷物配布等をなし以て所期の目的を達せんとす。

右經費內譯別紙豫算書の通り。

御大禮記念事業歲入豫算書

科目　豫算高　說明

第一款　奬勵金	七〇、〇〇〇	
第一項　奬勵金	七〇、〇〇〇	
第一目　國庫奬勵金	七〇、〇〇〇	奬勵見込額
第二款　負擔金	四五、〇〇〇	
第一項　負擔金	四五、〇〇〇	
第一目　融和團體負擔金	四五、〇〇〇	一團體千五百圓宛三十團體分
合計	一一五、〇〇〇	

備考　第二款負擔金の內譯詳細は歲出豫算中備考參照のこと

御大禮記念事業歲出豫算書

第一款差別撤廢運動費	五四、〇〇〇
第二款全國融和宣傳費	五六、〇〇〇
第三款全國融和事業大會費	五、〇〇〇
合計	一一五、〇〇〇

備考　右歲出豫算中左記の經費は融和團體に於て負擔するものとす。

一、第一款差別撤廢運動費の二分の一此の金額二萬七千圓。
二、第二款全國融和宣傳費中第一項第二目講師養成費の三分の一同上第二項第一目講演會費の二分の一此の合計金額一萬六千五百圓。
三、第三款全國融和事業大會費の內千五百圓
　此の合計金額四萬五千圓也

右の決議事項の中、ラジオ宣傳は八月二十八日に、東京は長岡社會局長官、名古屋は小畑愛知縣知事、大阪は力石大阪府知事廣島は岸本廣島縣知事、熊本は齋藤熊本縣知事に依つて夫々融和問題の講演が放送せられた。

而して融和團體設立勸誘は、中央融和事業協會之に當り未設置地方に對し勸誘狀を送ると共に、機關紙等に於て輿論の喚起に努めた結果、德島、熊本、福岡、滋賀の四縣に於て新に設立を見るに至つた。

國民融和日は、十一月三日明治節を期して全國一齊に行はれた。

(4) 御大禮記念事業　第二回聯絡委員會

九月二十日午前十時より京都府廳内に於て開會、左記事項を決定した。

決定事項

一、名稱　全國融和團體聯合大會
一、期日　十二月十五日　十六日の二日
一、會場　京都府立第二高等女學校
一、大會行事　宣言、決議、内務大臣諮問、協議、懇談
一、出席者の推薦方針　府縣二人、團體十人以内近畿團體三十名以内通計三百五十人
一、協議案提出　府縣、團體各一件宛
一、協議案整理
一、懇談會　大會第一日の夜開催
一、新聞記者招待
一、大會出席者旅館のこと
一、豫算　出席者五百人と定む

支出　金三千圓

	三〇〇	記者招待費
	一五〇	會場設備費
	一五〇	事務所費
	二〇〇	印刷費
	五〇	通信費
	五〇	運搬費
	一〇〇	雜費
	三〇〇	宣傳費

收入　金三千圓

(内譯)	一、五〇〇	中央融和事業協會
	一、五〇〇	其他の團體負擔

尚執行事項等に就ては

一、大會の通知書は協會より發送の事
一、出席者の員數、氏名は十一月十五日まで本協會へ通知のこと
一、大會の祝辭は内閣總理大臣、内務大臣、文部大臣、貴衆兩院議長へ申請のこと
一、來賓は内閣總理大臣、内務大臣、文部大臣、貴衆兩院議長、長官市長、府、市會議長、東西本願寺管長以外實行委員へ一任
一、大會費用各團體より本協會へ送ること
一、大會出席者徽章、係員、徽章製作のこと
一、大會出席者名簿作製のこと
一、大會出席者の入場券作製のこと

(5) 御大禮記念事業　第三回聯絡委員會

十二月十二日、京都府廳内に開會、御大禮記念全國融和團體聯合大會に關する諸般の準備事項等に就て協議した。

第三節　第一回國民融和日

全國融和團體協議會の決議に基き十一月二日の明治節を卜して全國一齊に第一回國民融和日を開催した。各團體の活動概況は左の通でてある。

中央融和事業協會

一、融和促進標語の募集並にその利用
一、リーフレット「撒れよ差別、和せよ同胞」五萬部を作製し全國の融和團體に配布
一、融和時報特輯「國民融和日號」を印刷配布
一、講演會講師を各團體に派遣

聖訓奉戴會

一、役職員一同明治神宮に參拜幣帛料を奉りて運動奏效を祈念す
一、各融和團體より各種の融和資料の寄贈を依頼し、その到達せる十七團體三十九種二千二百餘部並に同會機關紙「聖訓」を同會役職員一同を以て明治神宮參拜者に配布
一、各團體のポスターを明治神宮參道に面したる箇所に揭示し參拜者に國民融和日の趣旨を知らしむ

京都府親和會

一、パンフレット「皇國の精神と融和事業」を刊行し特に敎化團體敎育者等に配布

第二章　融和團體の全國的活動

體聯合大會に關する諸般の準備事項等に就て協議した。

第三節　第一回國民融和日

全國融和團體協議會の決議に基き十一月二日の明治節を卜して全國一齊に第一回國民融和日を開催した。各團體の活動概況は左の通でてある。

中央融和事業協會

一、融和促進標語の募集並にその利用
一、リーフレット「撒れよ差別、和せよ同胞」五萬部を作製し全國の融和團體に配布
一、融和時報特輯「國民融和日號」を印刷配布
一、講演會講師を各團體に派遣

聖訓奉戴會

一、役職員一同明治神宮に參拜幣帛料を奉りて運動奏效を祈念す
一、各融和團體より各種の融和資料の寄贈を依頼し、その到達せる十七團體三十九種二千二百餘部並に同會機關紙「聖訓」を同會役職員一同を以て明治神宮參拜者に配布
一、各團體のポスターを明治神宮參道に面したる箇所に揭示し參拜者に國民融和日の趣旨を知らしむ

京都府親和會

一、パンフレット「皇國の精神と融和事業」を刊行し特に敎化團體敎育者等に配布

一、「融和時報」「撒れよ差別、和せよ同胞」等のリーフレット約三千部を府下協議員に配布
一、各新聞に融和日の趣旨を揭載し一般に周知せしむる樣依頼す

大阪府公道會

一、講演會を二日（堺市公會堂）三日（北市民館）開催。
一、融和促進に關する琵琶を作製し講演會毎に演奏す。
一、當日市電乘替券四十萬枚に宣傳文を印刷。
一、リーフレット「明治大帝と融和問題」を二十萬枚を同會職員並に學童を通じて各家庭に配布。
一、立看板を市内各要所々々に樹立。
一、學務部長より通牒を發し、學校長より兒童に對し訓話をなす
一、新聞記事揭載方を各社に依頼。
一、融和時報記念號及パンフレットを各町村警察署に配布。

神奈川縣青和會

一、融和促進標語を印刷せる枝折一萬五千枚配布
一、新聞記事宣傳
一、功勞者に感謝狀贈呈。
一、機關誌「青和」記念號發行
一、融和日後九ヶ所に講演會開催

兵庫縣清和會

一、ポスター一萬五千枚を各市町村に配布。
一、活動寫眞用に簡單な標語の趣旨を「フイルム」にして宣傳す
一、講演會を縣下二十九ヶ所に開催。

一、市電乘替券に、三、四の兩日印刷宣傳
一、融和時報五千部並にリーフレット五千部、「清和」一萬部を各方面に配布。

埼玉縣社會事業協會

一パンフレット「明治節を迎へて」四萬部縣下各町村に配布
一、會報紀念號四千部を縣下各町村長並に中等學校長其他各方面の有力者に配布。
一、活動寫眞講演會を縣下十三ヶ所に開催。

群馬縣融和會

一、ポスター千五百枚を一町村十枚內外平均に配布。
一、講演會を縣下三ヶ所に開催

下野明和會

一、活動寫眞講演を縣下六ヶ所に開催。
一、婦人講演會を三ヶ所に開催
一、御大典記念事業、副業奬勵、青年巡回講座等の件につき協議會開催。
一、機關誌「社會と人生」千六百部其他印刷物千八百部を各方面に配布。

大和同志會

一、標語入宣傳ビラ十二萬五千枚を縣下各小學校を通じて各家庭に配布、尙五千枚を市町村長に托して各地に配布。
一、パンフレット三千部を縣下官公署學校寺院其他各團體に配布
一、會報「融和の友」三千部を縣下各方面に配布

一、新聞記事揭載方を各社に依賴
一、縣下各中小學校及市町村長に依賴して、融和日に關する講演會を縣下三百六十八ヶ所の學校に開催。
一、自動車宣傳
一、融和時報、リーフレット各一千二百部宛並に融和促進歌三百部を縣下各學校市町村役場及各團體に配布。

三重縣社會事業協會

一、宣傳ビラ二萬枚を縣下一圓に配布。
一、リーフレット配布。
一、雜誌「三重斯民」を介して融和促進宣傳をなす。

福岡縣社會事業協會

一、標語入ビラ七萬枚を縣下各所に配布。
一、ポスター二千五百枚を縣下各所に配布。
一、講演會を縣下十一ヶ所に開催。
一、リーフレット配布。

滋賀縣昭和會

一、講演會を三ヶ所に開催。
一、リーフレット配布。
一、新聞記事揭載宣傳。

岐阜縣社會事業協會

一、縣下各學校にリーフレット「國民融和日」、融和時報、融和促進標語、パンフレット「同胞相愛」を各一部宛配布。
一、青年講習會を五、六、七の三日間開催。

信濃同仁會

一、ポスター五百枚を縣下全市町村に配布。
一、街頭宣傳を縣下十數ヶ所に開催。
一、機關紙「同仁」特輯號を縣下全般に配布。
一、自動車宣傳、自動車に分乘し宣傳ビラ各十萬枚を配布し、且つ車上にて車上講演をなす。
一、融和歌を縣下各小學校に配布し、尙學務部長より之に就て通達す。
一、明治節式後に於て各中小學校に融和の訓示をなすべく學務部長より通達す。
一、リーフレット「國民的反省」「內務大臣訓令」「融和歌」「國民諧和に就て」等各二萬枚を印刷配布。
一、新聞記事宣傳

富山縣融和會

一、各市町村長、青年會、軍人會、婦女會其他各團體に對し、事業の實施計畫を依頼す。
一、ポスター四千四百枚を縣下市町村に配布。
一、リーフレット一萬枚を縣下各市町村に配布。
一、パンフレット「建國の精神と融和問題」（中央融和事業協會發行）七百部を市町村長、學校長に配布。
一、新聞記事宣傳
一、知事告諭を縣報號外を以て發す。

鳥取縣一心會

第二章　融和團體の全國的活動

一、リーフレット十萬枚を縣下各戶に配布。
一、標語入ポスター二千枚を各市町村停車場其他に揭示。
一、中央融和事業協會パンフレット五千部を購入、各市町村、學校、圖書館、各種團體に頒布。
一、新聞記事宣傳。
一、一心會記念入會勸誘を全縣下に行ふ。
一、縣下に於ける融和事業功勞者故人の展墓。
一、融和事業功勞者に對し感謝狀贈呈。
一、自動車宣傳に依りビラを撒布。
一、縣下各官公署、聯隊、各學校其他の團體に學務部長より融和日の趣旨徹底方依頼狀を發す。

島根縣和敬會

一、機關誌「和敬」パンフレット「立國の大精神と融和事業の達成」各三千部を縣下市町村役場、各學校、其他青年團體、會社、工場、警察署、聯隊等に配布。
一、大原郡木次町に於て、融和事業講演會開催。
一、新聞紙上に知事の講話揭載。其他記事宣傳。

岡山縣協和會

一、リーフレット「融和親善」を縣下每戶に配布。
一、內務大臣訓令、知事訓令、社會局長官のラヂオ講演を印刷配布

廣島縣共鳴會

一、ポスター一萬枚、リーフレット八萬枚を印刷し・ポスターは各要所にリーフレットは小學校上級生を通じて家庭に配布

一、機關誌「共鳴」十一月號を「國民融和日宣傳號」として一萬部を各方面に配布。
一、廣島放送局に於て社會課長のラヂオ講演並に「アンクルトムス、ケビン」の解說放送。
一、市内電車内にポスターを貼布し三日間宣傳。
一、新聞記事宣傳。

山口縣一心會

一、十月四日より十日迄融和運動宣傳週間を擧行し、左記の事業を行ふ。
イ、講演會、縣下三十六ケ町村に開催。
ロ、懇談會、縣下二ケ町の各區毎に開催。
ハ、差別事象の解決。
ニ、一心會長の聲明書を新聞紙上に發表。
ホ、ポスター四千枚配布。
ヘ、リーフレット「融和完成の努力」を一萬六千枚を各工場、炭礦從業者に配布す。
ト、新聞宣傳。
チ、融和宣傳のため、縣下神職、僧侶、工場主並に中小學校長に依頼狀を發送す。

和歌山縣岡和會

一、支會役員會。
一、光の朋團幹部協議會。
一、ポスター大形二千四百枚、小形三千枚を作製し市町村に配布

一、リーフレット配布、會報「同和」を「國民融和日縣下各戸配布號」として特輯し、十八萬六千部を縣下全般に配布。
一、講演資料の作製、町村長、學校長、青年會、婦人會、幹部其他市町村有志に配布。
一、通信運動用繪葉書作製、眞生同朋團用、光の朋團用の二種六千枚を團員に配布。
一、其他各支會支部に於て一齊に講演會並に協議會を開催し、ポスター、リーフレット等を配布す。
一、新聞宣傳。

德島縣融和團體聯合會

一、融和事業功績者表彰。
一、講演會、縣下九ケ町村に於て開催。
一、新聞記事宣傳。
一、活動寫眞利用講演會を一條町外三ケ所に於て開催。
一、パンフレット「融和運動の精神」配布。

讀賣昭和會

一、融和促進歌を縣下中等學校及小學校に於て合唱せしむ。
一、新聞紙宣傳。

高知縣公道會

一、リーフレット「融和の早わかり」「融和は國の譽」「融和事業と本會の使命」「同胞融和」等を計十六萬枚各學校を通じて各家庭に配布。
一、ポスター千五百枚を各町村に配布。
一、新聞記事宣傳。
一、機關誌「公道」を特輯し、縣下各方面に配布。
一、自動車宣傳隊に依り宣傳講演をなす。

大分縣融和會

一、パンフレット「融和の栞り」「國民諧和に就て」を縣下各方面に配布。
一、縣下市町村長宛に、融和宣傳依頼狀を發送す。

佐賀縣社會事業協會

一、ポスター二千枚を縣下各所に配布す。
一、縣下各所に於て講演會懇談會を開催。
一、宣傳ビラを縣下各戸に配布。
一、新聞記事宣傳。

第四節　御大禮記念全國融和團體聯合大會

(1)　概　要

昭和三年掉尾の大壯擧であり、記念事業中での隨一たるべき御大禮記念全國融和團體聯合大會は、十二月十五、十六日の兩日に亘り、京都知恩院山内華頂會館を會場として、左記順序に依つて華々しく開催せられた。中央融和事業協會長平沼騏一郎男を始め、本派本願寺一如會、大谷派本願寺眞身會並に全國三十有二の各府縣融和團體から五百有餘名の出席者あり、さしもの大會場も立錐の餘地なきまでの盛況を呈した。

會場内、並に喫煙室等には各府縣融和團體が競に國民融和日に用ひた融和宣傳ポスター、中央融和事業協會、靜岡縣の出品に係る參考資料等が貼り出されて一段と大會氣分が漂ふて居た。

大會執行順序

第一日（十五日土曜日）

一、開會宣言（午前十時）
一、君が代合唱
一、經過報告
一、議長推薦
一、祝辭（内閣總理大臣、宮内大臣、内務大臣、文部大臣、貴族院議長、衆議院議長、京都府知事、京都市長、其他）
一、宣言決議
一、内務大臣諮問協議
休憩（午餐）
一、府縣及融和團體提案協議（自午後一時至同五時）
一、融和歌合唱
一、懇談會（午後五時半）
一、映畫撮影（「村に照る陽」）

第二日（十六日日曜日）
一、開　會（午前九時）
一、協　議（自午前九時——至同十二時）
　休　憩（午餐）
一、故人功勞者追悼會（午後一時）
一、閉　會（午後二時）
桃山御陵參拜
御大典式場跡拜觀（自午後二時半——至同四時）
宣傳講演會（午後六時より京都市内三ケ所に於て開催）

(2) 大會第一日

十五日午前十時より牧川京都府屬司會のもとに開會、君が代合唱の後、中央融和事業協會の瀧本常務理事開會の辭を述べ、經過報告をなし直に議長推薦に移り、滿場一致を以て平沼中央融和事業協會長を推し、平沼男は拍手裡に議長席に着き挨拶を述べられ次で來賓の祝辭が左の順序で朗讀せられた

内閣總理大臣祝辭（福島京都府學務部長代讀）
宮内大臣祝辭（加藤宮内事務官代讀）
内務大臣祝辭（大野社會局社會部長代讀）
文部大臣祝辭（小尾文部書記官代讀）
京都府知事祝辭
京都市長祝辭
德川貴族院議長祝電
元田衆議院議長祝電

續いて聖訓奉旨會の伊藤末尾氏より、各參加團體代表者の桃山御陵參拜の動議を提出滿場一致で可決した。

宣言、決議

次に宣言決議に移り、平沼議長は宣言決議文起草委員左記十七名を指名した。

伊藤　末尾　梶山　幹三　安藤　寛　稗田　實言
吉川吉次郎　西田　利八　内海　正名　成澤伍一郎
三好伊平次　高井潤一郎　松野鉉次郎　高園　榮
加藤　仁　菅　誠壽　栗田　惠成　松本　幸
森　梁香　内海　正名　藤晉　得忍　藤範　晃誠
成澤伍一郎　小野由之丞　中村　惠　生松　詮一
上妻　宗康　山本　正男　栗田　惠成　中村　無外
大畑　忠一　三浦　結翁　松山藤太郎　吉川吉次郎
河上　正雄

諸　問

それより内務大臣諸問協議に移り、富田社會局書記官より『現下の社會事情に鑑み融和團體の執るべき適切なる方策如何』なる内相諸問案の說明あり、議長はこれに對して第一讀會に入ることを宣したが、結局左記十七名の委員附託となつた。

協　議

かくて協議に移り
一、兒童に對し融和思想を普及せしむるの件（京都府親和會）
二、小學兒童間の差別意識を撤去せしむる具體的方法如何（千葉縣融和團體聯合會）
三、融和問題を小學兒童に對して取扱ふべき方策如何（大分縣親和會）
四、融和思想を教育界に振作せしむるの具體的方法の件（德島縣融和團體聯合會）

以上の議案を一括して議題と爲し、各々提案者からの說明あり、之に對し意見百出したが尚審議の餘地ありとして、後日中央融和事業協會に於て各團體より意見を徵し之を整理一括して發表することゝなり、正午休憩。

奉祝文

晝餐後午後一時より再會、さきに起草委員を指名して之に附託したる左記奉祝文を滿場總起立を以て平沼議長朗讀
茲に御大禮記念全國融和團體聯合大會を開催するに方り一同謹みて御即位の大典を御滯りなく終了あらせられたるを奉祝し、恭しく寶祚の無窮を祈り奉る。
昭和三年十二月十五日
御大禮記念全國融和團體聯合會
從二位勳一等男爵　平沼騏一郎

宣言、決議

引續き先に起草委員に附託したる宣言、決議案を諮つたが滿場一致を以て拍手裡に可決した。（宣言決議文は別項に記載）

協　議

五、婦人に對し融和思想を徹底せしむべき方策如何（大阪府公道會）
六、婦人間の融和促進上有效適切なる方策如何（香川縣）
の二議案を一括して協議に附し、數名の意見が交換されたがこれまた大會後に於て各團體より意見を徵することゝなつて少時休憩。三時五分再會
七、普遍的に融和問題の重要性を認識せしむる方法如何（群馬縣融和會）

に移り提案者の說明あり、之に對して各種の意見が開陳せられたが、結局前例に依り後日に於て團體より意見を徵することゝなつた。此の時京都府親和會の佐野信三郎氏から
融和團體が水平社同人と融和すべき方策如何
の動議が出たので議長は之を議場に諮つて議題となしたが審議は後廻しとなつた。
八、問題を惹起せざる地方の融和運動に關する件（德島縣）
九、差別事象の比較的顯著ならざる地方に於ける融和促進の具體

的方策如何（神奈川縣青和會）

の二議案を一括して議題に供し、各々提案者から說明あり之に對し數名から意見が出たが、尙審議の餘地ありとしてこれまた後日に意見を徵することゝなつた。

十、融和觀念を涵養し、之が徹底を期する爲敎科書に一層之に關する德目を加へられんことを其筋に建議する件（茨城縣）

提案者の說明ありて、之に對し決議せんとしたところ德目を加へる外に、更に敎科書の改訂の要ありとの修正意見出で採決の結果、

融和觀念涵養し、之が徹底を期する爲め敎科書の改訂を促し、之に關する德目を加へられんことを其筋に建議するの件

の修正案を可決これを以て第一日の協議會は午後五時散會。

(3)　大會第二日

協　議

十六日午前十時より開會、平沼男議長席に着き前日未了の協議案の討記に入り、

十一、差別言動取締に關する請願の件（埼玉縣社會事業協會）

十二、太政官布告第六十一號を廢止すると同時に、刑法中適當の條項を設け差別言動に對し刑罰を科する樣請願すること（岡山縣協和會）

以上二案を一括して議題となし、提案者からそれ〳〵說明があつたが、第十一項は否決、第十二項は贊成意見續出し討論終結を呼ぶ聲各所に起つて滿場一致を以て可決した。

十三、地方改善費增額方を政府に對し請願書提出に關する件（大和同志會）

提案者の說明の後、討論の結果滿場一致を以て可決した。

十四、全國融和事業團體に對する國庫補助金を增額せらむことを其筋へ建議の件（島根縣和敬會）

是又可決。午前十時十五分休憩。

答　申

十時四十五分再會、勞頭內務大臣の諮問に對する答申書を議題に供し、起草委員長內海正名氏答申案の原案を朗讀し之に說明を加へ緊張裡に可決した。

協　議

引續き大和同志會が緊急動議として、

機會均等實現に關する件（大和同志會）

を提案、議長之を諮つて議題となし、更に信濃同仁會から

內務大臣の融和促進に關する訓令を地方長官に實行せしむるやう內相に建議する件（信濃同仁會）

を緊急動議として提案したが、是又議場に諮つて議題となし、討議は以上二題共後廻しとなつた。

十五、融和事業家を表彰する樣其筋に建議の件（下野昭和會）

は提案者から撤回したので、

十六、中央融和事業協會支部を、關西に設置するの件（滋賀縣及滋賀縣昭和會）

に移り、中央融和事業協會に一任。

十七、融和運動は當分差別事象撤廢の實際運動を中心として行ふべき件、尙各融和團體が今日迄に於て撤廢せられたる差別事象の狀況に就て承りたし。（信濃同仁會）

提案者の說明としては、豫て會員に配布したる「長野縣形式差別、並に殘存市町村」に基いて差別事象の現存せる事實に就いて論じ、次で同會の採りたる方法を具さに開陳、之に對して多數の意見出でたるも、前例に依つて後日各團體より意見を徵することゝなつた。

十八、融和事業大會、並に協議會等に於て決議されたる事項の實現を期する爲有效適切なる方法如何（兵庫縣清和會）

本議案も前項同樣、後日各團體の意見を取纏めて發表することゝなり、最後に大阪府公道會から

戶籍法に關する件

に就いて動議出で、前日來後廻しとなつた動議三件と共にまさに閉會時間に達してゐた爲、協議せず中央融和事業協會に一任することになつた。

閉　會

かくて十二時、協議會は滯りなく終了したので、京都府親和會の藤岡圓治郎氏より會長に對し謝辭を述べ、之に對して平沼議長は、激勵の挨拶をなして午後零時十五分本大會の幕は閉ぢられた。

(4)　懇談會、追悼會、其他

懇談會

大會開會中第一日の午後五時半より、懇談會を開き、大いに大會氣分を煽ふるところがあつた。開會勞頭、宮地大佐の意見發表があつて、龍谷日曜學校の男女生徒の融和促進歌の合唱及び意見發表に移り、二十數氏の熱誠を罩めたる意見披瀝の後、最後に中村至道氏の謝罪運動の提案あり、懇談會を終つて引續き映畫「村に照る陽」を試寫して十時散會した。

懇談會に意見を發表した者は

宮地（東京）　岡崎（岡山）　實川（大坂）　廣岡（奈良）　松尾（鳥取）
加藤（愛知）　熊野（京都）　德平（愛媛）　佐野（京都）　牛場（三重）
廣田（富山）　筑本（兵庫）　廣澤（奈良）　中村（東京）

の諸氏であつた。

追悼會

大會第二日は零時十五分を以て意義深く終了したので、其の後を承けて零時半より同會場に於て融和事業關係の物故功勞者左記の七十三氏に對し追悼會を營み、知恩院の幅原執事

長導師となり、衆徒を率ひて出席、嚴に法要を執行した、主催地近邊の遺族、並に團體代表者は各自に燒香して追悼の誠を捧げた。

尙ほ社會局書記官大野綠一郎氏は平沼本大會長に代つて追悼文を捧讀した。

追悼故人功勞者氏名

東京	加藤　弘之	大江　天也	大本　遠吉	愛媛	遠田周一郎　河添　光良
	有松　英義	五島　盛光		高知	中江　篤介
京都	明石　民藏	櫻田儀兵衞	竹村半兵衞	福岡	柳瀨　勁介　南部　重遠　光廣　智覺
神奈川	土肥半三郎	小山喜代藏		佐賀	井上儀三郎　堤　三男
	青木八十二	三竹　貞雄	小泉　庫三	大分	帆足　龍吉　清田　佐市　武吉健三郎
富山	江口治郎八	長澤　博光			
	高澤　藤七	村　豐	中川要次郎		
福井	岩田　忠益	關原太七郎			
長野	池田吉右門	柏原吉重郎	富原　百二		
	內山　總助	竹內　精市	久保田森作		
滋賀	成澤たま子	青山　伊藏			
大阪	多羅尾昭徹	池田善太郎	中田　利一		
山口	森　秀次	岡本　道壽	香川　鄕		
德島	赤松　照憧	藤井　義象	木村　和藏		
香川	能仁　遠朗	合田　大然	屋麻戶吉藏		
	八木宗十郎				

桃山御陵參拜

我等の最も尊崇措く能はざる明治大帝の神鎭まります桃山御陵參拜の件は別項の如く大會一致の贊成によりて、十六日に行はれた。

同日午後一時、參加團體より各一名宛選定せられたる代表者三十四名は、聖訓奉旨會理事伊藤末尾氏の案內の下に平沼男爵を先頭に七臺の自動車に分乘して御陵に向つた。御陵にては平沼會長玉垣內に參進、一同は玉垣外に整列人間冒瀆の罪と、御聖旨に副ひ奉らざりしことを深く懺悔して、うやうやしく敬禮した。

淸澄なる初冬の晴天の下に記念撮影をなし、續いて昭憲皇太后の御陵に參拜して一時半會場に歸つた。

講演會

大會の催されるに方つて、其の團結の力は請願ともなり建議ともなつて表現され、一般的には國民運動となつて全國に擴充されてゆくであらうが、大會其者をして速刻に意義あらしめる爲、玆に大會の延長として京都市內三ケ所に於て十六日午後六時より左の通り大講演會が開かれ、多數の聽衆があつて極めて盛會であつた。

(1) 場所　丸太町寺町　山口會館
　講師　お里を襲ふ澤市　中村至道
　　社會人としての念願　中村無外
(2) 場所　烏丸四條下る　六角會館
　講師　昭和の理想と融和　加藤咄堂
　　部落問題の三世觀　內海正名
(3) 場所　西本願寺前　顯道會館
　講師　お里を襲ふ澤市　中村至道
　　融和の體驗と其の感激　宮地久衞

宣言、決議、答申

宣言

恭しく惟る　天皇陛下御卽位の大禮を擧げさせらるゝに方り優渥なる勅語を賜はる。聖旨宏遠、殊に「敎化ヲ醇厚ニシ愈民心ノ和會ヲ致シ」「普ク人類ノ福祉ヲ益サンコトヲ」と宣へさせ給ふ大御心に對し奉り衷に自ら顧るとき果して聖旨に副ひ奉り得たであらうか。相倚り相扶くべき國民の間に於ける不合理の差別が全く撤去し盡されてゐるであらうか。

我等はこの社會的禍根を除き總ての人々が相睦み愉悅と榮光とに輝き得る諧和の世界顯現の爲めに從來あらゆる力を竭し來つた。而も社會の現狀を觀るとき遺憾ながら國民の自覺に缺くる所尙多く人心の奧底に潛在する差別觀念は我同胞に對し精神的にも又經濟的にも甚だしき痛苦を與へてゐるではないか。殊に近來の現象とも云ふべき內秘的敬遠的差別の擡頭に對しては更に大に戒心せねばならない。

今や昭和の盛世に遇ひ優渥なる聖勅を拜し全國民の齊しく恐懼感激に堪へざる所須らく更始一新を盡すべきの秋である。この時この際我等は益々結束を鞏くし更に一段の奮勵を加へこの國民的運動を擴充し以て不合理なる同胞差別の絕滅に努め國家社會の暗影を一掃せねば已まない。

玆に御大禮記念全國融和團體聯合大會を開催するに方り我等の所信を披瀝して普くこれを天下に宣す。

決議

一、社會の現狀に顧み益々融和觀念の普及徹底を期す。
一、融和の實現に關し純正なる全國民的運動を擴充し積極的施設の完成を期す。

答申

一、內務大臣諮問
現下の社會事情に鑑み融和問題解決上融和團體の執るべき最も適切なる方策如何。

二、答申
融和問題の解決は、其の方途固より多岐なりと雖も、左の事項は

現下の社會事情に鑑み融和團體として執るべき最も適切なる方策なりと認む。

記

一、差別事相の絶滅を期すること。

二、一般民衆をして融和問題の重大性を自覺せしむるため融和宣傳期間の實施、其他民衆啓蒙に資すべき施設を講ずること

三、融和觀念の普及徹底を期する爲特に兒童、婦人、男女青年等に對し適切なる施設を講ずること。

四、府縣融和團體以外に更に市町村融和團體を設置し是等團體相互間の聯絡提携を密にし、國民運動としての效績を顯著ならしむること。

五、差別事件未發生の地方に對して、凡ゆる積極的施設を講じ絶へず融和觀念の涵養に努むること。

六、融和の完成を計る爲め一層内部の自覺向上を期すること。

第五節　全國融和團體聯合大會の殘務協議會

四年三月八日午前十時より社會局小會議室に於て、大會殘務協議會が開かれた。恰もその前日來、中央融和事業協會評議員會が開催せられて各團體の代表者が出席してゐたので其の會の出席者二十數氏に、新に當日出席した一如會の藤音得忍、眞身會の岩崎鳳榮、聖訓旨會の伊藤末尾の三氏も加はつて、大會の殘務に關し左記事項について左記の報告或は協議をなすところがあつた。

一、會計報告に關する件

二、内務大臣諮問に對する答申進達に關する件

三、審議未了案件處理に關する件

四、可決案件取締方に關する件

會計報告に關しては、中央融和事業協會の三好氏に依つて左記の通り報告せられた。

御大典記念全國融和團體聯合大會收支報告

收入

融和團體分擔金　豫算額　三、〇三〇、〇〇

收入額　三、〇〇〇、〇〇

中央融和事業協會外三十二團體、（福岡縣親善會加入せざるにより三十團減）

支出

會計　豫算額　四、四八〇、〇〇　支出額　四、四五二、三六

次に(二)の内務大臣の諮問に對する答申進達の件に關しては、曩に大會に於てその進達方を中央融和事業協會に一任せられてあつたので、同會から一月三十日付を以て、其筋へ進達した旨の報告がありて、次いで藤野社會局書記官からもその進達を受け社會局としては直に融和團體の設置未設置の兩地方に對し、夫々答申に基いて適切なる施設を行ふやうとの通牒を發したとの報告があつた。

(三)の審議未了案件の取纏方に就いては、大會の決議に基いて中央融和事業協會が、各地參加團體に對し意見を徵募したところ二十四團體より回答があつたので、これに對し同會として如何に取扱ふべきかを諮つたところが之を單に一括整理すべきか、將又代表意見を決定して發表すべきかに就いて種々審議を重ねられたが、結局各議題の下に夫々の意見を一括整理して、之を更に報告書に揭載し發表することゝなつた

最後に可決案件處理に關しては、左記建議書を内務、文部司法の各大臣に宛て夫々提出することゝなつた。

融和事業の徹底に關する建議書

現下我國當面の緊急事たる我が同胞間の因襲的差別觀念に基く融和問題の解決に關しては從來朝野共に相當の施設を講じ來りしと雖、最近の社會情勢に鑑み本問題の解決は一日を忽せにすべからざるものあり、此に於て全國の融和團體は之が促進を期する爲昭和三年十二月十五、十六兩日京都市に於て御大禮記念全國融和團體聯合大會を開催して左記各項の施設を當局に於て講ぜられむことを議決致候條くは本問題解決の爲め深甚なる御諒察の下に本決議の趣旨貫徹致候樣御取計相成度右御大禮記念全國融和團體聯合大會の決議に據り及建議候也

昭和三年十二月十六日

御大禮記念全國融和團體聯合大會

會長　從二位勳一等　男爵　平沼騏一郎

内務大臣　望月圭介殿

文部大臣　勝田主計殿　（各通）

司法大臣　原嘉道殿

（内務大臣宛）

記

一、地方改善事業費を增額せられたきこと。

一、融和團體奬勵費を增額せられたきこと。

一、融和觀念を涵養し之が徹底を期する爲め教科書の改訂を爲し特に之に關する德目を加へられたきこと。

一、差別言動取締に關し或は刑法中に取締の條項を設け或は警察犯處罰令に規定を設くる等相當の處罰方法を講ぜられたきこと。

一、官公吏の任用待遇に關して機會均等の實を擧げられたきこと

（文部大臣宛）

記

一、因襲的差別に基く國民生活の憂患を芟除し同胞融和の觀念を涵養し之が徹底を期する爲め小學校教科書を改訂し之に關する德目を加へられたきこと。

理由

國民平等の聖旨を奉戴して已に六十年に垂んとする國民の間に尙不合理なる因襲に因はれ社會生活の上に不安と鬪爭の絶へざる

は宏遠無邊なる聖旨に對し奉り國民の齊しく恐懼に堪へざる所なり是れ全く封建時代に養はれたる不合理なる階級思想に因る賤視的差別觀念に基因する所の國民精神の缺陷に外ならず。

是れ等の缺陷を除き以て國家の安寧を致し同胞融和の實を擧げ眞の國民精神を涵養せむとするには一に國民教育の完成に俟たざるべからず、然るに現時の小學教育特に其の倫理教育方面に於ては如上の點に關し尙遺憾となすべきもの尠しとせず。

之等教育上の缺陷を補正せむが爲め小學校教科書に於ける道德的思想涵養の上に一層留意し眞に同胞融和の精神に基く國民道德の基礎觀念に立脚したる德目を加へ特に本問題に關する適切なる教育資料を選び學年の程度に應じて其の教程を斟酌し明確なる人間尊重熱烈なる同胞相愛の觀念を涵養するの緊切なるを認め玆に御大禮記念全國融和團體聯合大會の決議に基き本建議書を提出する所以也

（司法大臣宛）

記

一、明治四年太政官布告第六十一號を廢止すること。

一、刑法中に相當の條項を設け差別言動に對し刑罰を科する事

理由

凡そ法律制度進化の過程に在りては或時期に於ては法律の明文を俟ちて始めて之を其の時代の社會的正義として確認せしむるの要ありと雖も其後社會の進展に伴ひ斯る明文を俟つの要あるなく寧ろ却つて過去の法律の形骸を顯現せしむることに依つて屢々人心の趨向を壅塞することあり。明治四年八月太政官布告第六十一號の如きも亦此の一例なり明治初年庶政一新し過去封建の弊制陋習を改廢打破するに當りては法律の權威を以て正義を宣示し理義を明徵することは當然適切の途なりしと雖爾來五十有七年を經たる今日に於ては右布告の內容は其の目的を達成せられ現行法令として引用するの要なく却て之を引用することによつて弊害を生ずるの慮れあり。

而して叙上の如く現代に於ける社會的正義は國民平等を以て當然のこととし此の正義に基き今日の社會の公安秩序は保持せらるる若し此の正義に背反し、爲すべからざる差別言動を以て一部の國民を侮蔑するが如きことあるに於ては獨り其の侮蔑を受くるものの名譽の毀損に止らず餘他の一部の國民共同の被害となり延て社會全般の公安秩序を脅かすものと謂はざるべからず卽ち之れ等の侮蔑行爲は單なる個々の名譽毀損に止らずして社會の公安秩序に關する重大なる反社會的行爲となるものなれば宜しく他の刑法上の公安秩序に關する犯罪に對する刑罰に準じ刑法中相當の個條を設け嚴重に處罰するの要あるを認む之れ本建議書を提出する所以也（以上）

右の建議書中、司法大臣に宛てた分の建議事項中明治四年布告第六十一號を廢止せよとあるに對して、意味不充分だといふところから、此の一項を全然削除せよといふ意見と、字句を修正せよといふ意見とが出て、種々討論せられたが最後提案者の希望もあつて大會の決議の儘で、卽ち原案通りにすることゝなり午前中の協議を了り休憩となつた。

再會を午後二時半とし直に開會中の議會に右建議書を提出すべく十數名打連れて議會に向つた。折悪しく關係大臣は所要ありて面會出來ず各關係次官に會ひ、來意を告げ大會に於て決議せられたる趣旨を充分說明して提出の手續を了へた。

午後二時半開會、內海氏より前記議會訪問の經過に就いて報告あり午前に引續いて協議に入り、左記請願書を今期議會に提出すべく諮つたが滿場賛成其の場に於て署名を了り、翌日議會を訪問し同書を提出する事に決して午後四時散會した。

融和事業の積極的施設に關する請願書

請願要項

一、左記事業に對し大に其の豫算を增額せられたきこと。

一、各種融和事業施設に對する補助々成

二、各融和團體に對する補助

二、學校教育に於て人格尊重の基礎的信念の涵養を徹底せしむること。

三、因襲的偏見に依り人を侮蔑し又は文字、言語、動作等により差別意識を助長する行爲に對し處罰方法を講ぜられたきこと。

四、官公吏の任用に關し差別を設けざること。

五、官公職を帶ぶる者をして深く本事業の精神を理解せしむること。

我國に於ける現代社會問題中極めて深刻重大なる融和問題の解決に關しては政府當局に於ても夙に考慮を拂はれつゝあることを認めざるにあらざるも而も其の現實の政策を觀るとき尙隔靴搔痒の感なきこと能はず、是を以て全國の融和團體は夙きに第五十議會に對し融和事業の徹底に關する請願書を提出し爾來同一目的の請願を繼續し以て今日に至り更らに他の一面に於て政府當局に對しても之れが實現に關し同樣の要求を爲し來りしにも拘らず未だ積極的施設の實現を見るを得ざるは我等の最も遺憾とする所なり惟ふに斯かる恨事の存する所以のものは國家が本問題の重大性に對する認識の乏しきものあるが爲めかと被存候若し斯の如くにして積極的施設の誘ぜらるることなく荏苒年を重ぬるが如きことあらんか國家將來の爲め洵に憂慮に禁へざるものあるを顧念するものに候是を以て此際政府に於て本問題の根本的解決の爲め前記各項の實現を期せしめられ度玆に本請願を提出する所以に候間願意御採擇相成度候也

第三章　融和團體の組織と活動

第一節　全國的融和團體

（一）　中央融和事業協會

國又は府縣を單位とする融和團體の數漸く增加し、大正十

四年末現在に於て二十六團體を算するに至つたが、是等の團體は、何れも不合理なる差別觀念を芟除し同胞融和の實現を目的として組織されたものであつて、今やそれ等共通の目的を貫徹する爲に、相互の連絡提携が無くてはならぬといふことが一大要件となつて來たので、そこに鑑みるところあつて大正十四年九月二十二日同協會の創立を見るに至つた。

勿論同協會の使命はたゞ聯絡提携のみが目的でなくて、各團體と聯絡し提携して共々に因襲的偏見の除去、融和事業の助成奬勵、講習講演、調査研究等の主要事業を遂行してゆくところにあつて、國民相互間の確執を除去し、延いては同胞諧和の積極的理想を實現せんとして創立されたものである。

同協會は事務所を內務省社會局構內に置き、會長に男爵平沼騏一郎博士を推戴し、創立以來講習會、講師派遣、各種の補助事業、印刷物發行、會議等着々豫定の事業を進行してゐる。

（イ）創立趣意書

國運の伸張は必らず國民の協和に本づく、而して國民の協和は亦必ず普く全國民の人格を重んじ其の機會の均一なるを明瞭にし社會生活の平和を確保するを以て先務となす。

爰に　明治天皇深く此に軫念あらせられ畏くも五箇條の御誓文を渙發し給ひ次で四民平等の制を布かせ給へり。禍來百事面目を新にし庶政亦歲を逐うて更張し僅々半世紀克く今日の盛運を致せりと雖も獨り差別の陋習尙其の痕を存し、時に同胞牆に鬩ぐの遺憾なきを得ず、延いて社會の平和を傷ひ文化の進展を妨ぐるものあるは洵に痛嘆措く能はざる所なり。

夫れ國家協和の實を擧げ國家隆昌の基を築め以て社會共榮の目的を達成するは是れ近世に於ける國民運動の趨勢にして卽ち現代思想の一大潮流たり。此の秋に當り尙偏僻固陋の舊習に染され同胞の間時に不合理なる差別の事相を見るは之を內にして我國家の憂患たるのみならず之を外にして列强の間に伍して能く國運の伸張を圖り文化の發達に寄與する所以にあらず、乃ち同胞相愛の義に則り國民親和の實を擧ぐるは現下緊切の要務たらずんばあらず

今や中央融和事業協會が嚮然蹶起して同胞相愛の大旆を揭げ斯業の大成を期する所以のもの實に已まむと欲して已む能はざるものあるを以てなり。事固より積年の弊習に起因するを以て一朝の能く實績を收め得べき所にあらずと雖も各地既に斯業を目的とする團體少なからず故に主として其の相互間の聯絡提携密接を計圖し併せて廣く衆思群力を集め社會の共鳴と理解とを得赤誠を傾吐し勇往邁進以て此の大使命の遂行を期せむとす。

同愛の士冀くは本會の趣旨を賛成せられ擧國衆民融和一致の實を擧ぐるに奮つて其の力を致されむことを是れ本會の切望して已まざる所なり。

（ロ）會則

第一章　名稱

第一條　本會ハ中央融和事業協會ト稱ス

第二章　目的及事業

第二條　本會ハ同胞相愛ノ趣旨ニ則リ舊來ノ陋習ヲ改メ國民融和ノ實ヲ擧クルヲ以テ目的トス

第三條　本會ハ前條ノ目的ヲ達スル爲メ左ノ事業ヲ行フ

一、因襲的偏見ノ除去ニ努メ同胞相愛ノ觀念ヲ鼓吹スルコト

二、融和事業ノ聯絡提携ヲ圖ルコト

三、融和事業ノ奬勵助成ヲ爲スコト

四、融和事業ニ關スル講習ヲ爲スコト

五、融和事業ニ關スル調査研究ヲ爲スコト

六、生業資金ノ貸付ヲ爲スコト

七、其ノ他前條ノ目的達成上必要ナル事項

第三章　事務所

第四條　本會ハ事務所ヲ東京市麹町區大手町一丁目七番地ニ置ク

第四章　資產及會計

第五條　本會ノ資產ハ左ニ揭クルモノヨリ成立ス

一、寄附金

二、補助金

三、其ノ他ノ收入

第六條　本會ノ資產ハ確實ナル銀行若ハ郵便官署ニ預入レ又ハ國債證券若ハ確實ナル有價證券ヲ買入ルルモノトス特別ノ事情アル場合ハ理事會ノ議決ヲ經テ不動產ヲ買入レ又ハ生業資金トシテ貸付クルコトヲ得

第七條　本會ノ經費ハ左ノモノヨリ之ヲ支辨ス

一、資產及資產ヨリ生スル收入

二、其ノ他ノ雜收入

第八條　本會ノ會計年度ハ每年四月一日ニ始リ翌年三月三十一日ニ終ル

第九條　本會ノ豫算ハ年度開始前評議員會ノ決議ヲ經テ之ヲ定メ決算ハ當該年度終了後三月以內ニ監事ノ意見ヲ附シ理事會ノ認定ヲ經翌年度內ニ評議員會ニ報告スルモノトス

第五章　役員

第十條　本會ニ左ノ役員ヲ置ク

一、會長　一名

二、理事　若干名

三、評議員　若干名

四、監事　二名

第十一條　會長ハ理事會ニ於テ推薦ス

會長ハ會務ヲ統轄シ本會ヲ代表ス

會長故障アルトキハ會長ノ指名シタル理事其ノ職務ヲ代理ス

第十二條　理事及監事ハ會長之ヲ委囑ス

第十三條　理事中ニ常務理事一名ヲ置キ會長ノ指名ヲ以テ之ヲ定ム

常務理事ハ會長ノ命ヲ承ケ事務ヲ掌理ス

第十四條　評議員ハ左ノ各號ノ一ニ該當スル者ニ就キ會長之ヲ委

第三章　融和團體の組織と活動

嘱ス

一、會長ノ指定スル融和事業團體ニ於テ當該團體役員中ヨリ推薦シタル者

二、融和事業ニ關シ學識經驗アル者

第十五條　監事ハ事務執行及資産ノ狀況ヲ監査ス

第十六條　會長ノ任期ハ五年トシ其ノ他ノ役員ノ任期ハ三年トス

但シ再任ヲ妨ケス

役員補缺者ノ任期ハ前任者ノ殘任期間トス

第十七條　役員任期滿了ノ場合ニ於テハ其ノ後任者ノ就職スル迄仍前任者ニ於テ其ノ職務ヲ行フモノトス

第十八條　本會ニ顧問若干名ヲ置ク

顧問ハ理事會ノ議決ヲ經テ會長之ヲ委嘱ス

第十九條　本會ニ事務員若干名ヲ置ク

事務員ハ規則ノ定ムル所ニ依リ會長又ハ常務理事之ヲ任免ス

第六章　理事會

第二十條　理事會ノ職務權限左ノ如シ

一、評議員會ニ附議スヘキ事項ヲ議定スルコト

二、決算ヲ認定スルコト

三、不動産ノ買入又ハ處分ヲ議定スルコト

四、生産資金貸付方法ヲ議定スルコト

五、會則ヲ變更シ及規則ヲ設定スルコト

六、其ノ他會長ニ於テ必要ト認メ理事會ニ附議シタル事項ヲ議定スルコト

第二十一條　理事會ハ毎年二回之ヲ開ク但シ會長ニ於テ必要ト認ムルトキハ臨時之ヲ招集スルコトヲ得

理事三分ノ一以上又ハ監事ヨリ會議ノ目的タル事項ヲ示シテ請求ヲ爲シタルトキハ理事會ヲ開クコトヲ要ス

第二十二條　理事會ノ議長ハ會長之ニ當ル會長故障アルトキハ會長代理者之ニ當ル

第二十三條　理事會ハ理事三分ノ一以上出席スルニ非サレハ議事ヲ開クコトヲ得ス但シ同一事項ニ付キ招集二回ニ及フトキハ此ノ限ニ在ラス

第二十四條　理事會ノ議事ハ出席理事ノ過半數ヲ以テ之ヲ決ス可否同數ナルトキハ議長ノ決スル所ニ依ル

第七章　評議員會

第二十五條　評議員會ノ職務權限左ノ如シ

一、歳入歳出豫算ヲ議定スルコト

二、其ノ他會長ニ於テ必要ト認メ評議員會ニ諮問又ハ附議シタル事項ヲ議定スルコト

事業執行ノ狀況ハ決算ト共ニ之ヲ評議員會ニ報告スルモノトス

第二十六條　評議員會ハ毎年一回之ヲ開ク但シ會長ニ於テ必要ト認メタルトキハ臨時之ヲ招集スルコトヲ得

第二十七條　第二十二條乃至第二十四條ノ規定ハ評議員會ニ之ヲ準用ス

第八章　補　則

第二十八條　本會ハ理事及評議員四分ノ三以上ノ同意アルニ非サレハ解散ノ決議ヲ爲スコトヲ得ス

本會解散ノ場合ニ於ケル資産ハ評議員會ノ決議ニ依リ本會ノ目的ニ類似セル目的ノ爲ニ之ヲ處分スルコトヲ得

第二十九條　本會則ノ施行ニ關シ必要ナル規則ハ別ニ之ヲ定ム

第三十條　將來此ノ會則ノ條項ヲ變更セムトスルトキハ出席理事三分ノ二以上ノ同意ヲ經ルコトヲ要ス

（八）役　員

會長	樞密院副議長法學博士男爵	平沼騏一郎
理事		蓮沼門三
同	東京帝國大學教授法學博士男爵	穗積重遠
同		留岡幸助
同	文部省普通學務局長	武部欽一
同	文部省社會教育局長	下村壽一
同	司法大臣官房保護課長	大原昇
同	社會局長官	吉田茂
同	法學博士	桑田熊藏
同	内務省警保局長	大塚惟精
同	貴族院議員	伯爵有馬賴寧
同	大審院檢事	宮城長五郎
同	陸軍騎兵大佐	宮地久衞
同	文學博士	椎尾辨匡
同	社會局社會部長	大野緑一郎
同	行政裁判所長官法學博士	赤堀郁太郎
監事		窪田静太郎
同	内務次官	潮惠之輔
顧問	岡田良平	
同		若槻禮次郎
同	子爵	澁澤榮一
同	法學博士	鈴木喜三郎
同	法學博士	水野錬太郎
同		望月圭介
同		勝田主計
評議員		下野昭和會理事
同		見戸浩巍
同	群馬縣融和會副會長	岡本保三
同	富山縣融和會副會長	中川松次郎
同	埼玉縣社會事業協會主事	三浦精翁
同	静岡縣社會事業協會常務理事	鈴木正吉
同	神奈川縣青和會常務理事	中村無外
同	信濃同仁會理事長	成澤伍一郎
同	岐阜縣社會事業協會常務理事	田中平太郎
同	愛知縣社會事業協會常務理事	畠田昌福
同	三重縣社會事業協會常務理事	荒木義夫
同	滋賀縣昭和會理事	松山藤太郎
同	京都府親和會副會長	田中英
同	兵庫縣清和會副會長	川崎末五郎

同　大和同志會副會長　吉川吉治郎
同　和歌山縣同和會幹事　藤純晃誠
同　鳥取縣一心會常務理事　江草四郎
同　島根縣和敬會會長　恒松於莵二
同　岡山縣協和會幹事長　原澄治
同　廣島縣共鳴會幹事　河野龜市
同　山口縣一心會常務委員　足立文男
同　愛媛縣善鄰會幹事　菅誠壽
同　高知縣公道會評議員　岡田香吉
同　佐賀縣社會事業協會評議員　諸石兵藏
同　大分縣親和會會長　大野元
同　大阪府公道會常務理事　大谷繁次郎
同　山梨縣共愛會副會長　三枝治郎
同　德島縣融和團體聯合會常務理事　楢崎善一
同　讀岐昭和會常務理事　金子柳太郎
同　熊本縣昭和會副會長　山田新三郎

（二）職員

参事　社會局書記官　藤野恵
同　社會局書記官　富田愛次郎
同　社會局事務官　川井章知
同　植竹與作
同　三好伊平次
同　松本幸
同　囑託　社會局屬　平間莊太郎
同　下村春之助
同　河上正雄
同　山本正男
同　書記　阿部泰德
同　土屋政一
同　井上哲男
同　酒田吉太郎

（水）豫　算（昭和四年度）

（經常部）

總額——六九、二〇〇圓

（內譯）歲入——補助金六五、〇〇〇圓、寄附金一〇〇圓、雜收入三、一〇〇圓、繰越金一、〇〇〇圓

歲出——事務費二四、三六〇圓、事業費四二、九八〇圓、（調査費六、九〇〇圓、講師派遣費六、五五〇圓、諸會費四、六三〇圓、選奬費五〇〇圓、産業奬勵費三、六〇〇圓、敎育奬勵費五、〇〇〇圓、印刷諸費一〇、三〇〇圓、圖書購入費五〇〇圓、映畫備付諸費二、〇〇〇圓、懸賞募集費一、〇〇〇圓、國民融和日諸費二、〇〇〇圓）特別會計繰入金一、〇〇〇圓、豫備費八六〇圓

（特別會計）

總額——一二、六四三圓

（內譯）歲入——經常部より繰入金一、〇〇〇圓、事業收入一〇、二二四圓、前年度繰越金一、四一九圓

歲出——貸付金一二、六四三圓

（へ）事業計畫（昭和四年度）

（一）調査　（二）講師派遣　（三）講習會　（四）協議會　（五）懇談會　（六）講演會　（七）研究會　（八）選奬　（九）産業奬勵　（十）敎育奬勵　（十一）印刷物刊行　（十二）圖書備付　（十三）映畫備付　（十四）懸賞募集　（十五）融和日の援助　（十六）生業資金貸付

【施行事業】

一、調査　部落の現狀、差別の狀態、融和の事績等の調査を地方廳及融和團體に依頼して資料を蒐集整理しつゝあり。又融和運動の變遷に就ては「融和運動略年表」を印刷して發表した、昭和二年度中に於ける全國融和事業全般に亘る狀況を調査して「昭和三年度融和事業年鑑」を發行した。史實の調査に關しては其の資料の蒐集中である。

二、講師派遣　各府縣又は地方融和團體で單獨又は本會と共同にて開催した講習會講演會並に地方融和團體の發會式及總會等に講師を派遣すること一二九ヶ所に達した。

三、講習會　第四回融和事業從事員講習會を三年六月神奈川縣鶴見町總持寺に於て開催した。各府縣團體からの受講者六十四名であつて第一回からの累計二一三名に達する。

地方廳又は地方融和團體との共同主催の講習會を香川（二回）大分、長野、岐阜、島根、群馬の六縣に開催した。此の講習員合計三七三名で、本會創立以來受講者は累計一、七二九名に達した。

四、協議會　府縣主務職員及融和團體員五十一名を會し、三年四月融和事業協議會を開催した。此の協議會で御大典記念事業實施上に於ける聯絡提携に資する所が多大であつた。

五、懇談會　道府縣學務部長會議の總會に於て各學務部長を招待して融和事業促進に關する協議會を催した。

六、講演會　府縣師範學校、警察講習所等に於て講演會を開催すること十三回に及ぶ。

七、功勞者選奬　地方長官の推薦による融和事業功勞者十一名に對して本會長から感謝狀及記念品を贈呈した。

八、御大典記念事業

イ、府縣及融和團體との協議により全國的事業執行に關して左記の事業を遂行した。

一、國民融和日に關しては標語募集、ラヂオ放送講演の原稿作製及各地に於ける放送の交涉、リーフレット配布、講師派遣等。

二、全國融和團體聯合大會に關しては準備及整理に關する諸般の事務執掌の任に當り大會經費の半額を支出し、大會報告書「全國融和團體聯合大會紀要」を編輯した。

三、融和團體設置勸誘に對しては勸誘狀の作製及發送の任に當つた。

ロ、本協會の記念出版として

一、「融和問題論叢」一千部を發行した。

九、產業奬勵　南米、朝鮮、北海道等に移住する四十四家族に對して助成金四、二八〇圓を交付した。

十、教育奬勵　十五融和團體からの申請に係る計七八八人に對して助成金四、〇〇〇圓を交付した。

十一、印刷物刊行

イ、融和時報　從來雜誌型であつたものを三年五月から新聞紙型に改めて毎月一萬一千乃至一萬三千部を印刷配布した。

ロ、融和事業研究　融和問題研究雜誌として第一輯より第六輯まで毎號一千部を發行し關係各方面に配布した。

ハ、融和資料（パンフレット）本年度に於て第十輯長岡隆一郎述「融和事業家に望む」第十一輯三好伊平次述「融和事業概論」第十二輯谷龍之助述「融和隨想」の三輯を計一萬五千部發行し又既刊三輯を一萬部增刷した。

ニ、研究叢書　第二輯滿川龜太郎氏著「黑人問題大觀」五百部を刊行した。

ホ、其他　「融和事業年鑑昭和三年度版」一千部、御大典記念出版「融和問題論叢」一千部融和促進映畫筋書集一千部。

十二、映畫備付　懸賞募集當選筋書一等「村に照る陽」を日本活動寫眞株式會社に製作せしめたが內務省の檢閱未了のため年度中には公開するに至らなかつた。

十三、融和歌作曲宣傳　懸賞募集に當選した融和促進歌四篇を東京音樂學校に依頼作曲して各五千枚を印刷し各府縣及地方融和團體に配布した。

十四、圖書備付　參考圖書五十八部を購入し累計四百六十五部に達す。

十五、生業資金貸付、年度中に三團體に對し六千圓を貸付した。尙ほ從來の貸付金償還成績は良好である。

（二）社團法人　聖訓奉旨會

同會は大正二年十一月三日の創立にして、大正八年組織を改めて社團法人となし、同年大分神奈川兩縣に支部を設立し大正十三年には更に京都府下伏見桃山に關西支部を設立した同會は皇室の一視同仁の大御心に則り、關係各府縣に講演會並に懇談會を開催する事三千數百回に達し、尙昭和三年四月より機關紙聖訓主義を發行して其の趣旨宣傳に努めてゐる

（イ）趣旨書

本會は　皇祖列聖の宏謨懿旨を遵奉し、專ら國民道德の振興を圖り奉て神祇尊崇の氣風を涵養するを目的とし、大正二年　明治大帝降誕の吉辰を永遠に記念し奉る可き十一月三日を以て夙々の聲を擧ぐ、爾來常に時代の進運に伴ひ內外の情勢に鑑み民心の推移を察知し、或は敎化の事業に從つて民風の作興人心の更張に勗め或は融和の聖戰に起つて人格の尊重因襲の打破を期し東西に奔走し、時に講演講習に時に圖書の刊行新聞の發行に聊か微力を斯道の宣布に效すこと玆に年あり、是に於て漸次朝野の信望厚きを加ふ。

惟ふに本會事業の如き內は國家の盛衰に繫り外は國威の消長に關す、同人其の負任の重且つ大なるを痛感し、愈々淬勵の至誠を捧げ以て聖旨に對へ奉らんとす、冀くは江湖同感の士、本會の微忱を諒せられ益々贊襄の筆を寄與せられんことを。

（ロ）宣言書

明治天皇御卽位の年三月十四日　畏くも五箇條の御誓文を煥發あらせられ「舊來の陋習を破り天地の公道に基く」べき旨を中外に宣布し給ひ、爾て明治四年八月二十八日太政官布告を以て更に四民平等の大義を昭示し給ふ。爾來玆に五十有餘年然も今尙聖訓徹底せず依然として因襲的偏見に捉はるゝものあるの慨なしとせず。

抑も共存共榮は國家存立の根本にして、同胞相愛は社會和平の眞諦なり今や內外の情勢は國民の一致協力によりて國運の進展を期せざるべからざるの秋、玆に第一回國民融和日を迎ふるに際し本會同人恭しく聖訓を奉戴して遂に逢妄の裡より覺醒し敢然自ら差別觀念の陋習を打破し融和輯睦以て立國の大義を明かにし國力の振興に寄與し謹て聖旨に副ひ奉らんことを期す。

社團法人　聖訓奉旨會

（ハ）綱領

一、國體を闡明し敬神尊皇の信念を高め國民精神の作興を期す
一、聖訓を奉體し一視同仁の宣化を勗め人格觀念の徹底を期す
一、時運を明察し修身齊家の修養を努め人格文化の創造を期す

（ニ）定款摘要

第一條　本會ハ皇祖列聖ノ宏謨ヲ奉戴シ國民道德ノ振興ヲ圖リ兼テ神祇尊崇ノ氣風ヲ涵養スルヲ以テ目的トス

第五條　本會ノ目的ヲ達スル爲メ左ノ事業ヲ行フ

一、本會ノ主義精神ヲ鼓吹スヘキ雜誌ヲ刊行シ且ツ斯道ニ關スル圖書ヲ編纂刊行スル事
一、本會ノ主義精神ヲ鼓吹スル爲メ各地ニ講演會ヲ開キ又ハ依頼ニヨリ講師ヲ派遣シ之カ趣旨ヲ宣傳スル事
一、本會ノ目的ニ合致スル奬學勸業慈善等ノ事業ニ對シ時宜ニ應シ金品ノ寄贈ヲ爲ス事
一、本會ノ趣旨ニ合致スル特殊ノ功績アル者ヲ表彰スル事
一、前各號ノ外評議員會ノ決議ヲ經テ本會ノ目的ヲ達スルニ必要ナリト認メタル事項

第十一條　本會ノ會計ハ理事會之ヲ編成シ總會ノ承諾ヲ受クルヲ要ス

第十二條　決算ニ於テ剩餘ヲ生シタルトキハ三分ノ一ヲ基本金ニ編入シ殘餘ヲ翌年度ニ繰越ス

第十三條　本會ノ資產ハ一定ノ銀行ニ預入シ會長之カ保管ノ責ニ任ス

第十七條　會長ハ會務ヲ總理シ本會ヲ代表ス

第三十條　本會ノ會員ヲ分チテ左ノ五種トス

一、名譽會員　德行高キモノ又ハ本會ニ顯著ナル功績アルモノヲ本會評議員會之ヲ推薦ス

第三章　融和團體の組織と活動

一、維持會員　金五百圓以上納入スルモノ
一、特別會員　一時金百圓以上又ハ毎年五拾圓宛ヲ三ケ年間納入スルモノ
一、正會員　一時金百圓以上又ハ毎年拾圓宛ヲ三ケ年間納入スルモノ
一、準會員　一時金五圓以上ヲ納入シタルモノ

第三十一條　本會會員ハ別ニ定ムルトコロノ待遇ヲ受ク

第三十二條　本會會員ニハ會員章ヲ交付ス

第三十三條　本會員タラントスルモノハ其種別ヲ記載シ會費ヲ添ヘ會長宛申込ムモノトス

第三十四條　本會ヲ退會セントスルモノハ會員章ヲ添ヘ其旨會長ニ届出ツヘシ
前項ノ場合ニ於テハ既ニ拂込ミタル會費ハ之ヲ返還セサルモノトス

第三十五條　本會員ニシテ其義務ヲ怠リ又ハ本會ノ主義目的ニ背反シ若クハ本會ノ名譽ヲ汚損スヘキ言動ヲ爲シタルトキハ會長ハ評議員會ノ決議ヲ以テ之ヲ除名スルコトアルヘシ

第三十六條　會議ヲ分テ總會評議員會及理事會ノ三種トス

第四十條　左ノ事項ハ總會ニ附議スルコトヲ要ス
一、定款ノ變更ニ關スル件
一、豫算決算ニ關スル件
一、其他會長ニ於テ必要アリト認メタル事項

第四十六條　本定款ヲ變更セントスルトキハ評議員會ノ同意ヲ經總會ニ於テ出席者三分ノ二以上ノ贊成ヲ得主務官廳ノ許可ヲ受クルヲ要ス

（ホ）役員

會長（理事）	子爵	清岡長言
顧問	侯爵	蜂須賀正韶
同		星野錫
同		頭山滿
同		松井茂
同	伯爵	二荒芳德
同		箕浦勝人
監事	子爵	唐橋在正
理事		伊藤實三郎
同		伊藤末尾
同		大谷嘉兵衛
同		齋藤惇
同		櫻井稻麿
同		目黒潔
評議員		伊藤萬助

（外十三名省略）

講師　補　永茂助

（外二十四名省略）

主事　飯塚巖
同　佐藤茂

（ヘ）豫算

總額——一九、五七〇圓

（內譯）歲入——會費六、〇〇〇圓、寄附金三、五〇〇圓、補助金四、〇〇〇圓、圖書賣上代三、二二〇圓、雜誌賣上代一、一三〇圓、利子七二〇圓、雜收入一、〇〇〇圓、

歲出——事業費一〇、三〇〇圓、事務所費一、二〇〇圓、俸給及諸給四、六四〇圓、備品費二〇〇圓、消耗費三〇〇圓、印刷費二五〇圓、旅費七〇〇圓、交際費五〇〇圓、賞與費二二〇圓、會議費四一〇圓、通信運搬費三五〇圓、營繕費一〇〇圓、雜費三〇〇圓、豫備費一〇〇圓、

【事業計畫】（昭和四年度）

（一）新聞「聖訓主義」の發行　（二）講演會懇談會の開催　（三）融和事業方面委員制度設置の促進　（四）融和敎化其他諸團體との連絡提携　（五）國民融和日に參加　（六）其他臨時適當と認むる事業

【施行事業】

一、講演會懇談會　同會趣旨宣傳のため會長清岡子爵外二十餘名の講師により昭和年度中の開催數、計三百十八回にして一道三府十六縣に亘り本運動の趣旨を徹底せしむ。

二、御大禮奉祝並創立十五週年大會　昭和三年十一月二日京都市華族會館に於て御大禮奉祝並創立十五週年記念大會を開催全國各地より參集せしもの五百五十餘名御大禮奉祝式に次で功勞者の表彰次で協議會に移り意義ある宣言決議をなし御大禮御式場の特別拜觀をなせり。

三、新聞「聖訓主義」の發行撒布　毎月發行撒布して是々非々破邪顯正趣旨の徹底を期したり。

四、昭和三年十一月七日關西に於ける會員並本事業關係者は京都御所御苑內に於て御大禮特別齒簿の奉拜をなす。

五、國民融和日　昭和三年十一月三日國民融和日に當り、同會は各融和團體に各種の融和資料の寄贈を依頼せしが當日までに到達せる十七團體三十九種二千二百餘部の融和資料を一括して伊藤常務理事齋藤理事五弓講師飯塚、藤波、梅村其他幹部一同明治神宮に參拜幣帛料を奉りて此の種事業の精神徹底運動奏効の祈念を祕め神靈の感孚を希念し神宮裏參道口に於て前記各種融和資料並本會發行の新聞聖訓主義を頒布せり。

六、各種會合に於ける宣傳　昭和三年十二月開催の御大禮記念全國融和團體聯合大會並に敎化團體其他各種の會合に出席し機會ある毎に本運動の趣旨の徹底に努力せり。

七、部落民の保護其他　同會幹部は常に個別的に部落民に接し或は精神的に或は物質的に之が指導保護に努め其他京都府融和團體聯合大會の加盟團體として聯合會の事業に盡力し、又關東融和事業協議會開催の產婆役として之が成立に努力せり。

（三）本派本願寺一如會

本派本願寺では大正十三年七月、全國より融和問題關係者を集めて諮詢會を開催し、本問題に對して本願寺の執るべき態度と方針に就て協議した。その時本願寺としては專らその宗教的見地から一大懺悔運動を開始すべしとの痛烈な意見の一致と、時局の趨勢とに鑑み同年十月融和促進の運動機關として本會の設立をみるに至つたのである。

最も自由なるべき宗教的立場にある宗門專立の融和團體は同會をもつて最初とする。

（イ）創立趣意書

人類平等の精神は天地の公道にして國民諸和の實は一國文化の源泉なり然るに古來の因襲は一部同胞に對する差別偏見の餘弊を釀成し同胞侮蔑の陋習漸く拔き難きものあり　明治天皇御親政の初、先此弊を認め給ひ四民平等の布達を發せしめ給ひてより玆に五十餘年時代の推移に伴ひ表面平等を叫び親善を唱ふる漸く其數を加へ來りしも內心に於ける障壁は容易に除去されず諸和の實亦至らざるの憾あり乃ち宗祖親鸞聖人の高唱せられたる御同胞御同行の敎旨に基き一如會の名に於て其實動を進め宗敎的信念に依り深く人心の奥底に加充して差別的偏見の絕滅を計り共存共榮國民諸和の實を擧げんことを期す。

（ロ）會　則

第一條　本會ヲ一如會ト稱シ事務所ヲ本派本願寺社會課內ニ置ク

第二條　本會ハ親鸞聖人ノ敎義ニ基キ專ラ人類相愛ノ精神ヲ普及シ社會ノ安寧ト文化ノ向上ヲ圖ルヲ以テ目的トス

第三條　本會ハ前條ノ目的ヲ達スル爲左ノ事業ヲ行フ

一、文書、圖書、講演、映畫等ニ依ル宣傳

一、文化ニ關スル講習會

一、人物養成機關ノ設置

一、事業施設ニ關スル研究會

一、其他ノ必要ト認メタル施設

第四條　本會ニ左ノ役員ヲ置ク

會長一名、顧問若干名、理事七名、錄事二名

第五條　會長ハ理事會ノ決議ニ依リ之ヲ定ム

理事、錄事ハ會長之ヲ任命ス

第六條　會長ハ事務ヲ處理シ本會ヲ代表ス

理事ハ會長ノ命ヲ承ケ會務ヲ處理ス

錄事ハ理事ノ指揮ニ依リ庶務ニ從事ス

第七條　本會ニ參與員若干名ヲ置ク

參與員ハ會ノ諮問ニ對シ意見ヲ陳フルモノトス

第八條　本會ニ嘱託講師若干名ヲ置ク

第九條　本會ノ經費ハ各種補助金及寄附金等ニ依ル

第十條　本會役員ノ任期ハ二ケ年トシ再任ヲ妨ケス

第十一條　本會ノ會計ハ每年四月一日ニ始マリ翌年三月三十一日ニ終ル

補　則

本會設立當時ノ會長ハ發起人會ニ於テ之ヲ定ム

（ハ）役　員

會長	杉原深諦
理事	後藤環爾
同	斯波隨性
同	千葉康之
常務理事	藤音得忍
評議員	
同	梅上尊融
同	足利瑞義
同	花田凌雲
同	岡部宗城
同	武岳順靜
同	梅原眞隆
同	二十二鐵鎧
錄事	原田慶範
同	小林彰策
同	志津里幽翠
嘱託講師	山田清井
同	太田醜

（ニ）豫　算（昭和四年度）

總額——一二、五〇〇圓

（內譯）歲入——補助金九、〇〇〇圓、繰越金三、四〇〇圓

雜收入一〇〇圓

支出——事務費二、八六〇圓、事業費九、三五〇圓

（講演會費一、五〇〇圓、文書宣傳費七〇〇圓、文化講習會費一、一四〇圓、會合費一、四〇〇圓、育英費一、八〇〇圓補助費二、〇四〇圓、調査費三〇〇圓、諸費四七〇圓）

豫備費二九〇圓

（ホ）事業計畫（昭和四年度）

（一）集會　（二）講演會　（三）文書宣傳　（四）講習會　（五）婦人文化講習會　（六）懇談會　（七）育英事業　（八）補助事業（九）調査

【施行事業】

一、講習會　昨年度中に於て岐阜、奈良、京都、愛媛の諸府縣下十五ヶ所に亘り婦人文化講習會を開催す。會期は二日乃至三日間にして會場は寺院、小學校、公會堂等で受講者數は總計二千名を算す。講師は同會嘱託講師山田清井、太田醜女史である。

三年七月二十七、八の兩日及九月一、二日の兩日の二回本願寺末寺僧侶講習會を開催す。受講者は一三〇名で講師は岡部宗城藤音得忍、原田慶範の諸氏。

三年六月六日より八日まで三日間本願寺主催工場會母養成講習會を開催す。受講者五〇名、講師は龍大敎授二十二鐵鎧氏。四年三月十一日より十五日まで五日間女敎士講習會を開催す。受講者三三名にして講師は森梁香、河上正雄、龜川敎信、藤音得忍

の諸氏である。

二、講演會　年度内に五十三ヶ所に亘りて開催す。會名は婦人講演會、社會問題講演會等にして、開催地方は岐阜、奈良、兵庫、廣島、愛媛、高知、德島の諸縣下である。來聽者は總計一萬二千八百五名で講師は遠山正導、深井惠照、橋本顯誠、河上正雄、原田慶純、鷲山諦峻、山田清井の諸氏である。

三、諸會議　兵庫縣下に三ヶ所、末寺住職工場會母、京都市内警察署の懇談會、地方委員評議員事務打合會等各一日乃至二日に亘り本山、顯道會館其他に於て開催した。

四、講師派遣　三年五月三十日より四年三月一日迄の間に廣島縣鳥取縣、京都府の各府縣下に龜川敎信、原田慶純の兩氏を六ケ所に亘り派遣した。

五、文書宣傳

イ、「家庭の栞」一千部を發行し寺族講習會講習員に配布す。

ロ、パンフレット第六輯「部落問題の近代的表出」（石清水一雄著）を一千部發行し派内布敎士其他へ配布す。

ハ、ポスター一萬部を發行し全國派内關係寺院全部に配布し本堂に揭揚せしむ。

二、パンフレット第七輯「佛敎に於ける融和運動の指導原理と其の運動」（龜川敎信著）二千部を發行し本願寺准如上人三百回忌法要出勤僧侶全部並に刑務敎誨師大會、日曜學校敎師大會、保育事業大會、司法保護事業大會、本願寺輔導使大會、布敎士大會出席者全部に配布す。

六、其他　同會育英事業は派内末寺の子弟にして將來住職となるべき者にして貧困者四名に學費補助をなす。

三年十二月十七日全國融和團體聯合大會出席者中本願寺關係者約百五十名を招待して大谷尊由師の挨拶並に懇談會を開催した

七、獎勵補助事業

名稱	施行事業	施行市町村	事業費	補助費	備考
螢雪會	育英事業	京都市三條大橋東三丁目敎業町	一、六三、七二	八四、〇〇	外に人事相談
京都市東七條共助會	融和事業	京都市下京區東七條		五、〇〇〇	
兵庫敎區一如會	派内融和事業	兵庫縣揖保郡龍野町光善寺	一、八五三、〇〇	三〇、〇〇	
ルンビニ學園	育英事業	京都市東七條	六七二、〇〇	二五〇、〇〇	

（四）大谷派本願寺眞身會

大谷派本願寺は、從來同派社會課に於て融和親善のため盡力するところがあつたが、大正十五年三月二十五日本會を設立し、爰に設立されてゐる本派本願寺一如會と相並んで眞宗教團に於ける融和運動に從事してゐる。

（イ）趣意書

我國内に於ける少數同胞と多數同胞間の問題は現代に於ける最も重要なる社會問題として、政府に於ても民間に於ても、諸種の事業運動の施設せられつゝある現狀にあり。

而して我派に於ては、既に大正十年社會課の設立以來、相當の豫算を計上して諸種の事務を起し、或は總長の訓示、社會課の指示等奬勵せられ來りしも、寺内諸種の事情は、これが遂行を期すること困難にして現在及び將來に於て、甚だ寒心すべきものあるを恨みとするところなり。

然るに該問題たるや、これを一日も等閑に附すべからずとして全國的に各自各々の立場より貢獻せられつゝあるも、實にこれ宗敎信念に生きむとする團體の率先して、鋭意專心これに當るべきものにして、殊に我が派の敎義並に歷史的關係を顧る時、益々その責任の重且大なるを知り、同時に如何なる困難を排しても徹底的運動の必要を認むべきなり。

こゝに從來の事情と刻下の現狀に鑑み、新たに眞身會なる融和運動を目的とする團體を創立し敎團としての眞實報謝の途を開き會則による諸種の事業を進め、以て宗意に反かざらむことを期してやまず。

庶幾くば等しく一宗に流れを汲み、同一信仰に生きむとする諸賢の衷心の熱誠と贊助とにより、本會所期の目的を達成し一日も早く聖代の不祥事を根絶したきものなり。

大正十五年三月二十五日

（ロ）會　則

第一條　本會ハ眞身會ト稱シ事務所ヲ大谷派本願寺社會課内ニ置ク

第二條　本會ハ親鸞聖人ノ信念ニ依リ御同朋ノ實ヲ擧クルヲ以テ目的トス

第三條　本會ハ前條ノ目的ヲ達成スルタメ左ノ事業ヲ行フ

一、講演文書其他ニ依ル宣傳

二、協議會並研究會

三、人物養成

四、植民事業

五、其他必要ト認メタル事項

第四條　本會ニ左ノ役員ヲ置ク

會長　一名　副會長　一名

理事　七名　協議員　若干名

第五條　會長副會長ハ理事會ニ於テ理事ハ協議員會ニ於テ選擧シ協議員ハ會長之ヲ依囑ス役員ノ任期ハ二ケ年トス

第六條　會長ハ事務ヲ總理シ本會ヲ代表ス

副會長ハ會長ヲ輔佐シ會長事故アルトキハ之ヲ代理ス

理事ハ會務ヲ處理ス

協議員ハ會長ノ諮問ニ應シ意見ヲ陳フルモノトス

第七條　本會ニ顧託若干名ヲ置ク

第八條　本會ノ經費ハ補助金並ニ寄附金ニ依ル

本會ノ會計年度ハ七月一日ニ始マリ翌年六月三十日ニ終ルモノトス

第九條　理事會ハ毎年一回之ヲ開キ豫算及決算ノ審議ヲスル他必要ニ應シテ會長隨時之ヲ招集シ本會ニ關スル重要事項ヲ協議ス

第十條　本會ハ必要ニ應シテ各地ニ支部ヲ設置スルコトヲ得
但支部規則ハ支部ニ於テ作製シ會長ノ承認ヲ得ルモノトス

（八）役　員

會長	大谷瑩誠	
副會長	栗田惠成	
理事	福島哲三郎	
同	萬澤誠證	
同	稻葉道意	
同	河邊賢雄	
同	南浮智成	
同	野間修	
同	廣橋陵雲	
會計	豊田與吉	
書記	朝倉一道	

（二）豫　算（昭和四年度）

總額——四、〇〇四圓、五四

（内譯）歳入——本山補助一、〇〇〇圓、國庫補助一、五〇〇圓、寄附金五〇〇圓、繰越金一、〇〇四圓五四

支出——隣保事業費五〇〇圓、協議會費五〇〇圓、宣傳懇談會費一、三〇〇圓、パンフレット費二〇〇圓、專任講師費六〇〇圓、事務費七八〇圓、豫備費一二四圓五四

（ホ）事業計畫（昭和四年度）

（一）隣保事業　（二）協議會　（三）宣傳懇談會　（四）パンフレット刊行　（五）講師派遣　（六）補助事業

【施行事業】

（同會の會計年度は毎年七月一日に始まり翌年六月三十日に終る）

一、講演會　三年八月二十八日より四年六月八日までの間に京都、岡山、岐阜、大阪、石川、富山、新潟の二府五縣に於て記念講演會並活動寫眞會、通俗講演會、融和講演會、寺院中心の社會事業講演會等の名稱の下に開催した。講師は武内了温、峰丁、森川、萬澤誠證、加藤咄堂、内海正名、井上哲男、野間修、栗田惠成、藤井眞水の諸氏。開催回數二十六回聽衆總計六千二百餘名、尚映畫は「沈默の記念日」「信の力」「日野左衛門」「アンクルトムス、ケビン」等である。

二、諸會議　三年七月二十一日より四年四月十九日の間に京都、滋賀、岡山、岐阜の一府三縣下に於て協議會、懇談會、事務打合會理事會を十三回開催す。出席者は同會役員並に町村長、同助役、町村會議員、區長、小學校長、警察署長、巡査、僧侶、町村有力者等である。

三、講師派遣　三年七月二十八、九日の兩日奈良縣昭和會主催融和講演會に武内了温氏を派遣した。

四、文書宣傳　パンフレット武内了温氏著「差別の罪人」二千部を發行し關係官公署、諸團體、寺院に配布した。

五、奬勵助成

施行事業	施行市町村	補助費	備考
教育奬勵事業	京都市綴喜郡井手村	二〇〇、〇〇	正蓮寺奬學會下附學生々徒十一名
同	京都市東七條	一五、〇〇	崇仁教育後援會補助
教化事業	鳥取縣氣高郡美穗村	七三、二三	教會堂建設に付本尊佛具費補助
職業指導	京都市東七條	一〇〇、〇〇	東七條共助會補助
兒童保護事業	滋賀縣東淺井郡虎姫村	二四〇、〇〇	地方改善事務嘱託伊吹友千代を中心とする兒童保護事業費補助
隣保事業	滋賀縣滋賀郡坂本村	六〇、〇〇	同西川義輝を中心とする隣保事業補助
同	滋賀縣犬上郡河瀬村	二四〇、〇〇	同蒲池一義を中心とする隣保事業を施行す
教化事業	滋賀縣一圓	二四〇、〇〇	同宮部要人を中心として融和思想の普及徹底を計る

第二節　地方的融和團體

（一）京都府親和會

本會は融和事業は單に部落其のものゝ改善に止まらず、更らに一般民側の因襲的觀念の除去に對して運動を起し、兩々相俟つて、同胞間の親睦融和を圖らねばならぬとなし、大正十二年七月融和促進協議會を開き、融和團體を組織することに一決し、八月二十八日賤稱廢止の記念日を卜して成立を告ぐる事となつた。

（イ）趣意書

惟ふに　先帝長くも四民平等を宣明し天地の公道を弘布し給ひしより既に五十餘年なるに拘はらず、今尚積年の弊習に泥み一部の者に對し社會的偏見を以て之を區別するの因襲其跡を絶たず、渾然たる融和の點に於て缺くる所あるが如きは遺憾之に過ぎず、而も其の根帶を深き因襲的差別觀念に存するの點夥からざるに鑑へ益々世人の自覺に俟つもの多きを覺えずんばあらず、而して此の種の陋習たる其由來に於て何等合理的根據あるにあらざるのみならず共存共榮の天理に背き、社會の進展を妨ぐること少なからざるなり、今や内外の情勢協力一致益々國運の進展を期すべき秋に當りて、吾人同志茲に本會を組織し同胞相愛の大義に基き、相互の人格を尊重し速に協同諧和の實を擧げ相倚り相扶けて益々社會の福祉を增進せむとす。

冀くは同感有志の士、幸に吾人の徽意を諒とし進んで本會の趣旨に贊同せられ其の成果を期せむことを。

（ロ）會　則

第三章　融和團體の組織と活動

第一條　本會ハ京都府親和會ト稱ス

第二條　本會ノ事務所ハ之ヲ京都府廳内ニ置ク

第三條　本會ハ因襲的觀念ヲ除去シ同胞ノ親和向上ヲ圖ルヲ以テ目的トス

第四條　本會ハ前條ノ目的ヲ達成スル爲左ノ事業ヲ行フ

一、同胞融和親愛觀念ノ宣傳

一、融和相愛ヲ妨ク可キ事象ノ除去

二、其他本會ノ目的ヲ達スルニ必要ナル事項

第五條　本會ハ本會ノ趣旨ニ賛同シ本會ニ加入シタル者ヲ以テ會員トス

第六條　本會ハ左ノ役員ヲ置ク

會長　一名　副會長　二名

理事　三十名以内　協議員　約五百名

本會ニ相談役ヲ置キ會長之ヲ委嘱ス

第七條　會長副會長ハ理事會ニ於テ理事ハ協議員會ニ於テ之ヲ選舉シ協議員ハ會長之ヲ嘱託ス

役員ノ任期ハ二ケ年トス

第八條　會長ハ會務ヲ統括シ本會ヲ代表ス

會長ハ理事會及協議員會ノ議長トナル

副會長ハ會長ヲ輔佐シ會長事故アルトキハ之ヲ代表ス

第九條　理事ハ理事會ヲ組織シ豫算其他重要會務ヲ審議ス

第十條　協議員會ハ毎年一回之ヲ開ク

但シ會長ニ於テ必要ト認ムルトキハ臨時之ヲ開會ス

協議員會ハ會務ノ報告ヲ受ケ理事ノ選舉本會則ノ改廢並ニ決議ヲナシ會長ノ諮問ニ應ス又本會事業ニ關シ會長ニ建議スル事ヲ得

第十一條　本會ニ幹事若干名書記若干名ヲ置キ會長之ヲ任免ス

第十二條　本會ハ必要ニ應シ支部ヲ設クルコトヲ得支部ニ關スル規則ハ別ニ之ヲ定ム

第十三條　本會ノ經費ハ奬勵金寄附金其他ノ收入ヲ以テ之ニ充ツ

本會ノ會計年度ハ四月一日ニ始リ翌年三月三十一日ヲ以テ終ル

（八）役員

會長		大海原重義
副會長		土岐嘉平
理事		田中英
同		長田桃藏
同		高木喜平治
同		井上靖
同		淺山富之助
同		武田慶三郎
同		並川榮慶
同		北山乾三
同		藤岡開次郎
同		平井正憲
同		石田馨
幹事		和田寛
幹事		森梁香

（二）豫算（昭和四年度）

總額——二〇、六五〇圓

（内譯）歳入——補助金一二、三五〇圓、雜收入一八六圓、貸付償還金六四二圓、借入金五、〇〇〇圓、前年度繰越金二、四七二圓

歳出——事務費三、一二五圓、會議費一、二〇〇圓事業費五、〇八八圓（講演會費八九五圓、懇談會費五二五圓、講習會費一、二〇〇圓、婦人講習會費六〇〇圓フィルム購入費一、〇〇〇圓、調査費五〇圓、文書宣傳費八一八圓）補助費五、二〇〇圓（町村其他補助二、〇〇〇圓、視察團補助五〇〇圓、青英補助一、七〇〇圓、副業補助一、〇〇〇圓）借入金償還六四二圓、貸付金五、〇〇〇圓、豫備費三九五圓

（ホ）事業計畫（昭和四年度）

直接經營事業　（一）講演會　（二）懇談會　（三）パンフレット刊行　（四）指導者養成並融和事業講習會　（五）婦人講習會　（六）斡旋並調停　（七）協議員會理事會　（八）調査研究

補助事業　（一）市町村補助　（二）視察團補助　（三）育英補助　（四）副業補助　（五）生業資金の融通

【施行事業】

一、講習會　婦人文化講習會、青年一夜講習會、處女一夜講習會成人講習會、從事員講習會、相樂郡聯合處女講習會、融和講習會、融和事業一夜講習會、融和一夜講習會等の會名で本年度中に於て府下三十二ケ町村に亘つて開催した。講師は畑中乙松、小瀬松次郎、森梁香、久下多四郎、坂口眞道、尾瀬盛之助、今江米太郎、和田寛、今西米四郎、山田清井、佐野信三郎、原田慶範、小倉瀧藏の諸氏、講習員總計二、〇四〇名、内婦人一、四一〇名であつた。

二、講演會並講師派遣　府下四十四ケ市町村に亘り融和問題講演會、修養講演會、融和會發布記念活動寫眞講演會、全國大會記念講演會、活動寫眞並講演會、女教士講習會講演會等の開催並に講師の派遣をなした。講師は森梁香、坂口眞道、上村茂、武内了温、松本幸、小瀬松次郎、中村無外、中村至道、伊東茂光、熊野寛三郎の諸氏、聽衆は二十名から多きは三千名で總計一萬九千五百餘名に達した。

三、諸會議　京都府融和團體協議會、融和問題協議會、婦人協議員會、京都府融和團體聯合會、教化團體招待融和問題協議會理事會等の諸會議を京都市に於て總計十三回開催した外に府下各地に於て郡協議會、融和問題協議會、同懇談會、町村長融和協議會、小學校長協議會、協議員會等を四十八ケ所に於て開催した。尚ほ近畿融和團體協議會、中央融和事業協會主催融和事業協議會、御大禮記念事業聯絡委員會等の諸會議五回に同會の職員を派遣した。

四、宣傳　市内に於ては電車内に宣傳ビラ揭吊、乘替券の宣傳印

刷、映畫並に融和タイトルの映寫、立看板の宣傳等を行ひ、又府下全般には融和時報、三好伊平次逮「維新前後に於ける解放運動」瀧本豐之輔述「建國の精神と融和事業」等、融和促進印刷物配布、揭示ビラ吊り等を行ひ、或は訓令及諭告の印刷、融和印刷物の配布等を關係各方面に配布した。

五、婦人見學　五月九日綴喜郡八幡町婦人六十名を以つて綴喜郡婦人旅行團を組織して伊勢參宮をなし、又十一月二十三日船井郡園部村婦人三十名を以て婦人社會事業見學團を組織し、大禮歸洛の奉拜後京都市内社會事業を見學した。

六、支會設立　既に設立せられたる五支會の外今年度中に於て新たに設立せられたるもの、相樂郡支會、與謝郡支會、加佐郡支會の三支會にて計八支會となり、重要郡部には全部設立せらるゝの狀況となつた。

七、差別事象除去斡旋　本年度中に於て天田郡金山村に起た團體行事拒否差別事件を斡旋解決したる外、府下全般に亘る顯現的差別事象を網大調査の上各種の方法により之を斡旋解決に努め川上村外十二ケ村を解決した。

八、就職斡旋　京都市内及其の他に於て出身地の故を以て、或は教養あるも就職困難なる者の就職斡旋をなせるもの數件あり。

九、功勞者表彰　京都市養正託兒所媒婦長中村なを子外七名に對し感謝狀及記念品「時計一個」を添へ贈呈した。

十、敎育奬勵　關係市町村長並に小學校長に依頼し學資乏しき學童一市十一郡一〇六名に對し總額一、三九三圓を補助した。

十一、生業資金貸付　府下八郡十一ケ村に對し二十一件總額二千圓を貸付した。

（二）大阪府公道會

他府縣では、概して府縣單位の團體からはじめて、然る後に郡市町村に亘つて支部を設置するといふ方針で進んでゐるが、大阪府では先づ郡單位の團體（誠和會）を組織し、その基礎の成りたる後に、更に是等を支部とする府單位の團體を結成す可く努力して來たが、三四郡に於ける既設團體たる誠和會を支部として、玆に昭和三年二月廿九日を以て同會を創立したのである。創立が他の關係府縣に比して甚しく遲れた感があるが、それは如上の理由に基いてゐて、創立早々ではあるが組織は良く完備し堅實なる諸施設が着々進められつゝある。

（イ）趣意書

國運發展の道は國民をして協同親和の實をあぐるに在り協同親和は社會連帶の觀念を養ふに如かず、一人の同胞其の處を得ざるものあれば何を以つて平和の發達を見るを得ん、曩くも　明治大帝は維新の初め五ケ條の御誓文を發せられ、舊來の陋習を破り天地の公道に基くべき宏謨を示させ給ひ、更に君民同治四民平等の大義を定めさせらる、爾來星移り歳變り玆に六十年諸般の文物制度は燦として光を放つ誠に聖代の惠澤と謂ふべし、然るに舊來の陋習獨り今尙蟬脫せず、慘苦に泣くの同胞を見る豈に忍ぶべけんや。

今や世界の風潮は人類愛を叫び、社會の平和、民人の福祉に努むるの時、我に民風和せざるものあり、同胞誼を缺くものあらんか之れ自ら濟ふの所以にあらざるなり、宜しく眼を邦家の大局に着けて擧國一致以て共存共榮の實を擧げざるべからず、斯の心即ち聖旨に對へ奉るの道たるを信ず、冀くは人間性の尊嚴に目醒め因襲偏見の弊を葬り、公明と平和を象徴する昭和維新の初めに吾人は日に進み日に新にして以て國家興隆の進運に副はんと欲す、同愛の士奮て賛同せられん事を望む。

昭和三年二月二十九日　　大阪府公道會

（ロ）會則

第一章　名稱及事務所

第一條　本會ハ大阪府公道會ト稱ス

第二條　本會ノ區域ハ大阪府下一圓トシ事務所ヲ大阪府社會課内ニ置ク

第二章　目的及事業

第三條　本會ハ我國建國ノ大精神ニ基キ同胞相愛ノ趣旨ニ則リ舊來ノ陋習ヲ改メ國民協同親和ノ實ヲ擧クルヲ以テ目的トス

第四條　本會ハ前條ノ目的ヲ達センカ爲メ左ノ事業ヲ行フ

一、因襲的偏見ノ除去、同胞相愛觀念ノ普及及宣傳

二、融和事業ノ講習會、講演會、懇談會等ノ開催

三、融和團體の組織と活動

一、融和事業ニ關スル調査、研究、視察

一、生業資金ノ貸付、敎育ノ奬勵

一、會報並ニ參考資料ノ刊行

一、其他本會ノ目的達成上必要ナル事項

第三章　會員及役員

第五條　本會ハ本會ノ趣旨ニ賛同スルモノヲ以テ組織シ會員ヲ分チテ左ノ二種トス

一、通常會員（年額一圓以上ヲ納ムル者又ハ一時金五圓以上ヲ納ムル者）

一、賛助會員（年額二圓以上ヲ納ムル者又ハ一時金十圓以上ヲ納ムル者）

第六條　本會ニ左ノ役員ヲ置ク

會　長　一　名　　副會長　二　名

理　事　若干名（内常任理事若干名）

參　與　若干名

幹　事　若干名（内常任幹事若干名）

支部長　若干名　　地方委員　若干名

會長ハ大阪府知事、副會長ハ大阪府學務部長並大阪市助役中社會事業事務擔任者ヲ推薦ス

理事ハ總會ニ於テ之ヲ選擧ス

理事ノ内常任理事ハ會長之ヲ選任ス

參與、幹事、支部長地方委員ハ會長之ヲ委嘱ス

役員ノ任期ハ二ケ年トス、但シ重任ヲ妨ケス

第三章　融和團體の組織と活動

補缺ニ依リ就任シタル役員ノ任期ハ前任者ノ殘任期間トス

第七條　會長ハ本會ヲ代表シ會務ヲ統理ス
副會長ハ會長ヲ補佐シ會長事故アルトキ之ヲ代理ス
會長副會長共ニ事故アルトキハ常任理事之ヲ代理スルモノトス

第八條　理事ハ理事會ヲ組織シ概ネ左ノ事項ヲ議決ス
一、歲入出豫算ヲ定ムルコト
一、同決算ヲ認定スルコト
一、本會ノ施設スヘキ事業計劃ヲ定ムルコト
一、本會則ノ改廢並諸規程ノ制定
一、基本金ノ積立及管理處分ニ關スル事項
一、其他重要ナル事項

第九條　參與ハ會長ノ諮問ニ答ヘ又意見ヲ述フルコトヲ得

第十條　幹事ハ會長ノ命ヲ受ケ庶務ニ從事ス
幹事ノ內常任幹事ハ有給トナスコトヲ得

第十一條　地方委員ノ職務並設置ニ關スル規程ハ會長別ニ之ヲ定ム

第四章　會議及諮詢

第十二條　本會ノ會議ヲ分チテ理事會參與會幹事會及地方委員會トス

第十三條　各會議ハ會長之ヲ招集シ其ノ議長トナル
各會議ノ議事ハ出席員過半數ヲ以テ之ヲ決ス可否同數ナルトキハ議長ノ決スル所ニ依ル

第十四條　總會ハ每年一回之ヲ開キ本會諸般ノ事項ヲ報告スルモノトス

第十五條　理事會ノ權限ニ屬スル事項ニシテ臨時急施ヲ要シ會長ニ於テ招集スルノ暇ナシト認ムルトキハ會長ハ之ヲ專決處分シ次ノ會期ニ於テ理事會ニ報告スヘシ

第五章　支　部

第十六條　本會ハ必要ノ地ニ支部ヲ置クコトヲ得
支部設置ニ關スル規程ハ會長別ニ之ヲ定ム

第六章　會　計

第十七條　本會ノ經費ハ左ニ揭クルモノヲ以テ之ヲ支辨ス
一、會費　一、補助金　一、寄附金　一、其他ノ收入

第十八條　本會ノ會計年度ハ每年四月一日ニ始リ翌年三月三十一日ニ終ル

第七章　補　則

第十九條　本會ハ理事會ニ於テ四分ノ三以上ノ同意アルニ非ラサレハ解散ノ決議ヲ爲スコトヲ得ス

第二十條　會員ニシテ本會ノ目的ニ違背シ又ハ其ノ體面ヲ汚ス認メタル者ハ除名スルコトアルヘシ

第二十一條　本會則ノ施行ニ關シ必要ナル規程ハ別ニ之ヲ定ム

第二十二條　本會設立當初ノ理事ハ創立委員之ニ當ルモノトス

（八）地方委員設置規定

第一條　本會ハ本會ノ目的ヲ達成セムカ爲メ必要ト認ムル地ニ地方委員ヲ設置ス

地方委員ハ名譽職トス

第二條　地方委員ヲ設置スヘキ地域及其ノ員數ハ會長之ヲ定ム

第三條　地方委員ハ其ノ地域ニ於ケル會員中ヨリ會長之ヲ選任シ其ノ任期ヲ二ケ年トス

第四條　地方委員ハ會長ノ指揮ニ依リ其ノ地域ニ於テ本會ノ事業ヲ掌理スルモノトス地方委員ノ職務執行上必要ナル事項ハ會長別ニ之ヲ定ム

第五條　地方委員ハ必要ナル場合數ケ地域ヲ合シ委員會ヲ組織スルコトヲ得、委員會ニ關スル必要ナル規約等ハ其ノ委員會ニ於テ之ヲ定メ直ニ會長ニ報告スルモノトス

第六條　地方委員ハ其ノ職ヲ辭セムトスルトキハ直ニ會長宛之カ屆出ヲナスヘシ、住所ノ移動アリタル場合又同シ

第七條　地方委員會ノ經費ハ適當ト認メタルトキ本會ヨリ支出スルコトヲ得

（二）役　員

會　長　力石雄一郎
副會長　上田莊太郎
同　瀧山良一
理事（常任）　大谷繁次郎
同（常任）　山口正
同　高木貞治
（外六十名）
參與　玉田昇次郎
（外三十五名）
幹事　小菅秀直
同　上妻宗康
同　寺田嶽逸
（外三十三名）
支部長　森本仁平
（外八名）

（木）豫　算（昭和四年度）

總額——一八、四八〇圓

（內譯）歲入——補助金一〇、五〇〇圓、會費及寄附金五、〇五〇圓、雜收入八〇圓、繰越金三、〇〇〇圓

歲出——會議及總會費一、七〇〇圓、事務費三、二三〇圓、事業費八、二〇〇圓（宣傳費三、〇〇〇圓講習及懇談會費三、一〇〇圓、獎學費七五〇圓、調査研究費三五〇圓、視察費六五〇圓、雜費三五〇圓）支部補助費五、〇〇〇圓、豫備費三五〇圓

（ヘ）事業計畫（昭和四年度）

（一）總會、理事會及地方委員會の開催　（二）講演會の開催　（三）懇談會の開催　（四）融和事業講習會の開催　（五）融和時報の配布宣傳　（六）國民融和日の開催　（七）婦人文化講習會　（八）調査並研究會の開催　（九）奬學補助事業　（十）視察者補助　（十一）支部事業の補助　（十二）其他「イ」斡旋及調停「ロ」印刷物の刊行

【施行事業】

一、講習會　三年八月廿日より五日間南河內郡天野村金剛寺に於て融和事業講習會を開催す。講師は大川周明、加藤咄堂、三好伊平次、大谷繁次郎、會我部俊雄、田佐知定の諸氏。尙十月十一日豐能郡萱野村に於て融和婦人講習會を開催した。

二、講演會　大阪市內に於て開催すること二十回其他の二市七郡に亙り計四十六回開催した。

三、映畫利用講演會　二市六郡に亙り映畫利用講演會を二十四回開催した。

四、懇談會　一市三郡に亙り計十二回懇談會を開催した。

五、會議及研究協議會　幹事會、融和事業調査打合會、協議會　地方委員會、婦人座談會、支部長及幹事會、支部役員會、視察協議會、理事會等を開催すること二十一回に及んだ。主なる協議事項は內務大臣訓令徹底に關する件、顯現的差別事象調査に關する件、支部設置及會員募集の件、水平運動の精神說明、融和問題と婦人に關する件、事業計劃に關する件等である。その外近畿府縣融和事業協議會、全國融和事業協議會、御大禮記念融和事業委員會、全國融和團體聯合會等に同會職員を派遣した

六、印刷物配布宣傳　融和宣傳の目的を以て本年度中に配布したる印刷物は「大阪府公道會要覽」七千部、「融和促進に關する訓令並に解明」一萬部、「融和の光」五百部、「明治大帝と融和問題」一萬枚、「國民諸和に就て」一萬二千部、「市電乘替券」宣傳四萬枚、「融和時報」每號配布、「國民融和歌」各小學校全部に三枚宛、「琵琶歌昭和の輝」一萬二千枚である。

七、融和事業視察　四年三月四日より六日まで十七名を選定し補助金を交附して廣島、愛媛、靜岡の各縣下融和事業並に運動狀況を視察せしめた。

八、差別事象の調査並解決　三年五月より七月迄融和事業調査員三十名を嘱託し府下全般に亙り顯現的差別事象を調査し之が解決に努めたる結果は左の通りである。

差別事象	件數	解決件數
神社氏子關係	一〇	四
青年及婦人會關係	三	三
借合講中關係	四	二
借地關係	一	
墓地火葬場關係	二	
緣組關係	二	
學校關係	一	一
計	二三	一〇

九、青英奬勵補助　高等小學校並に補習學校に在學し、成績優秀なるもの十九名に對し青英奬勵金を交付した。

十、支部設置並に補助金交附　本年度中に堺市、豐能郡、北河內郡、泉南郡、浪速區、三島郡、南河內郡、泉北郡、北區の九支部を設立し補助金として金二千九百四十四圓を交附した。

（三）神奈川縣青和會

大正十二年八月鎌倉町圓覺寺に於て、縣主催の社會敎化講習會が開催された、此の時、多大の感激を受けた講習員が自發的に一つの團體を組織することを申合せた。偶々數日を經て、九月一日の大震災に遇ひ、縣下一般に莫大なる被害を蒙り、爲に出先を擔かれた感があつたが、翌十三年の八月再び第二回の前記講習會が催された時、開會第四日に、同會場で本會の發會式が擧げられて、終に本團體の成立を見るに至り爾來夏季講座講習會、講演會、機關誌の刊行等の事業を行ひ多大の成績を擧げてゐる。

（イ）創立の趣旨

自治！　自律！　熱と愛！

そはまことに人格完成の要諦である、私共は玆に此の要諦を唯一の信條として、先づ自己自身の品性を高め、進んでは社會のあらゆる人々を熱愛せねばならぬ。至心の要求の前に奮ひ起つた。

現下の世相に直面すれば、私共は餘りにその心情を傷ましむる事實の多いのに驚く。けれども其の善にまれ惡にまれ、私共の組織する社會上の出來事に對しては、連帶責任の觀念を以て之に當らねばならぬ。而して私共の爲すべきこと、將又爲さねばならぬ仕事は甚だ多い。すべて社會連帶と人類愛の基調に立つて、社會上に於ける不合理な事象を改善し、心地よき社會、住よき世界とせねばならぬ。

かゝる聖なる念願を懷いて我が「青和」は生れた、我が「青和」の使命は實に重大である。既に地上に其の自覺の第一步を印した上は、我が「青和」の將來に對する責任の一に屬つて、私共の雙肩に在ることを切實に感ずる。まことに同じ理想の下に集つた同志である限り、希くば我が「青和」の擧なる念願をして圓滿成就せしめんことを。

大正十三年八月二十四日　　神奈川縣青和會

（ロ）規程

第一條　本會ハ神奈川縣青和會ト稱ス

一、名稱

第二條　本會ハ自治、自律、熱ト愛ノ信條ニ基キ人格ヲ尊重シ同胞間ノ因襲的偏見ヲ脫却セシメテ融和ノ促進ヲ圖リ社會生活ノ理想タル共存共榮ノ實ヲ擧クルヲ以テ目的トス

二、目的

第三條　本會ハ前條ノ目的ヲ達スル爲左ノ事業ヲ行フ

三、事業

一、融和促進上必要ナル調査研究

二、縣內ニ於ケル同一目的ノ團體ノ聯絡ヲ圖ルコト

三、總會、協議會、講演會、講習會等ヲ開催スルコト

四、人事相談、職業紹介等ノ需ニ應スルコト

五、會報及參考資料ヲ刊行スルコト

六、其他本會ノ目的ヲ達スル爲メ特ニ必要アリト認メタル事項

四、事務所

第四條　本會ハ本部ヲ神奈川縣廳內ニ置キ支部ヲ會員二十名以上

第三章　融和團體の組織と活動

ノ所在地ニ置ク

五、會　　員

第五條　本會ノ會員ヲ分チテ左ノ二種トス

一、正會員　本會ノ目的ノ達成ノ爲ニ率仕セントスル同志

二、賛助員　本會ノ目的ヲ賛助スル篤志家

第六條　本會ニ入會セントスル者ハ其ノ旨申込ミ會長ノ承認ヲ受クヘシ

會員退會セントスルトキハ其ノ旨會長ニ届出ツヘシ

六、役　　員

第七條　本會ニ左ノ役員ヲ置ク

會　長　一名　　副會長　一名

理　事　若干名　　評議員　若干名

第八條　會長副會長ハ理事トシ會長ハ神奈川縣學務部長、副會長ハ神奈川縣社會教育課長ノ職ニ在ル者ニ委嘱ス

第九條　理事ハ前條ニ依ル者ノ外正會員中ヨリ總會ニ於テ之ヲ選擧ス

常務理事ハ理事ノ互選トス

第十條　評議員ハ左ノ各項ノ一ニ該當スル者ニ就キ會長之ヲ委嘱ス

一、支部ニ於テ推薦シタル者

二、融和事業ニ關シ學識經驗アル者

第十一條　顧問ハ會長之ヲ推薦ス

第十二條　役員ノ任期ハ二ケ年トス但シ第八條ニ依ル理事ハ此ノ限ニアラス、補缺ニ因リ就任シタル役員ノ任期ハ前任者ノ殘任期間トス

第十三條　會長ハ本會ヲ代表シ會務ヲ統轄ス

副會長ハ會長ヲ補佐シ會長事故アルトキハ其ノ職務ヲ代理ス

常務理事ハ會長ノ命ヲ承ケ會務ヲ處理ス

第十四條　役員ハ任期滿了ノ場合ニ於テモ後任者ノ就職スル迄ハ仍其ノ職務ヲ行フモノトス

第十五條　本會ニ左ノ職員ヲ置ク

書記　若干名　書記ハ會長ノ命ヲ承ケ庶務會計ニ從事ス

第十六條　本會ハ毎年一回以上總會ヲ開ク

七、理事會

第十七條　理事會ハ隨時會長之ヲ招集ス

第十八條　理事會ノ職務權限左ノ如シ

一、評議員會ニ附議スヘキ事項ヲ議定スルコト

二、豫算ヲ議定スルコト

三、決算ヲ認定スルコト

四、基本金ノ積立及管理處分ヲ議定スルコト

五、其ノ他會長ニ於テ必要ト認メ理事會ニ附議シタル事項ヲ議定スルコト

八、評議員會

第十九條　評議員會ノ職務權限左ノ如シ

一、歳入歳出豫算ヲ議定スルコト

二、其ノ他會長ニ於テ必要ト認メ評議員會ハ諮問又ハ附議シタル事項ヲ議定スルコト

九、會　　計

第二十條　本會ノ經費ハ會費補助金寄附金及其ノ他ノ收入ヲ以テ之ニ充ツ

第二十一條　第十二條及第十四條ノ規定ハ評議員會ニ之ヲ準用ス

第二十二條　役員會ノ議長ハ會長之ニ當リ會長事故アルトキ副會長ハ之ニ當ル

第二十三條　役員會ノ議事ハ出席役員ノ過半數ヲ以テ決ス可否同數ナルトキハ議長ノ決スル所ニ依ル

九、會　　計

第二十四條　本會ノ經費ハ會費補助金寄附金及其ノ他ノ收入ヲ以テ之ニ充ツ

第二十五條　本會々員ハ會費トシテ年額金壹圓貳拾錢ヲ納ムルモノトス

第二十六條　本會ニ基本金ヲ設クルコトヲ得

基本金ノ積立及管理方法ハ役員會ノ議決ヲ經テ之ヲ定ム基本金ハ役員會出席員三分ノ二以上ノ同意ヲ得テ之ヲ處分スルコトヲ得

第二十七條　本會ノ會計年度ハ毎年四月一日ニ始リ翌年三月三十一日ニ終ル

第二十八條　本會々則ノ變更ハ總會ニ於テ出席會員三分ノ二以上ノ同意ヲ經ルヲ要ス

第三章　融和團體の組織と活動

(八)役　　員

第二十九條　本會支部ニ關スル規定ハ各支部ニ於テ定ム

會　長	九鬼三郎
副會長	福本柳一
常務理事	中村無外
理　事	小山忠義
同	保倉尙義
同	栗原富敏
同	熊坂鶴松
同	中津川定次郎
同	長島重三郎
同	森崎和三郎
同	植本俊助

(二)豫　　算　（昭和四年度）

總額——六、四八〇圓

（內譯）歳入——會費一、四四〇圓、補助金四、六〇〇圓、賛助金五〇圓、寄附金一〇〇圓、繰收入五〇圓、繰越金二四〇圓

歳出——事務所費二、二九〇圓、事業費三、八七〇圓、（協議會費四〇〇圓、講演會費三〇〇圓、講習會費六〇〇圓、指導奬勵費四五〇圓、支部助成費六〇〇圓、機關誌「青和」發行費一、三二〇圓、パンフレット發行費二〇〇圓）豫備費三二〇圓

（ホ）事業計畫（昭和四年度）

（一）協議會　（二）講演會　（三）講習會　（四）指導奬勵　（五）支部助成　（六）會報發行　（七）パンフレット發行　（八）融和デー　（九）嘱託講師

【施行事業】

一、講習會並修養會　一夜修養會、秦野融和講習會、融和事業講習會、六浦莊女子修養會、北下浦講習會、酒匂相互修養會の名稱の下に縣下七ヶ町村に於て開催した。講師は中村無外、植本俊助、泊瀬川功、宮地久衞、下村春之助、河上正雄、中村至道諸本柳一、吉本道堅の諸氏。講習員總計七百名、內婦人四百名である。

二、講演會　融和問題講演會、海軍除隊兵教育講習會、支部講演會、辯論大會を縣下十五ヶ所に於て開催した。聽衆總計二千二百餘名である。

三、諮會議　總會、支部總會、縣下小學校長會議、聯合役員會、理事會並委員會を開催すること六回である。尙ほ縣下小學校長會議は縣下四ヶ所に於て開催され、その際指示事項として「融和促進に關する件」を提議し兒童融和教育に對して協議した。

四、差別問題解決　三年三月九日足柄上郡川村小學校に於ける差別事件より紛糾せる同盟休校問題に對し縣及村當局者と協力し之を無事解決した。

五、印刷物宣傳　每月機關誌「青和」を發行し會員及關係各所に配布すパンフレット「融和問題の重大性」（下村春之助講演速記）二千五百部及「光を慕ひて」（中村無外述）一千五百部を印刷して會員、市町村役場、諸學校、圖書館其他關係方面に配布した

六、奬勵助成

施行事業　施行市町村　補助費　備考

講習會懇談會	横須賀市	二〇円	支部に於ける講習懇談會費の補助
同	久良岐郡六浦莊村	三〇 同	
同	橘樹郡宮前村	二〇 同	
同	三浦郡浦賀町	二〇 同	
同	同郡北下浦村	三〇 同	
同	鎌倉郡瀨谷村	二〇 同	
同	同郡小坂村	二〇 同	
同	中郡秦野町	四〇 同	
同	同郡高部屋村	二〇 同	
同	愛甲郡小鮎村	二〇 同	
全國融和事業大會		二九〇	出席者十九名に對し一人十五圓當其他の五圓は雜費として補助す

（四）兵庫縣清和會

同會は大正十二年十月創立、事務所を縣廳內に置き、一市十三郡に支部を設置して全縣歩調を一にし、常に積極的にその事業を進めてゐる。

（イ）創立趣意書

人類平等は天地の公道にして亦實に明治維新諸制改革の眼目たり、一國文化の發達社會人類の進歩一に懸りて此の觀念に根源す惟ふに我邦立國の精神たる君臣一系の體制は自由平等を原則とし國民は擧げて陛下の赤子にして此の間何等の差別的觀念を容さず然るに武門執政の餘弊は自ら階級的差別觀念を誘致し永く一の慣習を成せり。

明治天皇英明御親政の初頭先づ此の弊を認められ五箇條の御誓文を下して國政の大綱を示し給ひ次で太政官をして四民平等の布達を發せしめ給ふ爾來歲月を閱すること既に五十餘年に及び國運の發展亦昔日の比に非ずと雖も因襲の久しき今尙舊來の陋習に囚はれ動もすれば國民諧和の實を擧げ得ざるの憾あるは實に人道上看過すべからざる所たるのみならず上仁慈なる叡慮に對し奉りても洵に恐懼に堪へざる所なり抑も差別觀念の存する所眞に文化の發達を期し難く眞に國家の富强を期し難し一部社會の者が向上的精神を消磨し退嬰姑息の境遇に甘んずるが如き亦主として之に原因せるが如し吾人深く列下の時勢に鑑みる所あり縣民の一致協力に依り從來の因襲的偏見の絕滅を期し各其の材を伸へ德を磨くの機會を得しめ一方地方改善上必要なる各種の施設を講じ以て社會共榮の道を計り國民諧和の實を擧げむことを期す冀くは吾人の微衷を諒とせられ本會の爲め直接間接の援助を寄せられんことを

（ロ）規程

第一條　本會ハ兵庫縣清和會ト稱ス

第二條　本會ハ正義人道ノ觀念ニ基キ舊來ノ因襲的陋習を打破シ同胞融和ノ實ヲ擧クルヲ以テ目的トス

第三條　本會ハ前條ノ目的ヲ達スル爲左ノ事業ヲ行フ

一、融和促進上必要ナル調査研究

二、縣內ニ於ケル同一目的ノ團體ノ聯絡助成ヲ圖ルコト

三、協議會、講演會、講習會等開催スルコト

四、人事相談、職業紹介等ノ需ニ應スルコト

五、會報及參考資料ヲ刊行スルコト

六、地方改善事業ノ指導奬勵ヲナスコト

七、其他理事會ニ於テ必要ト認メタル事項

第四條　本會ハ本部ヲ神戸市下山手通四丁目三十八番地（兵庫縣社會課內）ニ置キ支部ヲ各郡市役所々在地ニ置ク

第五條　本會ハ本會ノ目的ヲ贊助スル個人又ハ團體ヲ以テ會員トス團體加入ノ場合ハ其ノ團體員全部ヲ本會々員ト看做ス本會々員中本會維持ノ爲メ寄附行爲ヲ以テ出捐スルモノヲ名譽會員、特別維持會員及維持會員トス

一、名譽會員　一時ニ二百圓以上又ハ每年五十圓以上五箇年間納ムルモノ

一、特別維持會員　每年會費五圓以上ヲ納ムルモノ

一、維持會員　每年會費一圓以上ヲ納ムルモノ

第六條　會員タラムトスル者ハ住所氏名職業ヲ記載シ入會申込書ニ調印申込ムヘシ但シ團體ノ場合ハ團體ノ規約豫算團體員數役員氏名ヲ記載シタル入會書ニ代表者調印申込ムヘシ

第七條　本會ニ左ノ役員ヲ置ク

第三章　融和團體の組織と活動

總裁　一名　　理事　十名

委員　各郡市ニ若干名ツヽトス

理事ノ内一名ヲ會長二名ヲ副會長トシ一名ヲ常務理事トス

第八條　本會ニ顧問ヲ置クコトヲ得

顧問ハ委員會ノ議決ヲ經テ之ヲ囑託ス、顧問ハ本會ノ事業ニ關シ會長ノ諮問ニ應シ又自ラ意見ヲ述フルコトヲ得

第九條　總裁ハ委員會ノ議決ヲ經テ之ヲ推戴ス

會長、副會長、常務理事、理事ハ委員會ノ議決ヲ經テ之ヲ選任ス、但設立當初ノ會長、副會長、常務理事、理事ハ發起人會ニ於テ之ヲ定ム

委員ハ各支部ノ選定ニ依リ會長之ヲ囑託ス

但支部ノ設置ナキ郡市ニ於テハ郡市長ノ推薦ニ依リ會長之ヲ囑託ス

第十條　總裁ハ本會ヲ指導監督ス

會長ハ本會ヲ代表シ會長事務ヲ總理ス

副會長ハ會長ヲ輔佐シ事故アルトキハ其ノ職務ヲ代理ス

常務理事ハ事務ヲ處理シ會長副會長共ニ事故アルトキハ其ノ職務ヲ代理ス

第十一條　理事會ハ會長之ヲ招集ス

理事會ノ議長ハ會長之ニ當ル

理事會ノ議事ハ出席員ノ過半數ヲ以テ之ヲ決ス可否同數ナルトキハ議長ノ決スル所ニ依ル

第十二條　理事會ノ職務權限左ノ如シ

一、委員會ノ權限ノ屬スル事件ニシテ其ノ委任ヲ受ケタルモノヲ議決スル事

二、委員會ノ權限ニ屬スル事件ニシテ臨時急施ヲ要シ會長ニ於テ之ヲ招集スルノ暇ナシト認メタルトキ委員會ニ代テ議決スル事

三、會長ヨリ委員會ニ提出スル議案ニ付會長ニ對シ意見ヲ述フル事

第十三條　委員會ハ每年一回之ヲ開ク但シ必要ニ應シ臨時之ヲ開ク事アルヘシ

第十四條　委員會ハ會長之ヲ招集ス

委員會ノ議事ハ出席員ノ過半數ヲ以テ之ヲ決ス可否同數ナルトキハ議長ノ決スル所ニ依ル

第十五條　委員會ニ於テ議決スヘキ事件ノ概目左ノ如シ

一、歲入歲算ヲ定ムル事

二、決算ノ報告ニ關スル事

三、役員ヲ選擧スル事

四、規程改廢ニ關スル事項

五、基本金ノ積立及管理處分ニ關スル事項

六、其他重要ナル事件

第十六條　理事會ノ權限ニ屬スル事件ニシテ臨時急施ヲ要シ會長ニ於テ招集スルノ暇ナシト認ムルトキハ會長ハ之ヲ專決處分シ次ノ會期ニ於テ理事會ニ報告スヘシ

第十七條　本會役員ノ任期ハ總テ二箇年トス

但シ再任ヲ妨ケス補缺ニ依リ就任シタル役員ノ任期ハ前任者ノ殘任期間トス

第十八條　本會役員ノ任期滿了ノ場合ニ於テ其ノ後任者ノ就職スル迄ハ仍前任者ニ於テ其ノ職務ヲ行フ

第十九條　本會ニ事務執行ノ爲主事及書記若干名ヲ置キ會長之ヲ囑託又ハ任免ス

主事ハ會長及常務理事ノ命ヲ承ケ事務ヲ掌リ書記ハ役員ノ命ヲ承ケテ庶務ニ從事ス

第二十條　本會ノ經費ハ左ニ揭クルモノヲ以テ之ヲ支辨ス

一、寄附金

二、補助金

三、雜收入

第二十一條　本會ニ基本金ヲ設ク基本金ノ積立及管理方法ハ委員會ノ議決ヲ經テ之ヲ定ム

基本金ハ委員會出席員ノ三分ノ二以上ノ同意ヲ得テ之ヲ處分スル事ヲ得

第二十二條　本會ノ會計年度ハ每年四月一日ニ始リ翌年三月三十一日ニ終ル

第二十三條　本會ノ豫算ハ每會計年度開始前委員會ノ議決ヲ經テ之ヲ定メ決算ハ其ノ終了後委員會ノ認定ヲ經ルモノトス

第二十四條　支部ニ關スル規程ハ各支部ニ於テ之ヲ定ム

第二十五條　本規程ハ委員會ノ議決ヲ經テ改廢スル事ヲ得

（八）役　員

會　長　延　連

副會長　川崎末五郎

副會長　川西清兵衞

常務理事　庄野俊平

主　事　小田直藏

專任囑託　內海正名

同　西本一郎

（二）豫　算（昭和四年度）

總額——一五、九五〇圓

（內譯）歲入——補助金一四、七五〇圓、會費五〇〇圓、寄附金一〇〇圓、雜收入一〇〇圓、繰越金五〇〇圓

歲出——事務費三、八五〇圓、事業費一一、七五〇圓、（支部事業奬勵費一、八四〇圓、育英奬勵費二、五〇〇圓、社會講座費六五〇圓、婦人講習會費七〇〇圓、指導者講習懇談會費三〇〇圓、活動寫眞講演會費五〇〇圓講演會費六〇〇圓、雜誌刊行編輯費一、六〇〇圓、パンフレット刊行費二〇〇圓、視察費三〇〇圓、國民融和日宣傳費六〇〇圓、諸會合費一、〇〇〇圓、大會費八〇〇圓、表彰費一五〇圓）積立金二〇〇圓、豫備費一六〇圓

（ホ）事業計畫（昭和四年度）

（一）支部事業奬勵　（二）育英奬勵　（三）社會講座　（四）婦人講習會及懇談會　（五）指導者講習懇談會　（六）活動寫眞講演會　（七）

講演會　(八)雜誌刊行　(九)パンフレット刊行　(十)視察　(十一)大會及諮會合　(十二)國民融和日　(十三)表彰　(十四)職業講習會

【施行事業】

一、社會講座　町村長、警察官、有志者、中堅青年に融和思想を普及するを目的とする社會講座を縣下六ケ所に於て開催した。講習員は各所共五十名乃至百五十名で計五百三十名であつた。講師は小田主事及內海囑託の兩氏である。

二、婦人講習會　處女及主婦を對象とする婦人講習會を縣下八ケ村に於て開催した。講習科目は作法、洗濯法、美顏術、融和問題等。講師は鈴木縣城、山田清井及び同會職員等で講習生總計一、六七〇人である。

三、講演會　町村長、町村會議員、小學校長及職員、警察官、青年團、有志者を對象とし又は委員會を催ねたる講演會を縣下四十九ケ町村に於て開催した。聽衆總計五、一三〇人である。

四、指導者講演會　巡査教習所及男女師範學校生徒に對し指導者としての講演を行つた。回數は三回で計五二〇名である。

五、活動寫眞講演會　縣下四十五ケ町村に於て開催した。參會者總計二五、六〇〇人に達した。講演は主として內海、軌保、西本の三氏並に山田清井女史、活動係は阪出、前田兩書記である。

六、諸會議　委員會、支部總會、理事會、協議會、懇談會、支部發會式職員會議を縣下に於て開催すること十五回、外に神戸市に於て大會を一回開き宮地久衛中佐、河田嗣郎博士の講演があつた。尙ほ大阪府公道會發會式、全國融和團體協議會、御大禮記念事業實行委員會近畿府縣協議會等に職員を派遣すること七回である。

七、印刷物宣傳　毎月機關誌「清和」を一萬部並に融和時報を三百部宛縣下の關係各方面に配布してゐる。又ポスター一萬部を印刷して縣下各市町村に貼布し、神戸市電乘替券に標語を印刷し或は活動寫眞のタイトルを作つて縣下常設館で映寫せしめた。因に該タイトルの文章は次の通りである。

> 人間證書　同胞相愛
> 撤れよ差別　和せよ同胞
> 八千萬國民は一人殘らず　陛下の赤子であります。然るに今尙古い昔の考に囚はれ謂れのない差別が國民の間に殘つてゐることは聖代の不祥事であり、國民の一大恥辱であります。我々はお互に反省して心の隔てを除き自分自身の尊さを知ると共に他人を尊び同胞融和の實を擧げませう。
> 心からとけて和らげ御代の民

八、調査並差別事件の解決　縣下四十ケ町村に於ける融和狀態の調査をなし、住宅問題、神社問題、結婚問題、內部紛爭事件の解決を行つた。

九、奬勵助成

施行事業	施行町村	事業費總額	補助費
教育奬勵	縣下二十八市町村	一八、八三五円	一、二〇〇円
		二三	洋服學校 八
		高等小學 二四	一、四三五

施行事業　施行町村　事業費總額　補助費

職業講習會補助	同會主催並縣下二十六支部町村	四三、六九九	一〇、〇〇〇

備考　講習種目は洋服、和服、ミシン、手藝、養鷄、植桑養蠶、莚帆、竹細工、繩、ナイフ、メリヤス、墨表、三角草鞋所、動力農具等である。

(五)　埼玉縣社會事業協會
事業部

埼玉縣社會事業協會は左記趣意書に基き、大正十二年三月に創立。爾來縣廳內に事務所を置き、主として縣下社會事業の連絡統一をはかり、併せて縣民一體の諧和親善を促進すべく、その活動を續けてゐた。

然るに大正十三年三月十八日の評議員會を經て、更に地方改善事業に對する積極的運動の機關とすべく、事業部を新設するに至つた、爾來事業部規程並に協和委員會協議會設置規程により、協和委員を委囑し種々の具體的運動を進めて融和實現のためにその活動を續けてゐる。

(イ)　趣意書

社會事業は社會連帶の思想を根抵として社會の疾患を除去し一般共同の福祉を增進せんが爲行はるゝ一切の努力なるか故に其の對象亦千差萬樣にして社會の進化に伴ひ益々複雜多岐に亘るべきは當然なりと雖も其の間一貫の統制を有し相提携して目的の達成を期せざる可からず、從來縣下に於ける斯業の發達相當見るべきものなきにあらざるも概ね臨機の施設に成るもの多く其の間連絡統制を缺き經營主體は互に個々獨自の主觀に立脚して時に或は孤立の狀態を持するものあり、又或は局部的重複蒐集せるものあり未だ何れも充分なる效果を發揮し得ざるの感なき能はざるを以て玆に新に埼玉縣社會事業協會を設立して既設社會事業の連絡統制を期し、施設相互の長短を補足すると共に普く大方の士と俱に社會の缺陷に對する綜合的合理的の研究調査を遂げ、更に新事業の普及と進展とを圖り以て廣く斯業の效果を社會に補充せんとす希くば社會正義を愛し社會連帶責任の念を重んぜらるゝ江湖の諸士此の微衷を容れ奮て本會事業を翼贊せられんことを。

(ロ)　會則

第一條　本會ハ埼玉縣社會事業協會ト稱ス

第二條　本會ハ事務所ヲ埼玉縣廳內ニ置ク

第三條　本會ハ埼玉縣內ニ於ケル各種社會事業ノ連絡統一ヲ圖リ併セテ縣民相互ノ融和親善ヲ促進スルヲ以テ目的トス

第四條　本會ハ前條ノ目的ヲ達スル爲左ノ事業ヲ行フ

一、社會事業相互ノ連絡ヲ圖ルコト

二、社會事業經營主體ト篤志家トノ連絡ヲ圖ルコト

三、社會事業ヲ指導誘掖シ且其經營方法ヲ幇助スルコト

四、社會事業ニ關スル講演會又ハ研究會ヲ開催スルコト

第三章　融和團體の組織と活動

五、社會事業ニ關スル行政ヲ翼賛スルコト
六、融和促進ノ爲事業部ヲ置クコト
七、其他必要ト認ムル事項

第五條　本會ノ會員ヲ分チテ正會員賛助會員及名譽會員ノ三種トス

正會員ハ縣下ニ於ケル社會事業經營主體トシ其ノ會費ハ毎年度豫算ヲ以テ之ヲ定ム
賛助會員ハ毎年金三圓以上ヲ五ケ年間醵出スルモノ又ハ一時ニ金十圓以上ヲ醵出シタルモノトス
名譽會員ハ本會ニ功勞アルモノ及學識經驗アルモノ又ハ金百圓以上ヲ醵出シタルモノニシテ特ニ評議員會ニ於テ推薦シタルモノトス

第六條　本會ニ左ノ役員ヲ置ク

一、會　長　一名　二、副會長　二名
三、評議員　若干名　四、理　事　若干名
五、主　事　若干名

第七條　會長ハ埼玉縣知事ノ職ニ在ル者ヲ推戴ス
會長ハ會務ヲ總理シ評議員會ノ議長トナル

第八條　副會長ニハ埼玉縣學務部長及埼玉縣會議長ノ職ニ在ル者ヲ推擧ス
副會長ハ會長ヲ補佐シ會長故障アルトキハ之ヲ代理ス

第九條　評議員ハ會員中ヨリ會長之ヲ委嘱ス

第十條　評議員會ハ會長ノ諮問ニ應ヘ重要ノ會務ヲ審議ス

第十一條　評議員會ハ毎年一回會長之ヲ招集ス、但シ必要ト認ムルトキハ臨時之ヲ招集スルコトヲ得
評議員四分ノ一以上ヨリ會議ノ目的ナル事業ヲ示シテ請求ヲ爲シタルトキハ會長ハ評議員會ヲ開クコトヲ要ス

第十二條　評議員會ノ議事ハ出席者ノ過半數ヲ以テ之ヲ決ス
可否同數ナルトヤハ議長ノ決スル所ニ依ル

第十三條　理事及主事ハ會長之ヲ委嘱ス
理事ハ會長ノ指揮ヲ承ケ會務ヲ處理ス
主事ハ會長及理事ノ指揮ヲ承ケ庶務ヲ掌理ス

第十四條　理事及評議員ノ任期ハ二ケ年トス
但シ官吏ヨリ出テタル者ハ本縣在職期間トス
補闕者ノ任期ハ前任者ノ殘任期間トス

第十五條　本會ハ書記若干名ヲ置ク
書記ハ會長之ヲ任免ス

第十六條　本會ノ經費ハ會費其ノ他ノ收入ヲ以テ之ニ充ツ

第十七條　本會ノ會計年度ハ毎年四月一日ニ始リ翌年三月三十一日ニ終ル

第十八條　本會則ノ施行ニ必要ナル細則ハ會長之ヲ定ム

第十九條　本會則ハ評議員會ニ於テ出席者三分ノ二以上ノ同意ヲ得ルニ非サレハ之ヲ變更スルコトヲ得ス

（八）事業部規程

第一條　本會事業部ハ左ノ事業ヲ行フ

一、地方ニ於テ講習會講演會相談會等アル場合ニハ需ニ應シ講師ノ派遣ヲ爲シ又ハ講師ヲ紹介スルコト
二、地方融和機關ノ幹事ノ會同ヲ求メ事業促進ニ關スル打合會ヲ開クコト
三、講習會講演會懇話會ヲ開クコト
四、小冊子其ノ他印刷物ヲ頒布スルコト
五、會報ヲ發行シ若ハ他ノ雜誌等ニ材料ヲ供給スルコト
六、各方面ニ亘リ人材ノ登用ニ留意シ能フ限リ適材ヲ適所ニ周旋シ就業志望者ノ便宜ノ世話ヲ爲スコト
七、修學中ノ故障ヲ排除シ其ノ成業ニ力ヲ添フルコト
八、各種經濟的組合ノ和用ヲ促進スルコト
九、移轉移住等ノ希望者ニ對シ便宜ノ取扱ヲ爲スコト
一〇、委員ヲ設ケ必要アル調査研究ヲ爲スコト
一一、以上ノ外融和促進ニ關シ特ニ必要アリト認ムル事項

第二條　本會事業部ノ趣旨ニ翼賛スル者ハ何人ト雖本會事業部正會員タルコトヲ得

第三條　本會事業部ノ會計ハ特別會計トシテ別ニ事ヲ處理ス

（九）融和委員協議委員設置規程

一、本會事業部ハ協和委員ヲ置ク
二、協和委員ハ本會事業部正會員中ヨリ選任委嘱ス
三、協和委員ノ數ハ地域ノ廣狹ト土地ノ狀況正會員ノ多少等ヲ斟酌シ各市町村ニ一名乃至四名ヲ置ク
四、協和會員ハ所在市町村ノ正會員ヲ代表シ本會事業部ノ施設ヲ徹底セシムル爲常ニ本會員並協議委員協和委員其他各種機關ト聯絡シテ其施行ヲ助成スルモノトス
町村長ニ協和委員ヲ嘱託シ任期ハ町村長在職中トス
五、協和委員ハ所在市町村内ニ於ケル正會員ノ集會協議其ノ他本會事業ヲ助成スル爲計畫ヲ爲スコトヲ得
前項ノ場合ニ於テ本會ハ其ノ經費ニ對シ補助スルコトアルヘシ
六、各市町村ニ於ケル協和委員ハ臨時本會及郡支部トノ聯絡ヲ爲スコトヲ得但シ經費ヲ要スル場合ハ郡支部又ハ代理者ノ申請ニ依リ本會ハ經費ノ一部ヲ支出スルコトアルヘシ
七、協和委員ノ任期ハ三ケ年トス但シ補缺ニ依リ選任依嘱セラレタルモノノ任期ハ前任者ノ殘任期間トス
八、協和委員會議ニ出席スル場合ニ於テハ他人ヲシテ代理セシムルコトヲ得ス、但シ町村長タル協和委員ハ其町村役場吏員ニ限リ代理セシムルコトヲ得
九、本會事業部ノ施設ニ關スル事項ヲ調査研究シ會長ノ諮問ニ應スル爲事業部協議委員會ヲ設置ス
一〇、協議委員ハ二十五名以内トシ關係官公吏郡支部長協和委員中ヨリ會長之ヲ嘱託ス
協議委員ノ任期ハ三ケ年トス但シ補缺ニ依リ嘱託セラレタルモノハ任期ハ前任者ノ殘任期間トス
一一、協議委員職務ヲ爲メ會議ニ出席スル場合ハ他人ヲシテ代理セシムルコトヲ得ス

一二、協議委員會ニ幹事若干名ヲ置キ會長之ヲ囑託ス
幹事ハ會長ノ指揮ヲ受ケ庶務ニ從事ス

（ホ）役員

會長　白根竹介
副會長　根岸雲助
同　安原舜一
評議員　長井喜太夫
（外二十五名）
理事　守屋喜元
（外三名）
主事　三浦精翁

（ヘ）豫算（昭和四年度）

總額——八、三五一圓
（內譯）歲入——會費五〇〇圓、助成金七、四〇〇圓、利子五〇圓、寄附金一圓、繰越金二〇〇圓
歲出——事務費二、六九〇圓、講習講演會費五、六〇〇圓（懇談會費補助一〇〇圓、講習講演會費五〇〇圓、映寫會費四五〇圓、調査研究費五〇圓、協和委員會費八〇〇圓協議委員會費三二〇圓、地方事業援助費三〇〇圓、奬學費一、一〇〇圓、懇談會費二〇〇圓、融和デー開催費二五〇圓、會報費一、五〇〇圓、雜費四〇圓）豫備費五一圓

（ト）事業計畫（昭和四年度）

（一）懇談會補助　（二）講習講演會　（三）映寫會　（四）調査研究
（五）協和委員會　（六）協議委員會　（七）地方事業援助　（八）奬學
（九）懇談會　（一〇）融和デー開催　（一一）會報刊行

【施行事業】

一、講習會　指導講習會、青年一夜講習會、社會事業講習會を縣下三ケ所に開催し、同會配布の講義錄讀者、中堅青年並に教育家、宗教家名譽職員、各種團體長其他有志の講習を爲した。講習生約二百名。

二、講演會　縣下四ケ所に於て縣と合同して融和問題講演會を開催した。

三、協和委員會　協和委員五百餘名の連絡提携を計り且つ御大典記念事業其他につき協議する爲め縣下十ケ所に委員會を開催した。出席委員總計五百十名。

四、協議委員會　青英奬勵、融和日施設、其他の事業に付き協議する爲め開催すること三回、出席者計六十名である。

五、映寫會　講演を兼ねたる映寫會を縣下十五ケ町村に開催した參會者總計約一四、九〇〇名に達した。

六、印刷物宣傳　パンフレット「明治節を迎へて」を四萬部印刷し協和委員、五一〇名縣內諸官署（七一ケ署）各種工場（五〇工場）を通じ廣く配布した。

七、奬勵助成

施行事業	施行市町村	補助費	備考
融和事業	大里郡	一五〇	郡に於ける事業部支部補助
同上	北埼玉郡	一五〇	
計		三〇〇	

（六）群馬縣融和會

大正十五年一月十九日、各郡市長並に縣下有力者を集めて融和機關設置に關して協議した結果、同會設立の事が議決されたので、創立創會を開き、會則其他を決議し同二月十二日前橋市臨江閣別館に於て發會式を擧行した。

爾來各種の事業を着々と進め堅實なる成績を擧けつゝある殊に同會はその組織に於て他の團體と異り、水平社幹部を役員に列し、特に內部同胞の自覺と相互の協調に努めつゝあるは同會の特色と見るべきものである。

（イ）趣意書

人間社會の發展は全人類が和衷協同して共存共榮の實を擧ぐるに存する。

國運の伸長も亦この人間の協和に基く。

畏くも　明治大帝は四民平等を宣明し天地の公道を弘布せられ國民の歸趨を明示し給はれた。

爾來五十餘年今尙武門政治の餘弊たる因襲的差別觀念は其の跡を絕たず謂はれなき差別が行はれてゐる。

惟ふにこの地上に於て人間としての存在を無視さるゝ程悲慘なことはない。人間が人間を冒瀆する程恐しい罪過はない。人間性の掠奪は社會生活の本義に反するのみならず國運の伸張を妨げ社會の進展を阻害する。

今や內外の情勢は斯の如き罪過、斯の如き觀念の存在を許さない。この故に吾人同志は玆に群馬縣融和會を組織し人間性の復活と過去罪過の懺悔の融和運動を起し人間相愛の大旆の下に協同諸和の實を擧げむとするのである。

人間禮讃に燃ゆる上毛の士よ！　起て！　事積年の弊風に起因するとも吾人同志は赤誠を傾注し勇往邁進此の使命を果さんとしてゐる。

同愛有志の士よ、吾人の微意を諒とし本會の趣旨に贊同せられ其の力を致されんことを。

大正十五年二月　群馬縣融和會

（ロ）宣言

國家社會の進展は之を構成する各人の協調諧和に存す而して各人の協調諧和は相互に人格を尊重し各自に責務を達行するにあり畏くも　明治大帝は維新の當初五ケ條の御誓文中上下心を一にし官民相一致し舊來の陋習を破り天地の公道に基くべき旨を昭示し給へり爾來五十有餘年上下協力國運の伸張昔日の比に非ずと雖陋習尙其の跡を絕たず、時に同胞將に閙き協調諧和の實擧らず共存共榮の天理に背くが如き憾みあるは啻に人道上の罪過たるのみならず上は仁慈なる叡慮に背き延て社會の平和を傷ひ國運の進展を阻害するものにして洵に痛嘆措く能はざる所なり今や內外の情勢國民協力一致益々社會の平和國運の伸張を圖り進て世界文化の

發達に寄與すべきの秋に當り如斯事相を見るは獨り我社會平和の憂患たるのみならず外は列強の間に伍して國家の隆昌を計る所以にあらず宜しく國民の自覺を促し同胞親和の實を擧げざるべからず

吾人玆に同胞相愛の本義に則り各人相倚り相扶けて益々國家社會の福祉を增進せむことを期す

大正十五年二月十二日　　群馬縣融和會

決議

一、吾人は各種團體と聯絡提携し同胞融和の普及徹底を期す

二、人類相愛の原理に基き因襲的差別觀念の徹底的芟除を期す

（八）會則

第一條　本會ハ群馬縣融和會ト稱ス

第二條　本會ノ事務所ハ之ヲ群馬縣廳内ニ置ク

第三條　本會ハ人類相愛ノ原理ニ基キ舊來ノ陋習ヲ破リ同胞融和ノ徹底ヲ期スルヲ以テ目的トス

第四條　本會ハ前條ノ目的ヲ達スル爲左ノ事業ヲ行フ

一、同胞融和親善ノ宣傳並ニ因襲的偏見ノ除去

二、融和促進上必要ナル調査研究

三、其他必要ナル事項

第五條　本會ノ趣旨ニ賛同シ本會ニ加入シタル者ヲ以テ會員トス

第六條　本會ハ左ノ役員ヲ置ク

會長　一名　　副會長　二名

理事　若干名　　評議員　若干名

第七條　會長ハ知事、副會長ハ學務部長及縣會議長ヲ推擧シ評議員ハ會長之ヲ囑託ス

第八條　理事ノ内二名ハ社會課長及社會事業主事ヲ推シ他ハ評議員會ニ於テ之ヲ選擧ス

第九條　評議員會ニ於テ選擧セラレタル理事及囑託セラレタル評議員ノ任期ハ各二年トス但再選ヲ妨ケス

第十條　補缺ニ依リ就任シタル役員ハ前任者ノ殘任期間トス

第十一條　役員ノ任期滿了ノ場合ニ於テハ後任者ノ就職スル迄前任者ニ於テ其ノ職務ヲ行フモノトス

第十二條　會長ハ理事會評議員會ノ議長トナル、副會長ハ會長ヲ補佐シ會長事故アルトキハ之ヲ代理ス

第十三條　理事ハ豫算其ノ他重要會議ヲ審議ス

第十四條　評議員會ハ毎年一回之ヲ開ク但シ會長ニ於テ必要ト認ムルトキハ臨時之ヲ招集ス

評議員會ハ會長ノ諮問ニ應シ意見ヲ答申シ會務ノ報告ヲ受ケ理事ヲ選擧シ本會々則ノ改廢並決議ヲナス

第十五條　理事會及評議員會ノ議事ハ出席者ノ過半數ヲ以テ決ス可否同數ナルトキハ議長ノ決スル處ニ依ル

第十六條　本會ニ顧問ヲ置キ會長之ヲ委囑ス

第十七條　本會ニ幹事主事及書記若干名ヲ置キ會長之ヲ任免ス

第十八條　本會ハ毎年一回總會ヲ開キ前年度ニ於ケル會務ノ報告ヲナス

第十九條　本會ハ必要ニ應シ支部ヲ設クルコトヲ得支部ニ關スル規則ハ別ニ之ヲ定ム

第二十條　本會ノ經費ハ奬勵金寄附金其他ノ收入ヲ以テ之ニ充ツ

第二十一條　本會ノ會計年度ハ毎年四月一日ニ始マリ翌年三月三十一日ヲ以テ終ル

（二）役員

會長　大森佳一

副會長　岡本保三

同　都木重五郎

同　稻田周一

理事　高井潤一郎

（外四十四名）

評議員　（一、二三三名）

（水）豫算　（昭和四年度）

總額——四、八八五圓

（内譯）歳入——補助金二、五〇〇圓、奬勵金二、〇〇〇圓繰越金二二五圓、雜收入一六〇圓

歳出——事務費一、一六五圓、會議費二八二圓、事業費三、四一四圓（協議懇談會費三二五圓、講演會費六三〇圓、講習會費一、〇一五圓、出版費一、四四四圓）豫備費二四圓。

（へ）事業計畫　（昭和四年度）

（一）協議會懇談會　（二）講演會　（三）講習會　（四）雜誌パンフレットの刊行

【施行事業】

一、講習會　融和一夜講習會、農村經濟講座、家庭講座、融和事業講習會を縣下六ヶ所に開催し、又中央融和事業協會と合同にて融和事業講習會を一回開催した、講習員總計七九六名で役場吏員、小學校教員、僧侶、青年處女等である。

二、講演會　縣下四十八ヶ町村に於て開催した。内三十二ヶ市町村は融和講演で十六ヶ町村は部落講演である、聽講者總計約六千八百名に達した。

三、協議懇談會　融和會役員、一心會員、小學校教員、一般及部落有志の協議懇談會を縣下十二ヶ町村に於て開催した。出席者總數五二五名である。

四、諸會議　春光編輯委員會、理事會、評議員會及總會を開催すること六回、出席者合計三〇五名。

五、宣傳　ポスター一五〇〇枚を作製して縣下各所に揭揭し、尚新聞紙には「國民融和日に當つて」と題して趣旨を宣傳す。

（七）下野昭和會

栃木縣には縣下に、町村を單位とする改善團體、若くは融和團體が設けられてゐるが、是等を連絡し又は統一する機關なきため、從來遺憾に感じられてゐたが、昭和二年二月二十一日の融和促進懇談會席上、縣單位の融和促進機關の創立に